滿鐵調査資料 第八十六編

滿洲に於ける日本取引所

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

凡例

一、滿洲には現在九箇所の取引所がある。關東廳取引所六、民營取引所三が之である。本編は之等九取引所の現狀を出來る丈け詳細に記述せんと試みたものである。

一、從つて理論、政策には多く觸れない事とした。只本編が夫等の誘出に役立てば幸甚である。

一、尙在滿日本取引所に一瞥を加ふれば足る人は卷末に附する所の一覽表を參照されたい。

一、主なる參考書左の如し

取引所要論（長滿欽司氏）、改正日本取引所論（橫山一郞氏）、取引所講話（河合良成氏）、關東廳取引所講話（宮内虎雄氏）、大連建値問題（當課）、内地取引所關係法規の改正と在滿洲日本取引所（當課）、關東廳統計書（關東廳）、關東廳施政二十年史（關東廳）、大連商議月報（大連商工會議所）、滿洲經濟時報（同社）、尙本編を草する上に種々便宜を與へられたる各取引所及信託の諸氏、並びに關東廳殖產課吉松博氏、大連五品澄川友敬氏に感謝の意を表する。

一、本編の擔當者　齋藤征生

昭和三年十月

庶務部調査課

滿洲に於ける日本取引所

目次

滿洲に於ける日本取引所

第一章　緒　言

曾つて「公許の賭博場」として世の擯斥を買つた取引所は、やがて「必要なる害惡」として蔑視せられつゝも世の容るゝ所となり、而して止む所を知らざる經濟社會の發展は、遂に今日の如く取引所をして經濟上必要缺ぐ可からざる一機關となし了つたのである。然し乍ら顧れば世界に於ける取引所二百年の發達史こそ恰も猶太民族のそれの如く涙ぐましき壓迫と屈辱の連續史であつた。或は一七三三年英國に於けるサー、ジョン、バーナード條令となり、或は佛國に於ける革命後の壓迫となり、米國に於ても一八六四年の金貨投機條例あり、比較的順調なる發展をなせりと言はれる獨逸に於てすら彼の一八九七年の取引所法中投機取引の制限となつたのである。俾近なる例を我國に求めても、明治十三年の金銀貨賣買取引の禁止布告あり、又明治三十五年の勅令第一五八號あり、更に眼を東三省に轉ずるならば或は民國十五年天合盛銃殺事件の如き、或は哈爾賓に於ける官憲の相場釣上の如く、吾人は今倘原始時代に於けるが如き官憲の壓迫と干渉とを見出すのである。然し乍ら之等の壓迫に抗しつゝ、之等の迫害と戰ひつゝ取引所は年を逐ふて進展して行つたのである。これは一面に於て抑へても抑へても抑へ切れない所の人間の射倖心が手傳つてゐるかも知れない、然し經濟社會の發達が必然的に取引所の發達を誘致した事は何人も否めないであらう。思ふに取引所の機能は一にして止まらず、最早や今日に於ては一日として缺ぐ可からざる重要なる機關と目さるゝに至つてゐる。而

も經濟界の發展は日を逐ふて著しく國民經濟は正に世界經濟の域に溶合せんとしてゐる。而して世界が物質關係に於て完全なる分業狀態に立到る時、取引所は益々顯著にその機能を發揮するに到るであらう。

翻つて我滿洲を見る。而してそこに見出さる可き商業界にせよ工業界にせよ、その他あらゆる經濟界が大豆その他の特產物を原動力として廻轉しつゝあるかの如き觀がある。げに特產物は滿洲の生命である、それを培ふ事によつてそれを世界に廣める事によつて滿洲の光輝は益々發揮せられる事であらう。而して滿洲の特產物をして今日の地位にまで築き上げたるは、他に種々の原因もあるかも知れないけれど、經濟界全體に對してなせる寄與と共に取引所の一貢獻であると信じて疑はない。之玆に不肖を顧ず敢て不備拙文なる本編を上梓する所以である。

第二章　沿革

ポーツマス條約の結果、日本は關東州の租借權及び南滿洲鐵道とその附屬利權とを露西亞より繼承した。次で明治四十年南滿洲鐵道株式會社設立せらるゝに及んで、我國人の滿洲の企業に注目するもの漸く多く、特産物の輸出、綿糸布の輸入、その他雜貨の販賣に從事する爲大連に渡來するもの日に多きを加ふるに至つたが當時大連は我邦人に取つては全くの處女地にして商取引の機關の如き殆んど皆無の狀態であつた。その後特産物輸出業者の同業組合設置せらるゝに及んで益々取引機關の必要を痛感し、明治四十一年五月二日の同組合例會に於て、大連埠頭構內に滿洲重要物産取引商人集會所設立の案を樹て、組合以外の同業者及び華商の贊同を得て滿鐵埠頭事務所に對し建築物の一部借入を請願したのである。當時の埠頭事務所長相生由太郎氏は快く之を承諾し、十月新穀の出廻りより倉庫の一角約二十坪の使用を許したのであるが之滿洲に於ける特産物取引所の濫觴である。然るに案の如く同所を利用せんとするものは日々百人を超へ、幾何もなくして狹隘を感ずるに至つたので同業組合は再び相生氏に對し事情を述べて適當なる場所の貸與方を請願した。是に於て同氏は會社重役とも相談の結果倉庫なる名義の下に一家屋を建築し、明治四十二年一月四日より取引市場として使用せしめ後大正二年九月一日まで之の狀態が續いたのである。

その當時に於ける取引は別に確立したる規約なるものなく、又法律的制裁等もなく只商慣習を基礎とする一種の不文律の下に圓銀建を以つて取引したのであるが大した故障もなく可成り順調に進捗した樣である。

然るに明治四十三年三月頃より市場の狀態漸次發達し、取引高も日々多きを加ふるに至り、時に一部の華商埠頭の集會所又は小岡子等に於て別の相場建取引を開始するものあり、折角之迄順調に發達したる該集合所內の相場に變調

を來し、延いては大連の特産市場を攪亂すべき恐れがあつたので組合側は協議の上關東都督府に對して同集合所を滿洲重要物産市場として公認せられ、尙他に同種のものを設置し能はざるが如き取締法規を設けて之を保護せられん事を出願したのである。

之より先都督府としても、取引の圓滿を期し、秩序ある發展を誘致する爲適當なる取引機關を設置すべき必要を認めてゐたので、右出願によつて刺戟せらるゝ所あり、いよ／＼官營取引市場經營に關する調査を開始したのである。然るにその年六、七月頃に至り都督府は新に滿洲重要物産の取引狀態に關する調査を開始したので、之を聞いた組合側に於ても好機逸すべからずとなし、副組合長相生由太郎氏外二名の評議員旅順に白仁民政長官を訪ひ、重要物産取引の現狀を說明し尙先般請願せる所の埠頭に於ける集合所に對し、重要物産市場としての保護を與へられん事を再び切願したのである。

右の請願に對しても都督府側からは何等の返答はなかつたけれど翌明治四十四年五月に至り白仁長官來連し、組合側と種々懇談の結果官設重要物産取引市場を新設する事に決し、その經營方法はすべて組合側の意見に一任する事になり、六月三日都督府側と組合側との第一回正式交涉開催され、都督府側からの提出議案に基いて相互に意見の交換をなし、更に翌日の會合に於て多少原案を修正する所あり茲に大連取引所設立の基礎を作るに至つたのである。

明治四十四年六月二十二日に至り關東都督府は府令第十三號を以つて「大連重要物産取引市場規則」を發布した。右規則中には單に職制商議員制の規定あるのみにて賣買受渡その他の內容に關しては未だ決定する所なく、從つて該規則は官憲の手によつて從來の現物市場を經營する事を意味するもので、先物取引に關しても何等觸るゝ所がなかつたのである。然るにその後同年八九月の頃より取引人の中に思惑空賣買をなすもの生じ、その傾向は漸次濃厚となり

つゝあつたので組合としても種々研究の結果、四十五年一月に至り期賣買に對し斷然立合中止を命じ、一部の者に對して集會所の出入を禁止するに至り一時漸くその終熄を見たのであるがその後に至り埠頭集會所散會後奥町附近に於て期賣買をなすものを生ずるに至つた。

是に於て組合としても到底該行爲を根本的に絶滅する事は不可能であると言ふ見解の下に、寧ろ此際同市場を普通の取引所とし先物賣買を公許するに如かずとなし、右の旨を都督府に對し具陳したのである。都督府としても事情止むを得ずとなし、之を普通の取引所となす事に決し、大正二年二月十四日勅令第六號「關東州內ニ設立スル重要物產取引市場ニ關スル件」が公布せらるゝに至つたのである。

勅令第六號

朕關東州內ニ設立スル重要物產取引市場ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ公布セシム

關東州內ニ設立スル重要物產取引市場ニ於ケル取引ノ方法及擔保ニ關シテハ關東都督ノ定ムル所ニ依ル（大正四年勅令五四號により改正せらる）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令に依り取引所の賣買取引に關する法律上の根據初めて定まり、同年三月十五日府令第七號により「大連重要物產取引所規則」發布され、四十四年の府令第十三號に代り、尙六月十一日の府令第十五號に依り同規則施行規程公布され賣買受渡その他取引の內容に關する事項が規定せられたのである。然し乍ら同取引所は官營であるから賣買に對し擔保の責に任ずる事が出來ない。仍て別に擔保の責に任ずべき民營の會社を必要とし、當局とも種々懇談の結果

同年六月十九日に至り大連重要物産取引所に於て擔保清算の責に任ずべき大連取引所信託株式會社の設立を見、茲にすべての點が完備したるを以て、大正二年九月一日より業務を開始したのである。之蓋し滿洲に於ける日本側取引所の嚆矢である。

然るに右大連重要物産取引所は開所以來成績良好にして一般經濟界に貢獻する所尠からず、依つて奥地に於ける特産物の大集散地たる開原及長春に同一の取引所を設立すべきの議起り大正四年以來諸準備に着手し、同年四月勅令第五十四號を以つて大正二年勅令第六號中に「關東州內」とあるを「關東州及南滿洲鐵道附屬地內」と改正しその効力の範圍を擴張したのである。

次いで大正五年二月府令第一號を以つて「關東都督府取引所規則」を公布して從來の「大連重要物産取引所規則」に代へ、大連、長春、開原皆之に據る事となつた。同月府令第二號を以つて「開原取引所規程」同じく三號を以つて「大連重要物産取引所規程」同三月第八號を以つて「長春取引所規程」が夫々公布せられた。而して開原は二月十五日より、長春は四月四日より、業務を開始したのであるが、此處に注意すべきは之の兩取引所に對して錢鈔取引を附設した事である。之滿洲に統一せる通貨なく各地によりてその事情を異にし、又その取引の如きも極めて亂雜にして相場に一定の基準なるものなく、特産物の取引に關しても極めて不便であつた爲是に錢鈔取引を附設し兩々相俟つてその機能を發揮せんとしたのである。而して開原は開所以來一箇月目の三月十五日より、長春は開所と共に立會を開始した。一方大連に於ける錢鈔取引は以前より華商が公議會に集合して金票、鈔票、小洋錢の賣買取引をなしつゝあつたが大正三年二月以來正隆銀行の代表者と中國商人が官許を得て大連錢業公所を設立し、章程を設けて現物及び先物取引をなすに至つた。然るに前述の如く開原及び長春に錢鈔取引開始せらるゝに至り寧ろ此の例にならつて取引所

に於てなすを適當となし、大正六年五月十八日府令第九號を以つて「大連重要物産取引所錢鈔取引規程」公布され、その附則により六月一日より同規程は施行され、從つて大連錢業公所は任意解散しその會員の多くは免許料を免ぜられて錢鈔取引人となつたのである。之より大連重要物産取引所は重要物産の外に錢鈔取引を兼營する事となり益々機能を發揮するに至つた。

次で大正八年二月六日關東都督府は府令第六號を以つて「大連取引所規程」を公布し、從來の「大連重要物産取引所規程」及び「大連重要物産取引所錢鈔取引規程」を廢止した。從つて取引所も大連取引所と改稱するに至つた。

公主嶺、四平街その他沿線主要地に於ても特産の出廻り漸次增加し完全なる取引機關を要求しつゝあつたが、當時多くは支那側の商務會内に取引所類似の市場あるのみにて賠償制度その他完備せず從つて不便を感ずる事甚だしく此の頃より地方官民合同して各地に取引所設置運動を起すに至つた。關東廳としても産業發達を助長し經濟界の進展に資せん爲各所を調査の結果、大正八年八月廳令第三十八號を以つて「四平街及公主嶺取引所規程」を、同十月廳令第五十一號を以つて「鐵嶺取引所規程」を、同十二月廳令第六十五號を以つて「奉天、遼陽及營口取引所規程」を夫々公布し、公主嶺は八年十月より四平街及鐵嶺は十一月より、遼陽は九年八月より、奉夫及營口は同十月より夫々業務を開始したのである。

然し乍らその後に至り戰後の反動により財界は漸次不況となり加ふるに日本側取引所設置に刺戟されて支那側にて交易所を開設するあり、又滿鐵の混合保管制度の實施さるゝありて大連、開原の兩取引所を除けばその他のものは市場振はず殊に鐵嶺、遼陽、營口取引所の如き最も甚だしく、大正十二年以來は殆んど取引皆無の狀態に陷り大正十三年十月末日限り遂に廢止さるゝの餘儀なきに至つたのである。

重要物產及錢鈔の取引所は以上の如く官營取引所によつて略整備したのであるが一方滿洲財界の發展と共に簇出せる諸會社の株式及輸出入品の取引機關如何と言ふに、大正六年十二月大連株式同業組合なるもの組織され株式現物市場開始の許可を得て立會をなし、又大正八年五月滿洲證券信託會社も同樣の特權を得て取引をなしつゝあつたが、之等は何れも現物のみの賣買にして先物の取引を許されず、且つ正式の取引所に非ざるが故に不完全なるを免れず、剩へ當時の會社資本狀況を見るに社數二四八、資本總額七千九百十一萬餘圓（大正八年八月現在、關東廳調、滿鐵を除く）にして、之等證券の運用如何は財界の消長に多大の影響を及ぼす爲證券市場の中樞機關として株式取引所を設立すべき必要を認め、大正八年六月二十三日大連市有志二十名より右の旨の出願あり、次で八月小泉策太郎氏外數十名より同樣の出願あり、此等兩派は其後一致して運動を續けたのであるが同年十二月十三日勅令第四九四號「關東州取引所令」發布せらるに至り、關東廳に於ても之に基きて同月二十四日廳令第六十七號を以つて「關東州取引所規則」を公布し翌二十五日資本金一千萬圓株式會社組織の大連株式商品取引所の設立發起を認可し、翌九年二月十日更にその設立を免許したのである。而して小泉策太郎氏初代の理事長に就任し、三月十日より愈々業務を開始した。然し乍らその後財界の不況に遭遇し、倘內部に紛糾等もありて未だ所期の目的を達せず今日に及んでゐる。上場物件は開所當時株式、綿糸、麻袋の三であつたが大正十年十一月一日より綿布の賣買を開始し、越えて昭和二年十二月一日より麥粉を上場するに至つた。

奉天に於ても殆んど時を同うして卽ち大正八年九月（二十三日）證券の現物市場として資本金二百萬圓を以つて奉天信託株式會社なるもの設立せられ專ら株式の賣買に從事してゐたが、翌九年十月（十五日）補助機關たりし奉天商事株式會社を資本金三百萬圓より百二十萬圓に減資して合併し資本金總額を金三百二十萬圓に增加した。然し乍らその後

襲來せる財界の變動に逢ひ一時は事業を停止するの外なき狀態に立至つたのであるが大正十年三月(十五日)公認市場の認可を受けて純然たる取引所組織に改め、商號も株式會社奉天商品證券交易所と改め從來の證券の外に米穀外五種商品の上場認可を得て同六月(二十日)より再び證券部の市場を開始したのである。

その後大正十二年一月(十日)に至り滿洲取引所と改稱し財界の頽勢と共にあへぎつゝありしが、十三年七月十六日より米穀市場を開始し以つて今日に至つてゐる。

安東に於ては大正七年十月の交、組合組織の下に安東信託公所なるもの生れ錢鈔の取引に從事してゐたがその後八年十一月に至り安東證券商品信託公所資本金二百萬圓を以つて設立され同市場を繼承したのであるが、更に九年十二月に至り同所を買收し之を基礎として資本金二百五十萬圓を以つて安東株式商品取引所が設立された。之卽ち現在の安東取引所であつて翌十年一月十日在安東領事の免許を得て同二月十五日より業務を開始した。

次で大正十二年十月行政移管の結果關東廳の管轄に屬する事となり、翌十四年六月商號を現在の如く安東取引所と改め現在に至つてゐる。尙最近昭和三年六月一日に至り株式、錢鈔の外に粟を上場して益々發展の途上に向ひつゝある。

此の他大正十年の所謂中間景氣を利用して幻の如く現れ、次で襲來せる深刻なる財界の不況に泡沫の如く消え去つたものに株式會社哈爾賓取引所がある。同所の設立は曾つて大連株式商品取引所に關係せる森上卯平氏の計畫せる所であつて、その動機は主として設立による株式のプレミアム獲得にあつたと言はれてゐるが、大正九年頃から種々調査を開始し當時哈爾賓に於て認可を得て取引所類似の營業をなしつゝあつた哈爾賓信託會社を買收し、その營業の範圍を擴張し日支合辦の取引所を設置すべき具體案を樹て大正十年二月外務省に設立認可を申請したる所越えて五月認

可の指令に接した。然し乍らその後種々の障礙あり、又猛烈なる支那側の反對に逢つて一時停頓の形であつたがその後に至り支那側との諒解もなり一方東京に於ても小泉氏中心となつて種々運動の結果設立準備も整ひ、十一月初旬資本金一千萬圓の四分の一拂込を了し、十二月十一日哈爾賓日本居留民會公會堂に於て無事創立總會も擧ぐるに至つたのであるがいよ〳〵業務を開始したのは翌十一年七月二十二日であつた。

開所當時は特産、錢鈔、株式、商品の中株式のみ上場したのであるが、出來高の如きも一日平均五千株を突破し八月附屬株式信託の設立後は一日一萬乃至二萬株の出來高を示し、越えて十二月二日よりは新に麻袋をも上場し大いにその前途を囑望されてゐたのであつたが、財界不況の襲來と共に尙一面經營宜しきを得ず、大正十二年四月頃より漸次難局に立ち十一月一日以降は兩市場共休止するの餘儀なきに至り、次いで十二月十日臨時株主總會を開催して資本金を五百萬圓に半減し、翌十三年九月二十二日臨時株主總會に於て遂に解散の假決議をなし、十月十八日定時株主總會に於て正式に解散を議決した。顧みれば十一年七月より翌年十月まで立會をなせるは僅か一年半に足らず誠に泡沫會社に過ぎさりしを遺憾に思ふものである。

第三章　取引所の組織及び擔保制度

第一節　組織

第一款　總說

取引所を經營主體によつて區別すれば之を二つに大別する事が出來る。一は卽ち官營取引所であり他は卽ち民營取引所である。民營取引所は更に株式會社組織と會員組織に分ち得るのであるが、滿洲に於ては特殊の事情の爲官營取引所卽ち關東廳取引所の設立せらるゝもの多く全數の三分の二卽ち六箇所を占めてゐる。他の三箇所は盡く株式會社組織による民營取引所にして未だ會員組織の取引所は設立を見ないのである。

第二款　官營取引所

第一項　總說

取引所の經營主體として何者が最も適當であるかと言ふ事は學者間に種々議論の有る點であるが、取引所が經濟社會全般の公共施設であると言ふ事を認める限り、その經營主體が官廳その他の公共團體であると言ふ事に對し反對は唱へられない筈である。然し乍ら日本內地は言ふまでもなくその他各國に就いて見るに、獨逸及伊太利に於て商業會議所が直接取引所の管轄に當つてゐる外殆んどすべてが會員又は株式會社組織であつて官營の取引所なるものを聞か

ないのである。之多くは設立の沿革によるものと思はれるが滿洲に於ては第二章に於て述べたるが如く、設立の當初に於て市場を統一する爲直接關東都督府の監督を要し、更にその市場は日支兩國人を初めその他外國人によつて利用され、而かもその多數を占むる中國人が他國官憲を信ずる事厚く、依つて彼等に對する威令の關係からも官營となすを要したるが如き理由により官營の端を發したるものと思はれるがその後漸次發展して今日に及び、向井博士をして理想的なる制度であると言はしめるに到つたのである。

第二項　內部組織

關東廳取引所は率直に言へば官廳である、而してその役員、使用人は官吏、囑託員、雇員等である。從つてその費用は關東廳經費の一項目として支出され、而してその收入は免許料、入場料、營造物貸下料等の如き營業收入に非るものなる事勿論である。試みに昭和元年度に於ける關東廳の取引所關係收支を擧ぐれば左の如くである。

收入

營造物貸下料	一八、〇七二・一三円
取引所收入（免許料、入場料）	二六、二一四・〇〇
雜收入（特許料を含む）	二六九、四九六・八七
物品拂下代	九八九・六四
計	三一四、七七二・六四

支出

事務費	三三、四二一・一四円
修繕費	九、三三三・九六
旅費	六、〇三六・四七
給與	一三四、六〇二・〇二
雜費	一八、九一三・九五
計	二〇二、二九七・五四
差引收入超過	一一二、四七五・一〇

備考　營造物貸下料は取引所建物内の室室を取引人組合、取引人事務所その他に貸與せる使用料金、雜收入の大部分をなすものは附屬信託會社より納入する特許料である。

次にその收支狀態を各取引所に就いて見れば左の如くである。

取引所名	收入	支出	差額
大連	一五七、四九三・一三	七四、九六六・四四	(+)八二、五二六・六九
奉天	二、一三〇・〇〇	二三、八二八・九七	(−)二一、六九八・九七
開原	八五、五七五・九一	三三、六二四・四二	(+)五一、九五一・四九
四平街	一〇、八六三・六四	二二、八九八・八三	(−)一二、〇三五・一九
公主嶺	四八、三七七・七四	二三、六七六・二八	(+)二五、三〇一・四六
長春	一〇、三三二・二二	二三、九〇二・六〇	(−)一三、五七〇・三八
計	三一四、七七二・六四	二〇二、二九七・五四	(+)一一二、四七五・一〇

備考　奉天、長春、四平街が支出超過の狀態にあるはその特許料を奉天にては全免、長春にては半減（普通は賣買手數料收入の二割）せる爲にして、四平街は業績不振による。

偖取引所の内部には所長、副所長、主事、書記、檢査員等の所員を置き、所長は關東長官の命を受け所務を總理し所員を指揮監督するものであつて各取引所に必ず之を設けなければならない。副所長は所長を輔佐し所務を掌理するものであつて必要に應じて之を置く事を得る定めである。（現在大連取引所のみ）主事は上司の命を承け所務を分掌するものにして之亦必要なる取引所のみに設ける規定で、現在の所大連、開原兩取引所のみである。書記は上司の命を受け所務に從事し、檢査員は上司の命を受け取引物件の檢査に從事するものである。（關東廳取引所規則第二條、第三

條以下單に何條と言ふは關東廳取引所規則也）此の他各取引所に商議員會を設け、尙土地の情況によつては相談役を置く事をも得るのである。

取引所に於ける所長の權限は甚だ廣範に恒つて行使され、日本內地に於て商工大臣の權限に屬するが如き事項も所長の裁決によつて決し得るものが少くない。左に所長の權限及び職務に屬する主なる事項を擧ぐれば、

一、取引人の免許及其代理人の許可竝に取消の權（第十三條、第十五條、第二十七條、第二十八條）（日本內地に於ては商工大臣の權限に屬す。取引所法第十條、第十一條ノ二、第二十七條）

二、取引人の帳簿書類及物件を檢査し又は文書の提出を命し得るの權（第二十六條）（日本內地にては商工大臣の權限取引所法第二十八號）

三、左の各號の一に該當すると認むる時は、市場の立會の全部又は一部を停止し若は賣買數量を制限し、又は取引人の賣買を差止め若は入場を制限し得るの權（第二十九條）

1. 相場の昂低不穩當なる時、又は不穩當なる昂低を生ずべき虞ある時。
2. 取引人が不穩當なる賣買をなし、其の他故意に市場を紊す行爲を爲し又は爲さむとする時。
3. 賣買證據金の徵收に支障ありと認むる時。
4. 前各號の外公益上必要ありと認むる時。

四、取引所に於て爲したる賣買取引に關しその關係者間に起りたる紛議に付雙方合意の上申請ありたる時は別に定むる所に依り仲裁制定を行ふの權。（第三十條）

尙「關係者間」と言ふ時には取引人相互間及取引人と委託者との兩樣の意義を含むものとの解釋が付く譯であるが

現在の所多くは取引人間の紛議に就てのみ所長之が仲裁の任に當つてゐる樣である。而して前項の仲裁制定に對しては異議を述ぶる事は出來ない。(第三十條の二項)

五、信託會社の業務監督權(取引擔保會社取締規則第一條、第十條、第十一條、第十六條)

六、取引人組合規約に對する認可權(第二十五條)

七、公定相場を公示すべきの義務(第十條)

八、取引人又は委託者より賣買取引に關し證明の申請ありたる時は無償にて之を證明すべきの義務(第十一條)

尙所長は(一)取引人の免許廢業及死亡、(二)取引人の免許の取消、(三)取引人の營業の停止及其解除、(四)代理人の許可及代理權の消滅、(五)市場の開閉時間及休止、(六)立會の停止及其解除、(七)其他必要と認むる事項に關しては之を市場に公示しなければならない。

第三項　商議員會及び相談役

關東廳取引所には所長及び商議員を以つて組織する商議員會なるものがある。右は取引所の諮問機關にして商議員は商工業に關し學識又は經驗ある者の中より關東長官之を任命し、その數は十名以內にして任期は三箇年間である。商議員會は日本內地取引所に於ても法規改正以來その設置を見たのであるが、その組織權限等に就いてはかなり趣を異にしてゐる。尙民營取引所の商議員會に就いても此處に一括して述ぶるを便利とする故左に略述するが、關東州取引所法規中には商議員會なる規定なく、只その營業細則中取引人組合なるものを規定して取引所の諮問機關としてゐる。尙滿洲取引所にはその定款中明かに商議員會なるものを規定してゐる。今之等を表示して內地取引所に於ける商

議員會に比較すれば左の如くである。

	組織	權限（諮問事項）
日本内地取引所	一、役員たらざる會員又は取引員の互選したるもの全員の十分の一以上の員數を要す全員百名を超ゆる時は超過員數に付別段の定めをなす事を得 二、役員の互選したるもの、前者の數は後者の數を下る事を得ず、會長一人、副會長若干人を置き之等は商議員中より選擧す。	一、資本金、會員、取引員、商議員會又は賣買取引に關する定款の變更 二、業務規程の變更 三、會員又は取引員の加入又は處分 四、市場の臨時開閉又は立會停止 五、上場物件の銘柄又は廢止 六、賣買取引の標準物の決定又は廢止 七、賣買手數料に關する事項 八、賣買證據金に關する事項 九、賣買取引の違約に關する
關東廳取引所	一、所長 二、商工業に關し學識又は經驗あるものに就き關東長官之を命ず。十名以内任期三箇年 三、相談役も出席し意見を述ぶる事を得。	一、取引人の免許及其取消に關する事項 二、賣買取引の方法及其の履行に關する事項 三、費用の徵收に關する事項 四、仲裁判定に關する事項 五、その他重要なる事項
滿洲取引所	一、仲買人 二、商工業に關し學識又は經驗あるものの中に付理事會の決議により理事長之を推選す。 任期二箇年	一、仲買人の申請又は除名に關する事項 二、賣買取引上重大なる紛爭に關する事項 三、仲裁判定に關する事項 四、賠償責任履行に關する事項 五、營業上に關する諸規定の編成又は改廢 六、賣買手數料率及仲買人口錢率の決定及變更に關する事項 七、其の他必要と認むる事項
大連及安東取引所	大連及安東共營業細則により取引人組合に諮詢す。	一、賣買取引の種類又は方法を變更せむとする時 二、賣買手數料を變更せむとする時 三、營業細則を變更せむとする時 四、臨時に市場を休止せむとする時 五、臨時に受渡期日を變更せむとする時 以上の諸點は兩所共通にして此の他 安東、受渡規程を變更せむとする時

事項	十、定款又は業務規程に於て特に定めたる事項			大連、新に賣買物件の定期取引を開始せむとする時取引人組合の意見を徵す。
決定方法	一、開會 議事に關與し得る商議員の過半數の出席を要す但し前記三、四、八、九の事項にして臨時急施を要するものに付いては定款の定むる所により商議員の互選する總代の過半數 二、議決 出席商議員の過半數を以て決す 可否同數の時は議長の決する所による			

尙取引所規則第六條により、土地の情況によりては相談役を置く事が出來る。相談役は取引所の重要事務に參與し且つ取引所の事務に付意見を所長に開申する事を得、又商議員會に出席して意見を述べ得る權限も附與されてゐる。

第三款　民營取引所

第一項　總說

滿洲には現在三箇所の民營取引所があるが、前述の如く各れも株式會社組織である。而して大連株式商品取引所は

當初より關東州取引所令に準據して設立せられ、安東取引所は設立の當初に於ては日本法に準據し領事館登記によつて設立せられたのであるが、大正十二年十月民團の撤廢と共にその行政を滿鐵に移管したるにより關東廳の管轄に屬する事となり、大正十四年二月正式に關東長官の命令に接し從つて關東州取引所令に準據する事となつた。只滿洲取引所は奉天十間房にあり、その所在地は滿鐵附屬地外にして特に之に準據する旨を示さざる限り關東州取引所令の適用を受く可きではない。而してその定款、營業細則には何等右の旨を明示する所なく且つその規程の如きも關東州取引所令に準據せる旨を認め得ず、さりとて全然日本法に據れりとも思はれざる故に以下滿洲取引所に就いてはすべて定款による事とする。

第二項　設立

日本內地に於ける取引所法規は從來より取引所の數を制限し、同種の取引物件に對してはその取引所數を一地區內に一箇所と制限して今日と雖もその方針を取りつゝある。此の點に就いては滿洲に於ても同方針であつて、關東州取引所令第一條及第三條關東廳取引所規則第一條等により、關東長官が經濟上許可すべきもの（關東州取引所）又は必要なりと認むるもの（關東廳取引所）に限りて設立を許可しその濫設を抑へてゐるのである。設立の手續に關し關東廳取引所にありてはその規則第一條により關東長官が必要と認むる地に直ちに設立し得、各職員を任命し民營取引所に於ける定款營業細則にも相當すべき該取引所規程を發布すれば足るのであるが、株式會社組織の取引所を設立せむとする時は發起人は發起認可申請書に定款、營業細則及左の事項を記載したる書面を添附して所轄民政署長又は警務署長を經由して之を關東長官に差出さなければならない。（州取引所規則第一條）

一、發起人各自の引受く可き株式の數
二、資本使用の概算及收支の見込
三、賣買取引すべき物件の其の地方に於ける集散の狀況及取引所に於ける賣買の見込
四、取引所の地區

而して右發起の認可を受けたる後、發起人が株式の總數を引受けたる時は商法第百二十四條に定めたる調査終了の後、若し發起人が株式の總數を引受けざりし時は創立總會終結の後、總役員は設立免許申請書に左の書類を添附し所轄民政署長又は警務署長を經由して之を關東長官に差出すのである。(同第二條)

一、定款及營業細則
二、株主名簿
三、檢査役の報告に關する裁判ありたる時は其の決定の寫本
四、創立總會の決議錄

而して右設立免許の申請は、發起の認可を受けたる後六箇月以內になさなければならない。又設立の免許を受けたる後一年內に業務を開始しなければ免許は其の效力を失ふ。(同第三條)その資本金に就いても最低額の制限あり、即ち第五條に「取引所ノ資本金ハ百萬圓以上トス」と規定し、尙關東長官は必要と認むる時は資本金の變更又は株金の拂込を命ずる事が出來る。(同第二項)尙取引所はその十分の一に相當する營業保證金を供託しなければ業務を行ふ事が出來ない。勿論營業保證金は有價證券を以つて代用する事が出來る。取引所の免許年限は十箇年である但し出願により關東長官は之を更新し得る。(州取引所令第四條)而してその更新を出願せむとする時は免許年限滿了前三月以上六

月內に所轄民政署長又は警務署長を經由してその願書を關東長官に提出すれば良いのである。

以上發起認可の申請、設立免許の申請及免許年限等に關しては內地取引所法規と軌を一にしてゐるが、只資本金の制限に關し、內地に於ては十萬圓以上とし、その半額以上にして少く共十萬圓の拂込を終りたる後でなければ業務を行ひ得ない（取引所令第一條）のに反し、關東州取引所法規に在りては同規則第五條に於て資本金の最低額を百萬圓としその拂込に對しては何等制限はない。

然し乍ら商法の定むる所により少く共四分の一即ち二十五萬圓の拂込を了せざれば營業を開始する事が出來ないから、各れにしても日本內地取引所より資本金の大なる可きを要求してゐる。蓋し經濟界發達の程度、從つて信用の狀態日本內地に及ばざるを以つてかく規定せられたものと思はれる。尙關東長官は必要と認むる時は資本金の變更又は株金の拂込を命ずる事が出來るが、此の點に就いては內地法規と同樣である。

以上述べたる所は株式會社組織に就いてのみであるが、關東州取引所令第六條は「取引所ハ會員組織又ハ株式會社組織トス」と規定し、明に會員、株式兩組織を併用してゐるのであるが、その法規中會員組織取引所の設立に關しては何等規定する所がない。蓋し關東州取引所法規がその當初より大連株式商品取引所を設立する爲にのみ發布せられたる觀あると、更にその當時に於て會員組織設立の豫想なく、又その機運到れる時は州取引所令第五十條によつて必要規則を發布せんとせるもの丶如く思惟せらる。

右の他關東州及び滿鐵附屬地外に設立せらる可き取引所は、特に關東州取引所法規に據る旨明示しなければ日本法により所管領事の認可、免許を受けて設立するのである。

第三項　役員

民營による取引所は各れも一種の社團法人である。法人であ以上取引所としてもその活動の爲に意思、執行、監督三機關を有せなければならないのは他の法人と變りはない。而して意思機關たる株主總會（會員總會）に就いては他と異る所はないが、執行機關たる理事長及び理事、監督機關たる監査役卽ち之等役員に就いては法律又は定款を以て制限する所が多い。卽ち關東州取引所令第二十條以下に於て取引所の取引人との間に資金の供與、損益の分配其の他取引人の營業に付き特別の利益關係を有する者を制限し、取引人を兼ねる事を得ざらしめ、又他の取引所の役員を兼任する事を防いでゐる。而して定款に於てはその持株の數を制限してゐる。現在三箇所共一百株以上を有する株主中より選任する旨定款に定めてゐる。

役員の員數は法規には理事長一人、理事二人以上、監査役若干人とその最少限度を定むるのみで他は各取引所の定款に讓つてゐる。蓋し各々資本及び土地の事情その他によりその人數を一定すべきでないからである。定款によれば大連及安東は等しく理事長一名、理事八名以內、監査役五名以內となつてゐるが實際に於ては理事長一名、理事三名、監査役二名となつてゐる。但し安東に在りては常務を統辨する爲理事中より一名の常務理事を互選してゐる。滿洲取引所に在りてはその定款に於て理事八名以內、監査役五名以內と規定し理事長一名は株主總會の決議により理事中より選任する事になつてゐる。現在理事長一名、理事五名、監査役一名である。役員の任期も內地法規と同じく關東州法規に於ても二年以內と定め、大連、安東共それによりその定款中「役員ノ任期ハ二箇年トス」る旨明記してゐるが、只滿洲取引所に於ては定款第二十九條に「理事ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス」る旨規定してゐる。此の點明かに

日本法にも關東州法規にも據らざるものである。尙以上の役員は關東長官の認可を經なければ無效である事は言ふまでもない。之日本內地法の精神と同じく取引所が經濟上必要なる機關であると共にその經營の如何によつては大いに弊害を供ひ得るから、嚴重にその役員を吟味し公共機關としての機能を充分發揮せしめん爲である。但し滿洲取引所役員の任免はその監督官廳たる奉天總領事の認可を受けてゐない。

次に役員の職務であるが、理事長は外に對してはその取引所を代表し內に對しては諸般の業務を總括する。理事は理事長を輔佐し尙常務に當る爲互選により常務理事を選任し得る。安東の定款によれば常務理事一名にして實際上にも現在一名の常務理事が就任してゐる。大連に於ては常務理事若干名と規定し實際上には現在就任してゐない。滿洲取引所に於ては之を專務理事と稱する事になつてゐるが現在なし。右の理事長及理事は理事長議長の下に理事會を開催し重要なる事項を議定するのであるが業務の必要に應じてはその決議により相談役若干名を置く事も出來る。因みに理事長及理事は就任の日に其の所有にかゝる同所株式一百株を監査役に供託しなければならぬ、而して退任の場合は諸報告が株主總會の承認を得たる後でなければ右の株式は返戾されない。以上は取引所が一私法人としての役員の職務であるが、前述の如く取引所は公共的機關であるから普通の營利會社の重役と異り、單に自己の會社の爲めのみならずその公共機關たるの實を發揮すべく努力しなければならないのである。

第二節　擔保制度並びに附屬信託會社

第一款　總　說

取引所に於て締結せられたる賣買取引の違約より生ずる損害を賠償するや否やにより、擔保制度と無擔保制度の二つに分つ事が出來るのであるが無擔保制度の下に於ける賣買方法は相對賣買にして而もその取引人たるや資力信用大なるものでなければ到底圓滿に行はるゝ事は至難であるから、現在に於ては英米等の如く對人信用の著しく發達したる國を除けば殆んど行はれてゐない。殊に我國の如く對人信用發達せず取引人の質に於ても優良ならざる國に於ては望む可くもない事である。而も舊取引所法第二十二條は强制擔保制度すら命じてゐたのである。勿論夫は左の二根據の下に制定せられたるものであつて我國の實狀には最も適してゐたと言へるかも知れない。

一、經濟界に於ける對人信用の不足せる事

二、賣買取引を便利確實ならしむる事之である。

然し乍ら右は株式組織のものにのみ適用し會員組織に就いては飽迄對人信用を發揮せしめようとしたのであるが、前述の如き對人信用の不足は反つて株式組織のものを奬勵し會員組織取引所の設立を防げる結果と成り了つたのである。然るにその後會員組織論者中に强制擔保制度は單に取引所を相手とするのみにて相手方の信用を顧る必要なく、從つて不當の投機を誘致するものであるとの說を爲すものあり、當局に於ても之に賛し强制擔保制度を改めて任意擔保制度となし、尙會員組織の取引所を奬勵せんとする見地から現時の信用狀態に鑑みて會員組織取引所にも一律に右の規定を適用する事となつたのである。(取引所法第二十二條)

飜つて關東廳取引所を見るに、日本內地及び民營による取引所に反し淸算所擔保制度にして、關東廳の特許を受けたる信託會社が附屬して擔保の任に當つてゐる。而してその制度に對しては明示はないが後述の如く一種の强制擔保制度を採用してゐると言つても差支へない。次に關東州取引所令に據る取引所であるが、右は同令第三十七條の規定

により明に强制的に擔保の責を命ぜられてゐる。

第二款　關東廳取引所

既に述べたるが如く關東廳取引所そのものは官廳に類するものであり、その從事員は從つて官吏である以上清算擔保に關する業務を營む事は不可能であるから、擔保會社が各取引所に附屬してゐる譯である同會社は關東廳取引所規則第十七條により關東長官の許可を得て設立するものであつてその特權に對し特許料として賣買手數料收入の二割を關東廳に納入してゐる。但し長春は大正十年の大缺損により半減し、奉天は大正十一年以來引續く缺損により全免してゐる。(右特許料の實收額は第三章第三節第四款取引所信託業税の項に表示す)

偖之等擔保會社の擔保制度を見るに取引所規則第十七條は身元保證金及賣買手數料を差入れしむ可き事のみを規定し、取引人に對し如何なる責任を負ふ可きかには觸れずして各取引所規程に讓つてゐる。而して各取引所規程は先物取引に就いては各々その附屬する信託會社に擔保契約を締結する事を命じてゐる。但し大連、開原、長春に於ては競賣買の方法による先物に限り奉天に於ては先物はすべて競賣買の方法により、而して先物に限り擔保する定めであるから從つて競賣買による先物となり、四平街及公主嶺には賣買の方法に關する制限なし。(大連取引所規程第十八條、開原取引所規程第十二條、長春取引所規程第十一條、四平街及公主嶺取引所規程第二十一條、奉天取引所規程第二十一條)更に各信託會社はその定款中に各取引所に於て成立したる取引の履行を擔保する旨を規定して居り、事實に於ても各取引所信託會社は必ず取引の履行を擔保すべき立場にあるから、結局に於て强制擔保制度なりと言ふ事を得るのである。然し乍ら右は内地取引所に於ける違約賠償とは多少その趣を異にしてゐる。その相違點として左の三點を

擧げ得る様である。

一、內地取引所は取引所自身擔保及清算の任務に當つてゐるが、當取引所に於ては取引所自身賠償の義務を負ふのでなくして之を附屬信託會社に委託して行はしめてゐる。

二、內地はすべての取引に對して賠償義務を有してゐるけれ共當取引所は先物殊に競賣買の先物に限つて居る(四平街及公主嶺には此の制限なし)その結果相對賣買の方法による先物取引に對しては信託會社は違約の責任は負はないのであつて只清算及受渡の事務を行ふに止まり、從つて責任も亦その範圍內に限られてゐる。

三、內地の場合に於ては取引所自身が違約による損害の賠償に就いて無限に責任を負ふに反し、當取引所信託會社の賠償義務は取引人と信託會社間に締結せられたる擔保契約の効力として之を行ふに過ぎぬ。然し乍ら實際に於ては兩者相等しい様である。

此處に注意すべきは各信託會社はその擔保業務に關して例外を認めてゐる事である。卽ち大連取引所信託會社の擔保及清算業務規程第五十七條によれば

一、非常の事變ありと認むる時

二、相場に非常の變動あり又は其の虞ありと認むる時

三、賣買取引狀況不隱なりと認むる時

四、證據金の差入不能と認むる時

の場合に於ては大連取引所長の認可を經て同會社は先物取引の擔保をなさゞる事がある旨を定めてゐる。他の信託會社に於ても略同様の規程を設けて擔保契約の締結から免れてゐる。

尙信託會社は前述の擔保業務を營む爲には營業保證金を供託しなければならない。その額は關東廳の命令により定まるものであつて各所その事情によつて之を異にし、內地取引所及他の民營取引所の營業保證金の如く一定の割合があるのではない。

各信託會社の營業保證金及資本金を擧ぐれば左の如くである。

會社名	資本金	拂入額	營業保證金
大連取引所信託會社	金 一五、〇〇〇千円	六、〇〇〇千円	六〇〇千円
大連取引所錢鈔信託會社	同 五、〇〇〇	一、二五〇	一五〇
奉天取引所信託會社	同 五〇〇	五〇〇	一五〇
開原取引所信託會社	同 二、〇〇〇	八七五	一五〇
四平街取引所信託會社	同 五〇〇	一二五	七五
公主嶺取引所信託會社	同 五〇〇	三七五	七五
長春取引所信託會社	同 一、〇〇〇	二五〇	七五

但し奉天取引所信託會社は關東廳の指令により營業保證金は現在七萬圓也

次に各信託會社の業務を見るに「取引擔保會社取締規則」はその第二條に左の如く規定してゐる。

取引擔保會社ハ左ニ揭グル業務ニ限リ之ヲ營ムコトヲ得。

一、其ノ取引所ノ賣買取引ノ淸算事務及證據金徵收事務ノ取扱ヲ目的トスル業務

二、其ノ取引所ノ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付賠償ノ責ニ任ズルコトヲ目的トスル業務

三、其ノ取引所ノ取引人ニ對シ其ノ取引ニ要スル資金ノ融通ヲ目的トスル業務

右に依れば信託會社はその本來の業務たる擔保淸算の業務の外その取引所々屬取引人に對して資金の融通を爲す事

を得る、之蓋し信託會社の名稱の起れる原因にして取引人に對しては一種の金融機關の機能を有するのである。而して各社共營業細則中に資金融通規程なるものを設けそれに則つて業務を營んでゐるのであるが、被融通人は同所取引人に限り、その融通に對しては返濟を確保する爲左の範圍により擔保物件を徵收してゐる。

一、取引所取引物件に對し南滿洲鐵道株式會社（所によつては國際運輸株式會社のものを含む）の發行する倉荷證券

二、取引所の錢鈔取引の物件たる金票、鈔票及奉天票（又は官帖）

三、國債、地方債及關東長官の指定したる有價證券

右の擔保物件に對する融通割合は時價の八掛以內であつて、時價低落による擔保不足に對しては隨時增擔保を徵收してゐる。期間は一箇月以內にしてその形式は多く約束手形及貸付契約書に依つてゐる。利率はその地方に於ける銀行利子を斟酌して同取引所長の認可を受けて之を定むるのであるが概して銀行利子より日步二三厘方の低率にあり二錢五厘乃至三錢である。

今大正十五年（昭和元年）度及び昭和二年度に於ける各取引所信託會社の資金融通狀況を見れば左の如くである。

一、大連取引所信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

金勘定 月別	貸付	回收	殘高
一月	越高 七九四、一九九円	六二五円	七九三、五七四円
二月	—	二三、一二五	七七〇、四四九

銀勘定 月別	貸付	回收	殘高
一月	越高 五五一、一六〇円 三、四四六、九八〇	三、〇九〇、〇〇〇円	九〇八、一四〇円
二月	一、八二九、三六〇	一、七八一、二〇〇	九五六、三〇〇

三月	—	—	七七〇、四四九	一、八三五、三三〇	二、〇九七、二八〇	六八四、二四〇
四月	—	—	七七〇、四四九	一、七九四、一八〇	一、八二四、五八〇	六五三、九四〇
五月	二八、九九二	—	七九九、四四一	八五一、九三〇	一、二七八、〇八〇	二二七、七八〇
六月	—	一、三五〇	七九八、一九一	三三〇、三三〇	三三三、九四〇	二二五、〇六〇
七月	—	四、二五〇	七九三、九四一	二六四、一六〇	二五六、六二〇	二三二、六〇〇
八月	—	六、〇六五	七八七、八七六	二三五、七八〇	三〇三、〇二〇	一六五、三六〇
九月	—	六二五	七八七、二五一	一九二、七八〇	一五七、二六〇	二〇〇、八八〇
十月	—	—	七八七、二五一	四一三、七二〇	三四二、七六〇	二七一、八四〇
十一月	二九、九四二	二六一	八一六、九三二	五七一、五三〇	五九九、二〇〇	二四四、一六〇
十二月	五、〇〇〇	五、〇〇〇	八一六、九三二	一、八三八、四八〇	一、四九一、二二〇	五九一、四二〇
計	六三、九三五	四一、二〇一	八一六、九三二	一三、五八四、三四〇	一三、五四四、〇八〇	五九一、四二〇

昭和二年

月別	金勘定 貸付	金勘定 回收	金勘定 殘高	銀勘定 貸付	銀勘定 回收	銀勘定 殘高
一月	越高 八一六、九三二円	一、三五〇円	八一五、六八二円	越高 五九一、四二〇円 二、八七七、三〇〇	一、九二六、八二〇円	一、五四一、九〇〇円
二月	—	一五、一九〇	八〇〇、四九一	二、三五三、七八〇	二、八二四、六〇〇	九七一、〇八〇
三月	—	三七、八〇一	七六二、六九〇	二、五八五、三四〇	二、六二五、六〇〇	九三〇、八二〇
四月	—	三二、五五四	七三〇、一三六	三、三一四、三八〇	三、三二一、五三〇	九二三、六八〇
五月	—	三〇、一七三	六九九、九六三	一、九四一、六六〇	二、五五〇、七六〇	三一四、五八〇

月別	金勘定 貸付	金勘定 回收	金勘定 殘高	銀勘定 貸付	銀勘定 回收	銀勘定 殘高
六月	—	一八、四〇三	六八一、五五九	九八八、〇六〇	一、〇四五、九六〇	二五六、六八〇
七月	五、〇〇〇	九、九一八	六七六、六四〇	三七四、九八〇	五七四、一四〇	五七、五二〇
八月	五一三	八、四三九	六六八、七一五	二九〇、八四〇	二〇〇、八〇〇	一四七、五六〇
九月	—	三、四三五	六六五、二七九	二六七、〇二〇	三一一、八六〇	一〇三、七二〇
十月	—	四、四七五	六六〇、八〇四	一一三、六八〇	一五九、二八〇	五六、一二〇
十一月	—	五、九一〇	六五四、八九三	七八、八八〇	六六、八四〇	六八、一六〇
十二月	五、〇〇〇	一二、四七九	六四七、四一三	一九三、五二〇	九三、五四〇	一六八、一四〇
計	一〇、五一三	一八〇、〇三三	六四七、四一三	一五、一七七、四四〇	一五、六〇〇、七二〇	一六八、一四〇

二、大連取引所錢鈔信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

月別	金勘定 貸付	金勘定 回收	金勘定 殘高
	円	円	円
一月	越高 三二、九五五 五四、〇三六	四七、四〇三	三九、五二七
二月	三九、四九一	四〇、七九三	三八、二二五
三月	一三〇、九〇一	一三二、〇一四	三七、一一三
四月	一五九、六〇〇	一六七、八九三	二八、八一八
五月	二〇三、九〇〇	一八九、二六八	四三、四五〇
六月	九一、五二四	八八、一二四	四六、八五〇
七月	七六、八二五	八一、六五〇	四二、〇二五

月別	銀勘定 貸付	銀勘定 回收	銀勘定 殘高
	円	円	円
一月	—	—	—
二月	—	—	—
三月	—	—	—
四月	—	—	—
五月	—	—	—
六月	—	—	—
七月	—	—	—

月別	貸付	回收	殘高
八月	七四、〇〇〇	六七、九九〇	四七、〇三五
九月	二六八、〇一六	一七四、八八五	一四〇、一五六
十月	一一一、三〇〇	一八二、六九二	六八、七六四
十一月	九九、二一六	一〇四、四六四	六三、五一六
十二月	一一六、五六五	一〇四、〇九六	七五、九八五
計	一、四二四、三四四	一、三六一、二六五	七五、九八五

月別	貸付	回收	殘高
八月	—	—	—
九月	—	—	—
十月	—	—	—
十一月	—	—	—
十二月	—	—	—
計	—	—	—

昭和二年

金勘定

月別	貸付	回收	殘高
越高	七五、九八五円		
一月	一六六、二七四	一五九、〇六五円	一〇三、一九四円
二月	七四、二六五	一一三、一九四	六四、二六五
三月	一九〇、四四一	一四五、五六五	一〇九、一四一
四月	二九九、六四〇	二八二、八五一	一二五、九三〇
五月	二六九、〇〇八	二四三、四七〇	一五三、四六八
六月	二一四、一三六	二三七、四六八	一三九、一三六
七月	一七八、八四三	二〇一、四三六	一一六、五四三
八月	二五一、四二九	二一九、八九三	一四八、〇七九
九月	二三六、三三七	二一三、八七九	一七一、五三七
十月	二一三、二五〇	二三〇、九八七	一六三、八〇〇

銀勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	—円	—円	—円
二月	—	—	—
三月	—	—	—
四月	—	—	—
五月	—	—	—
六月	—	—	—
七月	—	—	—
八月	—	—	—
九月	—	—	—
十月	—	—	—

十一月	三二二,七九〇	二九一,九六〇	一八四,六三〇
十二月	一九六,三一〇	二五〇,三一〇	一三〇,五三〇
計	二,六〇三,六二五	二,五四八,〇七八	一三〇,五三〇

十一月	—	—	—
十二月	—	—	—
計	—	—	—

三、開原取引所信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

金勘定

月別	貸付	回收	殘高
	円	円	円
一月	越高 四〇,〇〇〇 二五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
二月	一九〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇
三月	三一五,〇〇〇	二三五,〇〇〇	二七〇,〇〇〇
四月	二七〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇
五月	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
六月	六〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
七月	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
八月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
九月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
十月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
十一月	一五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
十二月	二三〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇

小洋票勘定

月別	貸付	回收	殘高
	元	元	元
一月	越高 二八一,〇〇〇 六〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	七一,〇〇〇
二月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七一,〇〇〇
三月	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	七一,〇〇〇
四月	—	六〇,〇〇〇	一一,〇〇〇
五月	九〇,〇〇〇	—	一〇一,〇〇〇
六月	七三五,〇〇〇	九三,〇〇〇	七四三,〇〇〇
七月	四七六,四〇〇	八六四,四〇〇	三五五,〇〇〇
八月	九五三,二〇〇	五四八,〇〇〇	七六〇,〇〇〇
九月	六二〇,二五〇	一,〇五八,一〇〇	三二二,三五〇
十月	四三二,五〇〇	三一三,八五〇	四四一,〇〇〇
十一月	八一,五〇〇	四七三,五〇〇	三九,〇〇〇
十二月	三,八〇〇	三一,八〇〇	一一,〇〇〇

計	一,七七五,〇〇〇	一,五九五,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
計	三,五六七,六五〇	三,八三七,六五〇	一一,〇〇〇

昭和二年

金勘定

月別	貸付（円）	回收（円）	殘高（円）
一月	越高 三三〇,〇〇〇 四四一,〇〇〇	三,〇〇〇	四四一,〇〇〇
二月	五〇六,〇〇〇	四六一,〇〇〇	四八六,〇〇〇
三月	四五六,〇〇〇	四八六,〇〇〇	四五六,〇〇〇
四月	四四三,〇〇〇	四七六,〇〇〇	四二三,〇〇〇
五月	三二三,〇〇〇	四六三,〇〇〇	二八三,〇〇〇
六月	一八七,〇〇〇	二八三,〇〇〇	一八七,〇〇〇
七月	一八二,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
八月	一〇五,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	八五,〇〇〇
九月	五五,〇〇〇	八五,〇〇〇	五五,〇〇〇
十月	四〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	四〇,〇〇〇
十一月	一三一,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一三一,〇〇〇
十二月	二〇一,〇〇〇	一九一,〇〇〇	二四一,〇〇〇
計	三,一七〇,〇〇〇	二,九五一,〇〇〇	二四一,〇〇〇

小洋票勘定

月別	貸付（元）	回收（元）	殘高（元）
一月	越高 一一,〇〇〇	—	一一,〇〇〇
二月	—	—	一一,〇〇〇
三月	—	—	一一,〇〇〇
四月	—	—	一一,〇〇〇
五月	—	—	一一,〇〇〇
六月	—	—	一一,〇〇〇
七月	—	—	一一,〇〇〇
八月	—	—	一一,〇〇〇
九月	—	一一,〇〇〇	—
十月	—	—	—
十一月	—	—	—
十二月	—	—	—
計	—	一一,〇〇〇	—

四、四平街取引所信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

金勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	越高 36,005円	1,443円	34,563円
二月	—	980	33,583
三月	2,300	3,859	32,023
四月	2,250	1,350	32,923
五月	2,000	6,509	28,413
六月	—	1,370	27,043
七月	—	662	26,381
八月	2,000	1,158	27,223
九月	—	3,156	24,067
十月	480	2,057	22,490
十一月	21,000	1,580	42,490
十二月	28,000	4,526	66,383
計	95,030	28,653	66,383

小洋票勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	20,000元	—元	20,000元
二月	20,000	20,000	20,000
三月	46,000	24,000	42,000
四月	8,000	20,000	30,000
五月	—	—	30,000
六月	20,000	30,000	20,000
七月	75,000	—	95,000
八月	35,000	45,000	85,000
九月	78,400	120,000	43,400
十月	57,827	30,880	70,347
十一月	39,000	89,347	20,000
十二月	15,000	35,000	—
計	414,227	414,227	—

昭和二年

金勘定

月別	貸付	回收	殘高
	越高 六六、三八三円		
一月	九、二七〇	二、六八七円	七二、九六六円
二月	―	四、二九九	六八、六六七
三月	一七、〇〇〇	五二、六一五	三三、〇五二
四月	四、〇〇〇	八、七七〇	二八、二八二
五月	七、五〇〇	一三、七六二	二二、〇二〇
六月	三、二〇〇	一三、二四四	一一、九七六
七月	六、九六〇	八、〇二三	一〇、九一三
八月	一三、六〇〇	一四、七〇三	九、八〇九
九月	五、一〇〇	九、六七九	五、二三〇
十月	―	三、二三〇	二、〇〇〇
十一月	二九、〇〇〇	二、〇〇〇	二九、〇〇〇
十二月	二二、〇〇〇	七、四〇〇	四三、六〇〇
計	一一七、六三〇	一四〇、四一三	四三、六〇〇

小洋票勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	八〇、三四二元	四一、四九二元	三八、八五〇元
二月	二九、九六〇	三〇、九五〇	三七、八六〇
三月	六一、七一五	六四、五七六	三五、〇〇〇
四月	三四、六六九	二、八七九	四八、八〇〇
五月	一五〇、三三八	一五八、四五八	四〇、六八〇
六月	九六、八三七	七六、六八〇	六〇、八三七
七月	一〇三、九六三	一三〇、七七〇	四三、〇三〇
八月	七、七〇五	三〇、五九八	二〇、一三七
九月	四、六〇〇	六、七三七	一八、〇〇〇
十月	五七、六二八	二一、九〇〇	五三、七二八
十一月	九四、〇〇〇	二九、七二八	一一八、〇〇〇
十二月	一一〇、二三九	一四七、〇〇〇	八一、二三九
計	八三〇、九九六	七四九、七五七	八一、二三九

五、公主嶺取引所信託株式會社

大正十五年（昭和元年）

金勘定			
月別	貸付	回收	殘高
越高	四、三二四円		
一月	一一、五〇〇	一、五〇〇円	一四、三二四円
二月	一五、九八〇	一六、四八八	一三、八〇六
三月	一〇、〇〇〇	一〇、〇六六	一三、七四〇
四月	三、七四〇	一三、七四〇	三、七四〇
五月	—	—	三、七四〇
六月	八八、七四〇	三、七四〇	八八、七四〇
七月	一〇七、一四〇	一五八、七四〇	三七、一四〇
八月	六七、一四〇	三九、二八〇	六五、〇〇〇
九月	一三、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、〇〇〇
十月	一五、〇〇〇	—	一八、〇〇〇
十一月	三七、三〇〇	一五、〇〇〇	四〇、三〇〇
十二月	一〇七、三〇〇	四〇、三〇〇	一〇七、三〇〇
計	四七六、八四〇	三七三、八五四	一〇七、三〇〇

小洋票勘定			
月別	貸付	回收	殘高
越高	一八、二〇〇元		
一月	一〇二、九六五	四三、六〇〇元	七七、五六五元
二月	六八、一五六	七六、五九〇	六九、一三一
三月	一二五、二〇〇	一三三、八三一	六〇、五〇〇
四月	六〇、九六二	七四、五〇〇	五六、九六二
五月	八四、〇〇〇	八九、九六二	五一、〇〇〇
六月	五七〇、二〇〇	二七〇、六〇〇	三五〇、六〇〇
七月	三九四、六〇〇	五四八、二〇〇	一九七、〇〇〇
八月	七七〇、六〇〇	五〇一、一〇〇	四六六、五〇〇
九月	一四二、一〇〇	六〇二、六〇〇	六、〇〇〇
十月	四八、〇〇〇	一六、〇〇〇	三八、〇〇〇
十一月	七四、一〇〇	三二、八〇〇	七七、三〇〇
十二月	二三五、〇〇〇	一三二、七〇〇	一七九、六〇〇
計	二、六八三、八八三	二、五三三、四八三	一七九、六〇〇

昭和二年

月別	金勘定			銀勘定			小洋票勘定		
	貸付	回收	殘高	貸付	回收	殘高	貸付	回收	殘高

	円	円	円	円	円	円	元	元	元
一月	越高 一〇七、三〇〇 一三七、三〇〇	一二五、三〇〇	一一九、三〇〇	越高 四〇、〇〇〇 一三〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	九五、〇〇〇	越高 一七九、六〇〇 二九七、五三五	二五一、九三五	二二五、二〇〇
二月	一一九、三〇〇	一一九、三〇〇	一一九、三〇〇	—	—	九五、〇〇〇	二八八、九〇〇	三〇三、二〇〇	二一一、九〇〇
三月	一二八、四〇〇	一四五、六〇〇	一〇二、〇〇〇	五五、〇〇〇	九五、〇〇〇	五五、〇〇〇	二七五、七九八	三五六、三三七	一三一、三三七
四月	六五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六六七、〇〇〇	五一七、三三七	二八一、〇〇〇
五月	三五、〇〇〇	六九、〇〇〇	三三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一七九、〇〇〇	二七五、〇〇〇	一八五、〇〇〇
六月	二八、〇〇〇	三三、〇〇〇	二八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一九四、六〇〇	二〇〇、〇〇〇	一七九、〇〇〇
七月	一八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一八、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇	二〇、〇〇〇
八月	—	一八、〇〇〇	—	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇	—
九月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十月	—	—	—	—	—	—	一〇八、〇〇〇	—	一〇八、〇〇〇
十一月	—	—	—	—	—	—	三五七、〇〇〇	三一七、〇〇〇	一四八、〇〇〇
十二月	—	—	—	二九、六〇〇	—	二九、六〇〇	八〇六、九五六	四八九、九五六	四六五、〇〇〇
計	五三〇、八〇〇	六二八、一〇〇	—	四〇四、六〇〇	三三五、〇〇〇	二九、六〇〇	三、一八四、七七九	二、八九八、七七九	四六五、〇〇〇

六、長春取引所信託株式會社

大正十五年(昭和元年)

月別	金勘定 貸付	金勘定 回收	金勘定 殘高	銀勘定 貸付	銀勘定 回收	銀勘定 殘高	小洋票勘定 貸付	小洋票勘定 回收	小洋票勘定 殘高
	円	円	円	円	円	円	千吊	千吊	千吊
一月	越高 五二〇、二九一 八〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五四〇、二九一	越高 九八、〇〇〇 一三五、〇〇〇	九五、〇〇〇	一三八、〇〇〇	越高 一、一八五 —	一、一八五	—

月別	金勘定 貸付	金勘定 回収	金勘定 残高	銀勘定 貸付	銀勘定 回収	銀勘定 残高	官帖勘定 貸付	官帖勘定 回収	官帖勘定 残高
二月	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五四〇、二九二	一三一、三八二	一三〇、〇〇〇	一三九、三八二	—	—	—
三月	六七、八一九	七一、〇〇〇	五三七、一一一	一三九、三六八	一三六、三八二	一四二、三六八	—	—	—
四月	六九、三五五	六九、二五〇	五三七、二一六	一三七、一四六	一八一、九五九	八七、五五六	—	—	—
五月	七三、二〇〇	六五、八九三	五四四、五二三	九〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九七、五五六	—	—	—
六月	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五四四、五二三	八六、一〇〇	九一、一〇〇	九二、五四六	—	—	—
七月	六三、〇〇〇	七三、〇〇〇	五三四、五二三	七〇、八七〇	八五、〇〇〇	七八、四二六	三、五〇〇	—	三、五〇〇
八月	六〇、四五〇	六三、三〇〇	五三一、六七三	九〇、〇〇〇	五〇、八七〇	一一七、五五六	五、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
九月	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五三一、六七三	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三七、五五六	三、〇〇〇	五、五〇〇	二、〇〇〇
十月	七〇、〇〇〇	六〇、一二〇	五四一、五五三	一八六、九〇一	一三〇、七七五	一八三、六八一	二、〇〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
十一月	八六、三三三	八六、二五〇	五四一、六三六	一七五、〇四七	一八七、三〇三	一七一、四二五	一、五三〇	一、一〇〇	二、七三〇
十二月	六二、〇〇〇	五三、〇四四	五五〇、五九二	一六九、〇八六	一一七、八八七	二三二、六二四	二、八六五	二、八九五	二、七〇〇
計	八三〇、一三七	七九九、八三七	五五〇、五九二	一、五三〇、九〇三	一、三九六、二七七	二三二、六二四	一八、三九五	一五、六九五	二、七〇〇

昭和二年

月別	金勘定 貸付	金勘定 回収	金勘定 残高	銀勘定 貸付	銀勘定 回収	銀勘定 残高	官帖勘定 貸付	官帖勘定 回収	官帖勘定 残高
	円	円	円	円	円	円	千吊	千吊	千吊
一月	越高 五五〇、五九二 一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五五〇、五九二	越高 二三二、六二四 三四一、六四〇	三一〇、二〇〇	二六四、〇六四	越高 二、七〇〇 三〇〇	二、七〇〇	三〇〇
二月	八〇、一五〇	九〇、一五〇	五四〇、五九二	二八、一二三	二五〇、〇〇〇	四二、一八七	—	三〇〇	—
三月	七一、六〇〇	七一、六一三	五四〇、五七八	一九九、七八七	三五、三三五	二〇六、六三八	—	—	—
四月	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五四〇、五七八	一三三、四〇九	二一一、八八一	一二八、一六六	—	—	—

五月	六三、〇〇〇	七〇、〇三〇	五三二、五四八	六七、八一四	一二五、〇〇〇	八〇、九八一	―	―	―
六月	九七、〇一〇	九〇、三三〇	五三九、二三八	六八、八一八	八〇、六二四	六九、一七四	―	―	―
七月	七三、八五〇	七五、八五〇	五三七、二三八	五〇、三九二	六八、七九二	五〇、七七四	―	―	―
八月	七八、九〇〇	八三、〇三〇	五三三、一一八	五三、〇〇〇	五三、五五〇	五一、三三四	―	―	―
九月	六六、四五〇	六六、四七五	五三三、〇五三	六五、六五〇	四八、六〇〇	六八、二七四	―	―	―
十月	八二、四〇〇	七九、四三〇	五三六、〇六三	六七、〇四九	六五、六五〇	六九、六七四	三、〇〇〇	―	三、〇〇〇
十一月	六五、四〇〇	七〇、八九七	五三〇、五六六	八五、八六八	八一、五七三	七三、九七〇	九、〇〇〇	―	一三、〇〇〇
十二月	六三、三七〇	六三、三九五	五三〇、五四一	四七、八八〇	三三、〇六七	八八、七八二	九、〇〇〇	一〇、六〇〇	一〇、四〇〇
計	九一〇、一三〇	九三〇、一八〇	五三〇、五四一	一、四一九、四三三	一、五五三、二七五	八八、七八二	二一、〇〇〇	一三、六〇〇	一〇、四〇〇

七、奉天取引所信託株式會社

昭和二年

金勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	越高 五九、五六三円 ―	―円	五九、五六三円
二月	―	―	五九、五六三
三月	―	―	五九、五六三
四月	―	二、五〇〇	五七、〇六三
五月	二、五〇〇	―	五九、五六三
六月	―	二、五〇〇	五七、〇六三

小洋票勘定

月別	貸付	回收	殘高
一月	越高 二三、〇〇〇元 四八、八〇〇	五五、〇〇〇元	一六、八〇〇元
二月	八三、五〇〇	七六、八〇〇	二三、五〇〇
三月	一二四、〇〇〇	一四七、五〇〇	―
四月	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	―
五月	一九四、〇〇〇	―	一九四、〇〇〇
六月	二四〇、〇〇〇	四三四、〇〇〇	―

七月	五一,〇〇〇	五一,〇〇〇	五九,〇六三	七月	―	―	―
八月	二二,〇〇〇	二四,五〇〇	五六,五六三	八月	五四,〇〇〇	五四,〇〇〇	―
九月	二,〇〇〇	二,〇〇〇	五六,五六三	九月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	―
十月	―	二,〇〇〇	五四,五六三	十月	五五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二五,〇〇〇
十一月	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五四,五六三	十一月	六六二,九〇八	六三七,〇〇〇	五〇,九〇八
十二月	五〇〇	―	五五,〇六三	十二月	―	五〇,九〇八	―
計	一〇五,〇〇〇	一〇九,五〇〇	五五,〇六三	計	一,六〇二,二〇八	一,六三五,二〇八	―

關東州取引所令第三十七條第一項は「株式會社組織の取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付賠償ノ責ニ任ズベシ但シ現物取引又ハ延取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得」と規定し明に強制擔保を命じてゐる。之は內地舊取引所法第二十二條と同一の法文（只彼は直取引と言へるに之は現物取引と言へる差のみ）であつて全くその精神を踏襲せるものである。內地取引所法はその後の改正によつて任意擔保制度を採用するに至つたが同改正も可成り遠き將來に備へる爲であつて現在に於ては株式組織の殆んど全部が擔保の責に任じてゐるから結局同樣ではあるが、滿洲に於ける經濟界の現狀よりすれば內地の改正に追隨せず依然として強制擔保を命ずるが萬全の策であると思はれる。

第三款　民營取引所

而して之等取引所に於ける擔保責任の範圍は第三十七條第一項但書によつて定款中に定めるのであるが安東及び滿

洲取引所に在りてはその定款中に於て明かに現物及延を除外し定期（先物）のみに限つてゐるが大連株式商品取引所の定款第三十六條は「本所ニ於ケル賣買取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付テハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ賠償ノ責ニ任ズ但シ現物取引及延取引ニ付テハ賠償ノ責ニ任セザルコトアルベシ」と規定し現物及延に對しても擔保責任の範圍を擴張し得る譯であるが、實際に於ては開所以來現物違約の例を生ぜず、從つてその場合に逢着してゐないが取引所側としては現物及延はその責任から除外し之に對しては取引人組合に於て擔保の責に任じてゐる。尙現物及延取引に對しては清算事務をも取引所自身は行はずして、大連株式商品取引所には株式部現物及延取引の清算機關として株式會社第二大連株式信託會社（資本金五十萬圓拂込十二萬五千圓）附屬し、商品部には大連商品信託株式會社（資本金百萬圓拂込二十五萬圓）が附屬してゐる。滿洲取引所には滿洲取引所信託株式會社（資本金七十四萬圓拂込十八萬七千九百六十圓）が附屬して清算事務を執つてゐるが、商信が一、清算事務二、該部に屬する取引人への資金融通三、前各項に附隨する一切の行爲のみを營業の目的となすに反し株信に於ては前項の他有價證券の賣買及有價證券に關する信託業務、社債並に株式の募集引受の二項目を加へ信託業本來の業務を兼營し、滿洲取引所信託會社に至つてはその定款第二條により

一、有價證券並商品の賣買及之に關する信託業務
二、株式會社滿洲取引所に於て成立したる直取引及延取引の清算事務を爲すこと
三、株式社債の募集並に引受
四、一般金融業
五、動產及不動產賣買の仲介並に管理及之に附帶する業務

六、前諸項に附帶する一切の業務

と規定し、取引所附屬の信託會社と言ふよりも寧ろ一般信託會社にしてその營業課目の一として滿洲取引所の直及び延取引の淸算を取扱つてゐると言ふ可き性質のものである。安東取引所に於ては附屬淸算會社なく、取引所自身現物及延の淸算事務をも行つてゐる。而して取引人の資金融通に關しては安東商事金融株式會社（資本金百萬圓拂込二十五萬圓）が主として之に當つてゐる。

參考迄に昭和二年度に於ける商品信託の資金融通狀況を示せば左の如くである。

大連商品信託株式會社資金融通月別明細表

月別	貸付高		回收高		月末殘高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
元、十二月	九六	六七九、九三〇・〇〇	一四二	七八四、三四二・五〇	七〇	五二三、一一四・三六
一月	九一	七三四、五四〇・〇〇	一四三	六六三、八三五・〇〇	六六	五八二、八一九・三六
二月	五五	五一九、八四三・五〇	七六	五〇三、四八五・〇〇	六九	五九九、一七七・八六
三月	六九	四八九、九一八・六五	一〇六	六四〇、五九八・五〇	六〇	四四八、四九八・〇一
四月	三七	三三九、〇五〇・〇〇	七七	四二九、三九八・六五	五六	三四八、一四九・三六
五月	六四	四〇八、五五五・〇〇	七八	三三五、七八五・〇〇	六八	四三〇、九一九・三六
六月	八〇	三六四、六九四・八三	一一七	四三〇、三三五・五九	六七	三六五、二八八・六〇
七月	九一	四三三、〇九〇・二三	一三三	四二一、七八〇・八三	七三	三七六、五九七・九九
八月	一〇六	五三三、〇三六・一一	一四五	四五〇、四八九・〇七	八八	四五九、一四五・〇三

九月	一三〇	六六三、四一三・九四	一三三	四九二、〇七六・一三	一〇七	六三〇、四八二・八五
十月	一七八	九三五、八九一・八四	二〇三	八三七、六九四・三九	一三六	七二八、六八〇・三〇
十一月	一八三	九九九、四一九・七六	二三七	九五二、〇六四・一八	一三〇	七七六、〇三五・八八
合計	一、一九〇	七、〇九一、三八三・八一	一、五七八	六、九三一、八七四・八三	[illegible]	

備考　貸付高の口數より回收高の口數の多きは内入金を一口として計上したるに依る

偖取引所が上述の擔保業務を營む爲には言ふまでもなく營業保證金を供託しなければならない。その額は日本法が「資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル」金額なるに反し、關東州取引所令は「資本金ノ十分ノ一ニ相當スル營業保證金」の供託を命じてゐる。蓋しその精神は資本金最低額の制限と同一であると思はれる。倘資本金なる語は此の場合公稱資本金を指稱するものである事は關東廳當局も認むる所であるが、實際上に於ては左表の如く種々の事情により行はれてゐない。

取引所名	公稱資本金	拂込額	營業保證金
大連株式商品取引所	一〇、〇〇〇千圓	二、五〇〇千圓	二五〇千圓
安東取引所	二、五〇〇	六二五	三五

滿洲取引所に於ても資本金三百二十萬圓拂込額八十萬圓に對し四萬圓の營業保證金を奉天總領事館に供託してゐる。

第四章　取引所の監督及稅

第一節　取引所の監督

取引所の監督主義に二あり、一は英米に於けるが如き自由主義であり、他は大陸諸國及び我國に於けるが如き干涉主義である。滿洲に於ける取引所監督も當然干涉主義を採用し關東長官之が監督の任に當つてゐる。而して取引所監督に干する主なる法規を擧ぐれば

一、關東州取引所令
二、關東州取引所規則
三、關東廳取引所規則
四、關東州取引所稅規則

の四にしてその他關東廳取引所に就いては各取引所規程、附屬信託會社に對しては取引擔保會社取締規則等あり、關東廳は之等を運用してその監督の完からん事を期してゐる。關東廳取引所に於ては所長直接之が任に當つてゐるが既に所長の權限の項に於て大略述べたから此處には民營取引所の監督に就き主なる事項を述べる事とする。

一、關東長官は取引所又はその役員、會員若は取引人の行爲が法令に違反したる時、公益を害すと認むる時又は公衆の安寧に妨害ありと認むる時は取引所又はその役員、會員若は取引人に對し左の處分をなす事が出來る。(關東州取引所令第四十六條)

1. 取引所の解散
2. 取引所の停止
3. 取引所の一部の停止又は禁止
4. 役員の解職又は停職
5. 會員又は取引人の營業停止又は除名

二、關東長官は必要と認むる時は官吏員を派して取引所又は其の會員若は取引人の業務、帳簿、財産其の他一切の物件の檢査又は監督上必要なる處分を爲さしむる事が出來る。而して此の場合に於ては取引所の役員、會員又は取引人は物件を提供し質問に應答しなければならない。(同第四十七條)

三、關東長官は必要と認むる時は取引所の定款を改正せしめ又は其の決議の取消若は其の處分の停止禁止取消を爲す事が出來る。(同第四十八條)

四、取引所任意の解散は關東長官の認可を受けなければならない。(同第四十九條)

五、取引所は左の書類を作成して遲滯なく關東長官に差出さなければならない。(規則第二十七條)

1. 毎月相場表
2. 毎月賣買表
3. 毎期の財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告
4. 毎期末現在株主及其の持株
5. 毎期末現在取引人表

等であつて設立及繼續の免許、役員の認可、手數料率の認可等は言ふまでもない事である。倘滿洲取引所に在りては前掲の各項に對し奉天總領事の監督を受けてゐる。

第二節　附屬信託會社の監督

關東廳取引所に附屬する信託會社はその性質一般の商事會社と異り、その取引所に於ける先物取引を擔保するものであるから一度放漫不正に流るゝ時はその影響する處頗る大なるを以つて關東廳に於ても「取引擔保會社取締規則」なるものを設け嚴重に之を監督してゐる。

今その內容を見るに一般的監督は取引所長に之を爲さしめ、左の各項に就きては關東長官直接監督認可し又は報告を爲さしめてゐる。

一、一般的監督

1. 營業範圍の制限
2. 擔保會社役員又は使用人の取引所の取引に關係する事の禁止、但し關東長官の許可あれば此の限でない。
3. 法定積立金の外純益金の一割以上を積立つ可き命令、倘右積立を爲し得ざる時又は積立金を支出せんとする時は關東長官の許可を受けねばならない。
4. 擔保會社に對し監督上必要なる命令又は處分を爲すの權限（此の權限は取引所長にも與ふ）
5. 擔保會社又は其の役員若は使用人の行爲が法令、定款、業務規程、資金融通規程又は前掲の命令若は處分に違反したる時、又は公益を害すと認むる時は一、會社業務の一部又は全部の停止又は禁止二、役員又は使用人の解

職又は停職の處分を爲す事がある。

6. 隨時その所屬員を派して會社の業務、帳簿、財產その他一切の物件を檢査せしめ得。(此の權限は取引所長にも與ふ)

二、許可又は認可を爲すべき事項

1. 會社の設立
2. 定款及びその變更
3. 業務規程竝びに資金融通規程及びその變更
4. 役員の就任及解任
5. 利益金の處分
6. 先物取引人より徵收する手數料、現金及有價證券の利用及保管方法、竝びにその變更

三、提出又は報告を爲さしむべき事項

1. 決算期每に財產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書の提出
2. 每月の資金融通狀況を翌月五日迄に報告
3. 左の場合には遲滯なく事由を具して報告

一、賣買取引の違約を生じたる時及其の賠償をなしたる時
二、役員共の任期中に於て死亡したる時
三、會社又は役員共の業務又は職務に關し訴訟の當事者と爲りたる時又は其の判決ありたる時

四、其の他會社の業務に重大なる關係ある事件發生したる時

第三節　取引所税

第一款　總説

取引所税は分ちて二と爲す事が出來る。一は取引所の營業收益を客體とし、取引所自體に賦課せらるゝ取引所營業税であり、他は取引所に於て行はるゝ賣買取引を客體として取引所に於て取引を行ふ者に課せらるゝ所の取引税である。尙關東廳取引所に附屬する信託會社に對して課せらるゝ取引所信託業税（關東州外に於ては特許料）も寧ろ取引所税の一種であると思考するを以つて此處に論ずる事とする。

抑も現行取引所税の基本税則は大正八年十二月十五日勅令を以つて發布せられたる「關東州取引所令」の第四十二條乃至第四十五條に規定されてゐるが、同二十日の關東廳令第六十六號は勅令の施行期日を同二十四日よりとし税則に關する條項は之を翌年三月一日まで延期する旨規定したのである。然し乍ら翌九年三月一日の期限は到來せるも關東廳は何等右に關する施設を爲さず、同月十九日に至り漸く廳令第八號を以つて「關東州取引所税規則」を公布し其の日より實施されたのである。越えて四月十一日關東廳は廳令第二十五號『大正八年十二月關東廳令第六十六號中「大正九年三月一日ヨリ施行ス」ヲ「關東州ニ在リテハ大正九年三月十九日ヨリ施行シ南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ別ニ共ノ施行期日ヲ定ム」ニ改ム』を公布し、三月一日より十九日に到る期間の歸結を明かにし、滿鐵附屬地を同規則適用範圍から除外してゐる。而して其の後今日に至るも何等同令の施行期日に就いて規定せられてゐない、けれ共同地

方には滿鐵の公費制度ありて取引税と同一性質の課税をなしつゝある。

第二款　取引所營業税

取引所營業税の納税主體は株式會社組織の取引所であり、その客體は同取引所が營業をなすによつて生ずる收益である。課税標準は其の取引所に於て行はるゝ賣買に對する手數料收入金額であつて定期なると現物なるとを問はない。税率は右金額の百分の十五にして取引所をして毎月の賣買手數料收入を翌月十日迄に民政署に申告せしめ、民政署は之に應じて課税額を決定し其月中に徵收するのである。現在に於て其の適用を受けつゝあるは大連株式商品取引所一箇所のみにして實施以來の金額消長を見れば左の如くである。

大正九年度	五二、五六七圓
大正十年度	一五六、一二七
大正十一年度	六四、一一六
大正十二年度	一七、二一〇
大正十三年度	六、七六二
大正十四年度	六、五七九
昭和元年度	一一、八四二
昭和二年度	九、五四二

（圓位未滿四捨五入）

第三款　取引税

第一項　關東州內

取引税の納税主體は取引所に於て賣買取引を行ふ取引人であり（但し現物又は國債のみを取扱ふものには課税せられず）その客體は取引所に於て行はるゝ賣買取引の中定期（先物）市場に於て行はるゝものである。只現在行はれては居ないけれ共定期取引に於ても國債の賣買取引に就いては取引税を課せぬ事になつてゐる。蓋し內地に在つても有價證券の取引所に於ては株式の取引のみ盛んに行はれ、國債は殆んど顧みられない所から取引所に於ける國債の賣買取引を盛ならしめ以つてその流通を計る爲に國債の取引税を免除せる精神と同一である。課税標準は日本內地に於ては大正十一年法規改正に當つて實物の授受が盛んに行はるゝ事を奬勵し、以つて取引の堅實化を計る爲に轉賣買戾に就いても之を課税標準の中に加ふる事とせるに反し、關東州に於ては依然として轉賣買戾を除外してゐる。税率は賣買各約定金高に對し左の如く定められてゐる。

第一種	地方債證券社債券	萬分の一・五
第二種	有價證券	萬分の三
第三種	商品	萬分の二
第四種	錢鈔	十萬分の一

但し爰に言ふ賣買約定金高とは取引の一計算區域內（前日の後場と當日の前場）に於ける賣買總數量を以つて總價格

を除して得たる平均價格を單位として計算したる約定金高を言ふ。

而してその課稅標準の申告（毎月分を翌月十日迄）納稅告知書の交付竝びに稅金納付（翌月末日限り）等は大連株式商品取引所に於ては取引所にて取纒め取扱つてゐるが、大連取引所に於ては取引人個々に納付してゐる。

稅法實施以來の稅金額は左の如くである。

大正九年度	一七五、八三二円
大正十年度	一八七、二三六
大正十一年度	一八八、二四七
大正十二年度	一〇九、七七九
大正十三年度	九九、二六二
大正十四年度	一一九、四五九
昭和元年度	一一五、四九一
昭和二年度	八九、二〇七

（圓位未滿四捨五入）

第二項　南滿洲鐵道附屬地內

「關東州取引所稅規則」が州內のみに適用されてゐる事は前述の如くであるが、滿鐵附屬地內に在る各取引所に就いては滿鐵會社公費制度に同一性質の賦課稅目がある、即ち雜種割中の先物取引なるものが夫である。

右規程は從前に於ては各取引所別々に定められ（長春は大正五年七月、開原は六年三月、公主嶺及四平街は八年十月、鐵嶺は八年十一月）其の率も各所によりて稍相違してゐたのであるが、昭和三年三月二十八日社則第二十九號を以つて之を改正し、四月一日を施行期日として各取引所一律に之を適用する事にしたのである。從つて之により從前其の規程のなかつた奉天も四月一日より適用を受ける事となつた。（但し昭和三年度は便宜上半額のみを課す）長春取引所に於ける錢鈔取引は市場不振にして全然出來高のない日も少くないので、その振興策の一として取引人組合より本年二月二十九日附を以つて先物取引に對する公費賦課を全免されん事を滿鐵當局に請願し、三月十四日附右許可となり現在賦課されてゐない。安東に於ける錢鈔取引もその取引物件鎭平銀にして、公費規則中に鎭平銀が未だ規定せられてゐないから適用されてゐない。その賦課標準は各賣買約定高に對して之を爲し、賦課率は左の如くである。

糧豆（重要物産）先物取引

大豆、小麥、高粱、粟、大麻子其の他雜穀	賣買約定高一車に對し	金二錢
豆粕	同　一千枚に對し	金二錢
豆油	同　百函に對し	金二錢

錢鈔先物取引

吉林官帖建

金票	賣買約定高一千圓に對し	金四厘
鈔票	同	金四厘
小洋銀	同　一千元に對し	金四厘

小洋銀建		
金　票	賣買約定高一千圓に對し	金　四　厘
鈔　票	同	金　四　厘
吉林官帖	同　　一千吊に對し	金　一　厘
金　建		
鈔　票	賣買約定高一千圓に對し	金　四　厘

（但し此處に言ふ小洋銀とは小洋票の意にして所謂奉天票なり）

而してその徴收方法は毎月分を翌月五日迄に各附屬信託會社より滿鐵地方事務所公費係に申告し、それによつて賦課額を決定し各信託會社を通じて徴收するのである。今各年度に於ける實際收入金額を擧ぐれば左表の如くである。依つて以つて各取引所に於ける各取引物件の榮枯盛衰を覗ふに足る事と思ふ。

第四款　取引所信託業税

本税は言はゞ關東州內に於ける官營取引所附屬の信託會社卽ち大連取引所信託會社及び大連取引所錢鈔信託會社に對する關東廳特許料の別稱である。創立當初に於ては沿線官營取引所と同じく特許料の名目の下に納税してゐたものであるが、大正九年四月廳令第二十一號を以つて取引所信託業税が新設せられた。その初め年税を以つて定められ税率は錢鈔信託業に在りては手數料收入額の千分の二百、その他千分の三百五十であつたが大正九年六月に至り廳令第四十四號を以つて從來の年税を月税に改め、次いで大正十年二月廳令第四號を以つて錢鈔信託業とその他のものとを

關東州外官營取引所取引稅（雜種割先物取引）年度別表

取引所名	種別＼年度	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
遼陽（現在ナシ）	穀類					—	5.77	11.45	—	—	—	—
	豆粕					—	1.47	1.49	—	—	—	—
	小洋票					1,157.42	265.86	22.93	4.39	—	—	—
鐵嶺（現在ナシ）	穀類			3.28	.24	16.96	—	—	—	—	—	—
	豆粕			—	—	.44	—	—	—	—	—	—
	金票			49.80	629,04	113.74	32.72	11.09	—	—	—	—
	鈔票			.24	—	—	—	—	—	—	—	—
開	穀類			3,384.08	3,547.96	2,714.76	3,652.28	4,714.72			6,551.64	8,990.96
	豆粕			—	—	—	—	—				
	金票	2,042.96	5,077.26	2,112.10	2,253.70	2,064.46	4,269.29	4,001.72	5,638.92	6,899.08		

第四款　取引所信託業税

本税は曾ては關東州内に於ける官營取引所附屬の信託會社即ち大連取引所信託會社及び大連取引所錢鈔信託會社に對する關東廳特許料の別稱である。創立當初に於ては清納官營取引所と同じく特許料の名目の下に納税してゐたものであるが、大正九年四月廳令第二十一號を以つて取引所信託業税が新設された。その初め年税を以つて定められ税額は最初信託業に在りては手數料收入額の千分の十五、その他は千分の三であつたが大正九年[illegible]月に[illegible]

同一の稅率に依り賦課する事となり、その稅率には從來錢鈔信託に適用せる手數料收入の千分の二百即ち二割を徵收する事に定められたのである。今各年度に於ける各信託の特許料及び大連に於ける取引所信託業稅の實收額を見れば左の如くである。

官營取引所信託會社特許料（信託業稅）

年度別＼會社別	大連	奉天	開原	四平街	公主嶺	長春	計
	円	円	円	円	円	円	円
大正二年	—	—	—	—	—	—	—
三年	—	—	—	—	—	—	—
四年	二〇、〇八一・一八	—	一九四・四四	—	—	—	二〇、二七五・六二
五年	四一、一〇九・〇七	—	一三、六八九・五二	—	—	一〇、三三三・九四	六五、一三三・五三
六年	七七、一二八・五九	—	一八、一九三・六四	—	—	九、六六一・二一	一〇四、九七三・四四
七年	二〇五、六九八・六三	—	四七、五八五・七三	—	—	二、八九八・二〇	二五六、一八二・五五
八年	三二四、〇四七・四三	—	八六、一七四・三九	七、九五八・九〇	一四、〇五四・六七	一二、二五八・八〇	四三四、四九四・一八
九年	六九、三三九・七一 △一六四、六四八・六三	八、七〇三・二四	六五、一一六・三五	一三、五七六・八六	一三、六〇三・八五	一三、三四六・八八	三四七、二三五・五三
十年	△六四、八六二・二〇	三四三・六五	五一、三三四・七一	一一、二四〇・八〇	一〇、四二一・〇六	五、七〇九・四〇	一四三、八九一・八二
十一年	△一三八、三九五・六〇	八九四・二四	六七、七七八・四四	一一、三五一・三六	一六、一七三・六二	一三、一四五・三四	二三七、七三七・六〇
十二年	△一三四、五五九・八〇	二四二・〇〇	三一、五七六・九七	一五、二一〇・七三	一八、三五二・六七	一一、九八七・三四	一九二、九二九・五〇
十三年	△一二九、〇七八・四〇	八、六六六・二一	四七、〇五三・二九	一九、〇七四・四八	一三、四六六・九六	五、一三二・八〇	二二三、四六一・一四
十四年	△一三〇、九四〇・〇〇	八、七〇七・一六	五五、一六九・二八	一三、六六七・一三	二〇、一七七・六八	一三、五五八・〇〇	二四二、二二九・二四

昭和元年	△一三四、二九八・四〇	—	七六、四三六・九二	七、六六四・六四	四三、七二三・四〇	六、七七二・六四	三三四、七〇〇・三六
二年	△一二七、四三八・六〇	—	八七、九七九・四七	八、四六一・二〇	四二、五九一・二〇	六、二一七・八〇	二六二、六八八・二七

備考　△印ハ取引所信託業稅トス
奉天ハ大正十五年以來全免、長春ハ大正十年以來半減（一割）也

第五章　取引所に於ける賣買取引

第一節　賣買取引の從事者

第一款　取引人の要件及免許

取引所に於て賣買取引に從事する者は言ふまでもなく取引人である。而してその取引人たるや一定の資格あるものが免許を受け、嚴重なる監督の下に賣買に從事するのであつて取引人たるの條件を示せば左の如くである。

一、關東廳取引所

關東廳取引所取引人とならんとする者は左の各號の一に該當せざる事を要する。(規則第十四條) 即ち

1. 取引所に於て賣買取引する物件の取引又は製造を目的とする營業所を取引所々在地に有せざる者
2. 婦女又は未成年者
3. 關東廳取引所規則により刑罰を受けたる後三年を經過せざる者
4. 資産信用の不確實なる者

二、關東州取引所法規による取引所

大連株式商品及安東取引所の取引人たらんとするものは左の各號の一に該當せざらん事を要する。即ち

1. 婦女又は未成年者

2. 復權せざる家資分散者及破産者
3. 關東州取引所規則又は關東州取引所令に依り除名せられ除名の日より三年を經過せざる者
4. 關東州取引所規則に依り刑に處せられたる者にして刑の執行を終り又は其の執行を受くる事なきに至りたる日より三年を經過さぜる者
5. 短期一年以上の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ刑の執行を終り又は其の執行を受くる事なきに至りたる日より三年を經過せざる者
6. 資産信用の不確實なる者

右を內地取引所の會員及取引員と比較するに、內地に於ては無能力者ならざる女子は取引所の會員又は取引員となり得るに反し滿洲に於ては之を禁止してゐる。又內地取引所法が「帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる會社」に非ざれば會員又は取引員となる事を得ざるに反し滿洲に於ては國籍による制限は全然なく、支那人及びその他外國人と雖も自由に取引人たり得るのである。否寧ろ夫等の方が多數を占めてゐる現狀にある。次に法人取引人であるが內地に於ては大正十一年の法規改正に際して初めて之を認めたのであるが、滿洲に於ては當初より法人取引人を認めてゐたのである。關東廳取引所に在りて同規則第十三條に、滿洲取引所に在りては營業細則第二條に夫々明文を以つて記載されてゐる。只關東州取引所令には何等之に對する規定なくその第十二條に「會員の資格、除名及脫退並取引人の資格、免許失效及免許取消に關しては關東長官之を定む」とあり、從つて法人取引人(又は會員)を許すや否やは全く關東長官の權限內に在る譯であるが、而かも關東州取引所規則には何等法人取引人に關する規定はない。只關東州取引所たる大連株式商品取引所の定款第五章第三十條の二項及び安東取引所定款第五章第三十一條の二項に夫々明かに法人

取引人を認むる趣旨を擧げその出願手續を記載してゐる。而して右の定款は必ず關東長官の認可を要するものであるから、結局に於て關東州取引所に於ても法人取引人を認めて居ると言へるのである。上述の法人取引人に關しては內地取引所に於けるが如き資格に對する制限なくその免許不免許は一に關東長官(又は取引所長)及在奉天領事官（奉天取引所の場合）の權限に屬してゐる。次に之等取引人の免許出願手續を述ぶれば

一、自然人に在りては

1. 關東廳取引所＝願書に取引人の種別を記し、履歷書、資產表を添へ取引人組合の手を經て所長に提出し免許を受ける。尙支那人の取引人に在りては、その商店組織多くは匿名組合に類似し經營者の他に財東と稱する出資者があるからその財東にも保證書を差入れしめて居る。

2. 關東州取引所＝願書に履歷書及資產調書を添へ取引所に提出する、取引所はそれに意見書を添附して關東長官に提出し免許を受ける。

3. 滿洲取引所＝願書に賣買の種類を記載し履歷書及資產調書を添へ紹介人二名を立て取引所に出願し、取引所は其の實狀を調査し商議員會及仲買人組合に諮詢し、意見を添付して在奉天領事官に進達し免許を受ける。

二、法人に在りては

1. 關東廳取引所＝願書に定款及財產目錄を添付し所長に出願する。(取引人組合あれば之を經由する事自然人に同じ)

2. 關東州取引所＝關東州取引所規則に一般的規定として願書に履歷書資產調書を添へ取引所を經由して關東長官に差出すを命ずるのみ。大連株式商品、安東取引所の定款により、願書に定款、決算報告その他必要なる書類を

附し取引所を經て關東長官に進達する旨規定あり。

3. 滿洲取引所＝願書に定款及貸借對照表を添へ又共同出資者なる時は其の出資者の氏名及出資關係を詳記したる書面を添へ各代表者の履歷書を附して取引所を經て在奉天領事官に進達する。

以上に依り取引人は免許を受けるのであるが、關東廳取引所に在つては免許料及入場料を納付しなければ賣買取引を爲す事が出來ず、更に取引所指定の期間內に納付しなければ免許を取消され關東州取引所に於ては取引所が取引人免許狀の送付を受けたる時は其の旨を本人に通知して免許料に相當する收入印紙を貼用したる請書（後取引所より關東長官に差出す）及身元保證金を差出さしめたる後に之を交付するのであるが、取引人出願者が取引所が免許狀の送付を受けたる日から十五日以內に請書及身元保證金を差出さなければ其の免許は效力を失ふ。

尙一旦取引人の免許を受けたる者と雖もその後に至りて失格したるもの、或は不正の手段によりて免許を受けたるものが發見せられたる時又は民營取引所に於て取引人が役員に就任したる時に於て該取引人が除名又は免許取消の處分を受けるのは言ふまでもない事である。

第二款　取引人の種類及數

各れの取引所に於ける取引人も自己の計算を以つてすると他人の計算を以つてするとを問はず賣買取引を爲し得るから、此處に言ふ種類とは右の如き本質的の性質に依る種類でなくして取引物件による區別及取引の種類による區別である。

關東廳取引所に於ては重要物產取引人及錢鈔取引人の二種に分ち尙土地の情況に依つては現物取引のみを行ふ取引

人を置いてゐる。而して之等取引人の數に就いては何等制限を設けてゐないが大連株式商品及安東取引所に於ては關東州取引所令第十七條に準據し定款中に制限規定を設け、滿洲取引所に於ても極めて尨大ではあるが兎に角定款を以つて制限してゐる此等に於ける取引人の種別及制限數を見れば左の如くである。

大連株式商品		安東取引所		滿洲取引所	
第一部 株式取引人	三十名以內	錢鈔株式部 取引人	八十名以內	商品先物	三百以內
第二部 蔴袋取引人	同右	商品部 取引人	百五十名以內	同 現物	同右
第三部 綿糸布取引人	同右	尙商品部は一般取引人、絲繭取引人、穀物現物取引人に分ち、錢鈔株式部も一般取引人及び錢鈔現物取引人に分つ。		證券先物	同右
第四部 麥粉取引人	同右			同 現物	同右
第五部 砂糖取引人	同右				

尙關東廳取引所及滿洲取引所に在りては取引所に於て賣買取引に從事せしむる爲代理人を置く事が出來る。勿論代理人に對しては所長の許可を受けなければならない。代理人の數の制限に關しては滿洲取引所に在りては賣買の一種類に付三名以內とし、大連取引所に於ては重要物產部一人に付十二名以內、錢鈔部十名以內と制限してゐる外其の他の取引所に於ては法規上何等制限してゐない。關東廳取引所に於て現在場に立つて賣買取引に從事してゐるものは多くは之等代理人にして殊に邦人取引人に於て然りである。

參考の爲各取引所創立以來の取引人國籍別移動表を示せば左の如くである。

各取引所取引人移動表

取引所／年度	大連 重要物產	大連 錢鈔	奉天	開原	四平街	公主嶺	長春	大連五品	安東	滿洲

期	長短	種別	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
大正二年下	長	日	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	外	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年上	長	日	二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年下	長	日	三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四年上	長	日	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四年下	長	日	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	四六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五年上	長	日	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中	三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五年下	長	日	二六	—	—	三	—	—	六	—	—	—
		中	三六	—	—	三〇	—	—	二八	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六年上	長	日	二六	—	—	五	—	—	—	—	—	—
		中	五四	—	—	二七	—	—	—	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六年下	長	日	二六	三	—	七	—	—	六	—	—	—
		中	六二	二六	—	二四	—	—	一九	—	—	—
		外	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	短	中	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—

同七年上	同七年下	同八年上	同八年下	同九年上	同九年下	同十年上	同十年下	同十一年上	同十一年下	上
長（外中日）中短	長（外中日）中短	長（外中日）	長（外中日）	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	外中日	中日
一六三二八一五	一七〇三〇九	二八八三三	三八七三四	三八四四〇	三八四四〇	三八三三八	二一六三九	二一七三九	三一七三九	八一三七
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
｜｜三一三	｜｜三一四	｜三七一三	｜四〇二	｜五一二	｜五一五	｜四〇八	｜三九一九	｜四五三二	｜四八三〇	三一八
				中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜八五七	｜四四五	｜三一四	｜二一四	｜二一三	｜三一三	四一〇
中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
｜｜三一三	｜｜四〇五	｜四五八	｜四五三	｜四四二六	｜四一二六	｜三四二五	｜四〇三	｜四一三	｜四八三〇	四八二九
			中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
｜｜	｜｜	｜｜	｜三三	｜七三	｜二五八	｜二一七	｜三一七	｜一九七	｜二一七	二三二六
			中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日	中日
｜｜	｜｜	｜｜	｜三四四	｜三一四	｜三一三	｜二六二	｜二六三	｜二六三	｜三一三	三一三
	中日		中日		中日		中日		中日	
｜｜	｜｜三九七	｜｜	｜五八六	｜｜	｜五一三	｜｜	｜四〇三四	｜｜	｜四一三	｜｜
				商株兼商株		商株	商株	商株	商株	商株
｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜三六五二六四一八四		｜九四六	｜八四	｜一〇四	｜八三九	一九四
						其日他	其日他	其日他	其日他	其日他
｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜三四	｜一〇四	｜八三	｜六二	六九
							株	株	株	株
｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜	｜｜二六	｜｜一七	｜｜三	｜五

同十二年下	同十三年上	同十三年下	同十四年上	同十四年下	同十五年上	同十五年下	昭和二年上	昭和二年下	同三年上
外三 日一六 中八一 外三	日一五 中八二 外三	日一五 中八二 外三	日一三 中七七 外三	日一三 中七七 外三	日一八 中七三 外三	日二七 中七二 外三	日二七 中七六 外三	日二六 中七五 外四	— —
日一九 中三二	日一四 中三二	日一六 中四五	日一八 中三八	日一九 中三八	日一七 中四〇	日一八 中四〇	日一九 中四三	日一九 中四八	— —
日九 中四	日一七 中三	日二四 中一〇	日四三 中一四	日三〇 中一六	日三五 中二一	日三五 中二一	日一七 中一九	日一七 中一八	— —
日三〇 中四九	日一四 中四九	日二 中四五	日一九 中四一	日一六 中四三	日一五 中四三	日一〇 中四七	日九 中四五	日九 中四七	— —
日一六 中一四	日二五 中一七	日一四 中二五	日一四 中一六	日二三 中二五	日三二 中一六	日三二 中三二	日二三 中二一	日二三 中二〇	日三三 中二一
日二 中三三	日二 中三一	日一〇 中三〇	日八 中一九	日七 中三三	日七 中二七	日六 中三五	日六 中三五	日六 中二八	日六 中二一
日一四 中二七	— —	日一〇 中三三	— —	日八 中二〇	— —	日八 中二七	— —	日八 中二六	— —
株三六 商一六	株二六 商二五	株三 商三三	株一四 商三	株二一 商一八	株一四 商一六	株一九 商二七	株一九 商二〇	株一九 商三一	株一九 商四〇
日九 他七	日九 他七	日九 他八	日九 他七	計一六	計一七	計一七	計一八	計二〇	計二五
株三	株二	株七 米一〇	株二 米九	株九 米二	株三 米八	株三 米八	株一〇 米七	株九 米八	株九 米七

備考　一、日は日本人、中は中國人、外は其他の外國人を指す
一、大連重要物産に於ける長は長期取引人、短は短期取引人也

短期取引人は大正七年末、或は長期となり、或は廢業す。

一、安東取引所に於ける日は日本內地人、其他は鮮人及中國人を指す。

一、滿洲取引所に於ては日本人のみにして株は株式、米は米穀仲買人なり。

一、大連株式商品取引所の株は株式、商は商品取引人也、昭和二年下以來商品取引人の增加せるは新たに麥粉上場せられたるに依る。

尙參考の爲沿線二、三取引所に就いて日支兩國取引人國籍別取引高を見れば左表の如くである。

一、奉天取引所　　　　　單位　千圓

取引高／期別	金票對小洋票取引高 日本人	中國人	合計	鈔票對小洋票取引高 日本人	中國人	合計
大正　九年上半期	二九、〇三九	七、八二七	三六、八六六	—	—	—
同　　下半期	一九〇、五八五	一六、一七〇	二〇六、七五五	—	—	—
大正　十年上半期	一〇、七二五	七三〇	一一、四五五	—	—	—
同　　下半期	七、二九七	一、九六三	九、二六〇	—	—	—
大正十一年上半期	一七、〇八一	四、三七五	二一、四五六	—	—	—
同　　下半期	五、七〇四	一、五四八	七、二五二	—	—	—
大正十二年上半期	五、七三四	二、八八三	八、六一七	—	—	—
同　　下半期	一、二八六	一、三七九	二、六六五	—	—	—
大正十三年上半期	一、一〇五	三一四	一、四一九	—	—	—
同　　下半期	九八、五一七	三〇、〇六三	一二八、五八〇	二六九	九六	三六五
大正十四年上半期	二四〇、一一七	七一、七〇三	三一一、八二〇	四七	三	五九

同　下半期	二四七、七九七	一四二、七七三	三九〇、五七〇	—	—	—
大正十五年上半期	二五〇、〇二五	二五五、六二〇	五〇五、六四五	—	—	—
同昭和元年下半期	一〇四、八八二	六五、七七二	一七〇、六五四	六六	九七	一六三
昭和二年上半期	一八六、〇二一	一三五、二六〇	三二一、二八一	一〇	二九	三九
同　下半期	三八四、一九九	二九八、一七〇	六八二、三六九	—	—	—
合計	一、七八〇、二一四	一、〇三六、五五〇	二、八一六、六六四	三九二	二三四	六二六

二、四平街取引所

單位　大豆、高粱、粟　一車
　　　金　千圓

年度別	日本人 大豆	日本人 高粱	日本人 金	日本人 粟	中國人 大豆	中國人 高粱	中國人 金	中國人 粟
大正八年下（賣）	一、七五四	一二八	一五、六五三	—	一、六四〇	三九九	一五、一九七	—
大正八年下（買）	一、五八五	八五	一五、一九七	—	一、八〇九	四四二	一三、五〇八	—
同九年上（賣）	二、三一五	二四六	四三、〇四二	—	二、二七九	六七六	四二、一八九	—
同九年上（買）	二、二五五	一〇九	四二、三六八	—	二、三三九	八一三	四一、八六三	—
同九年下（賣）	二、七一六	六三八	一九、六七四	—	二、六五九	一、七四〇	一八、七五八	—
同九年下（買）	二、六四〇	三〇三	一九、三七〇	—	二、七三五	二、〇七五	一九、〇六二	—
同十年上（賣）	二、九一二	七七五	五、一二三	—	三、七二七	二、二五〇	一八、七五八	—
同十年上（買）	二、九六三	六〇一	五、〇九六	—	三、六七六	二、四三四	一九、〇六二	—
同十年下（賣）	四、九一八	五六九	一五、一四三	—	五、三〇八	一、七四六	四、九五三	—
同十年下（買）	五、二〇九	五九七	一四、九七六	—	五、〇一七	一、七一八	四、九七九	—
同十一年上（賣）	一、〇三一	八六三	一八、二八七	—	二、一〇四	二、七八〇	一六、五二七	—
同十一年上（買）	一、二六六	八三三	一七、七八七	—	一、八六九	二、八一〇	一七、〇二七	—
同十一年下（賣）	一、九九三	三七〇	一三、二三七	—	三、〇三七	七三〇	一七、二三三	—
同十一年下（買）	二、〇一〇	三九二	一一、八四八	—	三、〇一〇	七一〇	一八、六二一	—

期別	大豆 日本人	大豆 中國人	高粱 日本人	高粱 中國人	金票 日本人	金票 中國人	鈔票 日本人	鈔票 中國人
同十二年上 賣	一、八七一	七二四	七、〇三八	—	三、一二三	四、三三六	二、四〇六	—
同十二年上 買	二、一五四	七三〇	六、四三七	—	二、八四〇	四、二三〇	三、〇〇七	—
同十二年下 賣	五、一四六	一、三五二	一〇、四四〇	三	六、二四四	四、四三〇	一九、三五九	三
同十二年下 買	四、九三九	一、五四八	九、七五八	一	六、四五一	四、二三四	二〇、〇四一	四
同十三年上 賣	一、八七三	六七九	三、四八二	—	四、三七〇	二、九四九	九、三〇六	—
同十三年上 買	二、〇七五	六二六	三、五八九	—	四、〇六八	三、〇〇二	九、一二九	—
同十三年下 賣	二、七五〇	一、〇五〇	四、八〇六	—	五、七八五	四、五一八	一〇、三六〇	—
同十三年下 買	二、九四〇	一、〇四八	四、九六一	—	五、五九五	四、五二〇	一〇、二〇五	—
同十四年上 賣	一、五〇六	一、一七九	五、五〇五	—	三、〇〇三	五、三九一	九、九八六	—
同十四年上 買	一、八〇二	一、〇九三	五、四八五	—	二、七〇八	五、四七七	一〇、〇〇六	—
同十四年下 賣	二、七七六	一、三九七	四、六四六	—	六、八五一	五、〇九八	六、一一六	—
同十四年下 買	二、七七〇	一、五一四	四、二六二	—	六、八五七	四、九八一	六、五〇〇	—
同十五年上 賣	一、四一八	八八〇	一四〇	—	二、八五四	三、七二六	四〇五	—
同十五年上 買	一、四八三	八八一	一三〇	—	二、七八九	三、七二五	四二五	—
同十五年下 賣	一、九三八	六〇四	—	—	四、四五六	二、五七四	—	—
同十五年下 買	二、〇〇三	五八五	—	—	四、三九一	二、五九三	—	—
昭和二年上 賣	三、三六〇	一一五	—	—	七、四二八	一、〇〇七	—	—
昭和二年上 買	三、三〇八	一二一	—	—	七、四八〇	一、〇一一	—	—
昭和二年下 賣	二、四四三	三	—	—	七、三〇八	五六	—	—
昭和二年下 買	二、四一三	—	—	—	七、三三九	五九	—	—
同三年上 賣	一、〇四八	—	—	二四三	七、一〇三	—	—	一八
同三年上 買	一、〇五八	—	—	二四二	七、〇九二	—	—	一九

三、公主嶺取引所

單位　大豆、高粱　一車
　　　金票、鈔票　千圓

期別	大豆 日本人	大豆 中國人	高粱 日本人	高粱 中國人	金票 日本人	金票 中國人	鈔票 日本人	鈔票 中國人
大正八年下	一、六七五	一四、五九七	六二	五、三四一	六、九八六	二〇、九五八	五六八	三、八四六

大正九年上	二、二九八	二三、二三八	三四六	五、四三八	一八、二五四	四二、五九四	一八四	四三〇
大正九年下	二、三五三	二四、六八六	六九八	一〇、九二八	六、四七六	一七、五一三	—	—
大正十年上	一、五八四	一七、〇五四	七三五	九、六四一	四、三一〇	一〇、〇五八	—	—
大正十年下	一、七二一	一九、六八三	五七九	九、〇五七	五、六六四	一四、五六八	—	—
大正十一年上	一、九八七	二〇、〇九五	一、〇〇六	一五、七七四	一〇、〇一八	二三、三七二	—	—
大正十一年下	二、一七二	二一、九五三	一、三四一	一七、八一七	一一、七五五	三一、七八三	—	—
大正十二年上	二、八一八	二六、八四八	一、四三九	二〇、七〇五	五、三一四	一三、四〇〇	—	—
大正十二年下	二、三二五	二六、六三三	一、二四六	二一、四一三	六、一九一	一七、二八七	—	—
大正十三年上	一、八九五	三、九四七	八七七	一六、四五五	二、五五一	七、一〇七	—	七三
大正十三年下	二、〇四八	一六、五〇四	三九一	一八、九七七	七六四	一、七一八	—	—
大正十四年上	二、一八九	二四、〇六九	一、二〇三	一〇、八一〇	二一〇	四七四	—	—
大正十四年下	四、五〇五	三八、四九九	四、〇一八	四七、九一八	三四	四四	二	二
大正十五年上	四、六九五	四三、〇五五	三、六七八	四一、七二六	三、三二五	一三、三二一	六七三	一六、九六五
大正十五年下	四、九二六	六二、九一四	二、五四六	四〇、八五〇	一六	一、五八六	三六三	六、七八一
昭和二年上	三、二八四	八六、四八六	六二四	二三、四七四	—	—	—	—
昭和二年下	三、〇七二	八六、七三六	二一三	一三、一二三	—	—	—	—
昭和三年上	三、〇五四	六二、二〇四	二六三	八、六〇〇	—	—	—	—
合計	四八、五七九	六三八、一九一	二一、四七三	三三七、一三六	八一、八六八	三一四、六八二	一、六〇〇	二八、二四〇

四、長春取引所

單位　大豆、高粱、小麥　一車
　　　鈔票（官帖建）　千圓

年度別		日本人 院內大豆	日本人 高粱	日本人 混保大豆	日本人 小麥	日本人 鈔票	中國人 院內大豆	中國人 高粱	中國人 混保大豆	中國人 小麥	中國人 鈔票
大正五年	賣	三	—	—	—	—	六,〇四四	—	—	—	—
	買	三	—	—	—	—	六,〇四三	—	—	—	—
同　六年	賣	一〇〇	—	—	—	—	一〇,八八二	—	—	—	—
	買	一〇八	—	—	—	—	一〇,〇七四	—	—	—	—
同　七年	賣	一,三三四	—	—	—	—	一一,一〇九	—	—	—	—
	買	一,二〇二	—	—	—	—	一一,一一三	—	—	—	—
同　八年	賣	五,一五四	—	—	—	—	二三,五三九	—	—	—	—
	買	六,一三九	—	—	—	—	二一,五五四	—	—	—	—
同　九年	賣	一三,六〇四	—	—	—	—	二一,七五八	—	—	—	—
	買	一一,一〇二	—	—	—	—	二二,三〇一	—	—	—	—
同　十年	賣	七,九八三	二五〇	三,〇二四	—	—	九,〇五四	八五七	三,四九〇	—	—
	買	六,九二〇	二四一	三,〇一七	—	—	一〇,一一七	八六六	三,四九七	—	—
同　十一年	賣	九,五七九	一,九六〇	一三〇	—	—	二七,六二五	一三,〇二四	一四〇	—	—
	買	一〇,九七六	一,九六六	二二四	—	—	二六,三四六	一三,〇〇八	一五六	—	—
同　十二年	賣	六,一一一	五八九	—	七	—	三八,九九八	一六,二七八	六三三	五一三	—
	買	八,二二〇	五九一	—	七	—	三八,八五九	一六,二七六	六三三	五二三	—
同　十三年	賣	四,五六九	三九〇	—	三〇	—	一八,〇七〇	七,四三〇	—	四五四	—
	買	四,五一三	三八二	—	四六	—	一八,一三六	七,四三八	—	四二八	—
同　十四年	賣	二,四〇九	一七〇	—	—	—	六,二二七	四,八六七	—	—	—
	買	二,五〇八	一五九	—	—	—	六,一二八	四,八七八	—	—	—
同　十五年	賣	三,三二四	一,三九五	—	—	一,九二八	六,五三六	一七,二八二	—	—	二,一八八
	買	三,三五〇	一,四九〇	—	—	一,八七五	六,四二〇	一七,一八七	—	—	二,一四二
昭和二年	賣	五九二	一,〇四二	—	—	一,一一七	三,〇九〇	一〇,五五三	—	—	六六,三七〇
	買	六〇四	一,〇六三	—	—	一,二八三	三,〇八一	一〇,五三一	—	—	六六,二〇四

合計（賣	五三、六二〇	五、七九六	三、一五四	二七	三、〇四五	一九三、〇八三	七〇、二八〇	三、六九三	九六六	八七、五五八
買）	五五、六三三	五、八九二	三、二三二	五三	三、一五八	一九〇、〇六〇	七〇、一八四	三、六一六	九四〇	八七、四四五

第三款　免許料、入場料及び身元保證金

取引人の免許を受けたものは免許料、入場料（關東廳取引所）及身元保證金を納付しなければならない。免許料は關東廳取引所に在りては初めより一種類に付き百圓とし若し兩者を兼營する場合は二百圓、開原及長春に於ける現物のみを取扱ふ取引人は二拾圓と定め現在に於ても同樣であるが、關東州取引所に於ては當初取引人の質を制限すると言ふ意味から非常に高率にして一千圓を課したものであるが、大正十四年三月十八日に至り廳令第八號を以つて三百圓に低下し、次で昭和二年七月三十日廳令第四十三號を以つて百圓となし關東廳取引所と同一の率に改正したのである。內地取引所に於ける免許料が十一年の改正により取引員地位向上の見地から百圓を三百圓に引上げたのに比すれば逆行の形であるけれ共、關東廳取引所の取引人よりは百圓を徵收するに民營取引所のみ三百圓を徵收する事は蓋し不當であつたかも知れない。滿洲取引所仲買人免許には免許料はない。次に入場料は關東廳取引所に於て定むる所にして取引人又は代理人より一人に就き一年又は未滿に就き六圓を徵收してゐる（大連取引所を除けば兩業兼營の場合にても差支へなし）。而して入場料納付と同時に入場章を交付し、之を携帶しなければ入場を許されず又他人へ貸與及讓渡する時は其の入場章は無效として褫奪される。尙之を破損又は紛失した場合は金二圓を納付せしめて再交付に應じてゐる。滿洲取引所に於ては代理人の入場に就いてのみ一年六圓の入場料を徵收し同取引所の收入としてゐる。上述の免許料及入場料は勿論關東廳地方費收入の一部をなすものにして各年度に於ける兩者合計金額を擧ぐれば左の如

くである。（單位圓）

大正二年	五、一二三	大正十年	三五、七六四
大正三年	五、八八八	大正十一年	二八、二七四
大正四年	七、三九五	大正十二年	二三、二四四
大正五年	一一、八四七	大正十三年	二三、七二〇
大正六年	一三、五四五	大正十四年	二三、三三〇
大正七年	一九、九九二	昭和元年	二六、二一四
大正八年	五六、三四八	昭和二年	
大正九年	五三、三三六		

次に身元保證金は關東廳取引所に在りては關東長官の認可を經て各取引所信託之を定め同社に納入せしめてゐる。關東州取引所に在りては取引所令第十五條により五千圓を下る事を得ず、尙株式會社組織に在りては資本金の千分の五以上にして關東長官の指定する金額を下る事を得ず、若し其の千分の五が五千圓未滿なる時と雖も五千圓は兎に角納めなければならない。又資本金の額が二千萬圓を超ゆる時は其の超過金額に付では關東長官は其の定むる別段の率に依り身元保證金の額を指定し得る定めである。右の準則により大連株式商品、安東共其の定款により身元保證金の額を定めてゐるのであるが、今各取引所に於ける先物取引人身元保證金の實際額を見れば左の如くである。

大連取引所
　重要物產取引人　鈔票　四千圓
　錢鈔取引人　同　四千圓

奉天取引所
　錢鈔取引人　金一萬圓　但當分ノ內　金　二千五百圓

重要物産取引人　現在無ケレ共同右

開原取引所

鈔銭取引人		金　二千圓
重要物産取引人		金　二千圓
兼營取引人		金　三千圓

四平街及公主嶺取引所――開原取引所ニ同ジ

長春取引所

重要物産取引人		金　一千五百圓
銭鈔取引人	一級（殘玉制限六十萬圓）	金　二千五百圓
	二級（殘玉制限四十萬圓）	金　二千圓
	三級（殘玉制限三十萬圓）	金　一千五百圓
兼營取引人	一級（重要物産殘玉制限五百車）	金　二千五百圓
	二級（同　三百車）	金　二千圓
	三級（同　二百車）	金　一千五百圓

大連株式商品取引所　各部共　金　一萬圓

（但シ商品各部ニ在リテハ近々五千圓ニ下ゲルトノ議有リ）

安東取引所

銭鈔株式部取引人	金　六千五百圓
商品部取引人	金　六千圓
兼營取引人	金　一萬二千五百圓

滿洲取引所	證券部	金一萬五千圓 但當分ノ内	金　二千五百圓
	商品部	同	金　二千五百圓

尙右の身元保證金は必ずしも現金たるを要せず當該取引所又は信託會社の承認したる預金證書又は有價證券を以つて代用し得る。その代用價格は取引所又は信託に於て之を定め、該證書又は證券が記名式なる時は本人名のものに限り且つ何時にても處分し得可き委任狀を添付せしめる。取引所又は信託は同代用證券が値下りその他により金額に不足を生したる時は其の指定期間內に現金又は更に代用證券を差入れしめるのである。尙前述の現金を以てする身元保證金には利子を附し代用證券に利札あるものは其支拂期に於て、本人の請求により之を交付すべき事は勿論である。

第四款　取引人の監督

取引人の質及其の行爲如何は市場の盛衰に重大なる關係を有するが故に內地に於ても相當嚴重に之を取締つてゐるのであるが、滿洲に於ても關東廳は取引所法規に於て取引所は其の定款中に取締規程を設けて各その監督に當つてゐる。

關東廳取引所に在りては主として取引所規則中に監督事項を規定しその主なる事項は取引人は賣買取引に關し帳簿を備ふる事を要し、其等の帳簿書類に對する所長の檢査を拒む事を得ず、又免許取消の事項として左の各規程を設け即ち

1. 不正の手段に依り取引人の免許を受け、又は取引人にして當該取引物件の取引又は製造を目的とする營業所を取引所所在地以外に移し、若くは資金信用の不確實になつた樣な場合

2. 取引所の指定せる期間內に免許料又は入場料を納付せざるか、若くは指定の期間內に身元保證金を差入れざるか或は正當の事由なくして一年以上引續き賣買取引に從事せざる者

3. 取引人又は其の代理人の行爲が取引所規則又は賣買取引に關する規定に違反し、又は取引所の秩序を紊し、若しくは信用を害すると認むる時は、其の入場を差止め、營業の停止を命じ、若しくは免許を取消し、又は代理人の解任を命ずる事を得

更に取引人のみならず一般人にも適用し得るのであるが、左の如き場合を擧げその一に該當する者は一年以下の懲役、禁錮又は二百圓以下の罰金に處せらるゝのである。

1. 取引所の先物取引と同一又は類似の取引を目的とする市場を開き、又はその市場に於て取引を爲したる者

2. 取引所に依らずして、取引所に於て賣買取引する物件に付差金の授受を目的とする行爲を爲したる者

3. 取引所に於ける相場の變動を圖る目的を以て虛僞の風說を流布し、僞計を用ひ又は暴行若は脅迫を爲したる者

4. 取引所に於て賣買取引する物件の取引に從事せざる者を濫に勸誘して先物取引の委託を受くる事を常業とする者

5. 取引人にして委託を受けたる先物取引に付取引所に於て賣買を爲さずして之を爲したると同一又は類似の計算を以て委託者に對し其の決濟を爲したるもの。

次に關東州取引所に於ても帳簿作製の義務及び之が檢査を拒み得ないのは同樣にして、尙取引所令第十六條に基き取引所は其の定款中に各場合を列擧し、其の一に該當する時は取引人の營業を停止し、又は千圓以內の過怠金を課し若は關東長官の認可を受けて之を除名する事になつてゐる。試みに大連株式商品取引所の定款(第三十二條)に就いて之を見れば左の如くである。

1. 正當ノ事由ナクシテ引續キ貳箇月以上本所ニ於テ賣買取引ヲ爲サヽル者、又ハ賣買取引極メテ僅少ナル者
2. 關東州取引所規則第十條第一項ノ規定(失格條項)ニ依リ取引人タル資格ヲ失フヘキ裁判ノ言渡ヲ受ケタル者
3. 取引人ニシテ身元保證金、賣買證據金、賣買手數料、本所ガ代納シタル稅金若ハ賣買差損金其他ノ計算金ノ納入ヲ怠リタル者又ハ過怠金ヲ本所ノ定メタル期間内ニ納付セサル者
4. 取引人其身元保證金若ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ本所ノ指定ニ從ヒ指定期間内ニ相當ノ金額ヲ納入セサル者
5. 取引人其身元保證金若ハ賣買證據金ニ付租稅滯納處令ニ依リ又ハ租稅滯納處分ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル者
6. 受渡ヲ履行セサル者
7. 自已ノ所有セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者
8. 前各號ニ揭ケタル外取引所ニ關スル法令、定款、營業細則若ハ本所ノ承認シタル取引人組合ノ諸規約ニ違反シ、其他取引人タルノ信用ヲ傷ケ又ハ本所ノ秩序ヲ紊スト認ムヘキ者

本所カ二週間以内ニ於テ指定シタル期間内ニ前項第三號乃至第五號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者カ相當ノ金額ヲ本所ニ差入レサルトキ、又ハ前項第七號若ハ第八號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者カ其違反ノ事實ヲ阻却スルニ相當ナル處置ヲ爲サヽルトキハ本所之ヲ除名ス。

更に關東州取引所規則第二十九條は取引人に對する罰則を規定し左の各號の一に該當する者は一年以下の徵役、禁錮又は二百圓以下の罰金に處する事としてゐる。卽ち

1. 關東長官の認可なく、取引人にして支店、出張所其の他何等の名義を以てするとを問はず、其の本店以外の場所

を以て賣買取引の取扱をなす場所と爲したる者又は定期取引の委託の代理、媒介又は取次を營業と爲したる者

2. 取引所に依らずして定期取引と同一若は類似の取引を目的とする市場を開き又は其の市場に於て取引を爲したる者

3. 取引所に依らずして取引所の相場に依り差金の授受を目的とする行爲を爲したる者

4. 取引所に於て賣買取引する物件の取引に從事せざる者を濫りに勸誘して定期取引の委託を受くる事を常業とする者

5. 取引所に於ける相場を僞りて公示したる者

6. 公示若は頒布の目的を以て虛僞の相場を記載したる文書を作成したる者又は之を頒布したる者

7. 取引人にして委託者に對し其の委託を受けたる取引に關し虛僞の通知を爲したる者

8. 取引人にして委託を受けたる取引所の定期取引に付取引所に於て其の賣付、買付又は受渡を爲さずして之を爲したると同一又は類似の計算を以て委託者に對し其の決濟を爲したる者

尙滿洲取引所に於ても定款中に於て監督事項を規定し、或は仲買人の營業區域を制限し、或は取引所以外の市場に於てする競賣買に依る先物取引と同一又は類似の行爲を禁止し、又帳簿作成の義務及之が檢査を拒み得ざるの義務等其の他の取引所に於けると略同樣である。

第五款　取引人組合

取引人は營業上の秩序を保ち且つ取引人相互間の親睦を謀り以つて斯業の改良發達を企る爲取所人組合を組織しな

ければならない。關東廳取引所に在りては同規則第二十五條に依り組合規約及其の變更に關しては所長の認可を受くを要し、その他の取引所に於ては營業細則の定むる所により、各部別毎に其の全員を以て取引人組合を組織し組合委員を選擧し且つ正副兩委員長を互選しなければならない。日常の組合事務は右正副兩委員長に於て之を行ひ、重大なる事項は組合總會に於て議決するのである。而して組合事務の重なるものは組合規約の施行、規約違反者の處分、取引人の風紀取締、市場の整理、代理人及使用人の取締、委託手數料及委託證據金、取引人の使用帳簿、取引所の咨問等に關する事項にして、其の中取引所の承認を受けなければならない事項あり、大連株式商品取引所に於ける營業細則の規定を示せば左の如くである。

第四十九條　取引人組合ハ左ノ事項ニ付キ本所ノ承認ヲ受クヘシ

一、規約及受託契約準則ノ制定又ハ變更

二、委託手數料及委託證據金ノ決定又ハ變更

三、規約違反者ノ處分ノ決定

四、取引人ノ用ユル帳簿、委託註文書、賣買報告書及委託證據金受領書ノ樣式

取引人組合ニ於テ委託證據金竝其代用有價證券ノ種類及代用價格ヲ設定又ハ變更シタルトキハ之ヲ本所ニ屆出ツヘシ

尙大連株式商品及安東取引所に於ては商議員會の設置なく、取引所は重要事項に關しては關係取引人組合に諮問する。其の諮問事項に關しては商議員會の項に述べたるが如くである。

次に現存する取引人組合を見れば左の如くである。

大連取引所	大連取引所重要物産取引人組合
	大連錢鈔取引人組合
奉天取引所	奉天取引所錢鈔取引人組合
開原取引所	開原取引所取引人組合
四平街取引所	四平街取引所取引人組合
公主嶺取引所	公主嶺取引所取引人組合
長春取引所	長春取引所取引人組合
大連株式商品取引所	大連株式商品取引所株式取引人組合
	大連株式商品取引所株式現物取引組合
	大連株式商品取引所商品取引人組合
	大連株式商品取引所商品現物取引組合
安東取引所	安東取引所錢鈔株式部取引人組合
滿洲取引所	滿洲取引所證券仲買人組合
	滿洲取引所米穀仲買人組合

第二節　賣買取引の場所及時

取引所は元よりその本質市場であるから取引所に於ける賣買取引は一定の時一定の場所に於て行はれなければなら

ないのは言ふまでもない事である。而して右の賣買取引をなす可き場所的設備、所謂市場を取引人に供給する事は取引所の義務である。その設備に關しては取引所の大小に依り多少相違はあるけれ共取引人又は代理人が立合をなす可き相當の廣さを有する土間あり、而してその立會場より一段高き中央の部に半圓形若しくは方形の高座を設けて取引所若しくは信託會社の係員其の他の出張に備へてゐる。立會場の後方には委託者及び一般觀覽者の席あり、高座後方の壁には當市場に於ける各物件の出來値及其他市場の相場を揭ぐべき木札あり。關東廳取引所に於ては各賣買を揭示すべき黑板を高座正面の立會場内に備へてゐる。尙取引所によつては取引物件により立會場を異にしてゐる所もある大連取引所に於ける重要物產部と錢鈔部の如き、大連株式商品取引所に於ける株式部と商品部の如き（之は現在統一すべき大取引市場建築中なり）安東取引所に於ける株式錢鈔と商品部の如き夫れである。

次に立會時間であるが、取引所の相場が公定相場にして他市場に於ける相場に重大なる關係を有する以上、その相場を決定すべき取引所市場の開閉は直ちに經濟上に影響を及ぼすものであるから、取引所市場の開閉は各其の規程に從ひ休會せる場合の外は原則として之を開市し規則正しく行はれなければならない。然し乍ら例外として

關東廳取引所に在りては所長は左の各號の一に該當すると認むる時は市場の立會の全部又は一部を停止し若くは賣買數量を制限し又は取引人の賣買を差止め若くは入場を制限する事を得る。(取引所規則第二十九條)

1. 相場の昂低不穩當なるとき又は不穩當なる昂低を生ずべき虞ある時
2. 取引人が不穩當なる賣買を爲し其の他故意に市場を紊す行爲を爲し、又は爲さんとする時
3. 賣買證據金の徵收に支障ありと認むる時
4. 前各號の他公益上必要ありと認むる時

關東州取引所に於ては（安東も略同一なるを以つて大連株式商品取引所の營業細則に依る）

一、左ノ各號ノ場合ニ於テハ市場ノ立會ノ全部又ハ一部ヲ停止スヘシ（第七條）

1. 相場ニ著シキ變動アルトキ又ハ著シキ變動ヲ生スヘキ虞アルトキ

2. 賣買證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ

3. 立會カ市場ノ秩序ヲ紊シ若ハ公益ニ害アリト認ムルトキ

二、左ノ各號ノ一ニ該當スルト認ムルトキハ本所ハ取引人ノ賣買ヲ差止メ又ハ入場者ヲ制限スヘシ（第八條）

1. 前條第二號又ハ第三號ノ事由アルトキ

2. 取引人ニシテ其身元保證金又ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタルモノニ付本所ニ於テ必要アリト認メタルトキ

3. 取引人ヨリ本所ニ差出シタル小切手カ不渡トナリタルトキ

4. 取引人ニシテ取引稅ヲ滯納シタルトキ

5. 取引人ニシテ定款第三十二條ノ規定（過怠金、營業停止及ヒ除名ヲ定メタル條項）ニ依リ處分ヲナスヘキ必要アリト認メタルトキ

6. 取引人ニシテ賣買取引若ハ其受託ニ關シ不正又ハ不穩當ノ行爲ヲ爲スモノト認ムルトキ

7. 關東州取引所令第四十條第二項ノ規定（否行爲ヲナシタルモノニ對スル罰則）ニ依リ處分ヲ爲スヘキコト確定シタルトキ

尙滿洲取引所に在りては市場の開閉及休日は理事會の決議を經て取引所が定める事になつてゐる。

右は例外により休市する場合であるが其他定期的に休市する場合あり、即ち年首、年末、祭日、日曜日等であるが右を大連株式商品取引所に見れば

一、休　業　日

1. 年首（陽歴一日、二日、三日及五日の四日間）
2. 年末（陽歴三日間）
3. 大祭日祝日
4. 日曜日

二、立會を行はざる時

1. 年始初會及年末納會の各後場
2. 定期取引に在りては受渡日の前場及後場
3. 定期取引當限に限り其受渡日の前日後場

尙取引人中に支那人を多く含む關東廳取引所に在つては陰歴の年首年末は元より其の他支那側の大祭祝日にも休市してゐる。

立會を前場及び後場の兩場に分つ事は內地及その他に於けると異ならず。今各取引所に於ける立會時間の實際に就いて見れば左の如くである。

取引所名	立會時間 前場	立會時間 後場	備考
大連取引所 重要物産部	現物全部 九—一一	一・三〇—二・三〇	上揭の立會時間は四月より九月に至るものにして十月より翌三月までは各物件皆三十分後れである。
	先物 豆粕、豆油 九—一〇・三〇 大豆 九・三〇—一〇・三〇 高粱、包米 一〇・三〇—一一	全部 一・三〇—二・三〇	尚八月一日より三十一日に至る期間暑中休會として後場立會をなさず。
大連取引所 錢鈔部	現物 九—一二	一・二〇—三・三〇	八月一日より三十一日までは暑中休會として一時間短縮し後場
	先物 九・三〇—一二	一・三〇—三・三〇	一・三〇—二・三〇
奉天取引所	九・三〇—一一・三〇	一—三	
開原取引所	重要物産 一〇—一一・三〇	二—三・三〇	

	錢鈔 九・三〇—一一・三〇	二—三・三〇	
四平街取引所	九・三〇—一一	二—三・三〇	
公主嶺取引所	九・三〇—一一	二—三・三〇	
長春取引所	重要物產 九・三〇—一一 錢鈔 九—一一	重要物產、錢鈔共 一・三〇—三	
大連株式商品取引所	第一部(株式) 九・三〇— 第二部乃至第五部(商品) 九・三〇—	一・三〇— 一・三〇—	
安東取引所	株式錢鈔部 九・三〇—一一・一五 商品部(粟) 第一節 一〇— 第二節 一一—	一・三〇—三・一〇 第一節 一・三〇— 第二節 二—	水曜、土曜に限り錢鈔後場は二・四五分まで也何となれば水、土兩日は上海爲替市場午後休市し從つて當市場の緊關係なきによる

滿洲取引所	株式部			
	現物	九•五五—	一•五五—	
	定期	一〇—	二—	
	米穀部	一〇•三〇—一一	二•三〇—三	

第三節　賣買取引の種類

第一款　關東州取引所令に依る取引所

法規改正以前内地取引所に於ける取引の種類は分ちて直、延及定期取引の三種とし、前二者は受渡即ち物と貨幣との授受を要件とし、定期取引（競賣買に依るものに限り）は物と貨幣の授受をなす代りに差金の授受により決濟を完了し得る取引である。關東州取引所に於ける取引の種類は上述の舊内地法による取引の種類をそつくりそのまゝ移したのであつて、現物、延、定期と第一種の取引に對しては異なる名稱を用ゐてゐるけれ共、性質及び作用に付いては全く直取引と同一である。即ち契約成立の日より起算して二日内に受渡を爲す可き取引である。然し乍ら内地舊法が直取引に就いては差金取引を禁止してゐたにも拘はらず實際市場に於ける狀況は差金及び日歩の遣取りによつて繰延べを爲し結局は差金取引に終りしものが多かつた如く、大連株式商品取引所に於ける株式直取引の現狀は表面上に於ける取引所との關係は翌日決濟をなすのであるが、その實株式信託會社が清算機關となり、差金及日歩の授受によつ

てその取引關係をどこまでも繰延べてゐる。次に延取引は契約成立の日より起算し三日以上百五十日內約定の日に受渡をなす取引である。但し有價證劵の延取引に就いては其の契約成立の日より一月內約定の日に於て受渡を爲す可き必要がある。從前大連株式商品取引所に於て三十日を期限とする株式の延取引が端株に就いて行はれてゐたが出來高も大して振はず、現在に於ては廢せられて現物取引の乙部となり主力株を上場物件とする甲部と相對してゐる。然し乍ら同商品部市場は延取引のみを用ゐて取引を行つてゐる。而して同市場に於ては受渡期日を豫め月末と定めそれより溯つて百五十日目を新甫發會日と爲し、卽ち受渡期日を先づ定め然る後に發會日を定めてゐる。安東市場に於ける延取引はその營業細則中に九十日を超ゆる事を得ずと定めてゐるが現在行はれてゐない。

定期取引は三月內に於て取引所の定めたる限月による取引である。但し綿布綿糸及麻袋の定期取引は關東長官の認可を受けて六月內の限月に依るを得、有價證劵は內地と同じく二箇月限である。現在大連株式商品取引所に於ては十五日、五日、二十五日を受渡日とする二箇月三期建の株式の定期取引あるのみにて商品は前述の如く全部延取引に依つてゐる。安東取引所に於ては商品、錢鈔、有價證劵共に定期取引による賣買を行ひその期限及び受渡日は左の如くである。

	受渡回數	定款上の限月期建	實際上の限月期建	受渡日
商品	每月一回以上	三箇月以內—二期—六期	二箇月—二期建	末日
錢鈔	每月二回以上	二箇月以內—二期—四期	一箇月—二期建	十三、二十八日
有價證劵	每月一回以上	一箇月以內—二期—三期	一箇月—二期建	十日、二十五日

第二款　關東廳取引所其他

關東廳取引所に於ける取引の種類は現物取引及び先物取引の二種に分れてゐる。現物取引はその性質直、延を併せたるものに略等しく、受渡期間を十日以内とする實物取引である。但し賣買當事者の合意によりその期間は三十日迄は延長し得る事になつてゐる。先物取引は定期取引に等しく一定の限月内に於ける一定の期日に於て受渡をなすものであつて、その競賣買の方法によるものは差金取引をも行ひ得る取引である。而してその限月は重要物産に就いては開原取引所が三箇月以內なるを除けばその他の取引所に於ては四箇月以內の定めであるが各取引所共所長必要と認むる場合には之を六箇月まで延長する事が出來る。錢鈔先物取引の期限は大連取引所が四箇月まで許されてゐる他すべて三箇月以內の定めである。然し乍ら實際に於ては各所共二期建の一箇月限のみである。尙以上取引物件の受渡日其の他に就いては次節に述べる事とする。

以上の外滿洲取引所に於ける取引の種類は現物賣買及び先物賣買の二種に分れ、その性質は關東廳取引所に於ける現物及先物取引と略同一であつて現物賣買は差金取引を許さゞる相對賣買にして受渡期間も十日以內であるが、只賣買當事者が取引所の許可を得て三十日を超えざる期間まで其の受渡を延長し得るのは商品部の取引に限られてゐて、商劵部には之を許さない事になつてゐる。先物賣買は關東廳取引所に於ける先物取引と同一性質にして其の競賣買に依るものは差金取引をなし得る。契約期限は商品部三箇月以內、證劵部二箇月以內の規定であるが現在商品（米穀のみ）も株式と同じく二箇月限三期建を以て取引をなし、受渡日は兩者共奇數月十五日、偶數月五日、二十五日である。

第四節　賣買取引の方法並びに取引物件

第一款　關東廳取引所

關東廳取引所に於ける賣買取引の目的物件は、重要物產及び錢鈔である。重要物產とは大豆、豆粕、豆油、高粱等滿洲に於ける產物の大宗を指稱し、錢鈔とは金票（朝鮮銀行の發行する金券）鈔票（正金銀行の發行する銀券）小洋錢、奉天票、吉林官帖等を總稱するものであつて、かくの如き貨幣取引所は日本內地に在りては其の例を見ざる所である。以下各場合に就いて少しく詳述する。

第一項　現物取引

現物取引は其の當初より實物の受渡を目的とする取引であつて其の方法は相對賣買により、差金取引に終るを許されないものである。卽ち個人對個人の間に賣買契約をなしその契約の履行に對しては飽迄當事者が責任を持つ取引であつて、言はゞ日常の商取引を取引所の管轄內に於て爲す丈けの話である。

一、重要物產

重要物產の現物取引は各取引所共之を行ひ得る譯であるが、奉天取引所に於ては開所以來錢鈔のみの取引をなし重要物產は曾つて上場されたる事なく、公主嶺に於ては開所以來一、二回現物取引はあつたけれ共違約者を出せる爲爾來取引皆無の狀態にあるを以て其他の取引所に就いて述べる。

先づ大連取引所に於ける現物取引は大豆、豆粕、高粱、小麥、豆油、包米其他雜穀に就き相對賣買によつて行はれ賣買を爲したるものは卽日書面を以つて其の年月日、物件の種類、證劵あるものは其の番號、數量、價額及賣買當事者双方の氏名又は番號を所長に屆出でて其の契約を成立せしめるのである。而して期間十日以內に受渡を爲し得ざる時は双方合意の上所長の認可を受けて三十日以內の期間延長し得るのは前述した如くであるが、若し其の受渡の延期が買方の都合によつて爲されたる場合には延期々間內の保管料は勿論買方負擔である。

尙其の履行の責任は兩當事者に在り聊かも他人に影響を及ぼす所は無いから、當事者が合意の上ならば自由に解約を爲し得るが此の場合には其の旨所長に屆出づる必要がある。又賣買當事者双方の責に歸す可からざる事由に由つて受渡期間內に受渡を爲す事が出來ない場合は當事者双方より其の旨を所長に屆出でゝ指揮を受けねばならない。尙賣買物件の滅失毀損に就いて、例へ其の原因が賣方の責に歸す可からざる事由であつても賣方がその物件を代表する證劵を買方に交付せざる以前であるなら、其滅失毀損は賣方が之を負擔すべきである旨規定してゐる。此の場合賣方は其契約を解除する事を得るのであるが、買方が賣買價額にて引渡を要求したる時は勿論此の限りでない。違約に關しては後述するとして、右以外の事項は從前の慣習により慣習なき場合は所長の定むる所に依つてゐる。

開原取引所に於ては取引所の市場以外に馬車糧豆現物市場（馬車物）及び市中現物市場（火車物）があり、取引所々屬の取引人が賣買取引に從事する外、馬車糧豆現物市場に在つては準現物取引人として所長の免許を受け馬車宿の店員が賣買の仲介を爲してゐる。取引物件は大豆、高粱、雜小豆、蘇子（荏胡麻）、麻子（苧實）、包米（玉蜀黍）、吉豆（文豆）、稻子（水稻籾）、粳子（陸稻籾）、小麥、粳米豆（小手亡）、芝麻、大米、小米（粟）、粳米、蕎麥等にして呼値の單位は稻子が百斤なるを除けば他は一支斗の値段である。而して一斗の斤量は馬車物に於ては

大豆普通品約三十三斤八分、高粱普通品約三十四斤、火車（汽車）物取引に於ける一斗の斤量は慣習に依り左の如くである。

大豆三十一斤、高粱三十一斤、小豆三十五斤、包米三十斤、蘇子二十二斤、麻子二十三斤、小麥三十二斤、小米三十五斤、芝麻二十五斤、粳米豆三十四斤

而して以上の物件が現物又は見本により相對賣買の方法によつて取引されるのは勿論であつて、馬車糧豆は田舍から馬車に積んで持出して來たものを取引所の管轄下に於て直接取引を爲すもので、其の契約成立に就いて買方のみより取引所に報告してゐる。其の建値は大豆、高粱に就いては呼値の時には慣習上吊文を以つて建て受渡に際しては一定の換算率により（六月前後七吊二百文を奉小洋一圓とせり）奉票を用ひてゐる。其の受渡は慣習により即日之を實行し、受渡用の量器は取引所の許可を得たるものを使用する事になつてゐる。市中現物即ち火車物は取引所に屆出づる事もなく純然たる市中現物として取引人が賣買に從事してゐるのであつて、其の建値は大正十五年頃まで奉天票を用ひてゐたのであるが相場の變動甚だしき爲漸次金銀建に改まり、現在に於ては大豆混合保管物は金、普通物は銀、高粱、包米は銀、小豆は金が夫々用ひられてゐる。

四平街取引所に於ては曾つて「現物取引細則」なるものを設け大豆、豆粕、豆油、高粱、粟其他雜穀に就いて現物取引を行つてゐたのであるが、出來高殆んど無く種々の不便ありし爲め、同地の日華特產商聯合會を現物市場の延長と認め、同會の規約により會員間に於て賣買取引を爲さしめてゐる。取引所の現物取引人も本年三月以來盡く廢業して聯合會の會員と爲り現物賣買に從事してゐる。同會は現在會員百餘名あり。四平街驛に專用線及び保管倉庫をも有し、四平街特產界の爲に大いに貢獻しつゝあり。同會の規約中賣買に關するものを抄錄すれば左の如くである。

四平街日華特產商聯合會規約

第一章　總　則

第一條　本會ハ四平街日華特產商聯合會ト稱ス

第二條　本會ハ四平街ニ於テ特產物營業ニ從事スル日華兩商人ヲ以テ組織シ同業ニ從事スルモノハ必ス本會ニ加入スルモノトス

第三條　本會ノ事務所ハ四平街附屬地內ニ置キ必要ニ應シ支部ヲ設置スルコトアルヘシ

第四條　本會ハ營業上ノ改善發達ヲ企圖シ會員ノ信用並ニ福利增進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條　本會ノ業務概目左ノ如シ

但シ關東廳取引所ニ於ケル業務ハ之ヲ含マス

一、營業上ノ弊害ヲ根絕シ共改善及發達ヲ期スル事

二、商品ノ鑑定及檢查ヲ施行スル事

三、本會員ノ營業ニ關スル紛議ノ仲裁ヲナスコト

四、東西兩商務會ノ規定ヲ遵重シ嚴守セシメル事

五、現物取引ノ完全ヲ期スル爲メ賣買ニ對スル仲介ノ勞ヲ採ル事

六、仲買人(經記)ノ取締及保護ヲナス事

第六條　本會員ハ會員外ト絕體ニ取引ヲナササルコト

但シ當地ニ店舗ヲ有セサル者トノ取引ハ此限リニアラス

第二章　加入及脫退（略）

第三章　役員及職員（略）

第四章　會　議（略）

第五章　會　計（略）

第六章　業務執行

第四十二條　本會ハ現物取引上ニ關スル紛議ヲ未然ニ防止シ且ツ取引ノ安全ヲ保證スルタメ賣買當事者雙方ヨリ保證金ヲ本會ニ供託シ受渡シ完了ト同時ニ之ヲ返還ス

保證金割合左ノ如シ

每一車ニ對スル保證金

一、奉大洋　二百元　大豆、豆粕、高粱、包米、蕎麥、大麻子、小麻子、大麥、粳子、谷子等

二、奉大洋　四百元　豆油、粟、芝麻、蘇子、粳子、大米、小麥、吉豆、小豆等

但シ半車未滿ノ小口物ニ對シテハ保證金ノ供託ヲ要セス

第四十三條　賣買成立シタル時ハ賣買雙方ヨリ前條ニ規定シタル保證金ヲ本會ニ供託スヘシ

但シ賣買當事者間ニ於テ合意ノ上ハ此限リニアラス

一、保證金ハ午前中賣買成立ノ分ハ午後ニ午後成立ノ分ハ翌午前中ニ休日ニ成立シタルモノハ翌午前中ニ納付スルコト

二、買手側ニ於テ保證金ニ該當スル麻袋ヲ即時相手側ニ提供シタル場合ハ麻袋ヲ保證金ニ準用シ買手側ハ別ニ保證金ノ供託ヲ要セス

三、保證金既納後買手側カ麻袋ヲ賣手側ニ提供シタル時ハ其麻袋ヲ保證金ニ準用シ既納保證金ヲ買手側ニ返還スルコトヲ得

第四十四條　賣買成立シタル時ハ電話又ハ規定ノ書式ニ依リ遲滯ナク本會ニ屆出ツルモノトス

第四十五條　本會員カ當地ニ店舖ヲ有セサル會員外ノ者ト當地ニ於テ賣買成立ナシタル時本會員ハ其旨本會ニ屆出テ規定ノ手數料ヲ本會ニ納付スヘシ

第四十六條　糧石及豆粕、豆油ニ對スル賣買ハ當事者間ノ合意ニヨリ金洋兩建ヲ併用スルコトヲ得

但シ此場合ニ於テ本會ハ取引上ノ紛議ニ關スル仲裁ノ勞ヲ採リ保證金ニ關スル責任ハ之ヲ負擔セス

第四十七條　粟取引ハ品質多種多樣ニ亘リ紛議頻出シ易キニツキ總テ見本取引ヲ實行シ本會承認ノ見本袋ニ賣買兩者立會ノ上支那桝五合程度ノ見本ヲ差入レ封鎖封印ヲナシ本會ニ屆出ヲナスヘシ

但シ雙方合意ノ上見本ヲ提出セサル時ハ品質ニツキ本會ハ其責ニ任セス

第四十八條　現物取引ニ對スル一般受渡シ期間ハ豆油以外總テ賣買成立ノ日ヨリ五日間以內ヲ以テ受渡シ完了ヲナスモノトス

不止得事由ニヨリ麻袋ノ提供遲延スルモ賣買當日ヨリ四日間ヲ越ユル事ヲ得ス

但シ賣主ハ麻袋提供日ヨリ四日間以內ニ受渡シ完了ヲナスモノトス

天災其他不可抗力ニ依リ生シタル遲延ハ亦此限リニアラス

第四十九條　本會ハ賣買成立ノモノニ對スル受渡シ完全ヲ期スル爲メ仲介ノ勞ヲ採ルモノトス
一、賣手側ハ商品又ハ證劵ヲ本會ニ提出シ本會ハ買手側ヨリ代金受領ト同時ニ該商品又ハ證劵ヲ交附シ其代金ヲ更ニ賣手側ニ交附シ受渡ノ完了ヲナスモノトス
二、本會ハ驛貨物課及國際運送會社ヨリ買主ニ代リ證劵ヲ受取ルモノトス故ニ買主ハ證劵受取ノ委任狀ヲ豫メ本會ニ提供シ置クモノトス
但シ賣買當事者合意ノ上ハ此限リニアラス
第五十條　糧石受渡シニ付テ驛出シヲ要スルモノハ蔴袋詰ヲナシタル當日直ニ驛構内ニ搬出スルコトヲ原則トス當日中ニ搬出シ能ハサルモノハ翌日買手立會ノ上再檢査ヲナシ搬出スルコト
但シ檢査ノ際故意ノ不正行爲ヲ發見シタル場合ハ損害金ノ拾倍ニ相當スル代金ヲ賣手ヨリ徵收シ買主ニ交附ス
第五十一條　賣買成立後萬一受渡シ不能ニ依リ生シタル損害ハ保證金ヲ以テ充當シ尙不足アル場合ハ更ニ追徵シ相手方ニ交附ス
但シ前項ニヨリ解決シ能ハサル事件ハ本會規定ノ仲裁法ニ依リ裁決スルモノトス
第五十二條　賣買成立ニ對シテ賣買雙方ヨリ一車每ニ奉票三角ヲ手數料トシテ本會ニ納付スルモノトス
第五十三條　本會員ハ一般商用ニ使用スル印鑑ヲ本會ニ屆出テ置クモノトス
第五十四條　品質改善ノ趣旨ヲ以テ受渡物件中ノ土砂夾雜物混入程度ヲ左ノ通リ限定ス
但シ限定量以上ノ土砂夾雜物混入シアルヲ發見シタル場合ハ東西兩商務會ニ於テ規定シタル罰則ニ基キ同商務會之カ處分ヲナス外第六十三條ニ規定シタル過怠金ヲ徵收ス

一、大豆ハ一袋ニツキ二斤以內トシ混合保管ニ合格スルモノヲ標準トス
二、高粱包米ハ一袋ニツキ一斤半以內トス
三、蘇子麻子吉豆小豆ハ一袋ニツキ三斤以內トス
四、胡麻ハ一袋ニツキ二斤以內トス
五、蕎麥ハ一袋ニツキ五斤以內トス
六、大麥ハ一袋ニツキ五斤以內トス
七、小麥ハ一袋ニツキ三斤以內トス
八、四洮沿線ノ蘇子及麻子ハ一袋ニツキ四斤以內トス
九、粳米大米粟ハ土砂混入ナキモノトス
十、四洮沿線ノ到着貨物ニシテ規定以上ノ土砂夾雜物ノ混入ヲ發見シタル場合ハ直チニ規定ニヨリ處罰セス製撰ノ上受渡ヲナス事

故意ニ混入シタル場合ハ此限リニアラス

第五十五條　本會ハ經紀ノ取締リ及保護ヲナスコト

第五十六條　本會專屬經紀タラントスル者ハ四平街在住商人ニシテ確實ナル者一名以上保證人ニ立テ其保證狀ヲ本會ニ提出申込ヲナスヘシ

本會ハ申込者ニ對シ徽章ヲ交附ス該徽章ヲ帶セサル者ニ對シテハ本會員ハ絕體ニ取引ノ仲介ヲ依賴セサルコト

第五十七條　本會專屬經紀ノ承認ヲ得タルモノハ手數料トシテ本會年度替リ每ニ奉票五元ヲ本會ニ納付スヘシ

第五十八條　經紀ニ對スル賣買仲介口錢ヲ左記ノ通リニ定ム

一、糧石及豆粕一車ニツキ奉票壹元五角ヲ賣買雙方ヨリ支給スルコト

二、豆油一車ニツキ奉票三元ヲ賣買雙方ヨリ支給スルコト

三、金對小洋票壹千圓ニツキ奉票五角ヲ賣買雙方ヨリ支給スル事

四、小口物ニ對シテハ五十石以下一斗ニツキ五厘五十石以上ハ一口奉票一元ヲ賣買雙方ヨリ支給スル事

第五十九條　經紀ノ不正怠慢又ハ其ノ他ノ不良行爲ヲ發見シタル會員ハ其旨本會ニ報告スヘシ

第六十條　經紀ニシテ不當ノ手數料ヲ強要シ又ハ僞價吃價其他不正行爲ヲナシタルモノハ徽章ヲ取上ケ其旨本會員ニ報告ス

第六十一條　本會員ハ前條ニ定メタル以上ノ仲介口錢ヲ支給スルコトヲ得ス

第六十二條　經紀カ徽章ヲ紛失シタル場合其申出ニヨリ徽章ノ再交附ヲナシ實費ヲ徴收スルモノトス

第七章　違約處分

第六十三條　本會員ニシテ左ノ條項ニ違反シタル者ハ評議員會ノ決議ニヨリ金壹百圓以上金參百圓ノ範圍内ニ於テ過怠金ヲ徴收シ情伏重キ者ハ除名ス

一、本會規定ニ違反ノ行爲アリタルトキ

二、本會ノ總會又ハ評議員會ノ決議ニ違反シタルトキ

三、本會ノ體面ヲ汚シ又ハ本會ノ平和ヲ害スルカ如キ行爲アリタルトキ

四、其他不正ノ行爲アリタルトキ

第六十四條　違約處分ハ評議員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ行ヒ其事實ヲ明記シタル處分書ヲ作製シ之ヲ違約者ニ送達ス

第六十五條　違約處分ニ不服アルトキハ處分書ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ異議ノ申立ヲナス事

第六十六條　異議ノ申出テアリタルトキハ總會ニ於テ之ヲ裁決スルモノトス

第六十七條　本總會ノ裁決ニ對シテハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第六十八條　違約者ハ處分決定ノ日ヨリ三日間以内ニ過怠金ヲ納付スルモノトス

第六十九條　支店又ハ出張所ノ違約行爲ハ其本店ニ於テ責ヲ負フモノトス

第七十條　除名處分ヲナシタルトキハ其事由ヲ明記シ他地方ノ同業團體ニ報告スルモノトス

第八章　仲裁（略）

第九章　解散及淸算（略）

次に長春取引所に於ける現物取引の物件は

取引物件	呼値の單位	賣買單位
大豆、高粱、小麥	一支石（三五五斤）	一車
包米	一支石（三五〇斤）	同
粟、小豆	一支石（四〇〇斤）	同

にして鈔票建により見本による相對賣買を行つてゐる。賣買の慣習は兩當事者が先づ見本により賣買の豫約を爲し然る後に院内に行つて實物を見、見本と相違ない事を確めて契約を結び買方は翌日夕方迄に全金額前拂するのである。之は好景氣時代の慣習に依るもので買方に取つては非常に不利なる條件である。若し不信なる賣方に逢ふ場合には受

渡以前に於て其の目的物件を取換ふるが如き事無きを保し難きを以つて、現今取引人間には右の方法を改善せんとするの議がある。

二、錢　鈔

錢鈔現物取引は各取引所共其の取引物件、賣買方法等に關しては從前の慣習に依り、之無きものは所長の定むる所により賣買を行ふ事になつてゐるが現在錢鈔現物取引の行はれてゐる所は大連取引所のみであつて其の他に於ては取引所内の取引は行はれてゐない。大連に於ける錢鈔現物取引は鈔票對金票、鈔票對小洋錢に就いて相對賣買の方法に依つて行はれ、受渡は午後二時半以後の賣買に就いては翌日、前場及び後場二時半以前のものに就いては當日信託及び正隆銀行を通じて行はれてゐる。

第二項　先物取引

關東廳取競所に於ける先物取引は錢鈔に就いては銘柄賣買、重要物產に就いては標準物による格付賣買によつて行はるゝ事は現物取引と同様であるが、賣買の方法は各取引所規程の定むる所によれば左表の如くである。

種別／所名	重要物產先物	錢鈔先物
大連取引所	大豆、高粱、小麥、包米、豆粕、豆油　競賣買　相對賣買（同所規程第十一條）	競賣買（同上　第四十三條）
奉天取引所	競賣買（奉天遼陽及營口取引所規程第十條）	競賣買（同上　第三十五條）

開原取引所	競賣買又は見本賣買竝びに相對賣買（同所規程第五條）	商慣習に依る（同上第八條第三項）
四平街取引所	何等規定なし依つて關東廳取引所規則と同じ	同上
公主嶺取引所	同右	同上
長春取引所	競賣買又は見本賣買竝びに相對賣買（同所規程第四條）	從前の慣習に依るか、商議員會の意見を徴し所長之を定む（同上第二十二條）

然し乍ら實際に於ては、大連取引所に於ける豆油が相對賣買に依つて行はれる外其他は全部競賣買の方法に依つて賣買されてゐる。大連取引所に於ては從前豆粕及び豆油は大部分大連所在の油坊の生産にかゝり、從つて此等を競賣買とする時は、各取引人及當業者は十分に共の生産額を知り得るを以つて、之を利用して人爲的に相場の變動を來さしむる危險があるとの理由の下に、豆粕に就いても相對賣買の方法に依つて取引を行つてゐたのであるが、大正十一年の夏頃豆粕の受渡に困難を生じ、共れを機會として競賣買制に變更せんとし、同年十一月六日大連取引所取引人組合臨時總會を開きて右を決議し、大連取引所及び取引所信託も之に同意し、信託會社及び取引所より關東廳に向け規定變更の申請を爲し大正十一年十一月十三日竝びに十四日認可の指令に接し、十一月十四日後場の立會より三月十四日限以後ものに就き實施する事となり、斯くて豆粕は競賣買制となり現在豆油のみが相對賣買に依つて賣買せられてゐるのである。

豆油以外の物件に對しては競賣買の方法に依る事前述の如くであるが、共の相場決定法は複式相場決定法を用ひ所謂歩み賣買である。內地株式取引所の短期清算取引も歩み賣買の方法を採用してゐるけれ共右は寄付及大引値段の決

定に關しては特に値段の競合を爲さしめ市場掛員が其の氣配を察し撃拆によつて單式に相場を決定するに反し、關東廳取引所に於ては寄付より大引に至る迄即ち立會開始より終了時間に至るまで徹頭徹尾歩み賣買一本調子でやる點に於て相違がある。即ち立會時間に至れば係員が振鈴によつて立會の開始を報ずる、それと同時に各取引人（及代理人立會は殆んど支那人代理人によつて爲される）は市場に於て互に入り交り値段の競合を爲し、相手方を求めて契約を締結するのである。而して契約成立の都度其の當事者は市場備付の黒板面に買方の商號、賣方の商號、數量、呼値の順序で書き付けて行くと取引所の市場係員は一々之を場帖に寫し取つて行き賣買當事者の控帖と照合した上、間違の無いものは照合濟の判を押し此處に賣買は正式に成立するのであつて、最初に成立せる約定値段及最後に成立せる約定値段が夫々寄付及び大引の値段となるのである。而して契約成立と同時に前述せる如く信託會社の定むる所に從ひ、擔保契約を締結したものと看做される。捺印をなしたるものは其の立會終了後一時間以内に於て、賣買當事者双方が合意の上申請したる時は之を訂正し得るが、其他に於ては絶對に取消す事は出來ない。

玆に注意すべきは、開原、四平街、公主嶺等の如き奉天票を建値とする取引所に於て、制限値段取引なるものゝ行はれてゐる事である。元來價値の尺度たる貨幣は望む可くば一定不變なるものにして初めて其の機能を完全に發揮し得べきに數年來に於ける奉天票の如く朝騰暮落一に三省當局の一張一弛に依つて其の價値徒に變動する貨幣を建値とする所に在つては、奉票を以つて特産の價値を計ると言ふよりも寧ろ特産を以つて奉票の價値を計ると言つた方が適當な位である。從つて各取引人は奉票の騰落と、取引物件の相場變動と常に二重の危險に曝されてゐる譯であり、更に又信託會社は之等非常に懸隔せる相場の取引を盡く擔保してゐたならば從つて起る可き違約其他に依る損害を蒙る可きは明なる所である。於是信託會社は或る一定の値段を標準として夫より上下幾元以内は場帖に登錄して契約を成

立せしめるが其の範圍外のもの對してはその取引を制限するの擧に出づるのである。今實際に就いて之を見れば一定の標準値段を前日の帖入値段に採り、其の制限の範圍は證據金によつてカバーし得る金額に基礎を置き、其の場の氣配を見て之を決定するのである。例へば開原取引所に於て前日の大豆帖入値段四〇元とするならば、而して一車に就き本證據金八百元、增證據金六千四百元、合計七千二百元を徴收してゐるとすれば、大豆一車は百五十八石五斗であるから、右の證據金は一斗に對して四元五角餘りのカバーになる譯である。依つてその範圍を上下する相場の變動は之を擔保するも、其れ以外に對しては制限を行ふ譯である。此の場合彌が上にも投機を好む連中は取引所及信託とは關係なく、相對に依つて其の契約を成立せしめ、所謂場外取引の一種を行ふ事は勿論あり得る譯であるが、近來餘り行はれてゐない樣である。又右の制限値段取引も奉票の相場常なき時に多く行はれるので其の鎭靜を見る時に徒らに人爲的なるかゝる方法を採るのは勿論良くない事で、實際に於ても用ひない樣である。尙奉票相場の變動甚だしく、場を制限しても到底收拾する見込なき場合には所長は其の權限によつて立會を停止すべきは前述せる如くである。

次に各取引所に於ける取引物件及其の賣買單位、呼値の單位、受渡期日等を擧ぐれば左の如くである。

一、重要物産

取引物件	賣買單位	呼値の單位	受渡期日
大連取引所			
大豆	一車（滿鐵混保品 四九、〇〇〇斤）	百斤（大豆のみは容器を含む）	毎月末日
高粱	一車（四九、〇〇〇斤）	同	同
（小麥）	一車（四九、〇〇〇斤）	同	同

包米	一車(四九、〇〇〇斤)	同	毎月十四日
豆粕	一千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚	毎月十四日末日
豆油	五百函(二八、三五〇斤)	百斤	毎月十四日末日

奉天取引所(重要物産取引無し)

開原取引所

大豆	一車(四九、一三五斤)	一支斗(三一斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、一三五斤)	一支斗(三一斤)	毎月十五日
(豆粕)	一千一百枚(五〇、六〇〇斤)	一枚	毎月十五日

四平街取引所

大豆	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
粟	一車(四九、四五〇斤)	一支斗(四三斤)	毎月十五日末日
(豆粕)	一千枚(五一、一五〇斤)	一枚(四六斤半)	毎月十五日

公主嶺取引所

大豆	一車(四九、〇二〇斤)	一支斗(三八斤)	毎月十五日
米高粱	一車(四九、二八〇斤)	一支斗(三八斤半)	毎月十五日
(杏高粱)	一車(四九、二七五斤)	一支斗(三七斤半)	毎月十五日

長春取引所

大豆	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月十五日
高粱	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月十日
(小麥)	一車(四九、三五〇斤)	一支石(三五五斤)	毎月一日 十日

但し括弧内の取引物件は現在出來不申

二、錢鈔

取引物件	賣買單位	呼値の單位	受渡期日
大連取引所			
鈔票(金圓建)	五千圓	百圓	毎月十三日 二十八日
奉天取引所			
金票(奉票建)	千圓	百圓	毎月十四日 二十八日
(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月十四日 二十八日
開原取引所			
金票(奉票建)	千圓	百圓	毎月十五日 二十五日
(鈔票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月十五日 二十五日
四平街取引所			
(金票)(奉票建)	千圓	百圓	毎月十三日 二十八日

(鈔票)(奉票建)	千百圓	毎月十三日 二十八日
公主嶺取引所		
(金票)(奉票建)	千百圓	毎月十二日 二十七日
(鈔票)(奉票建)	千百圓	毎月十二日 二十七日
長春取引所		
鈔票(官帖建)	千一圓	毎月十三日 二十八日
(金票)(官帖建)	千一圓	毎月十三日 二十八日
(鈔票)(金票建)	千百圓	毎月十三日 二十八日

但し括弧內の取引物件は現在出來不申。尚脫稿後四平街取引所は規程改正の上現大洋を上場する事となれり。

第二款　民營取引所

第一項　大連株式商品取引所

大連株式商品取引所に於ける取引物件は有價證券、麻袋、綿糸布、麥粉、砂糖の五品である。之蓋し同所が通稱大連五品取引所の名を以つて呼ばれる原因であらう。然し乍ら之の中砂糖は未だ取引を開始されてゐない。而して其の取引の大部分を占むるものは株式にして商品の取引は未だ寥々たるを免れない。

一、有價證券

有價證券に於ける賣買單位は株式拾株、國債、地方債は額面千圓、其の呼値の單位は株式一株、國債地方債及社債は額面百圓若は最少額面であるが現在取引されてゐるのは株式のみである。

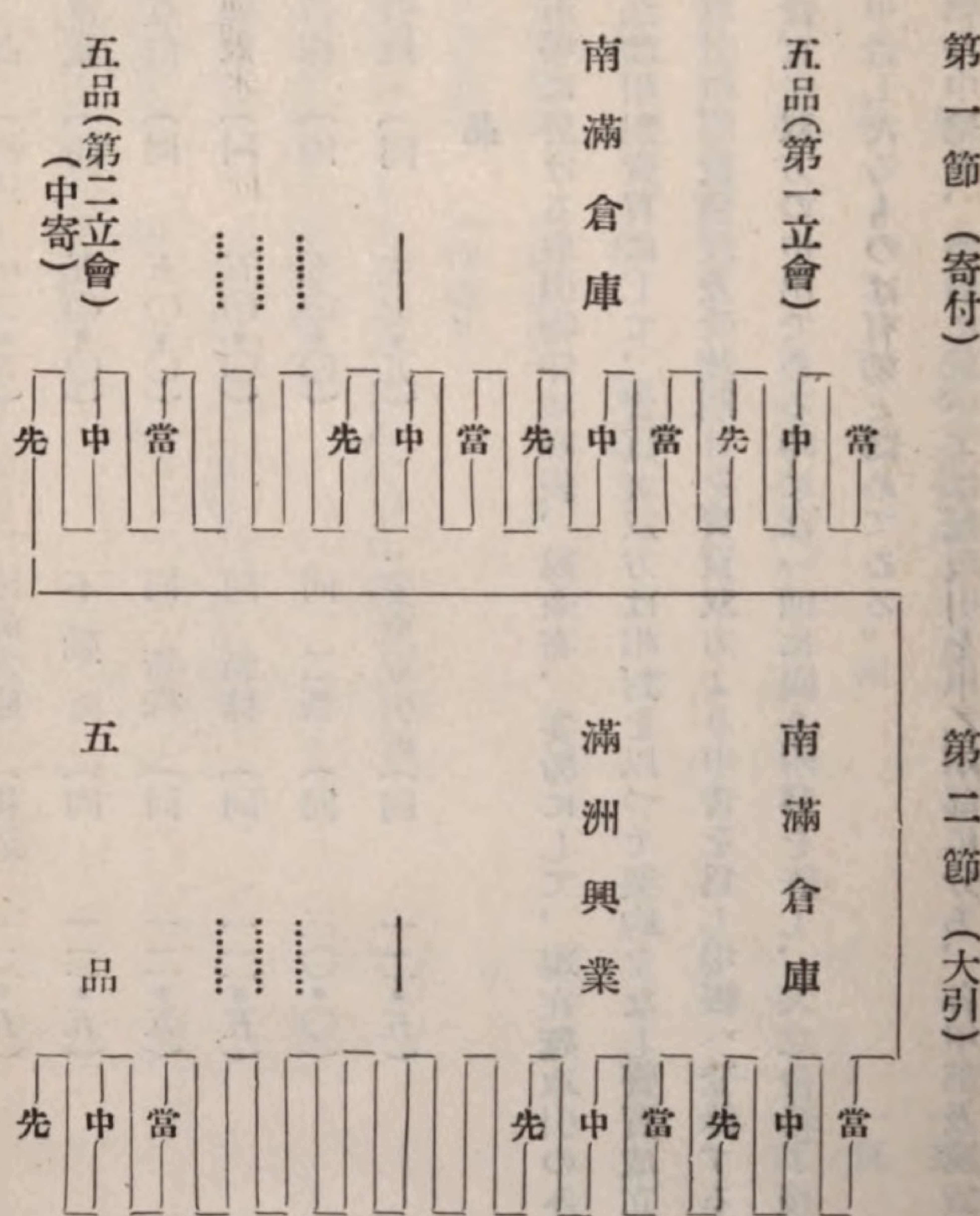
而して右株式は現物及定期兩種類に依つて賣買され各場に於ける立會は現物—定期—現物の順序となつてゐる。而して現物市場に於ける取引の方法は相對賣買の方法により契約を爲すのであるが、終始歩みによつて賣買を爲せば寄付指定客の注文多き時は右に副ひ兼ね、又取引人がお互にぐるになつて突飛なる寄付相場を作る恐れもある所から九月六日（三年）後場より寄付相場のみは「ムシ」賣買又は「セリ」賣買と稱する一種の競賣買に依る事となつた。之短期取引開始に對する前提であると一般に見られてゐる。偖右により賣買成立したる時は其の銘柄、賣買者の記號、取引の脩數、値段及受渡期日を市場係まで申告するのであるが現物に於ける賣買約定値段は五十錢刻みとしそれ以下の刻みは認めてゐない。而して右の現物取引が株式信託を淸算機關として繰延べられてゐる事は前述した通りである。尙右現物取引は主力株を取引物件とする甲部と端株を取引物件とする乙部とに分れてゐるが、各其の銘柄は左の如くである。

甲部、當所株、商信(商品信託)株、新豆(大連取引所信託新)株、錢鈔(錢鈔信託)株、製氷新(大連製氷新)株

乙部、正隆二新(正隆銀行)、滿洲丙新(滿洲銀行)、商業銀行、株式信託、周水土地、星浦土地、郊外土地、滿洲水産新、日華特產、不動貯金、東亞土木、大連火災、大株新、東株新、鐘紡新、開原取信、同新株、金福鐵路

定期市場に於ける取引の方法は勿論競賣買により其の形式は擱合と板寄との折衷方法（又は附合せ方法と謂ふ）である。而して前後場共に各二節に分ち、第一節が寄付に當り第二節が大引に當るのであるが、當所株のみは各場三回の立會を爲す事になつてゐる。卽ち第一節五品より始まり五品に終り第二節の最後に又五品を立會ふのである。從つ

て他の銘柄に就いては當、中、先共寄付、大引二つの相場より立たないに反し、五品のみは寄付、中寄、大引の三つの相場が立つ譯である。而して寄付、中寄の立會に對しては夫々第一節第一立會及第二立會と稱してゐる右の方法は大阪株式取引所に行はれてゐるものと略同様であつて之を圖示すれば左の如くなる。



尙バイカイによる附出しも競賣買と認めて之を許してゐる。

定期市場に於ける銘柄を擧ぐれば左の如くである。

五品（拂込 一二・五）	南滿倉庫（拂込 一二・五）	滿洲興業（拂込 二五・〇）
東省實業（同 五〇・〇）	不動産（同 一二・五）	商品信託（同 一二・五）
大連豆信（同 五〇・〇）	同 新株（同 一二・五）	大連錢鈔（同 一二・五）
大連製氷（同 五〇・〇）	同 新株（同 一二・五）	滿鐵（同 一〇〇・〇）
同 新株（同 五〇・〇）	同 二新（同 三〇・〇）	滿洲製麻（同 一七・五）
大連機械（同 三七・五）	安東取引所（同 一二・五）	滿洲取引所（同 一二・五）

二、商　品

商品市場に於ける取引物件は麻袋、綿糸布、麥粉にして、現在延取引のみに依つて賣買されてゐる。從つて其の賣買の方法は相對賣買にして、賣買者双方は相對を以つて契約をなし賣買成立したる時は其の銘柄、賣買者の氏名又は商號、取引の箇數値段及受渡期日を賣買双方より申告を爲し場帳へ登錄するのである。而して立會終了後一時間以内に於て賣買者双方の申出である時には一回に限り附替を許し、又立會終了後に於て爲したる賣買も翌日前場の立會開始迄に申告したるものは有効と認めてゐる。

取引物件中綿糸、麥粉に就いては延取引を甲乙兩部に分ち、各甲部及麻袋、綿布が其の期限百五十日以内なるに反し、綿糸乙部は六十日以内、麥粉乙部は四十日以内に受渡を爲さなければならない。而して之等の受渡期日は前述せる如く豫め月末と定め甲部に於ては丁度百五十日目が月末に當る樣に發會を爲し、乙部に在りても麥粉が毎月二十一日を新甫發會日と定めてゐる如く受渡日が月末に該當する樣に發會するのである。各物件の賣買單位、呼値の單位及

び賣買約定値段の單位(刻み)を示せば左の如くである。

物件	賣買單位	呼値の單位	刻み單位
麻袋	五梱(壹梱四百枚入)	一枚	一厘
綿絲	五梱(壹梱四十玉入)	一梱	十錢
綿布	五　梱	一反	五厘
麥粉	百袋(一袋四十九封度入)	一袋	一錢

尙各取引物件の銘柄は左の如くである。

一、麻袋（金建）

鐵筋新麻袋　（印度產）
青筋新麻袋　（印度產）

右を標準品とし左記品を受渡の代用に供さる。

大連滿洲製麻株式會社製品
鐵筋新麻袋　一枚に付金五厘格差金を附す
青筋新麻袋　同　右
上海東亞製麻株式會社製品
鐵筋新麻袋　印度產と同格但輸入免稅單附
青筋新麻袋　同　右

二、綿糸（甲部金建）

銘柄	番手	製造社名	所在地
扇面	右十六手	満洲福紡 福島紡績	周水子 大阪
桃	同	東洋紡績	大阪
日光	同	上海紡績	上海
藍鳳	同	日華紡織	同
金三馬	同	倉敷紡績	岡山縣
双鹿	同	合同紡績	大阪
彩五星	同	富士瓦斯紡	同
寶光	同	公太紡績（鐘淵紡績）	上海
水月	同	内外綿	上海
銀月	同	同	青島
桂月	同	同	金州
豐年	同	豐田紡織廠	上海

銘柄	番手	製造社名	所在地
仙桃	右十六手	裕豐紗廠	上海
金貨	同	大康紗廠	青島
童魚	十手	同	同
双女	同	大日本紡績	大阪
福助	二十手	福島紡績	大阪
藍鳳	同	日華紡績	上海
宮女	同	大康紗廠	青島
少女	同	内外綿	金州
銀月	同	内外綿	青島
双雁	二十手三股	佐藤商店	久留米
日出鶴	同	野村糸店	大阪
福助	十六手	満洲福紡	周水子

綿糸（乙部金建）

銘柄	番手	製造社名	所在地
銀月	右十六手	内外綿	青島
金貨	同	大康紗廠	同
日光	同	上海紡績	上海

銘柄	番手	製造社名	所在地
仙桃	同	裕豐紗廠	上海
扇面	同	満洲福紡 福島紡績	周水子 大阪
桂月	同	内外綿	金州

三、綿布（金建）

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
龍C	粗布二十四	東洋紡績	大阪
九龍	同	鐘淵紡績	東京
水月	同	内外綿	大阪
單九頭	同	上海紡績	上海
三元寶	同	同	同
三馬頭	同	同	同
彩球	同	内外綿	大阪
獅子爐	同	大日本紡績	同
犳艇	同	江商會社	大阪
駝鳥	細布四十四	和田紡績	大阪
月鯉	同	和歌山紡績	和歌山
人魚	同	近江帆布	近江 八幡町
双鳴	同	豐田紡績	名古屋
旭	同	吉見紡織	大阪
玉獅子	同	服部商店	同
象兎	同	同	同
財神	同	東洋棉花	上海

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
双飛龍	粗布二十四	鐘淵紗廠	青島
猫帽	同	大日本紡績	大阪
豐年	同	豐田紗廠	上海
五福集祥	同	大康紗廠	青島
群犬	同	服部商店	名古屋
驪馬	同	日本綿花	上海
四ツA	細布四十四	東洋紡績	大阪
地球馬	同	東京紡績	東京
軍人	同	東洋紡績	大阪
白羊美人	細布四十四	泉州織物	大阪
金山寺	晒金巾五十四	又一	同
郭子儀	同	東洋棉花	同
二嬌	同	富士瓦斯紡	東京
眼鏡	晒金巾三十四	竹村商店	大阪
童笛	同	山本商店	神戸
公會堂	同	富永商店	大阪
平和塔	同	丸永商店	同

彩球	細布四十四	内外綿	上海
三和	同	日本綿花	大阪
三財	同	同	同
双飛龍	同	鐘淵紗廠	青島
陽鶴	同	同興紗廠	上海
三舟	同	服部商店	名古屋
得寶圖	色染細綾	日本綿花	大阪
紫巾山	同	江商會社	同
双童	黒細綾三十四	服部商店	同
二嬌	細綾四十四	富士瓦斯紡	東京
顔	同	東洋紡績	大阪
竹虎	同	鐘淵紡績	東京
松鼠	同	上海紡績	上海
藍大蝶	同	日本綿花	大阪
双童	細綾三十四	服部商店	大阪
三星	同	福島紡績	同
太鼓	同	服部商店	同
菊月星	同	天満紡績	同
和合童子	同	山本商店	神戸
陽鶴	同	同興紗廠	上海
金鼎	晒金巾三十四	東洋棉花	大阪
二嬌觀書	同	富士瓦斯紡	同
廣陵花瑞	同	日本綿花	同
猫帽	同	大日本紡績	同
三牌樓	色染細綾	東洋棉花	同
群犬	同	服部商店	同
双飛龍	細綾三十四	鐘淵紗廠	青島
六象	同	日本綿花	大阪
六象AA	同	同	同
彩球	同	内外綿	上海
双鳴	細綾三十四	豊田紡績	大阪
鷺鳥	綾木綿二十四	東洋紡績	同
鳳凰	同	富士瓦斯紡	東京
龍	同	東洋紡績	大阪
双猿	同	服部商店	同
獅子爐	同	大日本紡績	大阪
三輪A	大尺布六十四	服部商店	大阪
三童子	同	同	同
金字	同	深田商店	名古屋
福海	同	貝塚紡績	大阪

白羊美人	大尺布六十四	泉州織物	大阪
象冠	同	信達合名	泉州
双雁	同	佐藤商店	久留米
信字	同	角田洋行	大連
改良龍字	同	同	同
人抱魚	同	中泉織物	大阪
双吉	同	丸永商店	同
元寶山	同	中泉織物	同
千山	同		
鼎象	同	服部商店	大阪
龍戯	同	八田織物	同
新富貴	同	日本綿花	同
文玉	同	田治米織物	同
三牌樓	五枚朱子手四	東洋棉花	大阪
双童鹿	同	山口商店	同
芭蕉會	同	同	同
觀鷺	同	丸永商店	同
金山寺	同	又一	同
千倍利	同	日本綿花	同
紫巾山	同	江商會社	同
大觀園	八枚朱子手四	日本綿花	同
張桂英	同	江商會社	同
三牌樓	同	東洋棉花	同
郭亙	紅天笠六十四	服部商店	名古屋
印度美人	同	江商會社	大阪

四、綿糸（鈔票建）

銘柄	番手	製造社名	所在地
水月	右十六手	内外綿	上海
日光	同	上海紡績	同
仙桃	十六手	裕豊紗廠	同
金貨	同	大康紗廠	青島
寶光	二十手	鐘淵紗廠	上海
豐年	同	豐田紡織廠	同
銀月	同	内外綿	青島
宮女	同	大康紗廠	青島

藍鳳	十六手	日華紡績	上海
藍鳳	二十手	日華紡績	上海
童魚	十手	大康紗廠	靑島

五、綿布（鈔票建）

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
單九頭	粗布二十四	上海紡績	上海
三元寶	同	同	同
三馬頭	同	同	同
驪馬	同	日本綿花	同
双飛龍	同	鐘淵紡廠	靑島
五福集祥	同	大康紗廠	同
豐年	同	豐田紡織廠	上海

銘柄	種類、匹數	製造社名	所在地
松鼠	細綾四十四	上海紡廠	上海
陽鶴	細綾三十四	同興紗廠	同
雙飛龍	同	鐘淵紗廠	靑島
双飛龍	綾木綿二十四	同	同
彩球	同	內外綿	上海
財神	綾木綿二十四	東洋棉花	上海
陽鶴	同	同興紗績	同

但し鈔票建綿糸布は現在出來不申

六、麥粉（金建）

日本產

銘柄	製造社名
竹	日本製粉株式會社
辨天	日本製粉株式會社
綠ダイヤ	日本製粉株式會社

銘柄	製造社名
雙龍	三井物產株式會社
旭	日清製粉株式會社
月	日清製粉株式會社

鶴	日清製粉株式會社	雪	日清製粉株式會社
雙蝠	日清製粉株式會社	鶉	日清製粉株式會社
綠月琴	日本製粉株式會社	鴛鴦	日清製粉株式會社
百合	日本製粉株式會社	指南針	日清製粉株式會社
金魚	日清製粉株式會社	寶袋	增田製粉株式會社

上海産

銘柄	製造社名	銘柄	製造社名
綠兵船	福新麺粉廠 茂新麺粉廠	福壽	福新麺粉廠
喜鵲	長豐麺粉廠	綠寶星	福新麺粉廠
紅藍自轉車	阜豐麺粉股份有限公司	綠砲臺	信大機器麺粉股份有限公司

滿洲産

銘柄	製造社名	銘柄	製造社名
綠龍馬	益發合	綠馬	義昌泰
綠天官	天興福	綠三羊	裕昌源
双仙	雙和棧	紅龍	滿洲製粉株式會社
紅龍馬	益發合	紅三羊	裕昌源
藍獅球	雙合盛	綠飛行艇	安裕

米國産

銘柄	製造社名	銘柄	製造社名

紅三井	三井物産株式會社扱	藍鷺	Portland Flour mills Co.
紅三菱	Fisher Flouring mills Co.	ベーカーボーイ	三井物産株式會社扱
寶船	三井物産株式會社扱	紫三菱	Nothern Flour mills Co.
紅綠三菱	Astoria Flouring mills	紅日當天	Connell milling Co.
紅財神	Wilcox Hayer Co.	綠財神	Wilcox Hayer Co.

加奈陀産

銘柄	製造社名	銘柄	製造社名
綠三井	三井物産株式會社扱	月星	Maple Leaf Milling Co.
藍双喜	福昌公司扱	王冠	三井物産株式會社扱
小三菱	Robin Hood mills Co.	綠双喜	福昌公司扱
黄牛	Connell Milling Co.	小鹿	Calgary Milling Co.

前記銘柄以外新ニ延取引ニ上場セントスルトキハ該物件ノ生産額、販賣ノ狀況竝製造會社名ヲ記載シタル申請書ニ見本ヲ添ヘ組合委員長ヲ經テ取引所ニ提出シ其承認ヲ受クルモノトス

取引所及組合委員會ハ上場銘柄中取引上危險ヲ來ス虞アリト認ムルモノ其他必要ト認ムルモノアルトキハ該銘柄ノ取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第二項　安東取引所

安東取引所に於ける取引物件は有價證券、錢鈔、商品にして其の賣買及呼値の單位は左の如くである。

物件	賣買單位	呼値の單位
株式	十株	一株
公債社債	額面一千圓	額面百圓又は最小額面
鎭平銀	一千兩	千兩
銀票	一千元	一元
金票	一千圓	一圓
粟	一車	一百斤（蔴袋込）
豆粕	一千枚	一千枚
大豆	一百石	一百石
柞蠶繭	一籠	一千粒
柞蠶糸	一梱	一百斤

右の中現在取引を行ひつゝあるものは株式、鎭平銀及び粟のみであつて、株式は現物、定期兩市場に於て賣買されて現物取引は相對賣買に依つて左の銘柄に就き行つてゐる。

當所株、安東商事金融、京城株式市場、滿取丙新、大株、滿取株、安東晝夜無盡、滿洲鑛山業、安東窯業、同新、開取信、大連五品

定期取引は十日及び二十五日を受渡日とする一箇月二期建にして、競賣買折衷方法により左記の銘柄に就き取引を行つてゐる。

當所株、安東商事金融、京取、滿洲鑛山藥、滿取、協成銀行、安東實銀、滿鮮枕木會社

尚株式及社債の定期取引には銘柄毎に關東長官の認可を得て開始するのであるが其の物件たる會社の株劵は左の要件を具備してゐなければならない。

一、同一銘柄に付資本總額五十萬圓以上にして拂込資本十二萬五千圓以上なる事。

二、會社設立後一計算期以上を經過したる事。

但し同所に於て特に差支へなしと認めたる會社に付ては此の限りでない。

次に鎭平銀は十三日、二十八日を受渡日とする一箇月二期建の定期取引のみであつて、其の方法は歩み商內に依る競賣買の方法に依つてゐる。

更に粟は鮮內の需要激增に鑑み本年六月一日より新に上場したものであつて、現物及び定期兩市場に賣買が行はれてゐる。現物は銘柄又は見本による相對賣買にして、定期は標準物に依り各場を二節に分ち折衷方法による競賣買を行つてゐる。粟上場に對する最難關は現在の如き多種多樣の粟を如何に格付するかにあつたのであるが、昨年來全滿米穀同業組合長萩原氏の研究に依つて略成案を得、安東檢量局なる檢査機關を設置し商業會議所に附屬せしめ、專ら粟其他の穀類檢查に從事する事となつたのである。

第三項　滿洲取引所

滿洲取引所に於ける取引物件及び賣買單位及び呼値の單位は各次の如くである。

物件	賣買單位	呼値の單位

株式	十株	一株
債券	額面一千圓	額面百圓又は最小額面
米（精白米）	十石	一石
（籾）	千斤	百斤
綿糸	一捆	一梱
綿布	一梱	一匹
小麥粉	一車	一袋
麻袋	千枚	一枚
毛皮	千枚	一枚

而して右の中現在取引の行はれてゐるものは株式及び米にして其の他は未だ開始せられてゐない。株式現物賣買は銘柄に依る相對賣買（寄付と大引は競賣買に依つてゐる）によつて爲されるのであるが、當所に於ても滿洲取引所信託會社を清算機關として代引代渡を爲さしめ日歩及差金の授受に依つてその決濟を繰延べてゐる。先物は折衷方法に依る競賣買に依つて行はれてゐる。尙兩市場に於ける重なる上場銘柄は左の如くである。

現　物——當所株、奉天取信、五品株、鐵嶺證券、大連豆信、大連錢鈔、東株、大株新、

先　物——當所株、五品、京取、奉天取信、開原取信、製麻、北滿電氣、東拓、同新、滿鐵、同新、鐘紡新、大株新

次に米穀の賣買方法は競賣買、相對賣買、糶糴賣買の三種とし現在歩み商内による競賣買方法を採用してゐる。

第五節　證據金及び手數料

第一款　證據金

第一項　賣買證據金

取引所又は信託會社が先物賣買の違約より生ずる賠償金の抵當として取引人より徵收する所の賣買證據金の種類はかなり多樣に涉つてゐる。本證據金、追證據金、增證據金の三者は各取引所共通に徵收する所であつて、其の外預納證據金、割增證據金、特別證據金等がある。滿洲に於ける各取引所及附屬信託會社の賣買證據金を其の營業細則に依つて見れば左表の如くである。

取引所名	本證據金	追證據金	增證據金	特別證據金	割增證據金	豫納證據金
大連（重要物產）	賣買單位每に其の單位の價額の百分ノ三〇以內	本證の半額差損額が本證の半額に達する每に損方より	相場の激變又は受渡支障の時、單位價額の百分ノ五〇以內			賣買が危險又は多數建玉を有するものが更に賣買を爲す危險と思ふ時本證と同額
大連（錢鈔）	同右	同右	同右	相場に著しき變動を生じ又は恐れある時、多くの賣買を有し損害多しと見るものより價額の百分の五〇以內		同右

奉天	同右	同右 錢鈔は無し	同右	錢鈔本證の半額 重要物産は本證と同額		
開原	小洋一千元(??)以内	同右	同右	同右		
四平街	小洋錢建は同一千元以內 金建は同一百圓以內	同右	同右	同右		
公主嶺	單位價額の百分ノ三〇以內	同右	同右			大連に同じ
長春	同右	同右	同右	糧豆本證と同額 錢鈔本證の半額		
大連五品	定率は取引所隨時之を定む	同右	本證の三倍以內		各銘柄毎に各限を通算し賣買玉を相殺して殘玉數が制限以上の時隨時率を定めて納めしむ	
安東	同右	同右	定率は取引所隨時之を定む			
滿洲	單位價額の百分ノ三〇以內	同右	賣買數量に對し公定相場の百分ノ五〇以內			

本證據金は賣買數量の單位毎に、豫め定めたる率に依り新規賣買建に對し賣買双方より計算差金と同時に差入れしむるものであつて、其の範圍は開原、四平街は小洋錢一千元以內（但し四平街の金建は金圓百圓以內）大連五品、安

東は各範圍を定めずして取引所隨時之を決定する旨規定してゐるのを除けば其の單位の價格の百分の三十以內であつて、其範圍內に於て各取引所又は信託に於て定むるのであるが、本證據金の額は賣買取引上に重大なる關係を有しそれに依つて或る程度の取引制限等も行ひ得るのであるから、從つて相場の變動に依つて隨時變更さる可きものであるが、各取引所現行の本證據金は賣買單位每に左の如くである。(但し株式は一株)

大連取引所	大豆、高粱、包米	鈔票	八〇圓
	豆粕	同	六〇
	鈔票	金	二〇〇
奉天取引所	金票帳入値段　二、五〇〇元迄	奉天票	二、〇〇〇元
	同　三、〇〇〇元迄	同	二、五〇〇元
	同　三、五〇〇元迄	同	三、〇〇〇元
	以上五〇〇元を單位として五〇〇元增		
開原取引所	大豆、高粱	奉票	八〇〇元
	金票、鈔票	同	四八〇元
	尚近來相場變動甚だしきを以つて常備的に增證を取つてゐる。其の額は大豆六、四〇〇元、高粱一、四〇〇元なり。		
四平街取引所	大豆、高粱	奉票	四〇〇元
公主嶺取引所	大豆、高粱	奉票	四〇〇元

金票、鈔票　奉票　二〇〇元

長春取引所　大豆、小麥　鈔票　七〇圓
高粱　同　五〇圓
鈔票(官帖建)　官帖　一〇、〇〇〇吊
(金又は銀七〇圓)

大連五品取引所(賣買、委託共同額也)

當所―四圓、南倉―一圓、滿興―三圓、東省―二圓、不動產―二圓、商信―四圓、豆信―七圓、新豆―四圓、錢鈔―四圓、滿鐵―六圓、滿鐵新―四圓、滿鐵二新―四圓、滿製麻―一圓、大連機械―三圓、安取―二圓、滿取―二圓、大連製氷―六圓、同新―三圓

安東取引所　粟　金　二〇〇圓(委三〇〇圓)
鎮平銀　先物金　六〇圓(委　九〇圓)
當限金　八〇圓(同一二〇圓)
(先物が當限になる時二〇圓徵收)

株式(括弧內は委託證據金なり)

當所―二圓(四)　商事金融―二圓(三)　協成―二圓(三)　實銀―二圓(三)　安東實業―三圓(五)　坑木―二圓(三)
鑛山藥―二圓(三)　京取―四圓(八)　滿取―二圓(三)

滿洲取引所　米穀、精白米　當限金　一五圓(委證二〇圓)

中限金	一二圓	(同　一五圓)
先限金	一二圓	(同　一五圓)
玄米　金	一〇圓	(同　一二圓)
籾　金	四圓	(同　五圓)

株式(括弧内は委託證據金)

當所―一圓(一、五〇)　開取信新―三圓(四)　東省―二圓(三)　五品―三圓(四)　滿鐵―七圓(一〇)　同新―三圓(四)　鐘新―六圓(八)　安取―二圓(三)　東拓―六圓(八)　同新―二圓(三)　大株新―五圓(六)　製麻―一、五〇(二)

尙兩建に對しては民營取引所に於ては之を免除してゐるが、關東廳取引所に於ては兩建玉の双方より徵收するものと全然免除するものと公主嶺の如く片方のみより徵收するものとがある。又奉天取引所に於ては、同一取引人の賣買にして同種異期限に賣買反對の建玉ある場合には、其對等數量又は少き一方の建玉に對しては本證を免除してゐる。

追證據金は各所共本證據金の半額にして、賣買當日の帳入値段と其以後の帳入値段とを對比し、其の差損額が本證據金の半額に達する毎に損方から計算差金と同時に(但し一時に二回分以上の徵收を要する時、後場の帳入値段が元建帳入値段に比し本證據金の金額以上の差を生じたる時は即時徵收)之を差入れしむるものである。若し或る期限の賣買が出來ない爲對比すべき帳入値段無き時は同種取引の當該期限に最も近い期限の帳入値段に準じて之を定むる事を得、若し近き期限二箇ある時は先限に依つてゐる。(大連五品及安東に於ては此の場合別に標準値段を定める事になつてゐる)

尙奉天取引所に於ては所謂値洗ひの計算法に依つて、前日の帳入値段を毎日當日の帳入値段に引直し其の間に差金

の授受を行つてゐるから追證據金を差入れしむる必要がない。

増證據金は、相場に著しい變動、若しくは受渡に支障ありと認むる場合に於て、現に取組中の賣買又は新規賣買數量に對して其の單位の百分の五十以內（大連五品は本證の三倍以內、安東にては其の定率を隨時取引所に於て定む）に於て定めたる金額を賣買双方又は其の一方から賣買數量に應じて差入れしむるのである。

豫納證據金は、賣買を爲すを危險なりと認めたる時又は既に多數の建玉を有する者が更に賣買を爲すを危險なりと認めたる時、取引人の全部又は一部から本證據金に該當する金額を豫め徵收するのである。右は奉天、開原、四平街長春取引所に於ては特別證據金と呼んでゐるが其の性質は、大連取引所等の所謂豫納證據金と全く同一である。但し奉天及び長春に於ける錢鈔に就いては別である。而して右の豫納證據金は之を差入れたる以後の新規賣買の本證據金に充當されてゐる。尙大連五品及安東取引所には別に豫納證據金として規定してはないがそれと同性質の證據金を取る旨の規定がある。（大連五品營業細則第三十五條、安東同第七十五條）

大連取引所錢鈔部の特別證據金は、相場に著しき變動を生じ、若は其の虞ある時、現に多額の賣買を有し且つ損害の著しき者と認めたる取引人に對し賣買價格百分の五十以內に於て、單位每に隨時其の額を定めて差入れしむるのであつて、前述せる如く開原、四平街其の他に於ける特別證據金とは其の性質を異にしてゐる。

割增證據金は大連五品の規定する所であつて、各銘柄每に各限を通算して賣買玉を相殺したる建玉數が豫め取引所の定めたる數量に超過したる時、其の超過部分に對し隨時率を定めて之を徵收するのであるが、其の場合に於ても取引所其の必要なしと認めたる時は徵收しない事もある。又建玉が更に巨額に達したる場合に於て必要ありと認むる時は賣買玉を相殺せず其の双方又は一方に對し割增證據金を徵收する事もある。

尙奉天及び長春取引所に於ける錢鈔先物取引に在りては取引人が其の取引制限額を超過して取引を爲さむとする時は本證據金の外別に其の本證據金の半額に該當する金額を差入れしめる旨、特別證據金の項に規定してゐるが、其の性質は寧ろ前記增割證據金に該當するものである。(奉天に於ける制限額は錢玉三十萬圓、それを超過する時賣買單位に就き奉天票五十元である。長春に於ては一級取引人六十萬圓、二級取引人四十萬圓、三級取引人三十萬圓)

證據金の種類以上の如くであるが此等の證據金は追證を除く外は必ずしも現金を以つて納入する必要なきは勿論であつて、取引所又は各信託に於て代用價額を定め、其の認めたる證劵又は他貨幣に依つて納入を許してゐる。奉天その他奉天票を以つて證據金を定めたる取引所に於ても、現時の如き奉票相場の變動甚だしき時は取引人に於て之が手持を喜こばず金票又は銀票に交換して諸證據金は其等代用貨幣に依つて納入してゐる。尙例へ現金で差入れたる諸證據金と雖も之には利息は附せない。尙提供賣建の場合には當初より證據金を徴收せないのは各取引所同様である。

次に各種證據金を取引人に返還する場合は左の如くである。

1. 受渡完了の時
2. 轉賣又は買戻の清算完了の時
3. 追證據金は徴收當時の損失額が消滅したる時
4. 增證據金、豫納證據金又は特別證據金、割增證據金は之を差入れたる事由が消滅したと認めたる時。但し長春錢鈔取引に於ける特別證據金(割增證據金)は本人の請求あるまでは保留し得る。

尙大連五品取引所に於ける商品の延取引に對しても商品現物取引組合の規約に依り　一、豫納證據金　一、追證據金　一、增證據金の三種の證據金を徴收してゐる。同規約第三章賣買證據金の項を示せば左の如くである。

第八條　延取引ノ賣買證據金ハ左ノ通トス
一、豫納證據金
一、追證據金
一、增證據金
第九條　豫納證據金
一、麻袋
取引人ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻五拾萬枚以下ハ徵收セズ
五拾萬貳千枚以上壹百萬枚以下ハ壹枚ニ付金貳錢ヲ徵收ス
壹百萬貳千枚以上ハ壹枚ニ付金參錢ヲ徵收ス
商品現物取引組合員ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻拾萬枚以下ハ徵收セズ
拾萬貳千枚以上參拾萬枚以下ハ壹枚ニ付金貳錢ヲ徵收ス
參拾萬貳千枚以上ハ一枚ニ付キ金參錢ヲ徵收ス
二、綿糸布
商品現物取引組合員ハ各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻五百俵以下ハ徵收セズ
五百一俵以上ハ一俵ニ付キ金拾圓ヲ徵收ス（但シ現物ハ此限ニアラズ）
三、麻袋綿糸布兩部ヲ共ニ賣買爲ス者
商品現物取引組合員ニシテ麻袋綿糸布兩部ノ取引ヲナスモノハ共各限月ヲ通ジテ賣買殘高差引尻麻袋五萬枚綿糸

布貳百五拾俵以下ハ徴收セズ之ヲ超過スル殘高卽チ麻袋五萬貳千枚以上貳拾五萬枚以下ハ一枚ニ付金貳錢貳拾五萬貳千枚以上金參錢綿糸布一俵ニ付金拾圓ヲ徴收ス

但シ從來一方ノミヲ取引セル者ガ新ニ綿糸布又ハ麻袋取引ヲ爲ス時ハ組合委員會ノ承認ヲ受クルモノトス（麥粉ノ豫納證據金ニ關シテハ組各委員會ニ於テ之ヲ定ム）

第十條　追證據金

追證據金徴收ニ當リ之レガ標準値段ハ取引所之ヲ發表ス

一、取引人ノ各銘柄トモ總殘高ヲ當日ノ標準値段ニ依ツテ假損益金ヲ算出シ損金アル時其損金ガ金貳萬圓ヲ超過スル場合ハ其超過損全部ヲ徴收ス（麥粉ハ損金壹萬圓ヲ超過シタル時）

二、商品現物取引組合員ノ各銘柄トモ殘高ヲ當日ノ標準値段ニ依ツテ假損益金ヲ算出シ損金アル時其損金ガ金參千圓ヲ超過スル場合ハ其超過損全部ヲ徴收ス

第十一條　增證據金

相場ニ甚ダシキ變動ヲ生ジタル時若クハ組合委員會ニ於テ相場ニ甚ダシキ變動ヲ生スベキ虞アリ又ハ受渡ニ危險アリト認メタル場合ハ賣買者双方又ハ其一方ヨリ徴收ス

前項ノ事由アルトキハ一定ノ增證據金ヲ納入スルニアラサレバ賣買ヲ爲サシメザルコトヲ得

增證據金ノ納入時限及定率ハ組合委員會ニ於テ之ヲ定ム

第十二條　賣買證據金ニ關スル附帶事項

一、追證據金ヲ徴收セラレタル玉ガ損失ノ儘處分セラレタル場合ハ該追證據金ハ其ノ儘保留ス

二、追證據金徴收ニ際シ麻袋及綿糸布ガ賣繋ギノ爲メ現物ヲ大連商品信託株式會社ニ擔保トシテ提供シ先物ニ賣乘替ヲセルモノニ對シテハ取引所及大連商品信託株式會社ニ一書ヲ差入擔保物ハ完全ニ該受渡日ニ提供スベキ旨ヲ以テシタル場合ハ該追證據金ノ徴收ヲ免除ス

三、賣買證據金ハ賣買上場物件及左記有價證券ヲ以テ代用ニ供スルコトヲ得代用價格ハ時價ノ八掛トス

株式會社大連株式商品取引所株	鐘淵紡績株式會社株
大連株式信託株式會社株	東洋紡績株式會社株
大連商品信託株式會社株	大日本紡績株式會社株
大連取引所信託株式會社株	福島紡績株式會社株
大連取引所錢鈔信託株式會社株	富士紡績株式會社株
正隆銀行株	內外綿株式會社株
滿洲銀行株	滿洲製麻株式會社株
朝鮮銀行株	大阪株式取引所株
正金銀行株	東京株式取引所株
正金銀行大連支店發行定期預金證書及通知預金證書	日本郵船株式會社株
朝鮮銀行大連支店發行同	大阪商船株式會社株
大連正隆銀行發行同	國庫債券
大連滿洲銀行發行同	勸業債券

大連製氷株式會社新株　　南滿洲鐵道株式會社株

前項ノ有價證劵ハ所持人ニ於テ何時ニテモ自由ニ處分スルコトヲ得ベキ手續ヲ完了シタルモノニアラザレバ代用ニ供スルコトヲ得ス

有價證劵ノ種類及代用價格割合ヲ變更スル必要アル時ハ組合委員會ニ於テ之ヲ定ム

四、賣買證據金ハ徵收スル事由ナキニ至リタル時ニ之ヲ返戻ス

五、現金ヲ以テ納入シタル賣買證據金ハ銀行當座預金利子ヲ附ス

第二項　委託證據金

委託證據金の性質は委託者と取引人との間に於ける委託契約の履行に關する一種の擔保であると見る事が出來る。於是取引人組合では一定の率を定めるのであるが、各取引人は委託者の信用如何に依り如何樣とも手心の加へられるものである。一般に各民營取引所に於ては規定に從つて徵收し、關東廳取引所に於ては日本人の取引人は本證と同額位の程度に於て取り、支那人取引人は各自立替が多い樣である。公主嶺の如く慣習に依つて、一流の取引人は全部立替へ、中は八十パーセント位を取り、小は本證と同額を徵收してやつてゐる所もあり、一概に言ふ事は出來ない。各民營取引所の委託證據金は賣買本證據金の項に於て述べた如くである。

第二款　手數料

各取引所及信託會社は、賣買取引の擔保及び清算に對する報酬として賣買手數料を申受くるのであるが、其の率は

關東廳取引所に在りては關東長官の認可を經、其の他民營取引所に在りては理事會の評決を以つて之を定め、更に關東長官の認可を要するのである。(但し滿洲取引所は此の限りでない)而して右手數料は新規賣買の場合も、轉賣買戻の場合も同額であつて、其の納入方法は新規賣買の本證據金と同時に轉賣買戻の場合は差損益金の受拂と同時に爲すのである。

委託手數料は所謂取引人の口錢であつて、委託行爲に對する報酬である。而して其の率は各取引人組合に於て之を定め關東廳取引所に在りては所長の認可を得るを要し、其の他民營取引所に於ては當該取引所の許可を受けるのである。各取引所に於ける現行手數料の率は賣買單位に就き左の如くである。

取引所名	物件	賣買手數料	委託手數料
大連	大豆、高粱、包米	銀 一、三五圓	一車十五圓が規定なるも、實際に於ては日本人取引人は八圓乃至八圓五十錢、支那人取引人は六圓乃至六圓五十錢を取つてゐる樣である。
	豆粕	同 一、〇〇圓	
	豆油(清算)	同 一、三五圓	

尙大豆、高粱、豆粕に付いては、取引人組各に納入すべき「特別手數料」として金五十錢を雙方より納めてゐる。

	金票	金 〇、六二五圓	一萬圓に付き先物十五圓、現物十圓
奉天	金票	金 〇、一〇圓 以前は一定の換算率に依り奉票を以つて納入してゐたが六月一日より金票を以つてする事となる	一萬分の七十五を奉票にて申受く

開原	大豆、高粱	金　一、〇〇圓	賣買に付總代金の一歩
	金票	金　〇、二五圓	
		奉票代納を許し、代用價額は既往三箇月の平均相場に依る、即ち年四回決める	
		奉票代納に付いては重要物産に同じ	
四平街及公主嶺	大豆、高粱、粟	金　一、〇〇圓	賣買に付大豆、高粱金八圓、粟金五圓總代金の一歩
	金票	金　〇、二〇圓	
長春	大豆、高粱	金　一、〇〇圓	賣買に付き總代金の一歩
	（大豆は外に特別手數料金三十五錢）		
	各錢鈔	金　〇、二〇圓	

大連五品　商品部

●綿糸布　綿絲一梱、綿布一俵に付

徵收標準	定期賣買手數料	委託手數料
二百五十圓未滿	二十五錢	九十五錢
三百圓同	三十錢	一圓十錢
三百五十圓同	三十五錢	一圓二十五錢
四百圓同	四十錢	一圓四十錢

四百五十圓同	四十五錢	一圓五十五錢
五百圓同	五十錢	一圓七十錢
五百五十圓同	五十五錢	一圓八十五錢
六百圓同	六十錢	二圓
以上五十圓を增す每に	五錢	十五錢

現物

三百圓未滿	十錢	一圓
四百圓同	十二錢	一圓
五百圓同	十四錢	一圓
六百圓同	十六錢	一圓
以上百圓を增す每に	二錢	一

延

三百圓未滿	十錢	一圓二十錢
四百圓同	十二錢	一圓二十錢
五百圓同	十四錢	一圓二十錢
六百圓同	十六錢	一圓二十錢
以上百圓を增す每に	二錢	一

◉麻袋

定期

徴收標準	賣買手數料	委託手數料
三十錢未滿(一枚ニ付)	三錢(百枚ニ付)	二十錢(百枚ニ付)
四十錢同	四錢	二十一錢
五十錢同	五錢	二十二錢
六十錢同	六錢	二十五錢
七十錢同	七錢	二十八錢
八十錢同	八錢	三十一錢
九十錢同	九錢	三十四錢
以上十錢を增す毎に	一錢	三錢

現物及延

徴收標準なし	賣買手數料	委託手數料
壹百枚に付	二錢二厘	二十錢

◉麥粉

現物及延

徴收標準なし	賣買手數料	委託手數料
壹百袋に付	二十錢	二圓

株式部

◉株式(一株に付)

定期

徵收標準	賣買手數料	委託手數料
十圓未滿	四錢	十五錢
二十五圓同	七錢	二十五錢
五十圓同	十錢	三十五錢
七十五圓同	十三錢五厘	四十五錢
百圓同	十六錢五厘	五十五錢
百五十圓同	十九錢五厘	六十五錢
二百圓同	二十四錢	八十錢
二百五十圓同	二十八錢五厘	九十五錢
三百圓同	三十三錢	一圓十錢
以上五十圓を增す毎に	五錢	十五錢

現物及延

十圓未滿	一錢	七錢
二十五圓同	一錢五厘	十二錢
五十圓同	二錢五厘	十六錢
七十五圓同	三錢五厘	二十錢
百圓同	四錢五厘	二十五錢
百五十圓同	六錢	三十錢
二百圓同	八錢	三十五錢
二百五十圓同	十一錢	四十錢

三百圓未滿	十四錢	四十五錢
以上五十圓を増す毎に	三錢	五錢

●國債、地方債、社債

種別	賣買手數料	委託手數料
定期		
國債地方債證券（額面百円ニ付）	五錢	二十錢
外國々債地方債證券（額面百円ニ相當スル額）	五錢	三十錢
社債券（額面百円ニ付）	五錢	二十錢
現物及延		
國債地方債證券（額面百円ニ付）	二錢	十錢
外國々債地方債證券（額面百円ニ相當スル額）	二錢	十五錢
社債券（額面百円ニ付）	株式に準す	株式に準す

（備考）○定期取引は此手數料を以て轉賣買戻をも含めども現物及延取引は賣買一方の料金とす

○賣買單位

株式	十株	國債地方債社債　額面千圓
綿絲	五梱	綿布　五俵
蔴袋	五梱	
麥粉	百袋	

○綿布一俵は粗布二十四細綾三十四細布四十四大尺布六十四

○綿絲一梱は四十玉、筵包は二十玉入二箇

○蔴袋一梱は四百枚

安東粟　金三・〇〇圓

定期は十二圓以上十八圓以内
現物は三十圓以内尚田舍より
現品を搬出し來れる委託者に
旅舍及び宿泊費を給する時は
定期—賣買代金の一步
現物—賣買代金の二步

鎭平銀　金〇・二五圓　金一・〇〇圓

株式（定期）

十圓未滿	四錢	十二錢
二十五圓同	五錢	十五錢
五十圓同	七錢	二十錢
七十圓同	十錢	三十錢
百圓同	十二錢	三十五錢
百二十五圓同	十五錢	四十錢
百五十圓同	二十錢	四十五錢
二百圓同	二十五錢	六十錢

以上五十圓を增す毎に五錢と十五錢を增す。

（現物）

十圓未滿	二錢	十錢
二十五圓同	三錢	十三・五錢

五十圓同	四錢	十八錢
百圓同	六錢	二十七錢
百五十圓同	八錢	三十六錢
二百圓同	十錢	四十五錢

以上五十圓を増す毎に二錢と九錢を増す。

尙國債地方債は額面百圓に付き賣買二錢、委託十錢

社債、外國債、地方債は株式現物に準ず。

滿洲

米穀（精白米三十圓より三十一圓に至る相場の時）

普通玉	金四十錢	一・五五圓
現落玉	金三十三錢	一・二五圓

但し帳入値段一圓を騰落する毎に各五厘を増減す。

株式（定期）

十圓未滿	金六錢	二十錢
二十五圓同	十錢	三十錢
五十圓同	十四錢	四十錢
七十五圓同	十八錢	五十錢

百圓同	二十二錢	六十錢
百五十圓同	二十七錢	七十五錢
二百圓同	三十二錢	九十錢
二百五十圓同	三十七錢	一圓五錢
三百圓同	四十二錢	一圓二十錢

以上五十圓を增す每に五錢と十五錢を增す。

國債々劵は額面百圓に付五錢と二十錢

（現物）

十圓未滿	二錢	十錢
二十圓同	三錢	十四錢
三十圓同	四錢	十七錢
五十圓同	五錢	二十錢
七十五圓同	六錢	二十五錢
百圓同	七錢	三十錢
百五十圓同	十錢	三十五錢
二百圓同	十三錢	四十錢
二百五十圓同	十六錢	四十五錢

三百未滿	十九錢	五十錢

以上五十圓を増す毎に三錢と五錢を増す。

國債劵は額面百圓に付き各二錢と十錢

第六節　賣買取引の建値

茲に言ふ賣買取引の建値とは、取引の基準を爲す可き貨幣を指稱する。抑も統一せる幣制を有する地域に於ては、賣買取引に如何なる建値を用ふるかと言ふが如き問題は起り得ないのであるが、滿洲に於けるが如く金票、鈔票、(圓銀又は銀票)、洋錢、奉票、官帖等諸々の貨幣が入り亂れて流通する所に在つては其の何れを建値とすべきかと言ふ問題が起つて來るのは蓋し當然な事であらう。先づ現在各取引所に行はれつゝある建値を見れば左表の如くである。

取引所名	規程上	實際上
大連	金建、但し當分の中金及圓銀兩建、大正十年四月告示第三十三號により金建となり、後十二年九月告示第百四十四號にて但書追加、十二年十一月一日より施行	重要物産—圓銀建のみ 錢鈔—鈔票對金票
奉天	重要物産—金又は奉票 錢鈔—金、圓銀又は奉票	奉天票
開原	重要物産—商議員會の意見を徴し所長之を定む 錢鈔—金、銀、羌は奉票圓銀は金票	奉天票

四平街	重要物産—金又は奉票 錢鈔—圓銀及び奉票は金票、金、官帖及び羌帖 は奉票	粟—金圓 其他—奉天票
公主嶺	同右	奉天票
長春	重要物産—商議員會の意見を徴し所長之を定む 錢鈔—金、銀、羌、奉は官帖、金、銀、羌は奉票	圓銀 （設立當初官帖建大正十年現在の圓銀に改む）
大連五品	金圓 銀圓（支那産綿糸布に限る）	金圓
安東	有價證券、粟、鎭平銀は金圓 大豆、豆油、柞蠶糸は鎭平銀 柞蠶繭、金票は小洋錢	同上
滿洲	金圓	金圓

註　圓銀、銀票、鈔票等は事實上皆正金銀行銀兌換劵を指す。

而して右表に依つて其の一端を覗ひ得るが如く、大連取引所に於ける重要物産の建値に就いては今日に至る迄幾多の波瀾曲折を經、一時は大連の否全滿洲の經濟界に一大センセイションを捲き起したものである。其の概略及び建値問題の沿革を左に少しく記述する事とする。

大連取引所の濫觴は埠頭倉庫内の特産物取引に在つたのであるが、當時銀票（圓銀）を建値として何等差支へなく賣買取引を行つてゐた。其後明治四十四年六月に至り都督府は組合側の切願により「大連重要物産取引市場規則」を發布して同市場を保護するに至つたのであるが、右規則中には何等建値に關する規程なく只第八條に本令又は本令に基きて發する規程に別段の定めなき事は凡て從來の商慣習に依る旨を定め、依然として銀票の建値は用ひられたのであ

る。大正二年二月の勅令第六號が發布せらるゝに至り、同勅令により關東都督府は「大連重要物産取引所規則」を制定したが、其の建値に金銀何れを用ふ可きかは當局は固より當業者間の問題となり種々研究が重ねられたのであるが、結局我本位貨を使用するが最善の方法だと考へ、依つて金を建値とする事に主義決定し、同年七月三十日關東都督府告示第九十九號により「大連主要物産取引所に於て賣買取引に用ふる建値は金建とす、但し本年九月三十日迄は從前の圓銀建と爲す事を得」る旨發布し、同九月一日取引所は開市せられたのであるが、金建制である爲華商共の慣習になれず取引高も微々として振はなかつた。斯くては取引所設立の趣旨にも反すると言ふ所から都督府は九月二十八日に至り告示第百二十二號を以つて「去る七月告示第九十九號但書を契約履行の期間大正三年六月三十日迄のものは從前の圓銀建と爲す事を得」と改め約一箇年を延期したのである。然るに其の當初に於ては取引も相當振つたのであるが銀建期間漸く終了せんとするや又も取引は絶無の狀態となつたので、大連取引所信託會社は滿洲重要物産同業組合の賛同を得て、金建實施延期に關する請願書を都督府に提出した。當局に於ても前述の如き實際の狀況を見てゐるので其の請願を諒とし、同五月十七日告示第五十一號を以つて「告示第九十九號の但書を更に當分の内從前の圓銀建と爲す事を得」と無期限延期に改め以つて建値變更の時機を他日に求めんとしたのである。

其後しばらく右の狀態が續いたのであるが、翌四年五月大連取引所長より重要物産同業組合長に對し建値問題に關して質問があつたが、組合長よりは金建はまだ時期尙早なる旨答へ、次で十二月都督府民政長官より、大連商業會議所、重要物産同業組合、油坊聯合會に對し大正五年十月を履行期とする取引より金建と爲すの利害に付き諮問があつたに對し各れも開原、長春（開原は奉票、長春は當時官帖建）をも金建に變更しなければ效果なき事を力說し、重要物産組合の如きは更に滿洲に於ける正金銀行銀票の流通を停止し、金券のみとしなければ決して其の效果は擧らないと

主張し、各れも暗に金建實施反對の意嚮を表示した。

其の後大正六年關西商業會議所聯合經濟調査會に於ても、又同年東京に於て開催せられたる全國商業會議所定期聯合會に於ても大連取引所の建値問題は重要なる議題となり、更に同十二月末朝鮮銀行が關東州に金券發行權を得同時に都督府が銀受入を廢止する事になり、延いては取引所の金建は實施せらるゝのではないかと言ふ風説が一般に起つたが、商業會議所は卒先して反對意見を表明し置く必要ありと認め、理由を具して現狀維持の必要を開陳し、都督府よりも直ちに實行するものでは無い旨の通牒に接した。

降つて大正八年十月大連に於て開かれた滿洲特產物商聯合大會に於て

一、取引所の建値に付き大會の意見決定の件(長春)

一、滿洲特產物は金建取引を本意となす件(遼陽、安東)

一、大連取引所の建値を金建となす事を希望する件(ハルビン、范家屯)

の議案が提出せられたが、右に對する會議の大勢は日本人中唯三名の金建主張者があつたのみで華商側の猛然たる反對に逢ひ、結局大會に於て決定すべき事項でないと言ふ事に決定し何等該問題に觸れなかつた。

其の後暫しの間建値問題は、只當局の間に取扱はれてゐた外何等問題とならなかつたのであるが、大正十年四月十五日に至り當時の大連取引所長事務取扱たりし田中千吉氏は、取引所の樓上に重要物產部、錢鈔部の各取引人、兩信託會社代表者及び其他關係者を招集し、大連取引所の建値は大正十年十月十四日以後受渡の取引より金建を斷行する旨宣言した。右は誠に靑天の霹靂とも云ふ可く、各取引人は固より信託其他關係者も驚愕置く所を知らず殊に支那人取引人は寧ろ憤怒の餘り席を立たんとした位であつた。

翌十六日關東廳々報は果して左の如き告示を發表した。

關東廳告示第三十三號

大連取引所ニ於テ賣買取引ニ用フル建値ハ大正十年十月十四日以後受渡ノ取引ヨリ金建トス

大正十年四月十六日　關東長官　山縣伊三郎

於是乎特産、錢鈔市場の立會中止は固より、株式商品市場に於ても豆信、錢信株の大暴落により市場の立會は停止し爲に各銀行は其の貸出しを手控ゆるに至り俄然大連の財界は甚だしき混亂に陷つたのである。一方金建反對の聲は翕然として起り、商業會議所、油坊聯合會、重要物産組合、各信託會社の代表は隨時各所に會合して其の對策を凝議し又幾度か代表を派して關東長官を訪ひ銀建存續に關し懇願し、大連取引所取引人組合外四團體の名を以つて左の如き陳情書を提出した。

陳情書

今般告示第三十三號を以つて大連取引所に於ける重要物産取引の建値は十月十四日以後受渡の取引より金建と爲すべき旨御公示相成候處右告示御發令の前日田中取引所長事務取扱より大連取引所附屬兩信託會社重役兩取引人組合の正副組合長並に華商取引人代表者を取引所に御招集の上該告示の內容御內示に相成尙貴廳に於ては愼重なる調査考究の上金建斷行に決定せるものなれば之を變更するが如き事は爲さずと御附言有之候此突如としての御發表は特産並に錢鈔取引界に採りては實に靑天の霹靂に有之爲に華商取引人は相場の高低測るべからざるものありとして取引市場に出入するもの殆んど無之從つて邦商取引人も亦取引を爲す事を得ず自然兩市場共全く休止の狀態となり其結果滿洲輸出貿易の大宗たる大豆、豆粕、豆油及高粱等の先物取引は勿論現物取引に至る迄悉く杜絕し其公定相場

も定めらるゝ由なきを以て斯界は全く暗黒に陥り滿鐵沿線に於ける特產物取引も俄に激減し內地に於ては豆粕相場の標準を捕捉する事能はざるに至れり加之大連株式市場も亦大連取引所兩信託會社の株式價格の暴落に因り是亦混亂狀態に陷り一時は全く立會を停止するの慘狀を呈せり如斯三取引所の停止と混亂に因る悪影響は延いて金融業者銀行業者貿易業者より船舶業者に波及し經濟界の各方面は今將に不安と恐慌に襲はれ前途眞に憂慮に堪へざるもの有之候惟ふに滿洲今日の發展は他に種々原因ありと雖も大豆、豆粕、豆油の輸出貿易に負ふ所最も大なり而かも此特產物取引の降盛は一に日支當業者が相提携して銀建に依り圓滿に取引せしに外ならざる次第なるに今回突然金建に變更相成候は華商に採りて實に經濟的致命傷にして其苦痛容易ならざるもの有之且又邦商としても之れが爲に蒙る不便不利特に甚しく唯徒らに華商の反感を招き日支親善の實を破壞し特產物取引は日々萎靡衰退し又今日の盛況を觀る能はざるに至るべく候庶幾は特產錢鈔取引業者の苦境を洞察せられ滿洲經濟界救濟の爲一日も早く告示第三十三號御撤廢相成銀建復舊の儀御沙汰被成下度左記理由書相添此段奉懇願候

大十年四月二十六日

大連取引所重要物產取引人組合
組合長　濱田正稻

大連取引所錢鈔取引人組合
組合長　雉本爲四郎

大連取引所信託株式會社
社長　相生由太郎

大連取引所錢鈔信託株式會社
専務取締役　黑崎眞也
大連油坊聯合會
會長　古澤丈作

關東長官　山縣伊三郎殿

理由（說明文略）

第一　大連取引所に於ける建値の沿革
第二　外國殖民地の事例に徴するも金建は不可なり
第三　金建は特産物相場の高低を擴大せしめ市場を全く投機化せしむる虞あり
第四　金建は實需取引を場外に驅逐する虞あり
第五　金建は華商に甚大なる打擊を與ふるものなり
第六　銀建は邦人輸出商に採りても安全にして且有利なり
第七　金建實行は我國策上不利益なる結果を生ずる虞あり

要之今日の金建强制は大局より見て終に對滿政策上不利益なる結果を招くものと認めざるを得ず　（以上）

之より先華商側に於ても大連公議會長郭學純の名を以つて二十一日附左の如き理由書を附して縷々銀建存續を數願してゐる（理由說明文略）

一、銀建の習慣及從來の效能

二、金建に改めし爲現在旣に影響を蒙る者
三、金建を用ふる將來の損失
四、金建を實行するは客を招くに障害あり
更に日商の蒙むる不利益として左の四項目を擧げてゐる。
一、日支共存の大義に反す
二、支商破産せば日商も獨り存し難し
三、日本對外貿易上の影響
四、滿蒙開發を閉塞し優越の地位を阻害す（以上）

此間銀建存續主義者の各團體は銀建存續期成同盟會なるもの組織し關東廳への運動は固より委員又は電報を發して日本朝野へも猛烈なる運動を試みた。然し乍ら他の一面には金建を主張するものもあり、朝鮮銀行がその筆頭なるは勿論であるが、向井龍造氏等に依る金建擁護會なるもの組織され盛んに銀建存續論者の主張を反駁したものである。

而して金建論者の主張する所は

一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域なれば、日本の金貨を以つて幣制を統一するも敢て不自然でない。否寧ろ州內に銀を以てする建値は日本の經濟的勢力の及ばざるを裏書するものである。

二、滿洲に於ける當時の通貨の流通高は金劵を第一とし總額三千五百十萬二千圓に對し、銀劵は一百六十六萬五千圓大洋票一千二百八十九萬元、小洋票一千三百七萬元吉林黑龍兩官帖十五億五百九十萬帖（大連商議調査）を示し、殊に大連は南滿洲に於ける金建取引の中心市場にして金劵流通高最も多く、各種商取引の決濟用として日支間に通

用しつゝあれば大連取引所の建値は金建とするを適當とする。

三、大連に於ける輸入は主として金貨本位にして、輸出は特産其他銀貨本位なるを以つて貿易業者の苦痛一通りならず、況や銀價の變動甚だしく、商取引の危險を誘致し易く、之に反して金建取引は危險乃至不便無く殊に日本商の利便此上も無し、取引所の建値は當然金を以つてすべきである。

と言ふ三點に歸する事を得べく、之に對して銀建存續論者の主張は

一、關東州は日本の行政權の行はるゝ地域ではあるが、其住民は傳統的支那の風俗習慣に依つて生活し商取引を爲しつゝあるから、其風習に最も適合する銀建にて商取引を爲すが至當である。

二、關東州若しくは滿鐵附屬地の取引所に金建を採用する事が、日本の經濟的勢力の延長擴充であるとする考は誤であつて、若し金建を實行すれば支那の取引商人は其不利不便を避くる爲、關東州外及附屬地外の所謂交易所に於て取引を爲すに至り、其結果州内及附屬地の取引所は有名無實となり、日本の經濟的勢力は其の根柢を覆さるゝに至る。

三、東三省は由來排日的行動の殆んど絶無なる地であつたが、日本の金貨を以て取引の建値とする時は或は日貨排斥の擧に出づるやも計り難く、此擧に出でざるも日支經濟提携の上に大なる支障を來す事明かである。

四、支那各港及各市場の取引が銀建なるに、關東州若くは滿鐵附屬地の取引を金建とする場合には之等各市場との取引上に大なる支障を來し、從つて支那の沿岸貿易商取引の減少を來し、延いてに大連及滿洲經濟上の不振を來す。

と言ふにあり、尚此外にも滿鐵の運輸政策上一大支障を來し貨物は東行して浦鹽に其の繁榮を奪はるゝ等、縷々數萬言を費して金建に反對した。

斯くて滿洲に於ける新聞雜誌は殆んど其の全面を建値問題に費し、朝野の議論は喧々囂々として適歸する所を知らざるもの丶如くであつた。

如斯形勢ではあるが關東廳は依然として金建を固持し、唯いづれかの方面に不便不利あれば其の點には能ふ限り助力せんものと言ひ、新聞（東京日々）の報ずる所によれば關東廳は金建實施後左の救濟策を行ふ方針であつたもの丶樣である。

一、金建を實行すれば上海との爲替取組に不便澁滯を來すとの事ならば、之が爲には大連に右上海との爲替取組を主として行ふ爲替銀行の設立を慫慂す。

二、金建實施後は貿易商人の負擔すべき爲替料が增加するならば、之が爲には銀行をして爲替料を全廢若くは輕減す

三、大連には現在五十有餘の錢莊があり、之等錢莊の打擊が少からずと爲せば之が爲には錢莊銀行の設立を慫慂す。

右三件に就いては關東廳は勿論朝鮮銀行も能ふ限り盡力す。

四、油坊又は取引人の資力薄弱にしてこの際困難する者ある時は之に對して資金の融通を行ふ事。

五、錢鈔取引所及錢鈔信託會社に對しては在來の取引以外に支那の通貨及び之を代表する小切手類をも取引所に上場する事を得せしめ共他一般に營業上の拘束不便を除去する事。

尙實際上に於ても特產物取引の金建施行と共に錢鈔取引の先物期限を延長し、以つて特產物取引の契約期間と同樣ならしめんとし、六月十四日廳令第五十三號を以つて錢鈔先物の期限を三箇月より四箇月に延長したのである。

然し乍ら金建取引たる新市十月十五日限の立會開始日である六月十五日になつたけれど、支那人側の團結鞏固なる爲、遂に一名の取引人も入場せずして終つた。其の後に於ても色々な機關に依つて種々善後策が講ぜられたけれ共、

何等新らしき結果を齎らさずして荏苒日を送るに過ぎなかつた。

共の間支那官憲の策動するあり、又かゝる中にも同問題が滿洲經濟界を不況ならしむるを見て、日本人側取引人は假令支那人側取引人の一部が依然反對して取引せずとも、九月十五日の受渡を了し十六日から金建を以て取引を開始する事に決したのであるが、俄然九月六日に至り前場開始せられ久しく沈靜した大連取引所重要物產市場の場内は活況を呈し、半年近く取引皆無であつた市場の先物の立會を見るに至つた。一方錢鈔市場は支那人取引人及び周圍の狀況に依り六日には開始されなかつたが、信託及取引人側種々協議の結果十二日より遂に立會開始せられ、九月二十七日限先物取引を行ふに至つたのである。

右立會の開始に付いて矢野取引所長は共の原因として

一、內地に於ける經濟界恢復の曙光が現はれ米價は多少上向の傾向を辿り、從つて滿洲特產物の需要を喚起したる事

二、滿洲一帶は天候順調にして、農作物は豊作を豫想せられ先安が見越されてゐる結果、取引人の商取引は容易く機運に向きたる事

三、新穀出廻りの季節切迫したる事

四、一般商人は金建取引を希望した結果、豆信株百四十圓臺を動かざる事

等を擧げてゐるけれ共、消極的原因として華商及銀建派の泣寢入りがあり、又裏面に於て官憲の壓迫のあつた事は事實の樣である。

斯の如くにしてさしも囂々たりし建値問題も一先は收まつたのであるが、共の後に於ても各取引人及び當業者は切に銀建復歸を希望し、機會ある每に共の請願を續行した。卽ち同年十二月一日大連特產物輸出商組合は三井、三菱支

店次長以下十三名の名を以つて關東長官を初め日本當局に向つて金銀兩建採用を請願し、同月十五日には支那側特產取引人組合は前請願とは別に七十二名の連署を以て金銀兩建併用歎願書を民政署へ提出した。越えて十一年六月高橋內閣の總辭職によつて、加藤友三郎內閣成立するや又もや三井、三菱、鈴木、日淸製油を初めとして特產商二十七名は八月一日附を以つて金建採用以後に於ける不便不利を七項に恒つて詳述し、以て銀建に復歸せられん事を內閣要路及山縣長官に向つて陳情した。其の後銀建併用の建議は大連市會の問題となつた事もあるが、同年九月山縣長官其の職を辭し新たに伊集院長官の就任を見るや、當業者はこゝに一縷の光明を認め寄々協議を進めてゐたが、十一月十八日に至り大連取引所重要物產取引人組合、滿洲重要物產同業組合、大連特產物輸出商組合、大連油坊聯合會の四組合の名を以つて七項目に恒つて金建不可の理由を說明し、縷々當業者の苦衷を述べて陳情したのである。新長官も就任以來金建の是非に就いては銳意硏究調査し其の結果兩建の得策なるを認め、大正十二年九月十三日關東廳告示第一四四號を以つて

大正十年關東廳告示第三十三號中左ノ通リ改正シ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

「但シ當分ノ內金及圓銀建ト爲スコトヲ得」ヲ加フ

と發令し玆に二年越紛糾を重ねたる建値問題も漸く落着を見以つて今日に至つてゐる。當時滿洲の財界は引續き不況なるに搗てゝ關東地方の大震災に依り只管人心が沈退してゐた折柄、同發令が恰も旱天に慈雨を見るが如く商取引も頓に活況を加へたのは言ふ迄もない事である。

次に開原、四平街、公主嶺の如き奉天票を以て建値とする沿線取引所の建値問題も、奉郭戰以後奉天票の動搖が非常に甚だしくなつた頃から盛んに唱へらるゝ樣になつたのである。改革論者の言ふ所は奉天票の如く騰落常なく而か

も印刷機と紙を備ふる事に依つて無限に製造し得る不換紙幣を以つて、當該經濟圏内に於て基準となる可き公定相場を作製する所の取引所而かも關東廳直轄にかゝる官營取引所に於て取引の建値として採用する事は不見識も甚だしく徒らに投機を誘發するものであると言ふにあり、之に對して反對論者は　一、建値變更は取引高を減少せしめる事、二、奉天票は生産通貨であり地場通貨である事　三、奉天票は取引に妙味がある事等を擧げて現狀維持を主張してゐる。思ふに奉票の整理は一朝一夕にして完成すべくも非ず、而かも今日の如く其の動搖甚だしければ取引にも支障を來す所多く當業者が負擔する危險も亦大である。何等かの機會に於て金又は圓銀と變更する事が妥當であらう。最近（三年五月十五日）四平街取引所は新に粟を上場し、其の建値としては從來の型を破り金を用ひて賣買取引を行つてゐるが今日迄何等障害を來たさず寧ろ好成績を擧げつゝあるは本問題に關し識者の一考を要する所であらう。

第七節　賣買取引の整理及決濟

第一款　計算整理

各取引所及信託は立會當日の前場及び其の前日の後場（但し滿洲取引所に在りては當日の前後場）を一計算區域とし、後場又は前場に賣買なき時は其の賣買のあつた一場を以つて計算區域とし、當該計算區域内に於ける各約定値段を帳入値段なる一定値段に引直し、其の差額を受授して計算整理の簡便を計つてゐるのは内地各取引所と同樣である。而して右帳入値段の作製方法は當日前場の最高、最低及び引値段を平均するのである。但し大連取引所錢鈔部に於ては當日前場の引値段を標準とし其の寄附値段を参酌して之を定め、大連五品及安東取引所に於ては當日前場の平均値

段を以つて帖入値段としてゐる。

右は新規賣買に就いてであるが、轉賣買戻の場合に於ては其元賣買當日の帖入値段（奉天に於ては値洗の計算法に依り前日の帖入値段も當日の帖入値段に引直すから前日の帖入値段）に轉賣又は買戻當日の帖入値段を對比して損益を計算し取引所又は信託に於て其の差損益金を受授するのである。轉賣買戻値段と其の當日の帳入値段との差損益金は勿論前述の方法に依つて受授される。此等差金の差入又は支拂の日時は多くは次の計算區域の午前と定められてゐる。卽ち當日前場のものは翌日の午前、後場のものは翌々日の午前中に受拂を爲さなければならない。

次に轉賣買戻をなしたる時の整理方法であるが、開原及び滿洲取引所が指定落に依り整理を行つてゐる外其の他の取引所に於ては小口落を採用してゐる。尙大連五品に在りては小口落中原賣買成立の古いものから相殺して行く方法卽ち順落を採用してゐる。從つて之等の取引所に於ては立會終了後一時間以內に同種、同限月の賣買對等數量に就き兩建の申請をなした場合には之を許すが、申請の無い場合は當然轉賣買戻をなしたるものとして整理し、之に反し開原及び滿洲取引所に於ては立會終了後一時間以內に轉賣又は買戻したる事を屆出でない限り、新規賣買建と見做して整理するのである。各取引所又は信託は前述の小口落又は指定落を行ふ前に、卽日仕切卽ち同一取引人が同一計算區域內に於て、同種、同限月の賣建と買建とを爲したる場合、其の對當數量は卽日之を相殺して了ふのは勿論である。尙各取引所共バイカイは之を許してゐる。

第二款　決　濟

取引所に於ける賣買取引の結末は其の契約を履行するか若しくは差金の受授によるかの二つである。前者は受渡で

あり、後者は轉賣買戻である。尙其の變則的なものとして解合又は肩代り等となつて現はるゝのであるが極めて稀であり、轉賣買戻に就いても詳述の要はないと思はれるから此處には決濟の方法として受渡に就いてのみ述べる事とする。

受渡は要するに取引市場に於て取組みたる賣買取引の履行にして、賣方は其の約定したる物件を提供し買方は之に對して其の代金を交付するのであるから普通の商取引と變りはないのであるが、只取引所又は擔保會社たる信託會社を經て之を爲さなければならないのである。而して受渡を爲す値段は一々各約定値段を以つてすれば非常に其の手續煩雜なるを以て、各取引所及信託共左の如き方法を以て受渡標準値段を作製し、各約定値段との差額は受渡日の午前中に之を受授してゐる。

大連取引所	重要物産	受渡期日前五日間の帳入値段の平均
	錢鈔	同　三日間　同
奉天取引所	錢鈔	同　三日間　同
開原取引所	重要物産	同　五日間　同
	錢鈔	同　五日間　同
四平街及公主嶺取引所	重要物産	同　五日間　同
	錢鈔	受渡期日前日の帳入値段
長春取引所	重要物産	受渡期日前五日間の帳入値段の平均
	錢鈔	同　五日間　同
大連株式商品取引所		受渡期日前日の帳入値段

安東取引所　錢　鈔　受渡期日前三日間の帳入値段の平均
　　　　　　粟　　受渡期日前最近の帳入値段五箇の平均
滿洲取引所　米　　受渡期日前五日間の帳入値段の平均

一、有價證券の受渡

有價證券の受渡は商品に比すれば非常に簡單にして、各取引所を受渡場所とし約定期日の午後二時迄に賣方は現品（記名有價證券に在りては記名換委任狀添付）を買方は現物取引に在りては約定値段に依る代金を、定期取引に在つては受渡標準値段に依る代金を取引所に提供し以つて受渡を完了するのである。此の場合受渡標準値段と元建帳入値段との差額は證據金返戻と同時に納入又は拂渡を爲すのである。

右は正式受渡であるが、尙受渡期日に於て取引所の承認を受けて假受渡（所謂合意受渡）を爲す事が出來る。然し乍ら此の場合には其の銘柄物件の受渡一切が結了しなければ確定のものとして認められない。若し假受渡に關し同銘柄物件の賣買者中に違約者を生じたる時は、賣方たると買方たるとを問はず違約者を生じたる一方に就いては其假受渡を確定と認め、被違約に屬する一方に就いては違約處分を爲すのである。

次に受渡に當り其證券の分割を要する時は、取引所に於て分割の爲其證券を買方取引人若は其の指定せる買主の名義に書換の手續を取るのであるが、此の場合分割に關する諸費は取引所に於て支辨し記名書換手數料は買方取引人に於て負擔しなければならない。又委任狀の分割を必要とする時には取引所は賣方取引人に對し分割の手續を爲さしめるのであるが、若し該委任狀の記名者が遠隔の地に住するとか又は旅行等により速に爲し難き時は、取引所に於て分割の爲其證券を買方取引人若は其指定せる買主の名義に書換を爲すが此の場合の記名換手數料は買方取引人の負擔で

ある。以上の各場合に於ては取引所は買方取引人に對し一時物件の預證を交付して受渡を結了せしめる。尙記名有價證券に委任狀を添付して受渡を爲したる場合に於ては、其權利を買主に移轉せしめる迄の手續は賣方取引人が責任を負はなければならない。而して右の責任は記名書換停止中の期間を加算せずして受渡後一箇月を經過すれば解除せられる。然し乍ら若し受渡に供せられたる證券に付き取引所が僞造若くは變造其の他の瑕疵ありと認めたる場合に於ては、右期間を經過したる後と雖も賣方に對して受渡證券の差換を命じ得る事は勿論である。

二、錢鈔の受渡

錢鈔現物の受渡は賣買のあつた卽日之を行ふのが原則であつて午後二時半以後の賣買に就いては翌日の受渡となつてゐる。現物取引の賣買當事者は其の旨を取引所に屆出でるから、信託に於ては之を帳簿に寫し取つて置き、賣方に於て當該物件を提供し來つた時に小切手を振出して立替支拂ひ、買方に於て代金を提供して來た時に其の物件を交付して此處に受渡を完了するのである。先物取引に於ては受渡期日前日の前場にて締切り、受渡標準値段に依つて總代金を計算し期日正午迄に夫々代金及物件を提供せしめて受渡を結了するのであるが、金錢の受渡は信託に於て爲さず正隆銀行其他に代行せしめてゐる。而して右正式受渡の他に受渡期日の前日迄に賣買双方連署を以て屆出づれば合意受渡も爲す事が出來るのであるが、若し同種類同期限の受渡中違約者があつた場合には其の合意受渡は無效である。尙受渡標準値段と賣買當日の帳入値段との差額は期日正午迄に受授するのである。

三、重要物産の受渡

現物取引の受渡に就いては第四節第一款に於て大略述べたから此處には先物に就いて述べる事とする。先づ受渡の場所であるが物件が物件である丈に信託會社に於て行ふと言ふ譯には行かない。只大連取引所に於ける大豆、豆粕に

就いては滿鐵混合保管品を受渡物件にしてゐるから、證劵の受渡に依つて直ちに受渡が出來るのであるが、高粱、包米等は大連市内に現存し、滿鐵其他信託會社が承認したる倉庫業者の保管に係り且つ火災保險に附したるものに限り受渡物件とし、尙若し滿鐵の保管に係る野積品にして商法第四一一條又は其の他の事由に依り一般に火災保險を解除され又は同一事情の下に火災保險を附する事を得ざる場合に於ては、百斤に付金四錢の値引を以て無保險物を受渡に供する事を得るから（尙野積品に對しては所有者に於て任意に火災保險を附したる場合と雖も無保險物と見做して受渡を爲す）各夫等の指定倉庫を受渡場所とするのであるが、現在に於ては滿鐵の埠頭構内を受渡場所としてゐる。豆油は油坊院内に於て受渡が爲される。其他沿線各取引所に在つては、滿鐵驛構内及び滿鐵附屬地内の糧棧及油坊を受渡場所としてゐるが驛構内を原則としてゐるから糧棧又は油坊に於て受渡を爲す場合に於ては驛迄の運搬賃は賣方の負擔としてゐる。以上の各場合同一箇所に於ける在荷の數量は賣買單位以上なる事を要する。

次に受渡決濟方法の大略を述ぶれば、受渡期日正午迄に賣方からは信託會社の承認した倉庫業者の倉庫證劵、又は物件の種類、數量、保管場所、貯藏番號、所有者の氏名及び現に擔保權の目的物にあらざる事を明記し且信託會社の承認したる二名以上の保證人の保證した在荷證書にして自己の處分し得べきものを信託會社に提供し、買方からは受渡標準値段に依り計算したる總代金を信託會社に提供するのである。而して買方が二名以上あつた場合には、信託會社は受渡期日に抽籤を以て各自の受取るべき物件及び賣方を定め、買方が此の抽籤に應じない場合には信託會社が代つて之を爲す。若し買方同志が合意して其の受渡物件を交換しようと思へば賣買双方より信託に屆出でて之を爲す事が出來るのである。以上の如く抽籤に依り賣買相手方が決定すれば、信託會社は買方には其の受取る可き物件に對する倉庫證劵又は在荷證書を交付し、賣方には其賣買數量に對する全部又は一部の見積代金を交付するのである。現在公

主嶺に於けるが如く前檢査に合格したる受渡物件を有する賣方には賣買總代金を交付するものもあるが後述するが如く提供物件が不合格になつた場合又は數量不足の場合に備へる爲多くは見積代金を交付するに止めてゐる樣である。

若し賣方が提供したる受渡物件が不合格及び數量過不足である場合には如何にするかと言ふと、大連、四平街、公主嶺取引所に於ては提供物件が不合格となつた場合には、信託會社に於て通知を發した翌日から三日以內に取換へしめ、該差換品が再び不合格となつた場合には更に其通知を發した翌日から二日以內に差換を爲さしむるのである。而して此の第二回の差換後猶不合格品があり、其割合が其賣方受渡數量の百分の三十又は其以內なる時は、其部分に對しては受渡標準値段を以て計算した代金の百分の七に相當する金額を賣方から差出さしめ之を買方に交付するのであるが、此の場合賣方が見積代金を遲滯なく返還せず又は損害補塡金を差出さない時は、信託會社は其受渡物件を入札に附して賣却し賣方の負擔に歸すべき金額に充當するのである。一方買方に於ては差換を要すべき場合其差換通知の翌日から二日以內に差換を要すべき倉庫證劵又は在荷證書を信託會社に提出せねばならぬのであるが、若し故意に之を提出しない時は其部分を合格品と見做し最低の格付に依り受渡を爲さしめるのである。次に過不足の場合であるが、過不足數量が賣方の同種類受渡總數量の百分の三又は其以內なる時には其過不足數量に對しては受渡標準値段を以て決濟し、若し百分の三を超過した時には信託會社に於て其過剩部分を指定して賣方に返還し、其不足部分に就ては通知を發行した翌日から二日以內に賣方に補塡せしむるのであるが、此等の場合賣買双方に合意があれば適宜の方法を以つて結了せしめても差支へない。

開原及長春取引所に於ては、賣方の提供した物件に不足又は不合格品のあつた時は、信託會社が之を決定した日の翌日から起算して五日以內に之が塡補をしなければならない。若し賣方が其塡補をしない時には初めから違約と見做

される。但し其全數量に付三分以内の過不足又は不合格品のあつた場合には、賣買當事者双方の合意に依り其の部分の割合に應じて標準値段を以て之を計算し受渡を結了せしめても差支へない。

更に受渡懸案中に於ける該物件の滅失又毀損を如何に取扱ふかと言ふに、滿鐵混合保管品以外の受渡物件に就ては賣方が證劵を提供したる後、物件の檢査及計量を終らない以前に其物件が滅失又は毀損した爲に不合格となつた時は其の滅失又は毀損は賣方の負擔とし、混合保管品に就ては、其證劵を提供したる後、信託會社の定むる所に依り抽籤を終らない以前に生じた滅失又は毀損は賣方の負擔とするのであるが、此等の孰れの場合に於ても、其滅失又は毀損が賣方の責に歸すべからざる事由に依り生じたる時は、賣方は受渡物件の檢査及計量を終りたる旨の通知を受け、又は抽籤の終つた翌日までに其滅失又は毀損物件の賣買單位毎に之が履行を拒む事が出來る。信託會社は右の場合賣方の責に歸すべからざる事を認めた時には、賣方の爲す履行拒絶を認容し其旨を賣買双方に通知し、買方からは當該倉庫證劵又は在荷證書を、賣方からは見積代金を返還せしめるのであるが、受渡の履行を拒み得る部分は各賣買單位とし右は受渡標準値段を以て決濟するのである。大連取引所信託會社に於ては此の履行拒絶の場合と雖も若し買方が最低格付を以て該物件の引渡を要求したる場合には賣方は之が要求に應じなければならぬ旨規定してゐる。

大連取引所に於ける豆油の取引は相對賣買にして信託は清算を爲すのみにて其の擔保に任じないから受渡手續も從つて異にしてゐる。即ち先づ賣買契約成立した時に賣方は賣買單位毎に荷渡通知書を發行し其の相當欄内に賣買の要項を記入して信託に提出し、信託會社は之を帳簿に記入し且つ該通知書に檢印を爲したる後買方に交付しておくのであるが、受渡期日に至り荷渡通知書所持人たる荷受人は、當日の正午迄に該通知書を信託會社に提出し帳簿上の整理を受けたる後更に返付して貰ふのである。而して受渡期日前五日間の公定相場を平均したる受渡標準値段に依つて算

出したる受渡代金を引換に荷渡人から物件の引渡を受けるのであるが、(標準値段と各自の賣買値段との差金は受渡期日の午前中に信託會社に於て之が受拂を爲す) 物件の受渡に就いては荷渡人は受渡期日から起算して七日以内に荷渡に必要な準備を爲したる後受渡物件の所在場所を指定して之を荷受人に通知し、荷受人は右の通知を受けたる翌日から起算して七日以内に受渡物件の引取を爲すべきであつて、荷受人が該物件の引渡を受けたる時は、荷渡通知書に其旨を記載して之を荷渡人に交付する。荷渡人は右の通知書を荷受人から受取つた時は之を信託會社に提出して、詰通知書表示の物件の受渡を完了した旨入帳を受けた後之を返還して貰ふのである。於是受渡は結了するのであるが若しも右の期間を經過するも猶受渡を完了しない時には賣買關係者から之を信託會社に屆出づるのであるが、既述の如く信託會社は清算のみを取扱ひ擔保の責に任じないのであるから、右の旨を取引人組合に通知し適當の處分を待つのである。尙又受渡標準値段と各自の賣買値段との差金の差入を怠つた時には、信託會社は其の直接相手方との間に爲したる賣買に對する差金を支拂はない事にしてゐる。

以上は主として關東廳取引所に於ける重要物產の受渡に就いて述べたのであるが、安東取引所に於ける粟及び滿洲取引所に於ける米穀に就いては稍其の趣を異にするが故に左に其の受渡規程を摘錄して參考に資する。

安東取引所粟受渡規程

第一章　粟定期取引ノ受渡

第一節　通　則

第一條　受渡ハ合格粟ノ受渡、未檢査粟ノ受渡ノ二種トシ期日以前ニ於テ執行スルモノヲ早受渡ト稱ス

第二條　受渡地區ハ通常ノ場合安東一圓トシ受渡ノ場所ハ左ノ通トス
一　滿鐵安東驛及沙河鎭驛構內
二　安東舊市街、新市街、六道溝及沙河鎭所在ノ倉庫
三　前號ノ區域內ニ於ケル糧棧精穀工場竝ニ穀物商店ノ倉庫若クハ構內
四　滿鐵埠頭（南濱）稅關埠頭（上濱）及本所ノ承認スル假置場
非常ノ場合本所ハ臨時受渡ノ地區及場所ヲ指定スルコトアルヘシ
第三條　受渡場所ノ基點ハ滿鐵安東驛構內トス
滿鐵埠頭（南濱）及其ノ附近ニアル滿鐵倉庫ハ之ヲ安東驛構內ト看做ス
受渡場所ニシテ基點以外ノ地ニ在ル場合賣方ノ負擔スヘキ運賃ハ本所別ニ之ヲ定ム
第四條　受渡期日ハ每期月末日（十二月ハ二十五日）トス但シ當日休業日ナルトキハ順次之ヲ繰上ク
第五條　受渡期日午前十一時迄ニ賣方ハ受渡物件ヲ代表スル證券ニシテ自己ノ處分シ得ヘキモノヲ受渡粟明細書ト共ニ、買方ハ受渡標準値段ニ依ル受渡代金ヲ本所ニ提供スヘシ
受渡物件ヲ代表スル證券ニシテ受渡ニ提供シ得ヘキモノハ左ノ各種トシ之ヲ受渡證券ト稱ス
一　受渡期日ニ於テ荷受ケシ得ヘキ鐵道貨物證券
二　本所ノ豫メ指定シタル又ハ本所ノ承認スル倉庫ノ倉荷證券
三　本所ノ豫メ指定シタル又ハ本所ノ承認スル糧棧、精穀工場若ハ穀物商店ノ預リ證書
受渡粟ハ火災保險ヲ附シタルモノナルコトヲ要ス

受渡證劵及受渡粟明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス但シ記載條件ヲ完備セサルモノト雖本所カ支障ナシト認ムルトキハ之ヲ受理シ日時ヲ指定シテ完備セシム

一　品名、荷印、袋數（合格粟ハ等級斤量ノ區別毎ニ各其ノ袋數）、保管ノ場所

二　亂袋、濡レ若ハ品傷ミアルトキハ其ノ袋數

受渡證劵ハ受渡期日前六十日以內ニ發行シタルモノナルコトヲ要ス

本所ハ受渡證劵ヲ受理スルニ先タチ現品ノ調査ヲ爲スコトアルヘシ

受渡標準値段ハ受渡期日前最近ノ帳入値段五箇ヲ平均シテ定ム但シ錢位未滿ハ四捨五入ス

受渡スヘキ建玉ノ帳入値段ト受渡標準値段トノ差額ハ營業細則第八十九條第二項ニ依リ受拂ヲ爲ス

第六條　受渡當事者カ受渡證劵若ハ受渡代金ヲ受渡ノ時限迄ニ本所ニ提供セサルトキハ其ノ當事者ニ對シテ營業細則第八章ノ規定ヲ適用ス

賣方ノ本所ニ提供シタル物件カ本規程ニ依リ受渡ヲ履行スル能ハサルモノナルトキハ其ノ部分ニ限リ受渡ノ時限迄ニ之ヲ本所ニ提供セサリシモノト看做ス

前項ノ場合其ノ物件カ買方ノ特定シタルモノナルトキハ其ノ買方ヲ被違約者トス

第七條　標準粟ハ毎年新穀期ニ於テ安東商業會議所々屬安東檢糧局（以下單ニ檢糧局ト稱ス）ニ依囑シテ該年度滿洲產精白粟ヨリ之ヲ撰定セシメ本所之ヲ決定ス

本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時前項ノ手續ヲ經テ標準粟ヲ變更ス

新ニ撰定若ハ變更シタル標準粟ハ新ニ開始スル期月ノ賣買取引ヨリ之ヲ適用ス

受渡ニ供用シ得ヘキ滿洲粟ハ檢糧局檢査合格品タルコトヲ要ス

第八條　格付表ハ毎年檢糧局ノ檢査標準決定後檢糧局ノ意見ヲ徴シ本所之ヲ定ム之ヲ變更スルトキ亦同シ

格付表ヲ制定若ハ變更シタルトキハ之ヲ用ユヘキ期月ノ賣買取引開市前ニ市場ニ掲示ス

第九條　受渡粟一車ノ標準總斤量ハ風袋共四萬九千五百斤トス但シ現品ノ授受ニ付テハ麻袋ノ鐵筋青筋ノ區別ニ依リ標準總斤量ヲ左ノ如ク定ム

鐵筋麻袋詰一車ノ袋數三百三十袋

一袋ノ標準斤量風袋共一百五十斤

此總斤量四萬九千五百斤

青筋麻袋詰一車ノ袋數二百八十五袋

一袋ノ標準斤量風袋共一百七十五斤

此總斤量四萬九千八百七十五斤

麻袋ハ新品ヲ用ヒロ縫完全ナルヲ要ス

第十條　受渡粟ハ一車ヲ一單位トシ受渡證劵ハ一單位毎ニ一通ヲ原則トス但シ百袋以上ノ證劵數通ヲ以テ一單位ニ充ツルコトヲ得

受渡粟ハ一單位一堆積ヲ原則トス異種取合ノ場合ハ種別毎ニ堆積スルコトヲ要ス

第十一條　標準總斤量ニ超過セル受渡證劵ヲ提供シタルトキハ其ノ超過部分ヲ賣方ニ返付スルコトアルヘシ返付スヘキ部分ハ本所之ヲ指定ス

第十二條　受渡證券面ニ記載シタル總斤量カ一車ノ標準總斤量ニ對シ百分ノ三以上ノ不足アルヲ許サス其ノ未滿ノ不足ニ對シテハ本所ハ日時ヲ指定シ之ヲ補充セシム

第十三條　營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤ニ付テハ兩建玉ヲ除外ス但シ其建玉ニ付營業細則第八十條ニ依リ約定物件ノ提供ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニアラス

抽籤後受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ經テ合意受渡ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ハ本規程ノ手續ニ依ラス當事者ノ申出ニ基キ受渡證券及受渡代金ノ交付竝ニ清算ヲ爲シ受渡ヲ結了ス

第十四條　本所ノ賣買取引ニ關聯シテ本所カ爲スヘキ受渡物件ノ檢査竝ニ取引人ノ請求ニ依ル檢査ハ之ヲ檢糧局ニ委託ス

取引人竝ニ賣買委託者ハ檢糧局ノ諸規程及同局ノ告示ニシテ市場内ニ揭示シタルモノハ之ヲ否認スルコトヲ得ス

檢査ニ依リテ損害ヲ生スルコトアルモ本所竝ニ檢糧局ハ其ノ責ニ任セス

第十五條　賣方ハ受渡粟ノ前檢査ヲ請求スルコトヲ得

賣方カ當限ノ賣建玉ヲ指定シ其ノ物件ヲ代表スル證券ヲ本所ニ提供シテ受渡粟ノ前檢査ヲ請求シタルトキハ本所ハ其ノ證券ノ受領證ヲ交付ス

本所ハ受渡粟ノ品質ニ變化ヲ生スヘキ虞アリト認メタルトキハ前檢査ノ請求ヲ受理スヘキ期間ヲ制限シ又ハ之ヲ受理セサルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ第二項ニ依ラサル前檢査合格粟ヲ受渡ニ提供スルモノアルトキハ之ヲ「未檢査粟ノ受渡」ニ供用セシムルコトアルヘシ

第十六條　檢査ノ料金ハ本所別ニ之ヲ定ム

第十七條　受渡粟ノ檢査、格付、調査、認定其ノ他受渡ニ關スル本所ノ決定ニ對シテハ賣買双方トモ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十八條　賣方カ受渡證劵ヲ本所ニ提供シタル後買方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其ノ物件カ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ各號ニ依リ損害ノ歸屬ヲ決定ス

一　賣方カ前檢査合格物件ノ受渡證劵ヲ提供シタル後營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤ヲ終ル迄ノ間ニ於ケル損害ハ賣方ニ歸屬ス

二　賣方カ檢査未濟物件ノ受渡證劵ヲ提供シタル後其ノ物件ノ檢査ヲ終ル迄ノ間ニ於ケル損害ハ賣方ニ歸屬ス其ノ物件カ受渡不合格ト決定シタルトキハ其ノ後ノ損害ニ付亦同シ

三　檢査未濟物件ノ受渡證劵ヲ買方ニ交付シタル後檢査終了迄ノ間ニ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ生シタル損害ハ買方ニ歸屬ス

前項第一號第二號ノ場合本所ハ賣方ヲシテ其ノ物件ノ單位又ハ一部ノ代品ヲ提供セシム此ノ場合ハ第二十九條ヲ準用ス

第十九條　前條ノ事實カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニヨリテ生シタルトキハ賣方ハ本所ノ承認ヲ經テ其ノ單位ノ受渡履行ヲ拒ムコトヲ得

營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤終了前ニ於テ前項賣方ノ申出ヲ承認シタルトキハ其ノ賣玉ヲ受渡買方ノ全員ノ總買玉ニ按分シテ割當テ受渡標準値段ヲ以テ決濟スルモノトス賣玉ノ割當ハ單位ニ止メ端數ヲ四捨五入ス過不足ヲ生シタルトキハ抽籤ヲ以テ決定ス

營業細則第八十八條ノ二ノ抽籤終了後第一項賣方ノ申出ヲ承認シタルトキハ其ノ相手タル買方トノ間ニ前項ニ依リ決濟スルモノトス

前條第一項第三號ノ場合受渡代金ハ賣方ニ交付シ毀損シタル物件及保險金等受渡物件ニ代ルヘキモノハ買方ノ所得トス

前三項ノ場合受渡代金ノ百分ノ七ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス但シ買方カ保險金等受渡物件ニ代ルヘキモノヲ受領スヘキ場合ニ於テハ之ト毀損シタル物件ノ評價トノ合計カ受渡代金ノ百分ノ九十三ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル金額ヲ之ヨリ控除ス

第二節　合格粟ノ受渡

第二十條　受渡期日以前ニ檢糧局ノ檢査ニ合格シタル受渡粟ハ本節ニ依リ受渡ヲ行フ但第十五條第三項ニ依リ本所カ未檢査粟ノ受渡ニ供用スヘキモノト認定シタルモノハ此ノ限ニアラス

第二十一條　本節ニ依ル受渡ハ受渡粟ノ檢査ヲ行ハス受渡證劵及受渡粟明細書ト檢糧局檢査報告トヲ照合シ其ノ檢査等級ニ基キ格付ヲ定メ檢査斤量ヲ以テ受渡斤量ト定ム

前項ノ決定ヲ終リタル後買方ニ對シテハ受渡證劵及受渡粟明細書ヲ、賣方ニ對シテハ受渡代金ヲ交付ス又同時ニ賣買双方ニ對シ過不足數量代金、格差金其ノ他受渡ニ關スル規程ニ依リ授受スヘキ金額ヲ清算シ剩餘金ハ之ヲ交付シ不足金ハ之ヲ差入シメテ受渡ヲ結了ス但シ受渡履行拒絶ノ部分ニ付テハ第十九條ノ手續ニ依リ別ニ之ヲ清算ス

賣方又ハ買方ニ於テ前項ニ依リ本所ヨリ交付スル受渡代金又ハ受渡證劵ノ受取ヲ拒ムトキハ其ノ拒ミタル時ヲ以テ之ヲ受取リタルモノト看做シ拒絶者ノ危險及計算ニ於テ本所之ヲ保管ス

第二十二條　買方ハ現品ノ對査ヲ爲ス爲本所ノ承認ヲ經テ前條受渡手續ヲ受渡期日ノ翌日（當日休業日ナルトキハ順次繰下ク）午前十時迄延期スルコトヲ得又延期シタル期間內ニ於テ更ニ現品ノ再檢査ヲ請求スルコトヲ得再檢査ノ請求ハ其ノ請求期間經過後、受渡證劵交付後又ハ本所其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ受理セス此ノ場合買方ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

本所カ再檢査ヲ受理シタルトキハ其ノ物件ノ受渡手續ハ第三節ニ依ル

第二十三條　受渡物件ノ保管料竝ニ保險料ハ受渡證劵交付ノ當日迄ハ賣方ノ負擔トシ其ノ翌日ヨリ買方ノ負擔トス

第三節　未檢査粟ノ受渡

第二十四條　受渡期日以前ニ檢糧局ノ檢査ヲ受ケサル受渡粟ハ本節ニ依リ受渡ヲ行フ

第二十五條　受渡粟ハ第十四條ニ依リ檢査ヲ行ヒ合格品ナルトキハ第二十一條ニ依リ受渡ヲ結了ス

檢査結了前ト雖賣買双方ノ請求ニシテ相當ノ事由アリト認メタルトキハ本所ハ受渡證劵竝ニ見積代金ノ假渡ヲ爲スコトアルヘシ

前項竝ニ未檢査粟ノ早受渡ノ場合共ノ物件カ受渡不合格トナリタルトキハ本所ハ其ノ物件ノ格付ヲ最低格付、受渡斤量ヲ標準總斤量（風袋共四萬九千五百斤）トシテ第二十一條ニ依リ受渡ヲ結了ス但シ受渡當事者カ合意ヲ以テ任意清算スルコトヲ妨ケス

第二十六條　濡レ、品傷ミ、亂袋、一單位三十袋以內ノ不合格品、同シク包裝不合格ノ部分ハ第二十九條ヲ適用ス

第二十七條　受渡粟明細書ニ記載シタル場所カ實際ト相違スル場合ト雖本所カ相當ノ場所ト認ムルトキハ現狀ノ儘受渡ニ供用ス

積置場所カ不適當ナル場合ト雖本所カ相當ノ物件ト認ムルトキハ檢査ノ當日ヲ除キ二日以内ニ適當ノ場所ニ變更セシメ若クハ適當ノ荷繰ヲ爲サシメタル上受渡ニ供用ス

第二十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル受渡粟ハ其ノ單位ヲ受渡不合格トス

一　格付範圍外ト決シタルモノ

二　包裝不合格ナルモノ

三　標準總斤量ノ百分ノ五以上ノ不足アルモノ

四　濡レ、品傷ミ、亂袋、一單位三十袋以内ノ不合格品、同シク包裝不合格ノ部分ノ差換ヲ命シタルモ之ヲ履行セサルモノ

五　等級産年度ノ混積ノ仕譯又ハ差換、荷繰ヲ履行セサルモノ

六　檢糧局檢査細則其ノ他ノ諸規程ニ依リ檢糧局カ檢査ヲ拒絶若ハ停止シタルモノ

七　受渡粟明細書カ事實ト相違スル場合賣方ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルト認メタルモノ

第二十九條　受渡物件カ受渡不合格トナリタルトキハ本所ニ於テ其ノ通知ヲ發シタル翌日ヨリ三日以内ニ差換ヲ爲サシム

差換品カ不合格ト爲リタルトキハ更ニ其ノ通知ヲ發シタル翌日ヨリ二日以内ニ差換ヲ爲サシム

第二回ノ差換後尙不合格品アリテ其ノ割合カ其ノ賣方ノ本節ニ依ル受渡總數量ノ百分ノ三十又ハ其以内ナルトキハ其ノ不足ノ部分ハ受渡標準値段ヲ以テ決濟スルモノトス且此場合不足部分ノ受渡代金ノ百分ノ七ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第十九條第一項ニ依リ賣方カ受渡ノ履行ヲ拒絕シタル部分ハ前項ノ合格不合格ノ割合ヲ定ムル場合合格品ト看做ス

差換若ハ補充共ノ他賣方ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ受渡結了ノ遲滯ヲ來シタルトキハ賣方ヨリ遲滯金ヲ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス遲滯金ノ額ハ一單位每ニ受渡代金（格差金ヲ加減ス）ノ千分ノ五ニ遲滯日數ヲ乘シタル金額トス

第三十條　受渡物件ノ過不足數量カ一單位標準總斤量ノ百分ノ三以內ノ場合ハ共ノ過不足ノ部分ハ受渡標準値段ニ格差金ヲ加減シタル値段ヲ以テ決濟スルモノトス但シ此ノ場合買方ハ一單位每ニ標準總斤量以上ノ超過部分ニ付受取ヲ拒絕スルコトヲ得超過數量カ百分ノ三ヲ超過シタルトキハ本所共ノ超過部分ヲ指定シテ賣方ニ返付ス前項買方ノ拒絕シタル部分ニ付亦同シ

受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ得テ超過若ハ不足部分ニ付返付又ハ塡補ヲ爲サス合意受渡ヲスルコトヲ得此場合ハ第十三條ヲ準用ス

第一項ノ不足數量カ一單位ノ標準總斤量ノ百分ノ五未滿ナルトキハ共ノ不足ノ部分ハ受渡標準値段ニ格差金ヲ加減シタル値段ヲ以テ決濟スルモノトス且此場合共ノ不足部分ノ受渡代金ノ百分ノ五ヲ賣方ヨリ差出シメ之ヲ買方ニ交付ス

第三十一條　受渡當事者ハ本所ノ承認ヲ經テ受渡不合格ノ粟ニ付合意受渡ヲ爲スコトヲ得此場合ハ第十三條ヲ準用ス

第三十二條　受渡物件ノ保管料竝ニ保險料ハ檢查終了ノ日迄ハ賣方ノ負擔トシ共ノ翌日ヨリ買方ノ負擔トス

第三十三條　第二十七條ノ荷繰第二十九條ノ差換ノ期間ハ休業日ヲ算入セス

第四節　早受渡

第三十四條　當限ノ賣方買方ハ共ノ合意ニ依リ本所ノ承認ヲ經テ受渡期日前早受渡ヲ爲スコトヲ得

檢糧局檢査合格粟ヲ有スル賣方ハ早受渡ノ相手方ヲ求ムル爲檢糧局檢査見本ヲ市場內ニ陳列スルコトヲ得

第三十五條　早受渡ノ賣方ハ受渡證劵及受渡粟明細書ヲ、買方ハ受渡代金トシテ最近ノ帳入値段ニ依ル金額ヲ本所ニ提供スルモノトス此ノ場合合格粟ニ付テハ第二節、未檢査粟ニ付テハ第三節ノ規程ヲ準用シ隨時之カ受渡ヲ行フ

早受渡ノ受渡代金ト共ノ元建帳入値段ニ依ル約定代金トノ差額ハ本所ノ指定スル日時迄ニ本所ニ於テ受拂スルモノトス

第二章　粟現物取引ノ受渡

第三十六條　受渡ヲ爲スヘキ日カ休業日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク

第三十七條　受渡ノ場所ハ受渡當事者ノ合意ニ依リ本所ノ承認ヲ經テ共ノ賣方又ハ買方ノ店舖、倉庫共ノ他ノ場所ヲ以テ之ニ當ツルコトヲ得

第三十八條　受渡期日ノ午後二時迄ニ賣方ハ受渡證劵ヲ本所ヲ經テ共ノ買方ニ交付シ買方ハ受渡代金ヲ本所ヲ經テ共ノ賣方ニ交付スルモノトス

前項ノ場合賣方カ第五條第二項第三號ノ預リ證書ヲ買方ニ交付シタルトキハ共ノ賣渡代金ハ買方ヨリ現品ノ受領ヲ完了シタル旨ノ屆出アリタル後之ヲ賣方ニ交付ス但シ受渡ヲ爲シタル日ヨリ起算シ七日以內（第七日目カ休業日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク）ニ現品受領完了ノ屆出ナキトキハ之ヲ完了シタルモノト看做ス

第三十九條　賣方カ現品ヲ代表スル證劵ヲ買方ニ交付シタル後共ノ目的物件カ滅失又ハ毀損シタルトキハ共ノ損害ハ買方ニ歸屬ス但シ共ノ滅失又ハ毀損ノ事由カ賣方ノ責ニ歸スヘキ場合ハ此ノ限ニアラス

第四十條　粟ノ定期取引受渡ニ關スル規程ハ其ノ牴觸セサルモノニ限リ之ヲ粟ノ現物取引ノ受渡ニ準用ス　以上

滿洲取引所に於ける米穀受渡規程

第三十八條　受渡ニ供スル物件ハ火災保險ヲ附シタルモノニ限ル但シ南滿洲鐵道株式會社ノ保管ニ係ル野積品ハ商法第四百十一條又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ一般ニ火災保險ヲ解除サレ又ハ同一事情ノ下ニ火災保險ヲ附スルコトヲ得サル場合ニ於テハ合意ニ依リ相當ノ値引ヲ以テ無保險物ヲ受渡ニ供スルコトヲ得

第三十九條　受渡場所左ノ如シ

一　米穀賣買ノ物件ハ南滿洲鐵道株式會社奉天驛倉庫又ハ本所ノ指定シタル場所

二　前號ノ他開原鐵嶺撫順ニ於ケル本所ノ指定セル倉庫

第四十條　受渡物件ニ用ユル衡器又ハ量器ハ本所之ヲ選定ス

第四十一條　受渡物件ハ一箇所毎ニ其ノ在荷高カ賣買數量ノ一單位以上ニシテ一單位ハ同一銘柄同一年度タルコトヲ要ス

第四十二條　受渡ハ受渡期日ノ正午迄ニ賣方ヨリハ本所指定倉庫ノ倉庫證券若クハ本所ノ承認シタル二名以上ノ保證アル在荷證書ニ其ノ物件カ他ノ擔保ノ目的物ニアラサルコト竝ニ物件ノ種類數量保管ノ場所所有者ノ氏名ヲ記載シ之ヲ本所ニ提供セシメ買方ヨリハ受渡前五日間ノ公定相場ヲ平均シタル標準値段ニ依リ計算シタル總代金ヲ本所ニ提供セシムルモノトス但シ買方ノ提供シタル現金證據金ハ之ヲ總代金ニ充當スルコトヲ得

前項ノ標準値段ト賣買當日ノ公定相場トノ差金ハ前項ニ定メタル日時迄ニ之ヲ差入レシメ又ハ支拂フモノトス

受渡ニ付買方二名以上アルトキハ受渡定刻ニ至リ抽籤ヲ以テ各自ノ受取ルヘキ物件及買方ヲ定ム但シ違約者アリタルトキト雖モ受渡物件ノ提供アリタルモノトシテ其ノ當事者及數量ヲ定ム

前項ノ抽籤ニ應セサルトキハ本所代リテ其ノ抽籤ヲナス

買方ハ抽籤後ト雖モ本所ノ承認ヲ經テ他ノ買方ト合意ノ上受渡物件ノ交換ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ手續ヲ了シタルトキハ買方ニハ其ノ受取ルヘキ物件ニ對スル倉庫證劵又ハ在荷證書ヲ交付シ賣方ニハ其ノ賣渡數量ニ對スル全部又ハ一部ノ見積代金ヲ交附ス

見積代金ノ割合ハ本所之ヲ定ム

第四十三條　前條ノ手續ヲ了リタル日ノ翌日ヨリ檢査員及賣買者双方立會ノ上其ノ品位ヲ檢査シ桝廻シヲ定メ受渡ヲ終了ス但シ雨雪其ノ他ノ故障ニ依リ差支アルトキハ順延ス

渡方受方双方承諾ノ上受渡手續ノ全部又ハ一部ヲ省略シテ受渡ヲナサムトスルトキハ双方連署シテ其ノ旨ヲ本所ニ屆出ツヘシ本所其ノ屆出ニ不都合ナシト認メタルトキハ直チニ之カ受渡決算ヲナス此ノ場合ニアリテハ檢査料ノ半額ヲ渡方ニ負擔セシム

第四十四條　賣方ノ差入レタル一口ノ受渡備米ニ對シ買方二名以上ニ亘ルトキハ其ノ積入ニ付區分ヲナシ抽籤ヲ以テ買方ニ對スル渡米ヲ定ム此ノ場合ニハ倉庫證劵ノ分割其ノ他ニ要スル費用ハ賣方ノ負擔トス

第四十五條　本所ノ爲シタル檢査計量ノ決定ニ就テハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第四十六條　第四十三條ノ檢査計量ヲ了シタルトキハ賣買證據金過不足數量ノ代金格差金其ノ他受渡ニ關スル規定ニ依リ交附スヘキ金額ヲ差引計算シ剩餘アレハ交附シ不足アレハ之ヲ差入レシム

第四十七條　受渡米ニシテ不合格トナリタルトキハ二日以内ニ差換又ハ仕립ヲ爲サシム此ノ差換又ハ仕립ハ一回ニ限ル

第四十七條　受渡米ニシテ不合格トナリタルトキハ二日以內ニ差換又ハ仕譯ヲ爲サシム此ノ差換又ハ仕譯ハ通シテ二回ヲ限リトス

不合格ト認メラレ差換又ハ仕譯ヲ命セラルルコト二回ニ及フモノハ受渡値段ノ五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交附ス

差換又ハ仕譯カ受渡數量ノ百分ノ十未滿ノ不足制限內ニ通算シ得ヘキトキハ受渡値段ヲ以テ計算シ其ノ受渡ヲ結了セシム但シ此ノ場合ニ於テハ其部分ノ數量ニ對シ受渡値段ノ半額ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交附ス

不合格トナリタル受渡米ニ就キ差換又ハ仕譯ヲナササルトキハ始メヨリ受渡ノ履行ヲナササルモノト看做ス

第四十八條　受渡ハ總數量百分ノ十以上ノ不足アルヲ許サス百分ノ十未滿ハ受渡値段ヲ以テ計算シ其儘受渡ヲ結了セシム但シ不足ノ部分ニ付受渡値段ノ五十分ノ一ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交附ス

總數量百分ノ二未滿ノ過剩ハ受渡値段ヲ以テ計算シ其儘受渡ヲ結了セシム總數量百分ノ二以上ノ過剩アリタルトキハ過剩ノ分全部ヲ賣方ニ返附ス其ノ返附スヘキ部分ハ本所ノ指定ニ依ル

第四十九條　受渡執行中天災其他不可抗力ニ依リ損傷滅失又ハ受渡不能トナリタル場合ニ於ケル損害ノ負擔左ノ如シ

一　桝廻シ終了前ニ係ルモノハ賣方ノ負擔トス

二　桝廻シ終了後ニ係ルモノハ買方ノ負擔トス

但シ桝廻シ終了後ト雖モ不合格米ニ係ルモノハ賣方ノ負擔トス

前項ノ場合完全ナル部分ニ就テハ受渡ヲナスモノトシ故障ニ因ル不足ノ部分ニ對シテハ賣方ハ其ノ受渡ヲ拒ミ又ハ

之ヲ補充シテ受渡ヲナスコトヲ得之ニ對シテハ買方ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス但シ補充ヲナサムトスルトキハ直チニ其ノ旨本所ニ屆出ツヘシ

第五十條　受渡米ニ就テハ桝廻シ終了迄ノ保管審査倉出シ桝造リ等ノ費用ハ賣方ノ負擔トシ桝廻シ終了後ノ諸費用ハ買方ノ負擔トス

第五十一條　受渡備米ニシテ左ニ該當スルモノハ其ノ一單位ヲ不合格トス

一　備米ニシテ一單位ニ年度違ヲ混入セルモノ

一　備米ニシテ一單位中ニ銘柄違ヒヲ混入セルモノ

一　亂俵又ハ濕澤手其ノ他ノ損傷米ヲ混入セルモノ

一　備米ニシテ一單位ノ平均格付カ水稻精白米ニアリテハ格下金三圓陸稻精米ニアリテハ格下金二圓ヲ超スモノ

但シ洋建ノ賣買ニ係ルモノハ格下額ヲ受渡當日ノ金對洋ノ公定相場ヲ以テ換算シ金勘定ニ依ルモノトシ金對洋ノ公定相場ハ奉天取引所前場引値トシ引値ナキトキハ順次繰上ケ若シ同所ノ公定相場設定ナキトキハ當所ニ於テ之ヲ定ム

第五十二條　受渡米ノ包裝制限左ノ如シ

一　備米ノ叺ハ新叺ヲ用ヒ三斗詰メトシ掛繩ハ四分繩ヲ用ヒ横二ケ所縦三ケ所ヲ正則トス

一　備米ノ麻袋ハ鐵筋新麻袋ヲ用ヒ六斗二升入トシ折込ミ口縫ヒ耳ナシトシ縫糸ハ新麻糸五本撚リ二本掛ニシテ縫目ハ一寸縫ヒ二十目以上トス

前號ノ掛繩一ケ所ニテモ少ナキモノ又ハ古麻袋異種麻袋（一空迄トシ二空以上ハ許サス）及色付破損其他粗雜ナ

ルモノハ改裝料ヲ賣方ニ於テ負擔スヘシ其ノ金額ハ立會人之ヲ指定ス

第五十三條　受渡容量査定ハ左ノ割合ニ依リ抽籤ヲ以テ廻俵ヲ選定ス

一、五十叺以内　　七叺

一、百叺以内　　十叺

一、二百叺以内　　十五叺

一、三百五十叺以内　　二十叺

一、五百叺以内　　二十五叺

以上五十叺ヲ増ス毎ニ二叺ヲ増ス但シ受渡双方ニ於テ合意ノ上廻俵ノ數ヲ減シ受渡ヲ迅速ナラシムルトキハ此ノ限ニアラス

前項ニ依リ選定シタモノヲ秤量シ其ノ平均重量ヲ査定シタル後左ノ方法ニ依リテ容量査定ヲナシ其ノ平均容量ヲ總叺數ニ乘シ總石數ヲ算定ス

桝廻ハ櫓臺一斗桝ニシテ斛棒前引ノ用法ニ依リ小桝ハ一升、五合及五勺桝ヲ用ヒ片手前引ノ方法ヲ以テ勺位迄公平ニ桝量シ其ノ平均容量ヲ總叺數ニ乘シ勺位ヲ四捨五入シテ合位ニ止メ總石締ヲナス秤量及桝ハ本所備付ノモノニシテ日本桝及日本秤トス但シ秤量ノ際選出廻俵中ニ平均重量ノ十分ノ九ニ充タサルモノアルトキ又ハ改裝料ヲ要スヘキモノアルトキハ此ヲ除斥シ更ニ代用廻俵ヲ選出ス

桝廻シ前ノ團扇使用ハ一回限トシ斗量ノ終リニ於テ散布シタル殘米ヲ集メ再燏ス

第五十四條　受渡米ニ限リ期間前審査ヲ受クルコトヲ得

前審査ノ際ハ賣買者双方又ハ仲買人組合立會ノ上ニ執行シ其終了品ニ對シテハ積入ノ區劃ニ繩張リ封印シ又ハ倉庫ノ扉ニ封印ヲナス封印ハ組合竝ニ賣買者双方ニ於テ之ヲナシ且ツ倉庫證劵ニ其ノ旨記入スヘシ

前項ノ前審査ヲナシタルモノハ第四十二條ノ規定ニ依ラスシテ受渡ヲナシ得ルモノトス但シ前審査ノ有效期限ハ左ノ期限内トス

自五月　至九月　十五日間

自十月　至四月　一ヶ月間

若シ此ノ期間内ニ變質其ノ他異狀ヲ生シタル疑アリト認メタルトキハ再審査ヲナスコトアルヘシ

第五十五條　受渡ノ爲メニスル審査手數料トシテ左ノ金額ヲ受渡双方ヨリ徵收ス前審査ノ際モ本條ニ準ス

審査手數料ハ十石ニ對シ金五十錢トス但シ奉天以北ノ地ニ於テ受渡米ヲ備ヘントスルトキハ其ノ運賃諸掛費竝ニ受渡ニ要スル費用ノ實費ヲ渡方ヨリ徵收ス

第五十六條　本章ニ規定ナキモノハ從來ノ慣習ニ依ル

以　上

次に受後標準品及び檢査格付に就いて述ぶれば、受後標準品は大連に於ける大豆、豆粕及び長春の大豆を除けば、公主嶺、四平街、開原等每年一回其の地方に出廻る普通品より標準品を選定する所謂「隨年大路」の制である。然し乍ら右標準品は一定不變のものではなく、必要に應じては隨時變更し得るものである。以下各取引所に就いて受渡標準品及び檢査格付を述ぶれば、大連取引所に於ける大豆の標準品は滿鐵混合保管一等品と定め、同特等品は格上同二等品は格下とし其の間現在に於ては鈔票七錢の格差を設けてゐる。豆粕は混合保管品を受渡物件に供してゐるが等級

はない。豆粕は相對賣買であるから勿論當事者雙方の定むる處に從ひ、高粱及包米は大連に出廻る普通品を標準品と定め、合格品を上下各四階級宛に分ち現在其格差を高粱に在りては鈔票五錢、包米は八錢と定めてゐる。而して受後する場合には受後物件の品質を檢査し格上又は格下何等品に當るかを決定し格差金の受授を爲さしむるのは言ふまでもない。

開原に於ては其年開原に出廻る普通品より標準品を定めるのであつて、大豆に在つては屯積大豆より一種類の合格品を定むるのみであるが、高粱に在つては黒穀兒最上品及び紅穀兒普通品を標準品と定め尙上下に二階級宛の格上下を作り格差を奉票三十仙と定めてゐる。

四平街取引所に在りても、大豆高粱共其年普通品を標準品とし之に對し格上一、格下一を定め、其の格差金は大豆に在りては奉票十五仙、高粱に在りては奉票十仙である。尙最近初められた粟に就いても其の種類五十幾種にも上る多様な中から一定の標準品を抽出するのは極めて困難な事で、從つて當局の最も苦心した點であるが結局合格品を一等、二等、三等に三大別し更に一等を三階級に、二等を五階級に、三等を七階級に卽ち都合十五階級に分つたのである。而して受渡標準品は各等の中級品を以てし（卽ち一等は二級品、二等は三級品、三等は四級品）各級間の格差は金三錢としたのであるが一二等は各別箇に賣買さる可きであつて他等品を以て受渡に代用する事を禁じてゐる。

公主嶺に於ても年々出廻る大豆八十種、高粱六十種の中より一二三等の三階級に分ち二等品を標準品として格上格下は代用に供する事を得、其の格差は大豆奉票二十五仙、高粱同十五仙と定められてゐる。長春に於ては大豆混合保管一等相當品を標準品とし夫れに上下各一階級宛の格差品を認めてゐる。

安東取引所に於ても粟の受渡標準品及び格付には少なからず惱まされたのであるが結局左の七階級及び各級間の格

差金を決定したのであるが、本所に於ては各等皆格差金の受授に依つて受渡に代用し得る點に於て四平街取引所に於ける粟の格付と異る。

特　等	金十　錢格上	一等青印	標　準　品
一等赤印	金十　錢格下	二等青印	金二十錢格下
二等赤印	金三十錢格下	三等青印	金五十錢格下
三等赤印	金七十錢格下		

以上標準品は各取引所に於て之を保管し何時にても取引人其他の閲覽に供し、信託會社等にも分配して保管せしめてゐる。尙以上述べた各取引所の取引物件に對する格差金は呼値の單位に就いてである。

次に受渡物件の檢査は一般に乾燥の程度、色澤の良否、粒形の整不整、虫蝕の有無、夾雜物の多少、調整の如何等を考慮して其優劣を判別するのであるが大體に於て

一、標準品と品質同等と認むるもの及其品質に優劣あるも標準品に對して格差を附するを要せずと認むるもの
二、標準品より品質優良なるも格差表の範圍內若くは其以上にありと認むるもの
三、標準品より品質劣等なるも格付表の範圍內にありと認むるもの

を合格品とし其の他を不合格としてゐる。而して檢査の方法は、大連に於ける大豆、豆粕は混合保管品であるから問題は無いが、高粱及び包米等は現在滿鐵埠頭事務所に委託して賣方に檢査料を負擔せしめて一車(三五〇袋)の中から一割內外を抽出し前項の標準に照し檢査せしめてゐる。尙大連に於ける大豆は證券記載の斤量から麻袋斤量として各袋に就き二斤を控除したるものを正味斤量として受渡し、豆粕に就いては其の渡方は渡高の一割に限り混合保管檢査

に依る斤量不足品(千枚に付三百斤以内)を共入庫後三十日以内に於て受渡に提供し得る事してゐる。而して其提供品は千枚を單位とし端數は之を切り捨てるのであるが、六千枚から九千枚までの賣方は特に千枚を提供し得る。但し此等の不足品を提供する場合には、標準物に對して一枚に就き鈔票三錢の格下としてゐる。

沿線各取引所に於ては所長が取引人中より其の總人數の半數以内に於て監査員なるものを選任し、該監査員は糧棧又は油坊の院内に圍積になつてゐるものを適宜抽出して前掲の標準に照して檢査するのである。

安東取引所に於ける粟の檢査は、商業會議所に附屬せる安東檢量局に之を爲さしめてゐる。而して同局の檢査は一俵裝檢査　二、品質、乾燥檢査　三、細密檢査　四、夾雜物檢査　五、重量檢査の五項目に分ち、各項目による檢査成績を標準に照して採點し、其平均點數によつて

九十五點以上—特等　　自九十四點至八十五點—一等

自八十四點至七十五點—二等　　自七十四點至六十點—三等

とし特等の外各等を二分して上位のものを靑印とし下位のものを赤印として前掲の七つの格付表に當てはめ、六十點以下は勿論不合格品とするのである。尙同局の檢査料は一袋に就き金三錢である。

四、麻袋其他商品の受渡

大連株式商品取引所に於ける商品の取引は既述せる如く延取引にのみよつて賣買され、從つて其の受後は取引所と直接關係なく、商品信託會社を淸算機關として組合規約に依り受渡を行つてゐる。今受渡に關する組合規約を擧ぐれば左の如くである。

一、麻袋、綿絲布

第十三條　受渡期日ハ約定期日ノ午後二時限リトス
前項受渡期日カ休業日ナル時ハ延取引ニ在リテハ之ヲ前日ニ繰上ゲ現物取引ニ在リテハ翌日ニ繰延ブルモノトス
第十四條　受渡期日前ト雖モ取引所ノ承認ヲ得タル場合ハ賣買者双方ノ合意ニ依リ受渡ヲ爲スコトヲ得
第十五條　同一組合員カ同一約定期ノ同一銘物ニ付キ賣方買方雙方ノ資格ヲ有スル場合ニ於テハ其對當數量ハ受渡ニ付キ提供シタルモノト看做ス
第十六條　受渡期日ニ於ケル證券ノ提供並ニ現金ノ納入ハ正午限リトス
第十七條　受渡ニ提供スヘキ證券ハ左記ノ通リトス
一、麻　袋
大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫發行倉荷證券ニシテ一證券面記載數量ハ二十五梱以下トス
前項麻袋倉荷證券ニハ受渡月日及賣渡人ノ記名捺印ヲ要ス
二、綿糸布
大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫及大連市内ニ於ケル大連起業倉庫、福昌公司倉庫部、大連倉庫、南滿洲倉庫建物株式會社ノ發行倉荷證券トシ各證券一通ノ記載數量ハ綿糸小俵五十梱綿布二十五俵以下トス
但シ現物取引ニ在リテハ買方ノ承認ヲ得タル時ハ前記倉庫發行ノ荷渡指圖書ヲ以テスルモ又其他ノ場所ニ變更スルコトヲモ得
第十八條　提供倉荷證券附帶倉敷料又其他諸掛金ハ取引所ヨリ交附スル計算書ニ記載ノ上該金額ヲ添ヘ證券ト共ニ提供ナスベシ

第十九條　綿糸布取引ニ於テ該受渡物件カ其製造工場ノ罷工、閉鎖、其他重大事件ニ依リ製造中止トナリ其タメ受渡不能ニ歸シタル際ハ賣買當事者合意解決ス可ク若シ相互協議不調ノ場合ハ組合委員會ノ定ムル時價ニ依リテ解合ヲナス

但シ組合委員會ハ事件勃發當時ノ時價ヲ主トシテ解合値段ヲ定ム

第二十條　受渡物件ニ關スル故障アリタル場合ハ賣買者雙方ニ於テ協定シ協定調ハザル時ハ組合委員會ノ裁定ニ依ル

第二十一條　延取引受渡物件ニ付賣方ノ責任ハ受渡日ヨリ起算シ二十日ヲ經過シタル時ハ之ヲ免除ス麻袋及綿糸布ノ奥地ヘ積出ノ分ハ大連埠頭構内ヲ離レタル以後ノ損害ニ對シテハ賣方ハ其責ニ任セス

但シ大連埠頭構内積出以前ニ生シタル瑕瑾貨物ナルコト明瞭ナル場合ニ限リ滿鐵又ハ其ニ代フル當事者ノ損害證明書アル分ニ對シテハ賣方ハ其責ニ任スルモ其ニテ解決セサル場合ハ本組合委員會ニ於テ仲裁ノ勞ヲ取ルモノトス

第二十二條　受渡物件ニシテ全部鐵帶ナキモノハ不合格品トス

二、麥　粉

第二十條　受渡期日ハ約定期日ノ午後二時限リトス

前項約定期日カ休業日ナルトキハ延取引ニアリテハ之ヲ前日ニ繰上ケ現物取引ニアリテハ翌日ニ繰延フルモノトス

第二十一條　受渡期日前ト雖モ取引所ノ承認ヲ得タル場合ハ賣買者雙方ノ合意ニ依リ受渡ヲ爲スコトヲ得

第二十二條　受渡場所ハ大連埠頭南滿洲鐵道株式會社倉庫トス

但シ買方ノ承認ヲ得タルトキ現物取引ニアリテハ其他ノ場所ニ變更スルコトヲ得

第二十三條　受渡ハ約定期日ノ正午マテニ賣方ハ前條ニ定メタル倉庫ノ發行セル倉庫證劵ヲ買方ハ受渡代金ヲ提供シ

テ之ヲ爲ス

但シ現物取引ニアリテハ買方ノ承認ヲ得タルトキハ前條ニ定メタル倉庫ノ發行セル荷渡指圖書ヲ提供シテ之ヲ爲スコトヲ得

前條ニ規定セル賣方ノ提供スヘキ倉荷證券ハ入港陸揚又ハ到着後四箇月ヲ超エサルモノトス

第二十四條　受渡物件ハスヘテ正袋トス

但シ止ムヲ得サルトキハ賣買者双方ニ於テ協定シ協定調ハサルトキハ組合委員會ノ裁定ニ依ル

第二十五條　買方ハ倉荷證券ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二箇月以内ニ庫出ヲ完了スルコトヲ要ス

看貫料ハ賣方ノ負擔トシ庫出料ハ買方ノ負擔トス

第二十六條　受渡物件ニ付賣方ノ責任ハ庫出ト同時ニ之ヲ免除ス

但シ受渡物件中品質ノ相違セルモノアルトキハ庫出後三日間奥地發送ノ分ハ二十日間ヲ限度トシテ賣方ハ其責ニ任スルモノトス此場合ニ於テ買方ハ組合委員會ノ承認スヘキ證明書ヲ提供スルコトヲ要ス

第二十七條　取引人カ同一約定期日ノ同一銘柄ニ付賣方買方双方ノ資格ヲ有スル場合ハ其對當數量ハ受渡ニ付提供シタルモノト看做ス

第二十八條　受渡トシテ賣方カ倉荷證券ヲ買方ニ交付シタル日マテノ倉敷料ハ之ヲ賣方ノ負擔トス

第八節　違約處分及び賠償

取引人が取引所に於て爲せる賣買取引に對して爲す違約に二つの種類がある。一は受渡違約であり他は中間違約で

ある。受渡違約として處分さるゝものは普通受渡に就き其全部又は一部を履行せざるものであつて卽ち受渡期日に到り賣買當事者たる取引人が買方なる時は其の引取るべき目的物の代金を、賣方なる時は其の提供すべき目的物を完全に取引所又は信託に差出さゞるものを言ふ。中間違約とは賣買契約成立の時から受渡期日に至るまでの中間に生ずる違約を指すのであつて受渡違約に含まざる總ての違約を言ふのである。

偖之等違約物件に對する處分方法には、受渡玉決濟法と建玉決濟法の二つの種類がある。受渡玉決濟法は違約物件の處分が受渡履行の上に係れる場合の處理方法を言ふのであつて主として受渡違約に依る處分方法を言ひ其の計算方法には　一、引受履行法　二、評價決濟法　三、立替履行法　四、契約解除法の四方法がある。引受履行法と言ふのは其の違約玉を遲滯なく入札賣買又は糶糴賣買其他の方法に依り處分し、取引人中より違約物件の引受履行者を定めて受渡を爲さしむるものであつて、評價決濟法とは一定の評價委員を選び、標準値段を作製して該値段にて相互轉賣買戻したものと見做し契約を解除するのである。此の場合被違約者に對する差額賠償が供なふは後述する如くである。立替履行法は取引所が違約者に代つて立替へ自ら支出履行する方法で、賠償責任より見て最も完全なる方法であるが賣方違約の場合には實行困難である。契約解除法は受渡標準値段にて賣買の履行を爲すべき契約を根本的に解除するものを言ふのであつて被違約者の損失に對し賠償が供ふのは言ふまでもない。

建玉決濟法は賣買契約の建玉にして、其の履行期卽ち受渡期日に差しかゝらずして中間にあるものを處理決濟する方法であつて、主として中間違約に依る處分方法を言ひ其の計算法には　一、轉賣買法　二、引受法　三、評價決濟法の三がある。轉賣買法は他の取引人を選定又は指定して轉買買戻を爲さしむる方法であつて、引受法とは入札賣買其の他の方法により引受人を定め、取引所の指定したる値にて帳入屆を差出さしむる方法と言ひ、評價決濟法とは評

價委員を選定して其の違約數量を相手方の總數量に割當て、其の割當てを受けたるものは評價委員の定めたる標準値段にて帳入屆を出す方法である。

偖以上如何なる決濟法に依るものと雖も違約を生じたる時は、取引所又は信託は之が賠償を行ふのであるが其の方法には　一、完全賠償法　二、差額賠償法　三、定率賠償法の三がある。完全賠償法は違約に伴ふ相手方の損害を全部賠償する方法で違約が無かつたと同一の效果を得せしめる賠償法である。然し乍ら此の方法には其の實行上困難なる場合多く、殊に株式取引所よりも商品取引所に甚だしい。差額賠償法は評價決濟法を用ひたる場合に對する賠償法で、評價委員が作製した標準値段と受渡標準値段との差額を賠償する方法である。定率賠償法は違約生じたる場合契約を解消し、一定の率を定め置き之に該當する金額を賠償する方法で、最も簡單ではあるが亦最も不完全なる賠償法である。

以上は違約處分及賠償に就いて一般的に述べたのであるが、以下各取引所及信託の實際に就いて述べる事とする。

既に擔保制度の項に於て述べたるが如く、各取引所及信託の賠償責任は競賣買の方法に依る先物定期取引に限られてゐるから、勿論現物及び延取引に對する賠償の責任は無い譯であるが關東廳取引所に於ては各取引所規程中に其他に於ては營業細則中に現物及延違約の取扱方法が規定してあるから、其れに就いて述べる。

先づ關東廳取引所及び滿洲取引所に於ては、現物賣方違約の場合は受渡を爲さゞる數量の賣買價額の百分の五に相當する金額、並びに賣買價格を受渡期間滿了の日の次の立會日に於ける現物取引の同種同等の物件の公定相場に對比し、其の公定相場が賣買價額より高き時は其の差額を受渡を爲さゞる數量に乘じたる金額、買方違約の場合は其の反對即ち百分の五に相當する金額と價額が低落した丈の差額を、違約者より被違約者に對して交付するのである。

大連株式商品取引所に於ては、原則として引受法に依り其の引受値段と違約當日の受渡標準値段若は各約定値段と……

大連株式商品取引所に於ては、原則として引受法に依り其の引受値段と違約當日の受渡標準値段若は各約定値段を對比して損益を計算し、若し引受法を適用する事が出來ないか又は適用する事が公益上不適當と認めた場合には評價決濟法に依り五名の評價委員を選定して決濟値段を定めしめ、違約當日の受渡標準値段若は約定値段に對比して損益金を計算し、其の不足金に就いて取引所は違約取引人の定期取引の違約に關し生じたる剩餘金を限度として違約者に代つて被違約者に辨濟してゐる。身元保證金中定期取引計算剩餘金に就いても前同樣である。安東取引所に於ても此點は略同じく、孰れにしても現物及延取引に對しては賠償の責に任ぜず同一取引人の定期取引計算尻に剩餘金ある場合に限り、其の限度に於て辨濟を爲すに止まる。

次に先物(定期)取引の違約處分及賠償に就いて述べる。先づ信託會社及び取引所が違約處分に附すべき場合は左の如くである。

一、賣買證據金の差入れを怠りたる時

二、身元保證金を代用證書又は代用證劵にて差入れたる場合に信託會社又は取引所の都合に依り現金に引換ふ可き時此の現金を差入れざるか、又は代用價額を變更したる爲該保證金に不足を生じた時に指定期間內に代用し得べき證書又は證劵の差入れを怠りたる時

三、清算差金、差損金又は手數料の差入れを怠りたる時

四、受渡期日に於て受渡物件、證劵又は代金を差入れざる時

五、不合格品の差換及受渡物件の不足數量の塡補を爲さゞるか又は差換二回に及ぶも猶不合格品の割合が其の受渡數量の百分の三十を超過する時

六、其他受渡に關する規定に違反したる時

而して以上の各場合に於て如何なる處分及び賠償を爲すかを見るに、第一號より第三號即ち所謂中間違約の場合には、關東廳取引所及滿洲取引所に於ては信託又は取引所は他の取引人を指定して本人の名義を以つて其賣買物件の轉賣又は買戻を爲さしめる轉賣買法に依り、又は引受法により該物件を入札に附して引受人を定めて計算するのであるが、其の場合には賣方違約の時は其の入札値段の最低のものから、買方違約の場合には其入札値段の最高のものから順次其引受高を定むるのである。若し以上の二方法に依る能はざる時は評價決濟法に依り其違約數量を相手方の總數量に按分して之を割當て（大連取引所に於ては最終帳入の分から順次之を割當てゝゐる）最近四日間の（滿取では最近五日間）帳入値段を平均した値段を以て轉買又は買戻したものと見做して其損益を計算するのであるが、此の場合には平均帳入値段と被違約者の賣買當日帳入値段と比較し、被違約者に差損金あるも徵收せず差益金ある時は之を交付するのである。卽ち差額賠償の方法を採用してゐると言ふ事が出來る。尙大連錢鈔信託に於ては原則として轉賣買法に依り、それに依る能はざる時は最近五日間の帳入値段の平均を以つて評價決濟法を採用してゐる。

大連五品及び安東取引所に於ては、轉賣買法に依るか若しくは引受法に依つて計算し、違約者の差損金は勿論取引所が支拂ふのであるが、轉賣買戻を爲さしむる爲に取引所が選定したる取引人に對しては違約者の計算を以て委託手數料より賣買手數料を控除したる殘額の半額を支拂つてゐる。

次に第四號乃至第六號の場合卽ち受渡違約の場合であるが、關東廳取引所及び滿洲取引所に在りては契約解除法を採用して決濟し、受渡總代金の百分の五に相當する金額を賠償金として被違約者に交付し、尙受渡標準値段と賣買當日の帳入値段とを對比し、被違約者に差損金ある時は之を返付し、差益金ある場合には之が返還を爲すを要しない。

即ち定率賠償法と差額賠償法とを併用してゐるに反し、大連五品及安東取引所に在りては、賣方違約の場合に於ては評價決濟法に依り五名の評價委員を選定し、標準價額を評定せしめて之を被違約者の建玉の帳入値段に比較し賣方に代つて被違約者の差益金を賠償するのであるから、賣方違約の場合には差額賠償法を採つてゐるのであるが、但し差額賠償に依らず賣渡物件の引渡を爲す事を得と規定して若し出來得れば完全賠償をも爲す旨を明にしてゐる。買方違約の場合には取引所は立替履行法に依り被違約者の賣渡物件を引受け、買方に代りて代金を賠償する即ち完全賠償法を採用してゐるのである。

尙違約者の負擔に歸すべき金額は

一、違約者の差損金

二、被違約者の差損金

三、取引所又は信託會社が被違約者に交付せる差益金

四、違約賠償金

五、取引所又は信託が支拂つた金額にして違約の爲取立不能に陷つた金額

六、其他取引所又は信託が違約に依り負擔した一切の支出及費用

であつて、之等の金額は之を違約者の身元保證金、賣買證據金及違約者が取引所又は信託に對して有する總ての債權から取立てるのであつて、猶不足ある時は之を追徵し、剩餘金ある時は之を返還するのである。

第六章 結 言

以上に於て在滿九日本取引所の大體を說き了つたのであるが、吾人は玆に注目すべき二つの問題を見逃してはならない。其の一は大連取引所延いては關東廳取引所全體の民營問題であり、他は建値問題である。前者は唱へらるゝ事既に久しく現在に於ても全く消滅したりとは言へない。思ふに取引所の組織は夫が最も完全に其の機能を發揮し得るが如きものが理想である事言ふまでもない。而して其の理想の形態如何に就いては學者間種々議論のある所ではあるが、株式組織よりも會員組織、會員よりも公共團體の經營を可とするは一般に唱へらるゝ所の通說であり、又各國立法の趨勢を見るも明なる所である。而して此等の說が取つて以つて直ちに滿洲の現狀に適應するや否やは敢て速斷を許さないのであるが、傳へらるが如き天下り的政策、即ち何等其の利弊を研むる所なく、民營に移す事によつて何程の不勞所得を利し得るかと言ふ事をのみ目的とする民營運動ならば斷じて排されなければならない。吾人は第二の懸案事項たる建値問題と共に識者の眞面目なる研究を切願して本編を閉づる事にする。

附錄其一

關東州取引所法規

○重要物產取引市場ニ關スル件（大正二年二月十四日勅令第六號）

改正　大四年第五四號

朕關東州及南滿洲鐵道附屬地內ニ設立スル重要物產取引市場ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

關東州及南滿洲鐵道附屬地內ニ設立スル重要物產取引市場ニ於ケル取引ノ方法及擔保ニ關シテハ「關東都督」ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東廳取引所規則（大正八年二月廿六日府令第五號）

改正　大八年第三七號、大八年第四八號、大八年第六四號

關東廳取引所規則左ノ通定ム

關東廳取引所規則

第一條　關東州及南滿洲鐵道附屬地內必要ト認ムル地ニ取引所ヲ設置ス

取引所ハ關東長官ノ管理ニ屬ス

第二條　取引所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長　六人
主事　六人以內
書記　若干人
檢查員　若干人

前項ノ外必要ニ應シ副所長ヲ置クコトアルヘシ

第三條　所長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ所務ヲ總理シ所員ヲ指揮監督ス

副所長ハ所長ヲ輔佐シ所務ヲ掌理ス

主事ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ分掌ス

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ニ從事ス

檢查員ハ上司ノ命ヲ承ケ取引物件ノ檢查ニ從事ス

第四條　取引所ニ商議員會ヲ置キ所長及商議員ヲ以テ之ヲ組織ス

商議員ハ十名以內トシ其ノ任期ヲ三箇年トス

商議員ハ商工業ニ關シ學識又ハ經驗アル者ノ中ニ就キ關東長官之ヲ命ス

第五條　商議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一　取引人ノ免許及其ノ取消ニ關スル事項

二　賣買取引ノ方法及其ノ履行ニ關スル事項
三　費用徵收ニ關スル事項
四　仲裁判定ニ關スル事項
五　其ノ他重要ナル事項
第六條　土地ノ情況ニ依リ取引所ニ相談役ヲ置ク
相談役ハ取引所ノ重要事務ニ參與シ且取引所ノ事務ニ付意見ヲ所長ニ開申スルコトヲ得
相談役ハ商議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得
第七條　取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ種類ハ別ニ之ヲ定ム
第八條　取引所ニ於ケル賣買取引ハ現物取引及先物取引トス
先物取引ハ競賣買又ハ相對賣買ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
第九條　轉賣買戾ハ競賣買ノ方法ニ依ル先物取引ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第十條　所長ハ左ノ方法ニ依リ公定相場ヲ定メ之ヲ公示スヘシ
一　現物取引ハ物件ノ種類每ニ一日間ノ賣買取引中普通品ト認メタルモノノ賣買數量ヲ以テ其ノ總代價ヲ除シタルモノ
二　先物取引ハ物件ノ種類每ニ契約履行ノ期日ニ依リ區別シ一日間ノ賣買總數量ヲ以テ其ノ總代價ヲ除シタルモノ
第十一條　所長ハ取引人又ハ委託者ヨリ賣買取引ニ關シ證明ノ申請アリタルトキハ無償ニテ之ヲ證明スヘシ
第十二條　取引所ノ取引人ヲ分テ重要物產取引人及錢鈔取引人ノ二種トス

土地ノ情況ニ依リ現物取引ノミヲ爲ス取引人ヲ置クコトアルヘシ
第十三條　取引所ノ取引人ト爲ラムトスル者ハ願書ニ取引人ノ種別ヲ記シ履歴書ヲ添ヘ所長ニ願出テ免許ヲ受クヘシ
但シ法人ニ在リテハ願書ニ定款及財産目錄ヲ添付スヘシ
取引人組合ノ設置アル場合ニハ前項ノ願書ハ其ノ組合ヲ經由スヘシ
第十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ取引人ト爲ルコトヲ得ス
一　取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ取引又ハ製造ヲ目的トスル營業所ヲ取引所所在地ニ有セサル者
二　婦女又ハ未成年者
三　本令ニ依リ刑罰ヲ受ケタル後三年ヲ經過セサル者
四　資産信用ノ不確實ナル者
第十五條　不正ノ手段ニ依リ取引人ノ免許ヲ受ケ又ハ取引人ニシテ前條第一號若ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ所長ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ
第十六條　取引人ノ免許ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ免許料及入場料ヲ納付スヘシ
免許料及入場料ヲ納付スルニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス
第十七條　取引人ハ別ニ定ムル所ニ依リ身元保證金及賣買證據金ヲ取引所ニ差入ルヘシ
關東長官ニ於テ取引擔保會社ヲ許可シタル場合ハ其ノ會社ノ定ムル所ニ依リ前項ノ身元保證金及賣買證據金ヲ會社ニ差入ルヘシ
身元保證金ヲ差入レタル後ニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

取引所又ハ取引擔保會社ハ身元保證金及賣買證據金ニ付他ノ債權者ニ對シテ優先權ヲ有ス

第十八條　取引人ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス賣買取引ニ關シ一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十九條　取引人ハ賣買取引ニ關シ委託者ヨリ手數料ヲ收受スルコトヲ得

取引人ハ手數料ノ率ヲ定メ所長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　取引人ハ取引所ニ於テ賣買取引ニ從事セシムル爲代理人ヲ置クコトヲ得

代理人ノ定數其ノ他ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條　取引人ハ他ノ取引人又ハ其ノ代理人ヲ以テ自己ノ代理人ト爲スコトヲ得ス

第二十二條　取引人ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ備フヘシ

第二十三條　取引人廢業シタルトキハ其ノ旨ヲ所長ニ屆出ツヘシ

第二十四條　取引人廢業又ハ死亡シ又ハ其ノ免許ヲ取消サレタル場合ト雖取引所ニ於ケル賣買取引ヲ結了スル目的ノ範圍內ニ於テハ仍營業ノ存續スルモノト看做ス

第二十五條　取引人其ノ組合ヲ設置セムトスルトキハ組合規約ヲ定メ所長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十六條　所長ハ必要ト認ムルトキハ取引人ノ帳簿、書類及物件ヲ檢査シ又ハ文書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第二十七條　取引人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所長ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

一　取引所ノ指定シタル期間內ニ免許料又ハ入場料ヲ納付セサルトキ

二　指定ノ期間內ニ身元保證金ヲ差入レサルトキ

三　正當ノ事由ナクシテ一年以上引續キ賣買取引ニ從事セサルトキ

第二十八條　所長ハ取引人又ハ其ノ代理人ノ行爲カ本令又ハ賣買取引ニ關スル規定ニ違反シ又ハ取引所ノ秩序ヲ紊シ若ハ信用ヲ害スト認ムルトキハ其ノ入場ヲ差止メ營業ノ停止ヲ命シ若ハ免許ヲ取消シ又ハ代理人ノ解任ヲ命スルコトヲ得

第二十九條　所長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認ムルトキハ市場ノ立會ノ全部又ハ一部ヲ停止シ若ハ賣買數量ヲ制限シ又ハ取引人ノ賣買ヲ差止メ若ハ入場ヲ制限スルコトヲ得

一　相場ノ昂低不穩當ナルトキ又ハ不穩當ナル昂低ヲ生スヘキ虞アルトキ

二　取引人カ不穩當ナル賣買ヲ爲シ其ノ他故意ニ市場ヲ紊ス行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトスルトキ

三　賣買證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ

四　前各號ノ外公益上必要アリト認ムルトキ

第三十條　所長ハ取引所ニ於テ爲シタル賣買取引ニ關シ其ノ關係者間ニ起リタル紛議ニ付雙方合意ノ上申請アリタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ仲裁判定ヲ行フ

前項ノ仲裁判定ニ對シテハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第三十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役、禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　取引所ノ先物ト同一又ハ類似ノ取引ヲ目的トスル市場ヲ開キ又ハ其ノ市場ニ於テ取引ヲ爲シタル者

二　取引所ニ依ラスシテ取引所ニ於テ賣買取引スル物件ニ付差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者

三　取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛僞ノ風說ヲ流布シ僞計ヲ用ヰ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者

四　取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ取引ニ從事セサル者ヲ濫ニ勸誘シテ先物取引ノ委託ヲ受クルコトヲ常業トスル者

五　取引人ニシテ委託ヲ受ケタル先物取引ニ付取引所ニ於テ賣買ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲シタル者

第三十二條　本令施行上必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正八年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年二月府令第一號關東都督府取引所規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際ニ於ケル先物取引人ハ本令ニ依リ取引人ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行ノ際ニ於ケル現物取引人ハ第十二條第二項ノ取引人ヲ置キタル取引所ニ在リテハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

○取引擔保會社取締規則（大正十四年七月三日 廳令第三八號）

第一條　關東廳取引所規則第十七條ノ取引擔保會社ハ取引所長ノ監督ヲ承クヘシ

第二條　取引擔保會社ハ左ニ揭クル業務ニ限リ之ヲ營ムコトヲ得

一　其ノ取引所ノ賣買取引ノ清算事務及證據金徵收事務ノ取扱ヲ目的トスル業務

二　其ノ取引所ノ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ目的トスル業務

三　其ノ取引所ノ取引人ニ對シ取引ニ要スル資金ノ融通ヲ目的トスル業務

第三條　取引擔保會社ノ定款ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

第四條　取引擔保會社ハ第二條ノ業務ヲ行フ爲業務規程及資金融通規程ヲ定メ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

第五條　取引擔保會社役員ノ就任及解任ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　取引擔保會社ノ役員又ハ使用人ハ如何ナル形式ヲ以テスルヲ問ハス其ノ取引所ノ取引ニ關係スルコトヲ得ス
但シ關東長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　取引擔保會社ハ法定積立金ノ外純益金ノ一割以上ノ積立ヲ爲スヘシ
前項ノ積立ヲ爲シ難キトキ又ハ積立金ヲ支出セムトスルトキハ事由ヲ具シ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　取引擔保會社ハ利益金ノ處分ニ付豫メ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條　左ノ事項ニ關シテハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

一　先物取引人ヨリ徵收スル手數料

二　現金及有價證券ノ利用及保管方法

第十條　取引擔保會社增證據金又ハ特別證據金ヲ徵收セムトスルトキハ取引所長ノ指揮ヲ受クヘシ
取引所長ハ取引擔保會社ニ對シ增證據金又ハ特別證據金ノ徵收又ハ返還ヲ命スルコトヲ得

第十一條　取引擔保會社ハ每年二回會社ノ業務、帳簿財產其ノ他一切ノ物件ニ付取引所長ノ檢查ヲ受クヘシ
關東長官又ハ取引所長ハ隨時其ノ所屬員ヲシテ取引擔保會社ノ業務、帳簿、財產其ノ他一切ノ物件ヲ檢查セシムル

コトアルヘシ

第十二條　取引擔保會社株主總會ヲ開カムトスルトキハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ關東長官ニ屆出ツヘシ

關東長官及取引所長ハ所屬職員ヲ前項ノ會議ニ臨席セシメ意見ヲ開陳セシムルコトアルヘシ

第十三條　取引擔保會社ハ決算期每ニ財產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ關東長官ニ提出スヘシ

第十四條　取引擔保會社ハ資金融通ニ關スル狀況ヲ一月每ニ翌月五日限リ關東長官ニ報吾スヘシ

第十五條　取引擔保會社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク事由ヲ具シ關東長官ニ報告スヘシ

一　賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルトキ

二　役員其ノ任期中ニ於テ死亡シタルトキ

三　會社又ハ役員其ノ業務又ハ職務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ又ハ其ノ判決アリタルトキ

四　其ノ他會社ノ業務ニ重大ナル關係アル事件發生シタルトキ

第十六條　關東長官又ハ取引所長ハ取引擔保會社ニ對シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條　關東長官ハ取引擔保會社又ハ其ノ役員若ハ使用人ノ行爲カ法令、定款、業務規程、資金融通規程又ハ前條ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一　會社業務ノ一部又ハ全部ノ停止又ハ禁止

二　役員又ハ使用人ノ解職又ハ停職

第十八條本令ニ依リ關東長官ニ提出スル書類ハ取引所長ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東州取引所令（大正八年十二月十五日勅令第四百九十四號）

改正　大正一〇年勅令四一八號

第一條　關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル取引所ノ設立ハ關東長官ノ免許ヲ受クヘシ

第二條　取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ種類ハ關東長官之ヲ定ム

第三條　同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ關東長官之ヲ定ム

第四條　取引所ノ免許年限ハ十年トス但シ出願ニヨリ關東長官ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第五條　株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託スヘシ

取引所ハ前項ノ供託ヲナシタル後ニ非ラサレハ取引所ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

營業保證金ニ不足ヲ生シタル場合ニ於テ關東長官ノ指定シタル期間内ニ其ノ不足額ヲ供託セサル時又同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ關東長官之ヲ指定ス

第六條　取引所ハ會員組織又ハ株式會社組織トス

第七條　取引所ニ於テハ其ノ市場代理人ヲ以ツテスルニ非サレハ取引所ノ市場ニ於テ賣買取引ノ代理ヲ爲サシムルコトヲ得ス

取引所ハ其ノ營業細則ニ市場代理人ニ關スル事項ヲ規定スヘシ

第八條　取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第九條　取引所ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ其ノ營業部類ニ屬スル商品ノ倉庫ヲ設置シ及預證劵、質入證劵又ハ倉荷證劵ヲ發行スルコトヲ得

第十條　取引所ノ定款ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　取引人タラムトスル者ハ關東長官ノ免許ヲ受クヘシ

第十二條　會員ノ資格、除名及脫退竝取引人ノ資格、免許失効及免許取消ニ關シテハ關東長官之ヲ定ム

第十三條　取引人ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十四條　取引人ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ

第十五條　會員又ハ取引人ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

身元保證金ノ額ハ五千圓ヲ下ルコトヲ得ス但シ株式會社組織ノ取引所ニ在リテハ其ノ額ハ取引所ノ資本金ノ千分ノ五以上ニシテ關東長官ノ指定スル金額ヲ下ルコトヲ得サルモノトシ其ノ千分ノ五ノ金額カ五千圓未滿ナル時ハ五千圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

資本金ノ額カ二千萬圓ヲ超ユル時ハ其ノ超過金額ニ付テハ關東長官ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スヘシ

數種ノ物件ノ取引所ニシテ取引人ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツモノニ在リテハ關東長官ハ其ノ部類每ニ資本金ヲ區分シテ前二項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スヘシ

身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
關東長官必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得
取引所身元保證金ヲ受取リタル時ハ遲滯ナク之ヲ供託スヘシ
第十六條　取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スル爲定款ノ規定ニヨリ會員又ハ取引人ニ對シ其ノ營業ヲ停止シ、千圓以内ノ過怠金ヲ之ニ課シ、關東長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ除名スルコトヲ得
第十七條　取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若シクハ取引人ト爲ルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ取引人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得
第十八條　取引人ハ廢業後ト雖モ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス
取引人死亡シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許ヲ取消サレ若ハ効力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ
前項ノ規定ハ會員ノ死亡、除名及脫退ノ場合ニ之ヲ準用ス
前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引人ノ行爲ヲ爲スモノナキ時ハ取引所ハ定款ノ定ムルトコロニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得
第十九條　取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二年内ノ任期ヲ以テ之ヲ選擧シ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ
取引所ノ役員左ノ如シ

理事長　一人
理事　二人以上
監査役　若干人

第二十條　取引所ノ取引人ト ノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引人ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ共ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ役員タルコトヲ得ス

役員カ取引人タルノ免許ヲ受ケタル時ハ共ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事カ他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タルノ認可ヲ受ケタル時亦同シ

關東長官ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者又ハ第一項ノ規定ニ違反シテ役員タル者アルコトヲ發見シタル時ハ之ヲ解職スルコトヲ得

第二十一條　關東長官ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第二十二條　取引所ノ賣買取引ハ現物取引、延取引及定期取引ノ三種トス

第二十三條　現物取引ハ共ノ契約成立ノ日ヨリ起算シ二日以內ニ於テ、延取引ハ共ノ契約成立ノ日ヨリ起算シ三日以上百五十日內約定ノ日ニ於テ受渡ヲ爲スヘシ但シ株式、國債、社債其ノ他有價證券ノ延取引ハ共ノ契約成立ノ日ヨリ起算シ一月內約定ノ日ニ於テ受渡ヲ爲スヘシ

受渡ヲ爲スヘキ日カ休日ニ當ルトキハ共ノ翌日ニ於テ受渡ヲ爲スヘシ

第二十四條　定期取引ハ三月內ニ於テ取引所ノ定メタル限月ニ依ルヘシ但シ綿布、綿糸及麻袋ノ定期取引ニ限リ關東長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ六月內ノ限月ニ依ルコトヲ得

株式、國債、地方債、社債其ノ他有價證券ノ定期取引ノ期間ハ二月內トス

第二十五條　現物取引、延取引及會員組織ノ取引所ノ定期取引ハ競賣買ノ方法ニ依ルコトヲ得ス
轉賣買戾ハ競賣買ノ方法ニ依ル定期取引ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　取引人ハ其ノ取引所ニ於ケル定期取引ノ賣建及買建ノ各數量ヲシテ委託者カ取引所ニ存續スヘキコトヲ指定シタル數量ヨリ下ラシムルコトヲ得ス

第二十七條　前條ノ規定ニ違反シタル取引人ハ取引所之ニ三月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十八條　取引人ハ委託者ニ於テ營業細則ノ定ムル所ニ依リ提供スヘキ證據金又ハ受渡物件若ハ受渡代金ヲ取引人ノ請求アルニ拘ラス提供ヲ爲ササルトキハ其ノ委託ヲ受ケタル定期取引ニ付轉賣又ハ買戾ヲ爲スコトヲ得

第二十九條　賣買取引ハ現物、見本又ハ銘柄ニ依リテ之ヲ爲スヘシ
大豆、高粱又ハ小麥ノ定期取引ニ限リ營業細則ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用キルコトヲ得
前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル定期取引ノ受渡期日ヲ經過シタル後六月間取引所之ヲ保管スヘシ

第三十條　株式會社組織ノ取引所ノ定期取引ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ營業細則ノ定ムル所ニ依ル
現物取引、延取引又ハ會社組織ノ取引所ノ定期取引ニ於ケル賣買取引ニ付單位ヲ定メムトスル時ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　取引所ハ每日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ
開市及休業ニ關スル事項ハ營業細則ニ之ヲ規定スヘシ

第三十二條　取引所ハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引人ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲

スコトヲ得

第三十三條　受渡ハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

受渡場所ハ營業細則ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條　取引所ハ營業細則ヲ設ケ賣買取引方ノ方法ニ關スル細則ヲ規定スヘシ營業細則ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

關東長官必要ト認ムルトキハ營業細則ヲ變更セシムルコトヲ得

第三十五條　取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證據金ニシテ關東長官ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ取引人ヲシテ半額迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第三十六條　取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アル時ハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第三十七條　株式會社組織ノ取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スヘシ但シ現物取引又ハ延取引ノ違約ヨリ生スル損害ノ賠償ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ違約者ニ要求スルコトヲ得

第三十八條　取引所ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手數料ヲ徴收スルコトヲ得

第三十九條　取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第四十條　取引人ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ定期取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル取引人ニ對シテハ取引所ハ之ニ三月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第四十一條　取引所ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ

取引所ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ各取引人ノ賣買高ヲ公示スヘシ

第四十二條　株式會社組織ノ取引所ニハ賣買手數料ノ收入金額ニ對シ取引所營業税ヲ課ス

第四十三條　取引所ニ於ケル定期取引ニハ其ノ賣買各約定高ニ對シ取引税ヲ課ス但シ轉賣買戻ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス

第四十四條　取引所營業税及取引税ノ課率竝其ノ徵收ニ關シテハ關東長官之ヲ定ム

第四十五條　取引所ハ其ノ會員又ハ取引人ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

會員又ハ取引人納期內ニ取引税ヲ納付セサルトキハ關東長官ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第四十六條　關東長官ハ取引所又ハ其ノ役員、會員若ハ取引人ノ行爲カ法令ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スルト認メタルトキ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ取引所又ハ其ノ役員、會員若ハ取引人ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　取引所ノ解散

二　取引所ノ停止

三　取引所ノ一部ノ停止又ハ禁止

四　役員ノ解職又ハ停職

五　會員又ハ取引人ノ營業停止又ハ除名

第四十七條　關東長官ハ必要ト認ムルトキハ官吏吏員ヲシテ取引所又ハ其ノ會員若ハ取引人ノ業務、帳簿、財産其他一切ノ件物ノ檢査又ハ監督上必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員、會員又ハ取引人ハ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第四十八條　關東長官ハ必要ト認ムルトキハ取引所定款ヲ改正セシメ又ハ其ノ決議ノ取消若ハ其ノ處分ノ停止禁止取消ヲ爲スコトヲ得

第四十九條　取引所任意ノ解散ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條　關東長官ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外取引所ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム（大正八年關東廳令第六十六號ヲ以テ同年十二月二十四日ヨリ施行但シ第四十二條乃至四十五條ノ規定ハ關東州ニ在リテハ大正九年三月十九日ヨリ施行シ南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ム）

從前ノ規定ニ依リ設立シタル取引所ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ同一地區ニ於テ同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所カ本令ニ依リ設立セラレ其ノ業務ヲ開始スル迄仍從前ノ規定ニ依ル

本例ニ依ル取引所カ其ノ業務ヲ開始シタルトキハ從前ノ規定ニ依ル前項ノ取引所ニ於テハ新ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ際受渡期限ノ到來セサル定期取引ニ付テハ仍轉賣買戻ヲ爲スコトヲ妨ケス

本令中取引税ニ關スル規定ハ從前ノ規定ニ依ル取引所ニ於ケル賣買取引ニ之ヲ適用ス

附　則（大正一〇年勅令第四一八號）

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム（大正十年關東廳令第六八號ヲ以テ大正十年十月二十二日ヨリ施行）

第二十四條ノ改正規定ハ本令施行前ニ取引期間ノ開始シタル定期取引ニハ之ヲ適用セス

本令施行前ニ免許ヲ受ケタル取引人ノ納メタル身元保證金ノ額カ本令ニ依リ納ムヘキ身元保證金ノ額ニ達セサルモノニ付テハ取引所ハ關東長官ノ指定スル期間内ニ取引人ヲシテ之ヲ納メシムヘシ

○關東州取引所規則（大正八年十二月二十四日廳令第六十七號）

改正　大一四第八號、昭二第四三號

第一條　取引所ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、營業細則及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ所轄民政署長又ハ警務署長ヲ經由シテ之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

一　發起人各自ノ引受クヘキ株式ノ數

二　資本使用ノ概算及收支ノ見込

三　賣買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル狀況及取引所ニ於ケル賣買ノ見込

四　取引所ノ地區

第二條　發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後、發起人株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ所轄民政署長又ハ（警務署長）ヲ經由シテ之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

一　定款及營業細則

二　株主名簿

三　檢査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其ノ決定ノ寫本

四　創立總會ノ決議錄

第三條　設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月內ニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス

設立ノ免許ヲ受ケタル後一年內ニ業務ヲ開始セサルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條　取引所免許年限ノ更新ヲ出願セントスルトキハ其ノ免許年限滿了前三月以上六月內ニ所轄民政署長又ハ（警務署長）ヲ經由シテ其ノ願書ヲ關東長官ニ差出スヘシ

第五條　取引所ノ資本金ハ百萬圓以上トス

關東長官ハ必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ拂込ヲ命スルコトアルヘシ

第六條　左ニ揭クル者ハ取引所ノ取引人ト爲ルコトヲ得ス

一　婦女又ハ未成年者

二　復權セサル家資分散者及破產者

三　本令又ハ關東州取引所令ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四　本令ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

五　短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

六　資產信用ノ不確實ナル者

第七條　取引人ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ履歴書及資産調書ヲ添ヘ取引所ヲ經由シテ之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

第八條　免許料ハ百圓トス

第九條　取引所取引人免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ

前項ノ請書ハ取引所之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

取引人ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日內ニ請書及身元保證金ヲ差出サヽルトキハ其效力ヲ失フ

第十條　取引人第六條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

關東長官ハ不正ノ手段ニ依リ取引人タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ第六條ニ該當スル者ニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

前二項ノ規定ハ取引人カ關東州取引所令第十七條ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ取引人ト爲リタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　取引人取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ前ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第十二條　取引人ハ支店、出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ本店以外ノ場所ヲ以テ賣買取引ノ取扱ヲナス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖モ定期取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ス
前二項ノ規定ハ關東長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ之ヲ適用セス
第十三條　取引人免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所ヲ經由シテ再下附ヲ申請スヘシ
取引人其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ取引所ヲ經由シテ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ
第十四條　取引人ノ死亡、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ依リ取引人タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ關東長官ニ屆出ツヘシ
第十五條　役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ但シ再選ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス
第十六條　取引所ノ使用人ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引人トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引人ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ス
第十七條　取引所ニ依ラスシテ定期取引ト同一若ハ類似ノ取引ヲ目的トスル市場ヲ開キ又ハ其ノ市場ニ於テ取引ヲ爲スコトヲ得ス
第十八條　取引所定期取引ノ標準物ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ一部ヲ關東長官ニ差出シ其ノ一部ヲ取引人ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ
受渡格付表ハ營業細則ニ之ヲ規定スヘシ
第十九條　定期取引ヲ開始セムトスル有價證券ハ其ノ銘柄ニ付關東長官ノ認可ヲ受クヘシ
第二十條　取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添附シ關東長官ニ申告スヘシ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者退任シタルトキ亦同シ

第二十一條 賣買取引ノ建値ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 取引所ニ於テ徵收スル賣買手數料ノ率ノ決定方法ハ之ヲ定款ニ規定スヘシ

關東長官ハ必要ト認ムルトキハ手數料ノ率ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第二十三條 委託者其ノ委託ト同時ニ賣付又ハ買付ニ關スル取引所證明書ノ交付ヲ請求シタルトキハ取引人ハ遲滯ナク取引所ヨリ其ノ證明書ヲ受ケ之ヲ委託者ニ交付スヘシ

第二十四條 公定相場ハ各物件每ニ當日ノ約定成立ノ値段ノ平均ヲ以テ之ヲ決定シ市場ニ公示スヘシ但シ定期取引ニ在リテハ各期限每ニ、現物取引ニ在リテハ各受渡日每ニ之ヲ區別スヘシ

第二十五條 關東長官ハ必要ト認ムルトキハ取引所ニ相場表ノ發行ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 各取引人ノ定期取引賣買高ノ公示ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ爲ス

一 前ノ立會日ノ後場及當日ノ前場ノ賣買高ヲ當日ノ前場ノ立會終了後遲滯ナク之ヲ市場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ一日一回ノ立會ヲ爲ス場合又ハ後場若ハ前場ノ立會ヲ爲サヽリシ場合亦之ニ準ス

二 取引所ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ前號ニ定メタル掲示ノ方法ト異リタル方法ニ依リ公示ヲ爲スコトヲ得

三 賣買高ハ各物件ニ付期限每ニ賣付及買付ニ分チ之ヲ掲示スヘシ

第二十七條 取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

關東長官必要ト認ムルトキハ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ公示スルコトヲ要セサル物件ヲ指定スルコトアルヘシ

一 每月相場表

二 每月賣買表

三 毎期ノ財產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告
四 毎期末日現在株主及其ノ持株
五 毎期末日現在取引人表

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滯ナク其事項ヲ關東長官ニ報告スヘシ
一 取引所其ノ取引人ニ付第十條第二項又ハ第三項ニ揭ケタル事由アリト認メタルトキ
二 關東州取引所令第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
三 關東州取引所令第三十七條ニ定メタル賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其賠償ヲ爲シタルトキ
四 臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ
五 有價證券ノ賣買取引ヲ開始中止又ハ廢止シタルトキ
六 市場ノ立會ヲ停止シ又ハ取引人ノ賣買取引ヲ差止メタルトキ
七 取引人ノ委託手數料ヲ定メタルトキ
八 役員其ノ任期中ニ死亡其他ノ事由ニ因リ退任シタルトキ但シ解職ノ場合ヲ除ク
九 取引所、役員又ハ取引人カ其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ
十 取引所ノ役員、受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ取引人カ犯罪ノ嫌疑ノ爲起訴セラレタルトキ
十一 取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ
關東長官必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役、禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十二條ノ規定ニ違反シタル者
二　第十七條ノ規定ニ違反シタル者
三　取引所ノ役員又ハ使用人ニシテ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引人トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引人ノ營業ニ付特別ノ利益關係ヲ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者
四　取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ受授ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者
五　取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ取引ニ從事セサル者ヲ濫リニ勸誘シテ定期取引ノ委託ヲ受クルコトヲ常業トスル者
六　取引所ニ於ケル相場ヲ僞リテ公示シタル者
七　公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛僞ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者
八　取引人ニシテ委託者ニ對シ其委託ヲ受ケタル取引ニ關シ虛僞ノ通知ヲ爲シタル者
九　取引人ニシテ委託ヲ受ケタル取引所ノ定期取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲シタル者

第三十條　取引所ノ役員、使用人又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役、禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキ亦同シ
取引所ノ役員、使用人又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者亦前項ニ同シ但シ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトアルヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十一條　取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛僞ノ風說ヲ流布シ、偽計ヲ用キ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役、禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行以前既ニ差出シタル取引所設立發起認可申請書ハ本令ニ依リ之ヲ差出シタルモノト看做ス

前項認可申請書ハ第一條所定ノ要件ヲ具備セサルモ仍其ノ效力ヲ有ス

○關東州取引所稅規則（大正九年三月十九日 關東廳令第八號）

第一條　取引所營業稅ノ稅率ハ賣買手數料收入金額百分ノ十五トス

第二條　株式會社組織ノ取引所ハ每月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ申告スヘシ但シ廢業シタルトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ官ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ官ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條　取引所營業稅ハ每月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業シタルトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條　取引稅ノ稅率左ノ如シ

第一種	地方債證券社債券	
	定期取引ノ賣買約定金高	萬分ノ一・五

第二種　有價證券　同　萬分ノ三
第三種　商品　同　萬分ノ二
第四種　錢鈔　同　關東州內十萬分ノ一
關東州外十萬分ノ五

第五條　國債證券ノ定期取引ニハ取引稅ヲ課セス

第六條　取引人ハ每月分ノ定期取引ノ賣買各約定金高ヲ種別每ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ官ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ附シ前項ノ期間內ニ之ヲ官ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引人ハ第一項ノ期日前相當ノ期間內ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ官ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ官ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第七條　取引人ハ每月分ノ取引稅金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ官ニ納付スヘシ

第八條　取引稅ノ納稅告知書ハ取引所ヲ經テ之ヲ取引人ニ送達ス此ノ場合ニ於テハ株式會社組織ノ取引所ニ在リテハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引人ニ送達シタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引人ノ納付スヘキ稅金ヲ取纏メ前條ノ期間內ニ之ヲ官ニ納付スヘシ

株式會社組織ノ取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル稅金ヲ送付セサルトキハ租稅其ノ他公課徵收ノ例ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第九條　取引人カ廢業其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期

限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ規定ハ取引所廢業シ又ハ官ニ於テ取引所ヲ閉鎖シタル場合ニ於ケル取引税ニ付之ヲ準用ス
第十條　株式會社組織ノ取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
取引人ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
第十一條　株式會社組織ノ取引所又ハ取引人第二條、第六條又ハ第九條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脫税シタルトキハ直ニ其ノ税金ヲ追徵ス
第十二條　關東州取引所規則第二十九條第九號ニ該當スル者アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ定期取引ヲ爲シテ脫税シタルモノト看做シ二百圓以下ノ罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ追徵ス
前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス
第一項ノ税金ニ關シテハ第六條乃至第八條ノ規定ヲ適用セス
第十三條　取引人ノ爲シタル第六條又ハ第九條ノ申告不當ナル場合ニ於テ株式會社組織ノ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ官ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫税スルニ至ラシメタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十四條　株式會社組織ノ取引所又ハ取引人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス
一　株式會社組織ノ取引所第六條又ハ第九條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ
二　賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタ

ルトキ

三　當該官吏、吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第十五條　取引人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ヲ犯シタルトキハ其ノ取引人ヲ處罰ス

第十六條　本令ニ規定セル官ノ職務ハ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警務署長之ヲ行フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄其二

各取引所及信託會社各期營業成績表

一、大連取引所信託株式會社 （資本金一千五百萬圓、內拂込六百萬圓）

大正二年六月十九日設立、當初資本金一百萬圓、大正八年五月三十日三百萬圓に、大正十二年十二月二日一千五百萬圓に增加す。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正二年 第一期	—	三、六六九	二三	三、六九二	六、五九六	(—)二、九〇四	—	—	—
同三年（第二期）	七八、一三五	二七、二六二	四、一四四	一〇九、五四一	四二、三二七	六七、二一四	一六、〇〇〇	一二	—
同三年（第三期）	七二、五九四	一五、一四七	一四二	八七、八八三	六〇、九三二	二六、九五一	一三、四〇〇	一二	—
同四年（第四期）	四六、二七三	二三、八二四	九三	七〇、一九〇	二七、一五六	四三、〇三四	一三、四〇〇	一二	—
同四年（第五期）	六二、八四〇	一九、二九三	二六	八二、一五九	三七、二〇九	四四、九五〇	一四、四〇〇	一二	—
同五年（第六期）	八二、六七一	二九、六三三	二、八〇六	一一五、一一〇	四三、二四一	七一、八六九	二一、三〇〇	一二	六 一株ニ二圓、第二回拂込七圓五十錢ノ一部ニ充ツ
同五年（第七期）	一一二、一七三	四四、三四〇	二、〇三六	一五八、五四九	五四、六八九	一〇三、八六〇	五〇、五〇〇	一二	
同六年（第八期）	一五八、二七五	五六、四五八	二三	二一四、七五六	五八、一二五	一五六、六三一	三〇、〇〇〇	一二	
同六年（第九期）	一二八、〇六七	八三、一二五	四五、八七〇	二五七、〇六二	一三〇、三二〇	一二六、七四二	五三、〇〇〇	一二	八 一株ニ付四圓五十錢、第三回拂込ニ充ツ
同七年（第一〇期）	二四一、一七一	一三三、〇四〇	四五、八七〇	四二〇、〇八一	三〇六、三五〇	一一三、七三一	三四、五〇〇	一二	八 一株ニ付十四圓、第四回拂込ニ充ツ
同七年（第一一期）	二二六、一三二	一二九、四四二	三、〇四八	三六八、一二一	一四九、九〇四	二一八、二一七	四四、〇〇〇	一二	
同八年（第一二期）	三一二、一二一	一〇七、三九五	三、九二五	四二三、九〇一	一七五、二〇七	二四八、六九四	五〇、〇〇〇	一二	一三〇
同八年（第一三期）	三〇八、二六四	二一〇、九九六	三三、〇八二	五五二、三四二	一九九、七五〇	三五二、五九二	一三三、〇〇〇	一二	
同九年（第一四期）	四三三、五六三	三三三、九九八	四四、六七〇	七六一、〇二八	三三八、八一九	四二二、二〇九	一〇五、〇〇〇	一二	一八
同九年（第一五期）	一六四、八二九	三七三、一八六	五六、五五六	五九四、五七一	一四九、四一五	四四五、一五六	七〇、〇〇〇	一二	八

同十年（第一六期）	一〇七、一一三	一七八、四四四	六七、四一七	三五二、九七四	一五六、八八八	一九六、〇八六	二〇、〇〇〇	一二
同十年（第一七期）	三七、五〇二	一三七、七八〇	二一、四七八	一八六、七六〇	八二、〇四九	一〇四、七一一	一五、七五〇	一二
同十一年（第一八期）	一三七、七二三	一五六、四四〇	一三、八六四	二九七、〇二七	一三四、〇一四	一六三、〇一三	二四、六〇〇	一八
同十一年（第一九期）	一三七、三六七	一八五、三五一	一三、四六八	三三六、一八六	一一〇、八七五	二二五、三一一	一一、〇〇〇	一二
同十二年（第二〇期）	一八八、一三八	一九七、八四五	一三、四九五	三九九、四七七	一三〇、七〇五	二六八、七七一	一三、五〇〇	一五
同十二年（第二一期）	一六〇、六九二	一八一、〇一七	一七、九〇五	三五九、六一四	一四五、六九二	二一三、九二三	一一、〇〇〇	一二
同十三年（第二二期）	一八七、七六〇	二八六、二五六	三三、九六六	五〇六、九八三	一九五、九九九	三一〇、九八四	一五、六〇〇	一〇
同十三年（第二三期）	一七四、六五八	一五六、二三七	三一、三三六	三六三、二三一	一四〇、〇〇八	二二三、二二三	一一、三〇〇	八
同十四年（第二四期）	一八八、八八三	一八八、四二八	三五、四一七	四一〇、七二八	一三三、〇九五	二七七、六三三	二八、〇〇〇	八
同十四年（第二五期）				四四一、〇九二	一四四、〇五八	二九七、〇三四		八・五
昭和元年（第二六期）	三一四、一五四	三六二、三六一	三〇、二八五	六一六、八〇〇	一八三、八五一	四三二、九四九	六〇、〇〇〇	一〇
昭和元年（第二七期）				四六九、六七八	一二九、八二七	三三九、八五一		一〇
同二年（第二八期）	一八八、五〇六	二〇二、二六三	三七、八九四	四二八、六六三	一四〇、九六五	二八七、六九八	一五、〇〇〇	八・五
同二年（第二九期）	一四三、九〇六	一五八、七八一	六〇、七四四	三六三、四三一	一一五、〇九九	二四八、三三三	一三、〇〇〇	七・五
同三年第三〇期	一五九、九九二	一五五、五三三	七八、五八六	三九四、一一三	一七七、三〇七	二一六、八〇五		七・二

二、大連取引所錢鈔信託株式會社（資本金五百萬圓、內拂込百二十五萬圓）

大正六年五月三十日設立、當初資本金一百萬圓を大正八年十月二十五日三百萬圓に增加す、大正十四年頃より缺損を續け昭和二年末に至り新に資本金五百萬圓四分の一拂込の新會社が舊錢鈔信託會社を買收したる形式を以つて設立せられ同年十二月二十六日關東廳の認可を得て今日に及ぶ。（會社整理の詳細に關しては當課發行「調査時報」昭和三年一月號參照）

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
大正六年第一期	七二、四五五圓	四六、五七七圓	三、四七三圓	一二二、四九〇圓	三六、八九一圓	八四、五九九圓	四〇、〇〇〇圓	三%	八%

同七年	第二期	三八、八二一	四三、三〇〇	四、三三一	八六、四四三	二八、五六五	五七、八七八	二五、五〇〇	一二	一株ニ付五圓、第二回拂込ノ一部ニ充ツ 八
	第三期	一二一、〇四七	八六、六四八	七、四九四	二〇五、一八九	四九、四二四	一五五、七六五	二四、〇〇〇	一二	一株ニ付六圓二十五錢第三回拂込ニ充ツ
同八年	第四期	九〇、八四七	一一七、一六八	八、〇八〇	二一六、四九四	五〇、二三三	一六六、二七二	二五、一〇〇	一二	
	第五期	一二六、七三〇	一〇九、一五七	一〇、〇五九	二三五、九四六	六〇、九三六	一七五、〇一〇	二六、六〇〇	一二	二六
同九年	第六期	一五六、四五二	一六〇、二四四	一八三、六二四	五〇〇、三三〇	一〇一、一八六	三九九、一三四	三六、八三〇	一二	一三
	第七期	二六四、四九七	二〇九、二一四	三一、一九八	四七六、九〇九	一一四、四一〇	三六二、四九九	五五、五〇〇	一二	一八
同十年	第八期	一五四、七四三	一三七、三三九	二、〇一九	二九四、〇九一	一三五、四九六	一五八、五九五	二四、〇〇〇	一二	八
	第九期	八四、二七一	九八、八七六	一、三六六	一八四、五一三	七二、七九四	一一一、九一九	一八、〇〇〇	一二	三
同十一年	第一〇期	一五九、六九七	一一五、三三五	一、八〇九	二七六、八三一	八九、二三九	一八七、五九二	二八、二〇〇	一二	八
	第一一期	一七四、九五三	一一二、四八二	一、六四八	二八九、〇八三	九三、一四一	一九五、九四二	二九、四〇〇	一二	八
同十二年	第一二期	一七〇、四五四	一一〇、八二〇	一、七七七	二八三、〇四一	九六、九三三	一八六、一〇九	三三、三〇〇	一二	六
	第一三期	一五七、七九〇	一一〇、二四八	一、六六六	二六九、七〇四	九九、〇六一	一七〇、六四三	二七、〇〇〇	一二	四
同十三年	第一四期	一四九、三七四	一〇九、五一二	一、九一三	二六〇、七九九	八五、二四四	一七五、五五五	二六、五〇〇	一二	四
	第一五期	一三一、三一八	三三、〇四三	九、一二五	一六三、四七六	一四二、二六四	二一、二二二	五、五〇〇	—	—
同十四年	第一六期	一三四、一二一	一五、七二二	二、七一八	一四二、五四四	九七、三六七	四五、一七七	六、九〇〇	—	—
	第一七期	一一三、一三〇	一六、一九三	二、六二〇	一三一、九三三	六四三、五九九	(一)五一一、六六二	—	—	—
昭和元年	第一八期	一一六、五三〇	六五、六七一	一四、五八八	一九六、七七九	七一、三一六	一三五、四六三	一八、九〇〇	—	—
	第一九期	一五〇、〇三三	三〇、〇六三	二、四八〇	一八二、五六六	八八、三三八	一〇四、三三八	五、三〇〇	三	—
同二年	第二〇期	一六一、〇三九	四六、三三〇	四、九八〇	二二三、三三九	一、一三四、八八六	(一)九三三、五四六	—	—	—
	第二一期	一三四、五八七	四九、四八三	五、四二二	一八九、四七二	八〇、二〇四	一〇九、二六八	—	—	—
同三年	第二二期	一三〇、七八三	五八、一三三	一五、四四九	二〇四、三六四	一三八、一七五	六六、一八九	一〇、〇〇〇	七・六八	—

註　大正十四年下半期(第十七回決算)に於て五一一、六六二圓の損失金を出したるは營業用什器償却金一、六〇二圓、建造物償却金三、五六五圓、整理勘定償却金五六四、九四二圓、計五十七萬百十圓餘の大償却を爲したるに依る。而して右の損失金を處分する事左の如し。

前期繰越金　一三、二七七圓　　特別積立金　五、〇〇〇圓　　命令積立金　一五五、〇〇〇圓

法定積立金　一三八、三八五圓　計　五一一、六六二圓

次に昭和二年上半期に爲せる缺損は整理勘定一、〇四一、六四四圓を償却せるに依る。而して右缺損は前期繰越金及積立金を以つて處分せり。

三、奉天取引所信託株式會社　（資本金五十萬圓全額拂込）

大正十年七月二十九日設立、同十月二十二日元奉天取引所信託株式會社（資本金三百萬圓、拂込七十五萬圓を資本金百五十萬圓、拂込三十七萬五千圓に減少）を合併し資本金百五十萬圓を三百萬圓に、大正十二年十月十八日遼陽取引所信託會社（資本金五十萬圓四分の一拂込）を合併して資本金三百五十萬圓（拂込八十七萬五千圓）に增加し次で大正十四年七月二十七日減資して八十七萬五千圓全額拂込と爲し、更に昭和三年七月二十三日定時總會に於て五十萬圓全額拂込に減資せり。

營業期間	收入				支出	純益	積立金	配當率	
	手數料	利息	其他	計				普通	特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正十年第一期	一、六一二	三三、一九二	一六四	三四、九六八	一四、七六八	二〇、二〇〇	三、二〇〇	—	—
同十一年第二期	三、一一〇	二四、五八六	五、一三一	三三、八二七	二四、四八一	九、三四六	一、五〇〇	—	—
同十一年第三期	一、一二二	一九、四三三	三四一	二〇、八九六	二二、八三三	(−)一、九三七	—	—	—
同十二年第四期	一、二二二	一七、五四六	六	一八、七七四	二二、二〇三	(−)三、四二九	—	—	—
同十二年第五期	四九二	一七、八六〇	四、七四四	二三、〇九六	二九、六九五	(−)六、五九九	—	—	—
同十三年第六期	四〇六	一六、五六八	一、二九六	一八、二七〇	三八、七一〇	(−)二〇、四四〇	—	—	—
同十三年第七期	二九、二五一	四、九四九	二、八七七	四二、〇七七	三九、五〇一	二、五七六	—	—	—
同十四年第八期	五八、四一六	二、九八六	二、八二七	六四、二三一	一四四、一九二	(−)七九、九六二	—	—	—
同十四年第九期	六七、五五四	八、八六七	三、三二七	七九、六五九	四八、二一一	三一、四四八	二四、八〇〇	—	—
昭和元年第一〇期	六六、〇八五	一一、八三〇	七、五五六	八五、四七一	二七、一一七	五八、三五四	一四、〇〇〇	—	—
昭和元年第一一期	三〇、五〇三	一九、七六三	二八〇、三三三	三三〇、五九九	二九、五九五	三〇一、〇〇四	二九六、五〇〇	—	—
同二年第一二期	六〇、〇九六	一六、九一七	三、三六九	八〇、三八二	二五、三四〇	五五、〇四二	四九、〇〇〇	—	—
同二年第一三期	一二六、五九六	一九、五七三	三、〇七四	一四九、二四三	二六、九二〇	一二二、三二三	一〇八、七〇〇	—	—

同三年第二四期	七九、六七八	二七、四二三	二、八二四	一〇九、九二七	三五、六八四	七四、二四三	六五、三〇〇	—	—

四、開原取引所信託株式會社（資本金二百萬圓、拂込八十七萬五千圓）

大正四年十二月十日設立、當初資本金五十萬圓を大正九年四月二十日二百萬圓に增加す。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正五年第一期	四五、八一六	一〇、六七八	一四	五六、五〇八	二五、六八七	三〇、八二一	九、八〇〇	一二	—
同六年（第二期）	五四、九三〇	一三、六五四	二〇	六七、六〇四	三三、七四三	四四、八六二	二六、八〇〇	一三	三
同六年（第三期）	四二、八〇五	一〇、四四七	四六	五三、二九八	一九、二四七	三四、〇五一	二〇、二五〇	一二	三
同七年（第四期）	六二、三七六	一九、三八二	一七	八一、六七五	二七、七六九	五三、九〇六	三三、一〇〇	一三	三
同七年（第五期）	一三四、三一七	二八、九八四	一〇	一六三、三一一	四六、四九六	一一四、八一五	一八〇、〇〇〇	一二	一株ニ付七圓五十錢、第二回拂込ニ充ツ
同八年（第六期）	二三三、六六一	五三、三三一	三一八	二六六、二一〇	六八、四九八	一九七、七一二	一三〇、〇〇〇	五〇	—
同八年（第七期）	一八〇、三七九	四七、八七〇	六九	二二八、三一八	六七、四二八	一六〇、八九〇	二四、二〇〇	—	一株ニ付三十圓ノ割、第三回拂込ニ充ツ
同九年（第八期）	二六〇、二五七	六四、六九四	三三	三二四、九七三	九一、二六六	二三三、七〇七	三五、一〇〇	一七〇	—
同九年（第九期）	一一三、一二七	五三、六六八	一一	一六四、九三六	六二、六八五	一〇二、二五一	一五、六〇〇	一七	—
同十年（第十期）	七四、七一七	五三、三一七	二〇三	一二七、一三六	四二、四三八	八四、六九八	一三、八〇〇	一四	—
同十年（第十一期）	一五一、八九九	五五、七五六	一一八	二〇七、七七三	五六、四七五	一五一、二九八	三三、八〇〇	一三	—
同十一年（第十二期）	一九八、〇三九	七四、三五三	九五	二六二、三八六	六七、六四三	一九四、七四三	四四、二五〇	三〇	—
同十一年（第十三期）	一三六、四九二	五七、二八一	二六	一九三、七九九	五四、三四三	一三九、四五六	二一、〇〇〇	二五	—
同十二年（第十四期）	一七五、四八六	五九、九九三	六四	二三五、五四三	六六、五四〇	一六九、〇〇三	三〇、五〇〇	二八	—
同十二年（第十五期）	一八四、一五六	五三、〇五三	五〇	二三七、二五九	六六、三三八	一七〇、九二一	三〇、八〇〇	二八	—
同十三年（第十六期）	一八六、七四三	六二、六八一	三九	二四九、六六二	六五、六二七	一八四、〇三五	三五、八〇〇	三〇	—
同十三年（第十七期）	九四、七八〇	五三、二五八	一六	一四八、一四四	四七、七七〇	一〇〇、三七四	二三、三〇〇	二五	—

大正十四年（第一八期）	九六、三四九	五二、九三八	七五	一四九、三六二	四九、五三一	九九、八三一	二三、〇〇〇	一五	—
大正十四年（第一九期）	一四三、一五二	五六、一六三	二四	一九九、三三九	六四、八九四	一三四、四四五	三三、四〇〇	一八	—
昭和元年（第二〇期）	二〇二、五六五	八五、五七五	一四九	二八八、二八九	七三、三六五	二一四、九二四	五三、五〇〇	二八	—
昭和元年（第二一期）	一六五、三八〇	七七、四二〇	二二	二四二、八二二	六六、五八八	一七六、二三四	四六、六〇〇	二三	—
同二年（第二二期）	二三〇、一九三	一〇三、四三五	一五	三三三、六四三	七九、五六九	二五四、〇七四	八八、三〇〇	二八	—
同二年（第二三期）	二二四、三九六	七八、五三一	四八	二九二、九六五	八三、二八五	二〇九、六八〇	六二、五〇〇	二六	—
同三年第二四期	二二一、一九七	九七、五九九	二、三三六	三二一、一三二	七七、九九〇	二四三、一四二	七〇、一〇〇	二八	—

五、四平街取引所信託株式會社（資本金五十萬圓、内拂込十二萬五千圓）

大正八年九月一日設立、當初より資本金五十萬圓四分の一拂込。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正八年第一期	二二、四四四	四、四〇六	—	二六、八五〇	一七、二三三	九、六一七	一、五〇〇	一〇	—
同九年（第二期）	五一、四三八	一〇、七五五	一七八	六二、三七一	二九、八五一	三二、五二〇	一〇、〇〇〇	一二	八
同九年（第三期）	二三、六五三	八、三二三	—	三一、九七六	二三、二一〇	八、七六六	二、五〇〇	一二	—
同十年（第四期）	一七、五一三	七、七四三	九	二五、二六五	一九、七六四	五、五〇一	一、四〇〇	一〇	—
同十年（第五期）	三六、二〇九	九、九六五	三九	四六、二一三	二三、三一〇	二二、九〇三	六、八〇〇	一二	六
同十一年（第六期）	二七、四八一	九、一三三	二	三六、六一六	二〇、九〇〇	一五、七一六	四、四〇〇	一二	三
同十一年（第七期）	二七、九〇五	九、四一五	七一	三七、三八九	二〇、七〇四	一六、六八五	三、六〇〇	一二	三
同十二年（第八期）	二七、七三三	一〇、九八一	二	三八、七一六	二三、四四七	一五、二六九	三、六〇〇	一二	三
同十二年（第九期）	四六、三三四	一〇、七七九	三四	五七、三三七	二五、七三五	三一、六〇二	一〇、〇〇〇	一二	八
同十三年（第一〇期）	二四、六三四	九、六五六	—	三四、二九〇	二〇、五八二	一三、七〇八	二、〇〇〇	一二	—
同十三年（第一一期）	三四、二九九	九、四一四	五	四三、七一八	二三、九五〇	一九、七六八	一三、〇〇〇	一二	三

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
同十四年(第一二期)	三三、四三〇	九、七二四	四	四三、一五八	二三、九四七	一九、二一一	五、〇〇〇	一五	—
同十四年(第一三期)	三四、二九九	九、四二四	五	四三、七二八	二二、七九一	二〇、九三七	五、三〇〇	一五	—
昭和元年(第一四期)	一七、九七四	八、四四三	一	二六、四一八	二〇、〇〇四	六、四一四	一、〇五〇	一〇	—
昭和元年(第一五期)	一九、一四四	八、七六六	一	二七、九一一	一九、九〇〇	八、〇一一	一、三一〇	一〇	—
同二年(第一六期)	二三、八三〇	九、四二〇	一	三三、二五一	二一、五三三	一一、七一九	二、八〇〇	一〇	—
同二年(第一七期)	一九、六三〇	九、〇六二	一二	二八、七〇四	一八、五七二	九、六三二	一、九六〇	一〇	—
同三年第一八期	一六、八八三	一六、四九〇	二	三二、三一六	一八、九二一	一三、三九五	三、〇七〇	一〇	—

六、公主嶺取引所信託株式會社 (資本金五十萬圓、内拂込二十五萬圓)

大正八年八月二十九日設立。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率 普通	配當率 特別
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正八年第一期	四一、三六六	三、七九四	一	四五、一八一	三、三〇八	三、九七三	一三、五〇〇	一三	—
同九年(第二期)	六六、三二五	二四、八五六	八九一	九二、〇三四	三七、七三八	五四、二八六	一八、三〇〇	一三	一三
同九年(第三期)	三三、一二〇	一六、一〇七	二四	四八、三五一	二七、六九七	二〇、六五四	六、三〇〇	一三	八
同十年(第四期)	二〇、九六九	一四、二九九	一三	三五、二八一	二〇、八九八	一四、三八三	七、三〇〇	一三	六
同十年(第五期)	二九、一九九	一三、二四四	三三	四二、四五五	二二、三七五	二〇、〇八〇	六、三〇〇	一三	—
同十一年(第六期)	三六、九九八	一五、六〇八	一二	五三、六一七	三三、八六六	二八、七五一	九、五〇〇	二五	—
同十一年(第七期)	三九、四七三	一四、六六二	八	五四、一四三	二五、〇一六	二九、一三六	九、五〇〇	二五	—
同十二年(第八期)	四九、八七〇	一七、〇六五	二〇	六六、九九五	二七、一五七	三九、七九八	二一、〇〇〇	二五	—
同十二年(第九期)	五〇、三四九	一四、七八四	一三	六五、一三六	二七、七七四	三七、三六二	一七、七〇〇	二五	—
同十三年(第一〇期)	三九、六六七	一六、六〇八	一六	五六、三〇一	二五、六六五	三〇、六三六	一四、七〇〇	二五	—
同十三年(第一一期)	三六、七四三	七、六六八	一三	四四、三八三	二四、六三六	一九、七四九	五、〇〇〇	一八	—

大正十四年	第一二期	五三、八一八	一〇、一九七	六	六四、〇二三	二七、四二六	三六、五九六	一七、六〇〇	二〇	—
	第一三期	八九、四一七	一三、九五三	五	一〇三、三七六	二八、七八〇	七四、五九六	一一、三〇〇	一〇〇	—
昭和元年	第一四期	九九、九九一	二六、五四九	六	一二六、五四六	四二、六四三	八三、九〇三	二四、四〇〇	二五	—
	第一五期	一一三、九八五	三一、〇三〇	八	一三四、〇一三	三九、三九四	九四、六一九	二四、七〇〇	二八	—
同二年	第一六期	一二三、八六八	二〇、五七〇	一六	一四四、四五四	四五、三六九	九九、〇八五	四五、〇〇〇	二八	—
	第一七期	一〇三、三三四	四八、七〇一	一六	一五〇、九四一	四四、八八一	一〇六、〇六〇	三三、四〇〇	二〇	一株ニ付十二圓五十錢第三回拂込金ニ充ツ
同三年	第一八期	七四、一二〇	四三、〇〇三	一五	一一七、一四一	三九、八六六	七七、二七五	二一、七〇〇	二〇	—

七、長春取引所信託株式會社 （資本金一百萬圓、內拂込三十五萬圓）

大正五年三月二十六日設立、大正十年六月二十八日長春特產物信託株式會社（資本金五十萬圓四分の一拂込）を合併し、資本金を五十萬圓より一百萬圓に增加す。

營業期間		收入 手數料	利息	其他	計	支出	純益	積立金	配當率 普通	特別
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	%
大正五年	第一期	一二、七九八	一、四八七	六	一四、三〇四	八、六〇四	五、七〇〇	九〇〇	八	—
	第二期	三三、九九五	二一、四九三	七七	四五、五六四	一三、二一九	三二、三四五	八、六〇〇	三	三
同六年	第三期	二三、五六八	一八、八七八	六四一	四三、〇八七	二四、九一二	一八、一七五	六、八〇〇	三	三
	第四期	三三、四四一	三五、一三一	四〇	六八、六一三	三九、九六四	二八、六四八	九、五〇〇	三	三
同七年	第五期	一五、七五二	六一、六三八	二、〇一三	七八、七九二	六六、一五七	一二、六三五	二、〇〇〇	一〇	—
同八年	第六期	四二、二九六	七八、三二七	四八	一二〇、五六二	八二、一五一	三八、四二〇	一三、〇〇〇	三	四
同九年	第七期									
同十年	第八期	三九、〇四七	一	一、三一九	四〇、三六九	六七、九〇三	(一)二七、五三三	—	—	—
同十一年	第九期	九八、五四六	八、一七三	八、七五八	一一五、四七八	四七、一六二	六八、三一七	三九、三〇〇	五	—

同　十二年　第一〇期	一五一、五〇三	三、五四一	—	一七四、〇四四	七〇、〇七八	一〇三、九六六	八一、五〇〇	六	—
同　十三年　第一一期	七五、四五六	二五、二九二	六、八五七	一〇七、六〇六	四〇、五七三	六七、〇三三	四七、〇〇〇	六	—
同　十四年　第一二期	三、八九四	一五、二七三	一、五四六	四九、七一五	三五、六八五	一四、〇二八	一三、二〇〇	—	—
昭和元年　第一三期	七六、八一三	二一、五〇七	二四五	九八、五六五	三九、一四四	五九、四二一	三九、〇〇〇	六	—
同　二年　第一四期	六五、四六八	三四、三五〇	一、一五二	一〇〇、九七〇	五五、六一八	四五、三五二	二六、九〇〇	六	—

八、大連株式商品取引所　（資本金一千萬圓、内拂込二百五十萬圓）

大正九年二月十日設立。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
大正九年（第一期）	三四、三三六	七六、三〇六	二、四五三、二四八	二、五六四、六九〇	三一、三三八	二、五三三、三五二	二、五三三、三五一	—
同（第二期）	二〇四、三三八	二〇七、〇八五	一、六〇四	四一三、〇二七	二〇〇、五八〇	二一二、四四七	一一、〇〇〇	一六
同　十年（第三期）	一六四、六七四	一七七、三六八	三三、〇九六	三七五、一三八	一四一、〇七六	二三四、〇六二	一三、〇〇〇	一六
同（第四期）	六四四、〇二五	一三七、九九五	五一、七五八	八三三、七七八	二三三、〇六四	六〇〇、七一四	三一、〇〇〇	四〇
同　十一年（第五期）	四三四、七〇三	一九八、五五四	一、三五六	六三四、四九三	二五一、一九〇	三八三、三〇三	一九、五〇〇	一八
同（第六期）	二六二、〇七五	一五二、五五四	一、二〇二	四一五、八三一	一八三、八五一	二三二、九八〇	一三、〇〇〇	一六
同　十二年（第七期）	一〇六、五〇七	一六〇、八一七	二七、七三二	二九五、〇五五	一二六、八六三	一六八、一九二	八、五〇〇	一三
同（第八期）	五三、六一九	一三七、八〇四	六八三	一九二、一〇六	一〇二、六四五	八九、四六一	四、五〇〇	六
同　十三年（第九期）	四六、二六七	一三四、九五〇	一、一五三	一七三、三七〇	九〇、六五三	八二、七一八	四、二〇〇	六
同（第一〇期）	二三、四五四	八六、四三一	二六七	一一〇、一五二	九八、四三一	一一、七二一	—	—
同　十四年（第一一期）	一八、三七七	四九、六五七	五七六	六八、六一三	六一、〇五三	七、五七〇	四〇〇	—
同（第一二期）	一三、四三〇	四六、八〇七	二四七	五九、四八六	二、〇四一、六三三	(一)一、九八二、一四六	—	—

大正十五年（第一三期）	三七、九三〇	八六、五三〇	六三、五四五	一八八、〇〇五	六六、四〇二	一三一、六〇三	六、一〇〇	六・四
大正十五年（第一四期）	四〇、〇八一	五七、一八四	四一、一〇〇	一三八、三六五	七〇、七三〇	六七、六三五	三、四〇〇	六・四
昭和二年（第一五期）	三四、三九九	四八、四三四	五八、七六〇	一四二、五九三	八二、一三九	五九、四五四	三、〇〇〇	五
昭和二年（第一六期）	二五、五四〇	四七、六九〇	五五四、九一八	六二八、一四八	二三四、三五五	三九三、七九三	二〇、〇〇〇	五・一
同三年第一七期	四〇、一九三	四九、七八二	二〇、四四六	一一〇、四二一	六七、九四四	四三、四七七	二、二〇〇	六

註　第一期收入二、五六四、六九〇圓の中二、四五一、四一〇圓はプレミアム收入也。第一二期支出中には貸付金、所有々價證券及營業用什器銷却金一、九九三、三七八圓を含む、尚同期損失金一、九八二、一四六圓は前期繰越一九、三四六圓、法定積立金一、九六二、八〇〇圓を以て補塡せり。

九、株式會社第二大連株式信託會社（資本金五十萬圓、內拂込十二萬五千圓）

資本金五十萬圓にて大正九年三月十八日大連株式信託會社設立せられ、同十一年四月一日第二株式信託を合併し一千萬圓に增資して、株式市場の淸算事務を取つてゐたが其の後の缺損により同會社は現在淸算中にして、此處に言ふ第二大連株信は昭和二年四月二十一日設立せられ、前者とは異る會社であるが、參考迄に前者の營業成績をも此處に採錄する。

營業期間	收入	支出	純益	株主配當金	配當率	後期繰越金
大正九年第一期	一八六、八六八圓	五九、一五七圓	一二七、七一一圓	九五、〇〇〇圓	一五・二%	四、九三八圓
同十年（第二期）	一五二、七五〇	五五、〇一六	九七、七三四	八〇、〇〇〇	一三・八	八、一七三
同十年（第三期）	三二四、七九六	八五、九七四	二三八、八二三	二〇〇、〇〇〇	二三・〇	八、九九六
同十一年（第四期）	三四五、七九一	一八八、七五九	一九七、〇三二	一六〇、〇〇〇	二五・六	八、〇三八
同十一年（第五期）	五〇七、七六四	二四六、八一八	二六〇、九四六	二〇〇、〇〇〇	一六・〇	二八、九七四
同十二年（第六期）	三五三、七二四	二三八、九一八	一一四、八〇六	八〇、〇〇〇	六・四	四三、七八〇
同十二年（第七期）	二四一、五三七	二七七、六三二	(−)三六、一〇四	—	—	七、六七六

同　十三年（第八期）	二八、五九三	三〇四、三九三	(−)二七五、八〇〇	—	—	(−)一九二、一三四
同　十三年（第九期）	一五、三〇九	一、一一三、五〇四	(−)一、〇九七、一九五	—	—	(−)一、二八九、三二九
同　十四年（第一〇期）	三、六八二	一六九、六三九	(−)一六五、九五七	—	—	(−)一、四四五、二七七
同　十四年（第一一期）	三、四四六	一六七、二六五	(−)一六三、八一八	—	—	(−)一、六一九、〇九五
同　十五年（第一二期）	一三、一四六	一六九、六八二	(−)一五七、五三六	—	—	(−)一、七七六、六三三
同　十五年（第一三期）	二〇、四〇二	一五八、三九六	(−)一三七、九九四	—	—	(−)一、九一四、六二七
昭和二年（第一四期）	一五、五〇八	一七〇、七〇五	(−)一五五、一九七	—	—	(−)二、〇六九、八二四
昭和二年（第一五期）	五、〇一八	七、九三一	(−)二、九一三	—	—	(−)二、〇七二、七三七
新會社（第二大連株信）						
昭和二年下第一期	九、九五七	七、八四九	二、一〇八	—	—	一、九五八
同　三年上第二期	一七、〇八六	一一、二三六	五、八五〇	—	—	五、五五〇

十、大連商品信託株式會社（資本金百萬圓、内拂込二十五萬圓）

大正十年十月一日設立、設立當初資本金三百萬圓四分の一拂込なりしが大正十五年四月、現在の如く百萬圓に減資せり。

營業期間	收入	支出	純益	株主配當金	配當率	後期繰越金
	圓	圓	圓	圓	%	圓
大正十一年（第一期）	一二九、二六七	七二、〇五六	五七、二一一	四五、〇〇〇	一六	二、二一一
大正十一年（第二期）	二三九、九一三	一五〇、五一九	八九、三九三	六〇、〇〇〇	一三	四、六〇五
同　十二年（第三期）	五七、五六九	三三、四三三	二四、一三六	—	—	二六、七四一
同　十二年（第四期）	三〇、〇二二	二七、一七〇	二、八五二	—	—	二九、〇九三
同　十三年（第五期）	二九、四五二	二二、六八二	六、七七二	一八、〇〇〇	四・八	一七、三六六
同　十三年（第六期）	二〇、七五〇	二〇、一二一	六二九	—	—	一七、八九六

同 十四年（第七期）	二七、〇九七	二一、一五五	五、九四二	—	—	二三、五三八
同 十四年（第八期）	二三、五七九	二八、四九一	四、〇八八	—	—	二六、九二七
同 十五年（第九期）	二三、四八二	五七七、一六八	(−)五五三、六八六	—	—	(−)五〇〇、〇〇〇
同 十五年（第一〇期）	四五、一三七	二六、六一〇	一八、五二七	一四、〇〇〇	八・四	一、九二七
昭和 二年（第一一期）	二七、五二四	一七、九六二	九、五六二	一〇、〇〇〇	八・〇	九八九
昭和 二年（第一二期）	二七、一五三	一五、五九六	一一、五五七	一〇、〇〇〇	八・〇	九四六

註　大正十年上半期に整理勘定償却五五七、四一七圓を計上した爲に五五三、六八六圓の損失を招きたるも、之を前期繰越金二六、九二一圓、別途積立金一七、〇〇〇圓、法定積立金九、七五九圓にて補塡し殘額五十萬圓を後期に繰越せり。

十一、安東取引所（資本金二百五十萬圓、内拂込六十二萬五千圓）

大正十年二月十五日設立。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
大正十年（第一期）	二八、八四四	一五、八二三	三、四二三	四八、〇九〇	一九、三五九	二八、七三〇	一、五〇〇	一二
大正十年（第二期）	九二、九〇五	一三、三八〇	三、四一七	一〇九、七〇三	三一、五六八	七八、一三五	四、〇〇〇	一六
同 十一年（第三期）	五七、六一三	一三、〇三〇	八、一四二	七八、七八六	三三、八二一	四四、九六四	二、五〇〇	八
同 十一年（第四期）	四九、〇七六	一五、九九一	二、三二八	六七、三九五	三〇、三九八	三六、九九六	七、〇〇〇	八
同 十二年（第五期）	三八、六〇三	一七、八二一	三、三六八	五八、七九三	二八、一七九	三〇、六一三	一、六〇〇	一〇
同 十二年（第六期）	五三、九〇五	一五、三二四	三、九〇四	七二、一三三	二九、三三〇	四二、八〇三	二、五〇〇	一〇
同 十三年（第七期）	五九、五四七	一三、六一七	三、〇三九	七四、一九五	二六、四九七	四七、六九七	三、五〇〇	一〇
同 十三年（第八期）	二〇、三二一	八、三一六	一、四五九	三〇、〇九七	二九、六七八	四一九	—	—
同 十四年（第九期）	二一、四七三	一三、五三八	一、三七三	三六、三八三	二六、〇四三	三四一	—	—
同 十四年（第一〇期）	二七、四〇九	一、八九〇	一、四二八	三〇、七二八	二四、〇三五	六、六九二	四〇〇	三

大正十五年（第一一期）	三四、一三七	一、四五六	一、三〇三	三六、八九六	二三、二六四	一三、六三二	七〇〇	四
大正十五年（第一二期）	四五、五三三	一、〇三七	一、六八五	四八、二四四	三四、一八四	一四、〇六〇	八〇〇	四
昭和二年（第一三期）	四四、六二八	一、一八六	一、五八二	四七、三九六	二二、四九五	二四、九〇一	六、三〇〇	六
昭和二年（第一四期）	五九、一四一	九四五	一、二九〇	六一、三七六	二六、六八五	三四、六九一	七、八〇〇	六
同三年第一五期	三六、二一一	一、〇八九	一、一九一	三八、四九一	一八、一三七	二〇、三五四	四、一〇〇	五

十二、滿洲取引所（資本金三百二十萬圓、内拂込八十萬圓）

大正八年九月二十三日設立、當初奉天證券信託株式會社と稱し資本金二百萬圓なりしが同九年十月十五日奉天商事を合併して三百二十萬圓に增資せり。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
大正八年第一期	三、八〇三	六、八二三	七一	一〇、六九五	九、七九四	九〇一	—	—
同九年（第二期）	二、七一九	三〇、九四二	一、九四三	五四、六〇三	四一、五九六	一三、〇〇七	—	—
同九年（第三期）	五三六	八五、九九三	二四、七三三	一一一、二五一	九三、〇六二	一八、一八九	一、五〇〇	—
同十年（第四期）	二六	七一、四〇七	三八六	七一、八一九	四七、七〇一	二四、一一八	一、五〇〇	—
同十年（第五期）	一四六、五七一	四七、五八七	七三、四三四	二六七、五九二	六六、四三七	二〇一、一五五	一五一、〇〇〇	普通 二〇 特別 二〇
同十一年（第六期）	一〇四、五〇五	四六、七五三	六、二五四	一五七、五一二	七五、三〇二	八二、二一〇	一〇、〇〇〇	一六
同十一年（第七期）	八四、五六一	四一、一七〇	四、五六〇	一三〇、二九一	七四、九七五	五五、三一六	五、〇〇〇	一三
同十二年（第八期）	四六、四七四	三一、六五六	四、二三八	八二、三六八	六〇、〇四八	二二、三二〇	一、二〇〇	一〇
同十二年（第九期）	一一、〇八二	一六、二八七	一、七一八	二九、〇八七	八五、八二七	(一)五六、七四〇	—	—
同十三年（第一〇期）	七、〇三八	二〇、三六四	一、一五四	二八、五五六	三五、三二〇	(一)六、七六四	—	—
同十三年（第一一期）	六、九一五	一三、七五〇	一、七〇九	二二、三七四	四四、六一六	(一)二二、二四二	—	—

營業期間	手數料	利息	其他	計	支出	純益	積立金	配當率
同十四年(第一二期)	四、四八七	一一、九三三	一、八〇二	三六、八四一	五五、四五三	(−)一八、六一二	—	—
同十四年(第一三期)	三、八八三	一〇、五八七	二、六五六	一七、一二六	二一、五四〇	(−)四、四一三	—	—
同十五年(第一四期)	四、四四五	一五、四三五	一、四三七	二一、三〇七	二五、二九五	(−)三、九八八	—	—
同十五年(第一五期)	五、九六七	九、二四三	四、〇三三	一九、二三三	二九、七二八	(−)一〇、四九六	—	—
昭和二年(第一六期)	一、四三九	一〇、一八九	一、三七九	一三、〇〇七	三一、一一七	(−)一八、一〇九	—	—
昭和二年(第一七期)	五一五	七、九七〇	七、七八八	一六、二七三	二四、〇八七	(−)七、八一四	—	—

十三、滿洲取引所信託株式會社

（資本金七十四萬圓、內拂込十八萬七千九百六十圓）

大正十年六月十五日設立、當初奉天公株信託株式會社と稱し資本金五十萬圓四分の一拂込なりしが、同十一年六月六日第二奉天公株信託株式會社(資本金百五十萬圓)を合併し資本金二百萬圓四分の一拂込となす。次で大正十二年三月末奉天證券株式會社を合併し滿洲取引所信託株式會社と改稱、資本金を三百七十萬圓と爲す。次で十三年一月五分の一、七十四萬圓に減資す。

營業期間	收入				支出	純益	積立金	配當率
	手數料	利息	其他	計				
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
大正十年(第一期)	一三、九四九	五、六〇七	二、五一九	二二、〇七五	一六、〇八一	五、九九四	—	—
大正十年(第二期)	一八、九四四	一〇、九三六	五二	二九、九三二	二三、〇二七	六、九〇五	二、八〇〇	一〇
同十一年(第三期)	三三、三三二	一六、〇八四	二七、六一八	七七、〇三四	二七、七七三	四九、二六一	三、六〇〇	一〇
同十一年(第四期)	二二、〇四九	三六、二九六	六、〇九五	六四、四四〇	四二、七三〇	二一、七一〇	六、一〇〇	五
同十二年(第五期)	九、八七九	一九、三一一	五、八六三	三五、〇五三	四六、三三六	(−)一一、一七三	—	—
同十二年(第六期)	五、〇〇三	二〇、〇四七	一、三八一	二六、四三一	一八、七二八	七、七〇三	四〇〇	—
同十三年(第七期)	三、六四〇	六、四五六	三、一四九	一三、二四四	一四、八七〇	(−)一、六二五	—	—
同十三年(第八期)	三、〇四〇	三〇〇	二、二七六	五、六一六	六、六三七	(−)一、〇二一	—	—
同十四年(第九期)	一、二九〇	七	二、三七六	三、六七三	五、四四八	(−)一、六七五	—	—
同十四年(第一〇期)	二、〇四四	—	四三六	二、四七〇	三、一六二	(−)六九二	—	—

同　十五年（第一一期	二、〇二五	｜	五三	二、〇七七	一、六九一	三八六	｜	｜
（第一二期	一、〇〇三	一、三五七	二四七	二、六〇七	三、一五九	(−)五五二	｜	｜
昭和　二年（第一三期	五八五	一、〇八六	八九〇	二、五六一	二、七五六	(−)一九五	｜	｜
（第一四期	四九一	一、〇五四	五四八	二、〇九三	二、五六四	(−)四七一	｜	｜

後期繰越損金八三一圓

同 十四年（第一二期）	四、四八七	一一、九三三	一、八〇一	三六、八四一	五五、四五三	(−)一八、六一二	—	—
（第一三期）	三、八八三	一〇、五八七	二、六五六	一七、二二六	二一、五四〇	(−)四、四一三	—	—
同 十五年（第一四期）	四、四四五	一五、四三五	一、四三七	二一、三〇七	二五、二九五	(−)三、九八八	—	—
（第一五期）	五、九六七	九、二四三	四、〇二三	一九、二三三	二九、七二八	(−)一〇、四九六	—	—
昭和 二 年（第一六期）	一、四三九	一〇、一八九	一、三七九	一三、〇〇七	三二、一一七	(−)一八、一〇九	—	—
（第一七期）	五一五	七、九七〇	七、七八八	一六、二七三	二四、〇八七	(−)七、八一四	—	—

十三、滿洲取引所信託株式會社 （資本金七十四萬圓、內拂込十八萬七千九百六十圓）

大正十年六月十五日設立、當初奉天公株信託株式會社と稱し資本金五十萬圓四分の一拂込なりしが、同十一年六月六日第二奉天公株信託株式會社（資本金百五十萬圓）を合併し資本金二百萬圓四分の一拂込となす。次で大正十二年三月末奉天證券株式會社を合併し滿洲取引所信託株式會社と改稱、資本金を三百七十萬圓と爲す。次で十三年一月五分の一、七十四萬圓に減資す。

營業期間	收入 手數料	收入 利息	收入 其他	收入 計	支出	純益	積立金	配當率
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
大正十年（第一期）	一三、九四九	五、六〇七	二、五一九	二二、〇七五	一六、〇八一	五、九九四	八〇〇	—
（第二期）	一八、九九四	一〇、九三六	五三	二九、九八三	二三、〇二七	六、九五六	二、三〇〇	一〇
同 十一年（第三期）	三三、三三二	一六、〇八四	二七、六一八	七七、〇三四	二七、七七二	四九、二六一	三、六〇〇	一〇
（第四期）	三二、〇四九	三六、二九六	六、〇九五	六四、四四〇	四二、七三〇	二一、七一〇	六、一〇〇	五
同 十二年（第五期）	九、八七九	一九、三二一	五、八六三	三五、〇五三	四六、三三六	(−)一一、一七三	—	—
（第六期）	五、〇〇三	二〇、〇四七	一、三八一	二六、四三一	一八、七二八	七、七〇三	四〇〇	—
同 十三年（第七期）	三、六四〇	六、四五六	三、一四九	一三、二四四	一四、八七〇	(−)一、六二五	—	—
（第八期）	三、〇四〇	三〇〇	二、二七六	五、六一六	六、六二七	(−)一、〇一一	—	—
同 十四年（第九期）	一、二九〇	七	二、三七六	三、六七三	五、四四八	(−)一、七七五	—	—
（第一〇期）	二、〇四四	—	四二六	二、四七〇	三、一六二	(−)六九二	—	—

同　十五年	第一一期	二,〇二五	—	五三	二,〇七七	一,六九一	三八六	—	—
	第一二期	一,〇〇三	一,三五七	二四七	二,六〇七	三,一五九	(−)五五二	—	—
昭和　二　年	第一三期	五八五	一,〇八六	八九〇	二,五六一	二,七五六	(−)一九五	—	—
	第一四期	四九一	一,〇五四	五四八	二,〇九三	二,五六四	(−)四七一	—	—

後期繰越損金八三一圓

附錄 其三

各取引所年別出來高表

一、大連取引所

1, 重要物産現物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	豆油 出來高	豆油 價額	豆粕 出來高	豆粕 價額	雜穀 出來高	雜穀 價額
		圓		圓	斤	圓	枚	圓		圓
大正二年	△六五,九三二	四,五四〇,七七〇	○二〇,二一三	七三,一六三	六,八〇二,九四〇	八〇八,一〇五	二,八七八,二七六	四,〇一六,四三六	△二七,四〇八 ×三五,二五〇	七七五,三四七
同三年	○七,一〇〇 △一,一五三	三,九七〇,二一四	○五一五 △八,八〇三	五五〇,二一一	三,五九七,六七〇	二,六〇七,一三五	五,八三七,六一九	八,五五四,七六九	○一,〇七八 △六〇,〇五一 ×七,〇〇〇	二,〇七九,八三九
同四年	○二,三四九 △二,六九〇	一七,一三一,七四八	○一,三二一 △九,六四一	一,三五六,三五〇	二六,六四四,八八〇	二,九五七,四二九	八,七二一,三五九	一一,〇六一,六三五	○一,五三四 △五一,三〇七	二,四四五,三九二
同五年	○一三,四三二 △二八四	二〇,五六九,六〇〇	○一,一四四 △五,〇四〇	一,二六七,三九一	三二,五三五,〇二〇	四,三七三,九八四	八,五九三,九六六	九,七三六,五六一	○一,〇八四 △三,六五七 ×一〇,〇〇〇	一,八八七,二一四
同六年	○二,二五八	二〇,一三九,九九三	○四六六 △四,一三九	四,五三五,〇一〇	三,四三四,五〇八	三,九八八,二八二	一一,三九六,一七六	一三,一八一,〇三六	○二,〇四六 △一一〇,二八二	三,〇二四,一四一
同七年	○一六,九四一 △二九	二八,三一〇,一六七	○二,二九一 △七三	二,五七七,九三四	二四,七五〇,五九一	三,六四三,三三八	八,九八一,七三〇	一一,〇八一,〇四八	○一,二〇三 △一,七七五	一,八六三,二六三
同八年	○一六,九三二	三二,九九四,三八三	○七三	六九,七〇六	六五,〇五二,六四〇	八,三四四,八三〇	一四,一五三,〇〇三	二一,九八四,一七〇	○五四五 △一,一五三	八三〇,八二六

同九年	○三、八六六	一六、九三〇、一一〇	○五六	七六、三一三	九一、八九〇、四〇〇	一一、一二七、八六五	一三、八七一、〇五〇	二一、一八七、一一〇	○五一	九四、八三三
同十年	○九、七三八	一五、五五〇、一六〇	○二一七	一五六、〇七二 ※一六二、四七八	九九、二三六、五四八	七、八七五、〇〇二 ※一、七七五、八五六	二四、七二一、四〇〇	三九、二六六、四〇〇 ※四、〇二八、九三七	○六五	四九、二八六 ※七四、一五三
同十一年	○七〇三	※一、七五五、四六二	○一四	※一六、三五九	四四、六九二、〇六五	※六、四六三、二九二	五、三一五、〇〇〇	※一一、〇一〇、九九一	○二	※三、五一九
同十二年	○四三	二、八五三 ※一〇六、一一五	—	—	二〇、五三三、二九〇	五三九、二五〇 ※五、一九〇、七一七	一、七八一、五〇〇	五六、七八〇 ※三、四八〇、三〇六	—	—
同十三年	○二、三七五	六、〇二七、八三三	—	—	二六、八五三、五八五	四、一三三、〇四九	四、三八八、〇〇〇	七、二四〇、八八五	—	—
同十四年	○四四三	一、一九六、五三一	○二	三、一三六	五〇、五五六、七四四	八、四六五、四九二	九、五一八、一〇〇	一七、〇六〇、八〇七	—	—
同十五年	○一六〇	四四六、八七六	—	—	八二、八〇〇、九七六	一三、九一六、一一五	六、九六二、九〇〇	一四、〇五三、六五〇	—	—
昭和二年	○五三	一五三、四五四	—	—	三五、七五二、八一〇	六、二八八、六一七	四、四六二、一〇〇	八、七九八、九三八	—	—
同三年	○四	一二、一〇三	—	—	二〇、三二一、九四一	三、五三八、八九八	六、八五六、九〇〇	一三、八〇九、三六九	—	—

備考　△印は俵、○印は車、×印は斤、一車一俵の斤量は先物に同じ、昭和三年度は八月末まで、※印は金圓、他は銀圓。

2. 重要物產先物

年別	大豆		高粱		豆粕		豆油	
	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額
	車	圓	車	圓	千枚車	圓	百函	圓
大正二年	一五、三六四	二六、八〇三、九〇六	—	—	三、三六八	四、五六四、二七〇	—	—
同三年	九八、七〇四	一五四、八〇〇、三三九	一、〇九五	一、〇九九、三一八	七、二五四	九、六二八、九四〇	—	—
同四年	七〇、二七三	一〇七、三七四、九八〇	六、三一一	八、八四三、二一三	二七一	三四二、二〇〇	八九〇	五、七一五、九〇四
同五年	七〇、八九八	一〇八、二九九、〇六四	三三、五三三	四〇、三六五、九八五	三九、一九一	四三、七四九、八三五	二九、一八八	二一、四二一、六九四
同六年	七三、一一三	一三五、三三八、三四九	四八、二一三	九四、三三四、九〇六	五九、一三八	六四、一四一、一九三	三三、六五三	二九、四一四、九五六

同七年	八四、九七二	一四三、四三〇、一八九	五五、五六八	五八、九三四、二三三	一七二、六四一	二一三、五九三、五三五	三九、九三五	三六、三五四、五八二
同八年	一〇七、〇八五	二〇三、一九九、七四九	二九、一五三	三〇、一三一、八〇三	二五七、四〇四	四〇〇、三四一、四一五	四七、六九九	三八、一一四、六〇六
同九年	一二七、五〇五	二四六、七七〇、二五三	三六、三五八	四八、〇三五、七六四	一一七、三七一	二一七、三六三、三七〇	三〇、一七七	二一、一三六、八〇四
同十年	五四、二〇九	五三、八六五、三〇三 ※五八、九九一、八三四	八、八一五	八、六七三、八〇七 ※三一、一四四、四九一	七一、六〇八	六九、七三五、九〇〇 ※七九、〇四五、〇六〇	二八、三五一	八、七四七、〇一四 ※七、六三八、五三九
同十一年	七八、三四九	※一九三、五三七、八〇一	三九、八二四	※四九、三五一、〇〇四	九五、五四一	※一九一、三六五、九六〇	四四、四三〇	※三五、四六六、七四五
同十二年	七七、八一〇	二〇、六〇八、二九三 ※一八六、九八三、一九八	二四、九九四	二、四六九、三〇六 ※三三、五九六、六一五	七〇、八四三	八、三七五、八四五 ※一三七、四九八、八五五	四〇、二九五	三、二四六、一九三 ※三三、二五六、三六一
同十三年	五七、一六四	一四五、四九六、九五七 ※六、五八七、七六一	一五、三三五	三三、一六八、六四五 ※二三〇、六三八	三八、三四四	六五、二五一、三九〇 ※二、四一四、三五五	三二、〇六五	三〇、一六六、五四九 ※三五二、四七六
同十四年	五九、七三三	一七〇、七三三、三七六	二一、五六八	三八、八四三、九一〇	四〇、六七三	七三、八九三、一八〇	三〇、八三〇	二九、三六六、八七六
同十五年	七一、五三四	二一四、五八八、六三〇	三四、二〇五	六一、七八九、七三五	三九、八八五	八〇、九四一、六〇九	三六、六八五	三六、八〇四、八一六
昭和二年	六一、六〇〇	一八〇、九一八、三七一	三六、三八八	六三、九六九、七三〇	三一、〇八四	六一、九六〇、六七〇	三一、五五五	三一、五五〇、二六五
同三年	三三、三六一	九七、五三三、二〇七	二五、一四九	四一、二七八、一一九	一七、三八三	三五、〇〇一、〇二〇	一六、一一〇	一六、〇五四、三六四

備考

一、自大正二年至八年大豆、高粱一車は三百袋（一袋一五〇斤）、豆粕は一車千枚（一枚四六斤）、豆油一函は五六斤。

一、大正九年及十年（自一月至七月）大豆一車は正味四四、八〇〇斤、高粱一車は四四、五〇〇斤。

一、大正十一年（八月以降）大豆、高粱一車は四九、〇〇〇斤。

一、※印は金圓。

一、昭和三年は八月末迄。

3. 錢鈔現物

年別	鈔票對金 出來高	鈔票對金 價額	鈔票對小洋錢 出來高	鈔票對小洋錢 價額	俄帖對鈔票 出來高	俄帖對鈔票 價額
	百圓	圓	百圓	圓	百留	圓
大正六年	二四三、三九一	三、〇四九、六四六	三六、三九七	四、一九五、二〇九	—	—
同七年	四八二、四二八	七三、三二一、七二六	四九、五五七	五、六八七、三五三	—	—
同八年	七三四、三三六	一三四、〇〇三、四五一	五〇、三二二	五、六七八、七九一	—	—
同九年	一、〇九四、四三〇	一六四、六七三、七七三	七四、九四一	八、七〇六、三〇〇	—	—
同十年	七七七、六四五	八一、三〇七、三四七	六七、九三七	七、八三〇、八〇八	—	—
同十一年	七〇四、一七三	七八、三九一、三五一	六四、六八八	七、四九〇、四五五	—	—
同十二年	八九〇、七七五	九四、七三四、二四〇	六三、五八五	七、二八九、六九一	—	—
同十三年	一、〇九一、八二七	一三三、九五七、五三〇	五一、六三三	六、三三三、一一五	六四五	一一、九〇六
同十四年	五七九、〇四九	七六、二八七、九七三	四八、九三五	六、〇〇〇、〇八〇	—	—
同十五年	七六五、〇八七	七九、六七一、三七五	五九、五〇五	七、一六〇、一三三	—	—
昭和二年	七二三、七二七	六八、一三三、八一七	七〇、二八〇	八、四九五、七一五	—	—
同三年	三二七、三三八	三二、八九五、八三九	三九、四二〇	四、八一八、二三四	—	—

備考　昭和三年は八月末迄。

4. 錢鈔先物

年別	鈔票對金 出來高	鈔票對金 價額	俄帖對銀 出來高	俄帖對銀 價額
	千圓	圓	千留	圓
大正六年	五七〇、三八五	七九四、四二七、一一〇	二〇八、九七〇	四八、四三〇、一四〇
同七年	九五八、九二〇	一、五六九、六六七、四六五	五一二、四二五	八〇、五七七、一二四
同八年	一、八三〇、〇九八	三、四五〇、一六五、三四四	三二二、一四五	一八、五四二、七二六
同九年	二、二三八、九七〇	三、五〇三、四一〇、六五四	一四、五六五	一八七、三三七
同十年	七九六、八六〇	一、八七八、五一六、五八三	―	―
同十一年	一、六七七、四三〇	一、〇五〇、九一四、七一八	―	―
同十二年	一、四六四、七九〇	一、五五〇、四三九、七二〇	―	―
同十三年	一、二二七、一五五	一、五四九、三八四、六八〇	―	―
同十四年	一、一六〇、四四五	一、五二二、五六一、九五九	―	―
同十五年	一、二六二、六九五	一、二七五、四一五、〇一二	―	―
昭和二年	一、四〇三、七〇五	一、三三三、八四五、九二三	―	―
同三年	七二五、六一五	七三二、九二四、四三五	―	―

備考　昭和三年は八月末迄。

二、奉天取引所

年別	錢鈔現物 金對奉天票 出來高（百圓）	錢鈔現物 金對奉天票 價額（元）	錢鈔 金對奉天票 出來高（千圓）	錢鈔 金對奉天票 價額（元）	錢鈔先物 鈔票對奉天票 出來高（千圓）	錢鈔先物 鈔票對奉天票 價額（元）
大正九年	二〇〇	一五、七六〇	二五三、二八六	三五〇、〇一三、七八五	—	—
同 十年	—	—	一一、一七五	一四、〇六一、四四八	—	—
同 十一年	—	—	二八、七〇八	三九、九四一、一七八	—	—
同 十二年	三九七	五五、三一七	一一、二八三	一五、六四二、二六三	—	—
同 十三年	一、七七一	二五七、六五九	一三九、九九九	一八二、四〇〇、〇一九	三六五	六三八、四三三、五〇〇
同 十四年	—	—	七〇二、三九〇	一、一五六、二六六、九八〇	五九	一一〇、九八三
同 十五年	—	—	六七六、二九九	二、二六五、一一四、一三九	一六三	七九三、二五四
昭和二年	—	—	一、〇〇三、六五〇	一〇、三三一、七四二、三一四	三九	二〇〇、八八五
同 三年	—	—	六二五、二一九	八、八八一、〇九八、四五八	—	—

備考 昭和三年は八月末迄。

三、開原取引所

1. 重要物産現物（馬車糧豆）

年別	大豆 出來高（石）	大豆 價額（元）	高粱 出來高（石）	高粱 價額（元）	包米 出來高（石）	包米 價額（元）	其他 出來高（石）	其他 價額（元）
大正六年	三九二、三三〇	四、五八一、九四二	六二、六七七	四八四、五八一	四、三四九	三四、五五八	一〇、三五一	一三一、七九八

大正七年	五六七、六三四	八、四五〇、〇七八	一三八、六五三	一、五一七、五九一	三四、四九五	三四六、四〇六	六、一三七	九四、二六二
同八年	六三九、六八三	一〇、三八四、三七九	四九、七五四	四五二、三四三	二、七七九	二四、八〇〇	九、九四四	一〇〇、五六五
同九年	七〇三、三九三	一六、〇七二、六七五	八一、〇二八	一、〇二九、八三八	二〇、一〇一	二七五、八三三	五、二四七	一二〇、一三四
同十年	七六二、八二九	一三、二四〇、三四四	二三六、四八二	二、六三四、七四九	六八、三四七	七五七、八六〇	七、二一二	一三七、三四二
同十一年	五三三、四八六	一〇、〇一六、四〇三	二〇五、六五四	二、〇一四、三三六	七八、八八九	七五一、〇〇三	二、八五四	一三六、〇五五
同十二年	五三五、一三九	一一、一八二、三一一	一三五、二〇四	一、四五二、二八二	三一、五三〇	三三〇、八四五	五、一四九	一三一、七二五
同十三年	五七九、一四三	一三、四八三、一八〇	六七、九七二	八九九、〇二七	一三、五四四	一四五、四九二	九、六一八	二三一、八九三
同十四年	五七五、五八九	二〇、二九九、八六〇	一三七、五一九	二、九四五、一〇五	七二、五四四	一、五九六、〇五三	四四、五〇三	一、五九九、七五五
同十五年	六二八、二四六	三八、六七二、二五一	一三三、七八九	四、五五〇、四三〇	五八、三一五	一、六五〇、四四九	二〇、一三五	一、一六五、〇八五
昭和二年	五七八、五八七	八三、六一八、六九〇	一〇一、五三二	八、八五七、一九二	二〇、六一〇	一、五四八、六一〇	一九、二九三	二、四〇五、一二五
同三年								

備考 昭和三年は八月末迄。

2. 重要物産先物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額
	車	元	車	元
大正五年	四〇、五四一	六六、五三三、一七三	—	—
同六年	五〇、七七四	九一、一三六、五一五	五、五五〇	七、七七三、九一六
同七年	四五、七五三	九六、七四七、一九六	四、四六八	五、七九六、七二四
同八年	七三、三三九	一九六、八六四、九一九	六、六四四	一〇、五九三、二一六

大正九年	八二、七九〇	二二九、〇九八、三三六	九、六四二	一八、一四〇、二二七
同十年	五四、一三二	一二七、〇四七、三六〇	一〇、二六七	一五、五四五、一五五
同十一年	六四、五七四	一八二、四四五、八一三	一七、一四〇	二三、二七一、〇八八
同十二年	九四、九七二	三〇〇、三四五、五六五	二七、八五二	四五、六三九、三七一
同十三年	八九、八五九	三一一、六三九、八八七	一八、四一五	三八、〇一五、八八九
同十四年	七六、二二〇	四一一、六三八、一〇八	三二、七五五	一〇三、五三二、八七五
同十五年	一二〇、〇三八	一、二六八、二六二、三八九	三七、二一四	二三八、七〇五、〇〇二
昭和二年	二〇七、六四二	五、三二六、九七六、八三五	二一、〇一九	二七一、六九三、三三八
同三年	一一三、四〇七	七、四〇六、四三七、三七四	六、一〇九	二三三、七二八、五九九

備考　昭和三年は八月末迄。

3. 錢鈔先物取引

年別	金票對奉天票 出來高	金票對奉天票 價額	鈔票對奉天票 出來高	鈔票對奉天票 價額	俄帖對奉天票 出來高	俄帖對奉天票 價額
	千圓	元	千圓	元	千留	元
大正七年	六二、二六三	六二、一二九、二八九	六二、三三七	九五、二三五、六三五	一六〇、一八四	三六、一三七、二一四
同八年	二三八、七八二	二二、三六七、八五四	一七一、三六二	二八三、五四四、五三六	二四、三五五	二五、七九六、一九四
同九年	三一二、六三三	三〇四、一三一、〇六六	一六〇、一一三	二四六、一七〇、六七四	三五	一、三九〇
同十年	二三六、六五五	二九〇、七二七、四九〇	一三一、一一八	一七三、八八九、七一九	―	―
同十一年	三三五、〇九三	四四三、〇四八、二二四	一三七、七六二	三五三、〇九三、六八五	―	―
同十二年	二四六、二八六	三四三、八四三、七一七	二四三、九二八	三六三、四四三、三一七	―	―

大正十三年	一三四、八四五	一六八、九一〇、三〇四	一九一、〇〇五	三一二、九七〇、二一七	—
同十四年	一二五、一九四	一九七、九五七、八一四	一五四、九九七	三五三、三四二、一一四	—
同十五年	一〇四、七二五	三一七、五一九、一六二	一五四、五九〇	五三二、二四六、〇九五	—
昭和二年	二	二〇、二六〇	—	—	—
同三年	五、八五七	一三三、四〇二、五六〇	七七三	一八、二三二、三六〇	—

備考 大正五、六年は出來不申、昭和三年は八月末迄。

四、四平街取引所

1. 重要物産現物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	粟 出來高	粟 價額	豆粕 出來高	豆粕 價額	豆油 出來高	豆油 價額	其他 出來高	其他 價額
大正十三年	石 七五、八二七	元 二、九九四、六五九	石 二六、九二五	元 五三六、五四五	石 二八、八五四	元 九四〇、〇一八	枚 二四七、五〇〇	元 五九八、七四三	千斤 七〇〇	元 一九八、七〇〇	石 一九、八二三	元 六六五、六一五
同十四年	一三、五七三	五五一、四二〇	二、一四四	四六、三三九	四三、九八一	一、八二一、三三六	一五六、二〇〇	四八九、八七一	二五〇	七七、八三〇	六、五三一	一八五、八九七
同十五年	—	—	—	—	四六一	一五、五八三	三八、五〇〇	一六一、九九七	—	—	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 大正十二年以前は出來不申。

2. 重要物産先物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	豆粕 出來高	豆粕 價額	其他(粟) 出來高	其他(粟) 價額
	車	元	車	元	千枚	元	車	元
大正八年	3,394	10,391,167	527	766,927	—	—	6	15,276
同 九年	9,969	25,606,274	3,300	5,823,988	—	—	—	—
同 十年	16,865	39,629,074	5,340	7,979,108	—	—	—	—
同 十一年	8,125	21,936,200	6,483	8,310,238	—	—	—	—
同 十二年	16,384	48,975,493	10,743	15,483,106	15	38,816	13	29,590
同 十三年	14,683	35,136,168	9,196	19,133,913	—	—	—	—
同 十四年	13,862	72,624,679	14,863	45,636,938	—	—	—	—
同 十五年	10,666	108,324,079	7,784	42,956,415	—	—	—	—
昭和二年	20,539	53,275,901	1,181	13,989,863	—	—	—	—
同 三年	9,301	60,103,169	—	—	—	—	286	631,654圓

備考 昭和三年は八月末迄。

3. 錢鈔

年別	現物 金票對奉天票 出來高	現物 金票對奉天票 價額	先物 金票對奉天票 出來高	先物 金票對奉天票 價額	先物 鈔票對奉天票 出來高	先物 鈔票對奉天票 價額
	圓	元	千圓	元	千圓	元
大正八年	—	—	29,162	20,674,397	20	33,636

大正九年	—	—	一三、六六三	一二三、九八九、〇九六	—	—
同十年	—	—	三七、八九四	四八、六八六、七六四	—	—
同十一年	—	—	六五、二七三	八八、七七九、六八三	—	—
同十二年	—	—	四九、二四三	六八、八三一、二七一	一五六	二一九、三五四
同十三年	七六七、三三三	一、二〇一、二四一	二七、八八四	三六、〇八三、三八五	六三	一〇四、七九九
同十四年	六八、〇八〇	九四、二〇三	二八、七七九	四七、三四七、四五三	四八	九二、〇五九
同十五年	—	—	五四五	一、八七五、〇〇三	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—
同三年	—	—	四九	一、一四九、六四〇	—	—

備考　昭和三年は八月末迄。

五、公主嶺取引所

1. 重要物產

年別	現物				先物			
	大豆		高粱		大豆		高粱	
	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額
大正八年	三〇七車	八八二、五五五元	一一〇車	一四九、三六三元	八、五〇六車	二四、七〇三、八四七元	二、九五一車	四、二一九、七七三元
同九年	一六	四三、八〇八	—	—	二六、二八六	六七、九六八、六二九	八、七〇〇	一五、二四四、八七九
同十年	—	—	—	—	二〇、〇一六	四三、〇八一、四八三	一〇、〇〇一	一三、九〇七、一六〇
同十一年	—	—	—	—	二三、一〇三	六二、〇一七、六四六	一七、九六九	二一、九五二、二七三

年別	金票對奉天票 出來高	金票對奉天票 價額	鈔票對奉天票 出來高	鈔票對奉天票 價額	俄帖對奉天票 出來高	俄帖對奉天票 價額	官帖對奉天票 出來高	官帖對奉天票 價額
大正十二年	—	—	—	—	二九、三〇七	八八、一六一、七六三	三一、四〇一	三一、八六一、九八六
同十三年	—	—	—	—	二一、六九七	七四、七八〇、三一六	一八、三五〇	三六、六四八、九〇四
同十四年	—	—	—	—	三四、六三一	一七六、七一一、七一六	四一、九七四	一三六、九九六、一〇三
同十五年	—	—	—	—	五七、七九五	五九八、〇九四、一八〇	四四、四〇〇	二六〇、六四三、六八七
昭和二年	—	—	—	—	八九、七八四	二、一七一、五三六、九六三	一八、二六二	二一六、六九五、〇八三
同三年	—	—	—	—	三三、八八四	二、三〇〇、九六二、三七二	四、四七二	一六〇、二八一、八一三

備考　昭和三年は八月末迄。

2. 錢鈔現物

年別	金票對奉天票 出來高	金票對奉天票 價額	鈔票對奉天票 出來高	鈔票對奉天票 價額	俄帖對奉天票 出來高	俄帖對奉天票 價額	官帖對奉天票 出來高	官帖對奉天票 價額
	千圓	元	千圓	元	千留	元	千吊文	元
大正八年	九七三	七四二、一三三	一八三	三四〇、〇三九	一三九	三、六九九	七三二	二九、五六三
同九年	六八	六一、九三九	三	一六、六四六	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　大正十年以後は出來不申。

3. 錢鈔先物

年別	金票對奉天票 出來高	金票對奉天票 價額	鈔票對奉天票 出來高	鈔票對奉天票 價額	俄帖對奉天票 出來高	俄帖對奉天票 價額	官帖對奉天票 出來高	官帖對奉天票 價額
	千圓	元	千圓	元	千留	元	千吊文	元
大正八年	一三、九七三	九、七〇九、四三九	一、〇四四	一、六六五、七七六	二九三	一〇、二三八	一、六〇	六七、一四一

大正九年	四二、四一八	三九、〇四五、五五五	三〇七	四三三、〇七一	—	—	一四	三一、四〇〇
同十年	一七、三〇〇	三三、二九二、三四一	—	—	—	—	—	—
同十一年	三八、四六四	五三、〇四六、六六七	—	—	—	—	—	—
同十二年	二〇、五九六	二八、四九二、六三五	七七	一〇八、五七〇	—	—	—	—
同十三年	六、〇七一	八、〇八四、一九八	三六	五五、〇六五	—	—	—	—
同十四年	三八一	六三二、四三〇	二	四、四七四	—	—	—	—
同十五年	九、〇四三	二九、八四六、九三九	三、四三三	五〇、〇一八、八〇九	—	—	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—
同三年	二九	六四三、六七九	七四一	一七、五五五、八〇二	—	—	—	—

備考 昭和三年は八月末迄。

六、長春取引所

1. 重要物產現物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	其他 出來高	其他 價額
	車	圓	車	圓	車	圓
大正五年	—	—	—	—	—	—
同六年	—	—	—	—	—	—
同七年	八、一〇四	一〇、七三〇、一八七	—	—	—	—
同八年	九、八〇三	一三、三五四、四三三	—	—	—	—
同九年	六、五五二	一〇、七五二、三六二	—	—	—	—

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	小麥 出來高	小麥 價額
同 十年	三、一三五	四、三二四、五一六	一、九四八	一、七七八、五五八	九九〇	一、四三〇、三五八
同 十一年	三、〇六〇	五、三三四、六〇〇	三、六六九	二、八一七、一四四	二、八九六	三、二八三、一四〇
同 十二年	二、九三六	五、七九六、九三六	一、九六二	一、七五八、五九七	一、八六七	三、二九七、〇一一
同 十三年	二、六三六	五、四二八、八七〇	一、七九五	二、〇二三、四四〇	九八七	二、〇三七、二九九
同 十四年	一、七八九	四、七四八、三七五	三、二六三	四、三三七、二九〇	二、二四八	六、三五二、八七〇
同 十五年	二、四一五	五、六四二、三一八	三、五四三	四、九五五、四八三	一、九三四	三、四五五、九七八
昭和 二年	二、〇八六	四、七二九、八五七	三、三三二	四、一二八、三二八	一、二九〇	二、四〇八、三九二
同 三年	一、三九四	三、一四五、七七一	一、一七六	一、三九五、二六八	五二五	一、一三五、五三三

備考 昭和三年は八月末迄、價額單位は銀圓。

2. 重要物產先物

年別	大豆 出來高	大豆 價額	高粱 出來高	高粱 價額	小麥 出來高	小麥 價額
	車	圓	車	圓	車	圓
大正五年	六、〇四五	—	—	—	—	—
同 六年	一〇、一八二	—	—	—	—	—
同 七年	一三、一三三	—	—	—	—	—
同 八年	二八、六九三	—	—	—	—	—
同 九年	四四、四〇二	—	—	—	—	—
同 十年	二三、五五一	三二、一一三、二三八	一、一〇七	九〇六、七六九	—	—
同 十一年	三七、四九二	六六、五八七、〇七二	一四、九七四	一二、四三三、九三八	—	—

同　十二年	四五、〇六九	八九、五四〇、九九六	一六、八六七	一五、九〇九、九七九	五一九	一、五五九、五一五
同　十三年	二三、七〇三	四五、九八六、五八九	七、八二〇	八、七七四、六六九	四七四	一、三五六、〇三一
同　十四年	八、六二六	一八、七三三、〇七九	五、〇三七	六、四八〇、四六三	四	一三、三三〇
同　十五年	九、七六〇	二三、三二〇、二六二	一八、六七七	二五、九〇三、九八二	—	—
昭和二年	三、六八五	八、五六四、四三六	一一、五九四	一四、八九九、七七二	—	—
同　三年	一、一二八	二、六九四、九〇七	五、四七四	六、四五一、四六八	—	—

備考

一、價額單位は銀圓。
一、大正九年以前は官帖建なるを以つて價額を略す。
一、昭和三年は八月末迄。

3. 錢鈔先物

年別	鈔票對金票		金票對官帖		鈔票對官帖		俄帖對官帖	
	出來高（千圓）	價額（圓）	出來高（千圓）	價額（吊）	出來高（千圓）	價額（吊）	出來高（千留）	價額（吊）
大正五年	—	—	八	一〇一、三七〇	二一七、五一九	三三、二四二、四八八、四七八	三四三、〇七九	二、九九五、七三八、〇二一
同　六年	—	—	—	—	一八〇、一一五	三三、〇二六、六六三、四六四	四〇八、七五三	二、二九四、八三〇、五三四
同　七年	—	—	—	—	七四九	一五、四〇一、三一〇	一九、八一八	六四、五六二、一六二
同　八年	—	—	—	—	四、七八〇	二三八、四四九、五一五	一四、三五六	二六、〇九〇、五一〇
同　九年	—	—	二七、六二四	二八六、〇八五、九一四	五、八三二	三八六、〇二三、五三五	—	—
同　十年	—	—	—	—	—	—	—	—

同十一年	五六〇	五九二、五五三	—	—	一三、〇一五	一、六七〇、二四八、九一〇	—	—
同十二年	—	—	—	—	四、〇〇九	五〇八、〇〇四、九〇〇	—	—
同十三年	—	—	—	—	—	—	—	—
同十四年	—	—	—	—	—	—	—	—
同十五年	三	一三、三六四	四	六五八、二〇〇	二三、一三一	三、七八三、五三六	—	—
昭和二年	—	—	—	—	六七、四八七	一一、三三八、一四七、八三五	—	—
同三年	—	—	—	—	一三三、五三五	二四、九七四、四一〇、三三五	—	—

備考

一、昭和三年は八月末迄。

一、大正十五年には右の他奉票對官帖九千元（三三八、七〇〇吊）、鈔票對奉票二千圓（一〇七、七一〇元）、金票對奉票一千圓（四、五〇〇元）あり。

五、大連株式商品取引所

1. 株式

年別	定期 出來高	定期 價額	延 出來高	延 價額	現物 出來高	現物 價額
	株	圓	株	圓	株	圓
大正九年	七六四、四九〇	八、四三五、一一五	二六七、一一〇	七、二一八、二一七	二、〇一二、八二〇	五三、四三四、六二三
同十年	三、二五〇、一二〇	二五一、二六九、二六七	一、一二〇、三二〇	三七、七一九、六一三	二、一一四、八六〇	一四八、五六一、〇六七
同十一年	一、七二六、一七〇	一一、三五一、二九〇	八〇八、五一〇	一七、五四五、一六一	八七六、三二〇	四七、五九六、九八二
同十二年	六六九、八九〇	一九、一二七、七六三	二四、四六〇	一六六、一三六	二六九、〇二〇	七、八七七、五一六

同十三年	二三、一二〇	五、七二〇、四四六	一、八六〇	一三、七二六	七四、九四〇	一、八三三、〇六九
同十四年	五九、七六〇	六三三、七〇七	四八〇	六、二〇八	一八、四七〇	三二〇、一九九
同十五年	四二七、六三〇	一一、一八二、一八七	六一、五九〇	二七八、〇三〇	二七八、〇三〇	六、六四五、七四九
昭和二年	四一二、三三〇	九、四五三、三三九	一〇、〇六〇	二七、六三〇	三五三、六九一	七、七八九、三九七

備考 昭和二年八月より延取引は現物乙部となる。

2. 綿糸

年別	定期		延		現物	
	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額
	梱	圓	梱	圓	梱	圓
大正九年	一〇〇	三六、二〇〇	—	—	—	—
同十年	一〇〇	二九、五七五	六、六三七	一、六二二、六九五	二、三〇六	五九一、六三〇
同十一年	—	—	一九二、三四八	四四、九八二、七九五	四〇、八二四	一、四七七、一九七
同十二年	—	—	一〇六、九九五	二五、六九三、三三四	二、四七二	五八三、一一四
同十三年	—	—	一〇、七九〇	三、二七八、一四三	三五	一三、〇五五
同十四年	—	—	—	—	八二五	二七二、〇六〇
同十五年	—	—	九、七五五	二、〇五五、二七〇	—	—
昭和二年	—	—	五、二五五 △五四〇	九三三、〇七〇 △一〇、〇五八	—	—

備考 △印は銀建なり。

3. 綿布

年別	定期 出來高	定期 價額	延期 出來高	延期 價額	現物 出來高	現物 價額
	俵	圓	俵	圓	俵	圓
大正九年	—	—	—	—	—	—
同十年	八〇	一五、五三〇	一、七八五	四〇二、一四五	四、二一四	七三五、五七二
同十一年	—	—	二六、八〇五	五、八七一、一六九	八、八三四	二、〇五一、四五三
同十二年	—	—	一、一三〇	二八八、九一九	一、四七四	四五四、二九五
同十三年	—	—	一九〇	六一、七〇八	六五	二三、八二五
同十四年	三三、三七三	三、三五三、一一〇	二五	七、五七五	一三五	三六、一八五
同十五年	—	—	一、五七五	四六五、九三三	—	—
昭和二年	—	—	一、九六五 △一〇	四八六、七八〇 △一、四六〇	—	—

備考 △印は銀建なり。

4. 麻袋（附 麥粉）

年別	定期 出來高	定期 價額	延期 出來高	延期 價額	現物 出來高	現物 價額
	千枚	圓	千枚	圓	千枚	圓
大正九年	五、一六二	二、二〇一、六七〇	三九、〇〇〇	一五、〇〇六、九〇〇	—	—
同十年	一、五三八	四一八、五〇〇	四九、〇〇〇	一一、八五三、九五〇	三、七五三	九七、二一四

同十一年	—	—	一〇四、三三八	二八、一三六、〇五五	一四七	四〇、八二四
同十二年	—	—	二六、四二〇	八、六四八、四〇〇	二〇	八、四〇〇
同十三年	—	—	二九、四六六	一五、九一二、二一六	二	一、三七〇
同十四年	六〇〇	三八七、四六八	三三、二七二	二一、三五二、一一〇	一三五	三八、一八五
同十五年	—	—	六七、一六〇	二七、三六〇、八四九	—	—
昭和二年	—	—	三二、三八〇	一三、八七九、六〇〇	六〇	二六、三四〇
同二年（麥粉）	—	—	（單位袋）一九二、一〇〇	六一六、五七七	—	—

八、安東取引所

1. 大豆及豆粕定期

年別	大豆		豆粕	
	出來高	價額	出來高	價額
大正十年	二〇〇石 一車	二、〇六〇兩 一、四八三圓	一三二千枚	一四五、九三八兩
同十一年	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—
同十三年	—	—	—	—

備考

一、大正十年出來たるのみにて以後出來不申。

一、現物取引はなし。

2. 鎭平銀

年別	定期 出來高	定期 價額	現物 出來高	現物 價額
大正十年	一五〇、七五二 千兩	一八一、四九四、一〇七 圓	一、三三九 千兩	一、八一五、六四五 圓
同十一年	一二六、八七三	一五二、三二二、三二七	—	—
同十二年	一四四、六二三	一六三、三四三、七六七	—	—
同十三年	一三八、三一二	一八二、四二七、五二六	—	—
同十四年	一〇一、七四二	一八九、三八九、一四八	—	—
同十五年	一七五、三三一		—	—
昭和二年	二二七、四二〇		—	—

3. 金票及洋錢票

年別	定期 小洋票 出來高	定期 小洋票 價額	現物 金票 出來高	現物 金票 價額	現物 大洋票 出來高	現物 大洋票 價額	現物 中國票 出來高	現物 中國票 價額	現物 小洋票 出來高	現物 小洋票 價額
大正十年	三 千元	七、五二三 兩	四九五 千圓	三七八、二二〇 兩	五二 千元	六二、九九八 元	一三七 千元	六六、八二八 兩	七三 千元	四六、八五三 兩
同十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　大正十一年以後出來不申、大洋票の建値は中國票なり。

4. 株式

年別	定期 出來高（株）	定期 價額（圓）	現物 出來高（株）	現物 價額（圓）
大正十年	三八九、八〇〇	一八、四二四、七八〇	一、八三〇	一九、八六八
同十一年	三五二、〇九〇	七、二二五、九〇二	三九、三九〇	六五〇、九〇五
同十二年	九一、〇一〇	一、八〇九、九三六	八五、一〇〇	一、六一七、三三二
同十三年	四六、七二〇	七五一、三七七	一四、七八〇	二四六、五九四
同十四年	四、五二〇	二八、七一六	一、八一〇	一六、八一四
同十五年	二四、四一〇		—	—
昭和二年	一七、九一〇		—	—

九、滿洲取引所

年別	株式出來高（株）	米穀出來高（石）
大正十年	二、三八六、九六〇	—
同十一年	三、九二〇、八四〇	—
同十二年	一、六八二、五六〇	—
同十三年	五八五、五二〇	一六七、二四〇

同　十四年	三四一、七〇〇	二四四、五六〇
同　十五年	四六二、三二〇	一五二、〇六〇
昭和二年	二二七、六八〇	五五、八八〇

品及満洲取引
定期取引ハ各
於テ擔保ス
二十五萬圓、
業保證金ヲ夫

昭和三年十一月二十七日印刷
昭和三年十一月三十日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
發行兼編輯者　佐田弘治郎

大連市大山通六十三番地
印刷者　太田信三

大連市大山通六十三番地
印刷所　小林又七支店

發行所　南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

昭和三年十一月二十七日印刷
昭和三年十一月三十日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
發行兼編輯者　佐田弘治郎

大連市大山通六十三番地
印刷者　太田信三

大連市大山通六十三番地
印刷所　小林又七支店

發行所　南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

昭和三年十一月[illegible]日印刷
昭和三年十一月[illegible]日發行

發行兼編輯者　佐田[illegible]郎
[illegible]

印刷者　太田[illegible]
大阪市大[illegible]

印刷者　小林又七
大阪市大[illegible]

發行所　南滿洲鐵道株式會社
[illegible]